

○約束郵便取扱規則 (府)統制第三十六號(九) 一五二

○日本通信省並大不列顛及愛爾蘭聯合王國郵政顧問郵便為營業務約定 (條)第八號(三) 六三

○日本通信省並大不列顛及愛爾蘭聯合王國郵政顧問郵便為營業務約定施行期日 (告)選信第三三五九號(三)三六六

○ホンヂニラス共和国通商船務郵便為營業務約定ニ加 (告)選信第四百二十三號(四) 七五〇

○帝國ト外國郵便為替ヲ交換スル國、羅馬約定ニ依リ為替ヲ交換スル國ニ於ケル為替取扱局、為替金額ヲ表示スヘキ貨幣、為替一口ノ最高額等指定明治四十年告示第五百八十五號(帝國ト外國郵便為替ヲ交換スル諸國並ニ取扱局、為替金額ヲ表示スヘキ貨幣及為替一口ノ最高額等指定)停止 (告)選信第三三六十一號(三)三六六

○大不列顛保護國ソマリランド及大不列顛植民地ケイマン諸島羅馬締結價格表取替及同價格交換約定ニ加入 (告)選信第三三六十二號(三)三九九

○將校同相當官各自醫費スル乘馬ノ入廠治療ニ要スル藥物及消耗品自辨願 (達)陸海第四十四號(五) 二六六

○海軍軍醫學生、藥劑學生、造船學生、造兵學生、主計學生條例中改正 (勅)第二百九十五號(三) 二五七

○前金拂 (マ)ノ部
○明治二十三年勅令第三十二號(在外公館經理中前金拂ノ件)中改正 (勅)第四百十八號(六) 二七九

○滿洲ニ於ケル領事裁判ニ關スル件 (法)第五十二號(四) 一四九

○明治四十一年法律第五十二號(滿洲ニ於ケル領事裁判ニ關スル件)施行期日 (勅)第二百一十一號(九) 三九六

○在南滿洲帝國領事館附屬警察官ニ關スル件 (勅)第五號(二) 五

○南滿洲鐵道株式會社ニ關スル事務主管ノ件 (勅)第四百七十九號(七) 三三九

○滿洲及其他ノ清國領土ニ於テ使用スル收入印紙ノ符號設定明治三十三年省令第四十九號(在滿洲及韓國本邦郵便局ニ於テ賣下シヘキ收入印紙符號ノ件)廢止 (省)大藏第七號(三) 四六

○關東州、南滿洲及其附近ニ於ケル明治四十二年徵兵身體檢查ニ關スル件 (府)關東都督第六十六號(三) 三三九

○明治四十年陸軍第二十九號(臺灣、樺太、韓國、滿洲及北滿在勤ノ軍人軍屬家族旅行許可ニ關スル件)中改正 (達)陸海第二號(二) 一

○明治三十九年陸軍第三十二號(滿洲及韓國駐劄部隊ニ關スル馬匹ノ糧秣並ニ其定額及代用飼料ノ換算率)廢止 (達)陸海第三十四號(四) 八六

○滿洲韓國樺太駐劄陸軍部隊給與令細則中改正 (達)陸海第三十號(三) 六八

明治四十一年 索引 (前金拂) (滿洲) (刑)

○明治三十六年省令第五號(兵隊醫、教練師、教師、藥劑師、看守及女醫取替定員)中改正 (省)司法第十九號(六) 二二九

○海軍中藥劑士採用ニ付キ出願方 (省)海軍第九號(七)二五〇九

○醫術開業試驗、藥劑師試驗出願者中軍役若クハ之ニ關スル職務ニ服スル者ニ付テハ試験ヲ受ケルコトヲ得ずシニ者試驗延期ノ件廢止 (告)文部第三十五號(三) 一七九

○本年第一回醫術開業試驗並ニ藥劑師試驗ハ東京市ノ外延期 (告)文部第二十三號(四) 六一

○東京市外ノ地方ニ於テ施行スヘキ本年第一回醫術開業試驗並ニ藥劑師試驗開始期日 (告)文部第二十九號(四) 六二

○明治四十一年第二回藥劑師試驗施行地及期日等 (告)文部第七十八號(六) 三六六

○明治四十二年第一回藥劑師試驗施行地及期日等 (告)文部第二十六十九號(三)二五〇二

○第三改正日本藥局方中改正 (省)內務第二十一號(三) 四五五

○藥品營業並藥品取締規則 (府)關東都督第三十八號(七) 二二

○藥品營業並藥品取締規則ニ依リ毒藥、劇毒物品目錄方 (告)關東都督第六十一號(七)二六六

○野戰藥廠並製藥修理所職工本養成規則廢止 (達)陸海第七十號(三) 一八七

○明治三十九年省令第四十三號(在滿洲、樺太、朝鮮、南洋等以外ノ各郵便局所間ニ取替ヘキ電信料金)ノ件)中改正 (省)選信第六號(三) 二

○明治三十九年省令第四十三號(在滿洲、樺太、朝鮮、南洋等以外ノ各郵便局所間ニ取替ヘキ電信料金)ノ件)廢止 (省)選信第四十三號(三) 四八六

○帝國及在清國滿洲帝國通商船務顧問直轄者普通電報並ニ帝國船舶局及在清國滿洲帝國通商船務顧問發着無線電報取扱方 (省)選信第三十二號(六) 二四四

○關東州及滿洲內地輸出入貨物ニ於テ特種差出手續ヲ取扱ハシム (省)關東都督第六十號(三)三三〇

○大連埠頭製鹽船給水ハ南滿洲鐵道株式會社ヲマテ取扱ハシム (省)關東都督第六十號(三) 一六五

○刑法會議ニ於テ刑ノ旨波ヲ受ケタル者ノ特赦及減刑ニ關スル件 (勅)第二百十六號(七) 三三

○刑法施行前ニ公布シタル命令ニ關スル件制定明治三十九年勅令第五十五號(刑ノ執行ヲ廢止セラレタル者ノ北海道及沖繩縣ニ於ケル區ノ公民權及區會議員選舉權ニ關スル件)廢止 (勅)第二百十七號(七) 三三

○軍法會議ニ於テ刑ノ旨波ヲ受ケタル軍人軍屬等ニシテ其身分ヲ失ヘタル者ニ關スル取扱手續 (達)陸海第六十六號(九) 一七七

○海軍軍法會議ニ於テ刑ノ旨波ヲ受ケタル者ニ關スル取扱手續 (達)海軍第二百二十號(三) 一九四

○軍法會議ニ於テ刑ノ執行期限ノ旨ヲ受ケタル者ニシテ其ノ身分ヲ失フタル場合ニ關スル取扱手續 (海軍部第三十二號) 一九六	○陸軍刑法施行法 (法)第四十七號(四) 九八
○明治三十九年海軍第五十八號(刑)ノ執行期限中ノ者海軍軍人軍屬ト爲リタル場合ニ於ケル取扱手續 (海軍部第三十四號) 二二九	○陸軍刑法施行前日 (勅)第六十四號(六) 二九九
○明治三十九年海軍第五十九號(刑)ノ執行期限中ノ者海軍軍人軍屬ト爲リタル場合ニ於ケル取扱手續(中改正) (海軍部第三十五號) 二二九	○陸軍刑法ヲ適用セサル陸軍所屬ノ學生生徒ニ關スル件 (勅)第二百五十五號(一〇) 四七六
○刑ノ執行期限中改正 (勅)統監第十八號(一〇) 三六四	○海軍刑法施行法 (法)第四十八號(四) 一〇五
○關東州裁判事務取扱令制定關東州刑罰令、關東民事審判規則及關東州刑事審判規則廢止 (勅)第二百十三號(九) 三九九	○海軍刑法施行前日 (勅)第六十五號(六) 二九九
○刑法 (勅)第二百十三號(九) 三九九	○海軍刑法施行前日 (勅)第二百十九號(六) 四三三
○刑法施行法制定刑罰則其他舊刑法施行ノタル公布ノ法令廢止 (法)第二十九號(三) 四四	○陸軍刑法陸軍刑法施行法、海軍刑法及海軍刑法施行法ヲ適用スルノ件 (勅)第二百二十號(六) 四三六
○刑法施行期日 (勅)第六十三號(六) 二九八	○陸軍刑法、陸軍刑法施行法、海軍刑法及海軍刑法施行法ヲ適用スルノ件 (勅)第二百二十一號(六) 四三六
○刑法施行前日公布シタル命令ニ關スル件制定明治三十九年勅令第五十五號(刑)ノ執行ヲ廢止セラレタル者ノ北海道及沖繩縣ニ於ケル區ノ公民権及區會議員選舉權ニ關スル件廢止 (勅)第二百十七號(九) 四三三	○海軍刑法ヲ適用セサル海軍所屬ノ學生、生徒ニ關スル件 (勅)第二百二十二號(六) 四三七
○陸軍刑法制定前日同法廢止 (法)第九十二號(八) 三四七	○關東州ニ於ケル刑事ニ關スル件 (勅)第二百五十七號(一〇) 四七七
○陸軍刑法制定前日同法廢止 (法)第四十六號(四) 八一	○關東州裁判事務取扱令制定關東州刑罰令、關東民事審判規則及關東州刑事審判規則廢止 (勅)第二百十三號(九) 三九九

○明治三十八年省令第十號(區裁判所刑事事務)ノ取扱手續(省)司法第二十六號(九) 三七五	○關東州裁判事務取扱令制定關東州刑罰令、關東民事審判規則及關東州刑事審判規則廢止 (勅)第二百十三號(九) 三九九
○同上 (省)司法第三十號(三) 四七五	○陸軍刑法制定前日同法廢止 (法)第九十二號(八) 三四七
○新潟地方裁判所新發田支部外四支部ニ於テ民事刑事第一審事務取扱 (省)司法第十一號(四) 二二八	○關東州ニ於ケル刑事ニ關スル件 (勅)第二百五十七號(一〇) 四七七
○海軍刑事令 (律)第九號(九) 二二	○關東州裁判事務取扱令制定關東州刑罰令、關東民事審判規則及關東州刑事審判規則廢止 (勅)第二百十三號(九) 三九九
○海軍民事令制定明治三十一年律令第八號(民事商事及刑事ニ關スル律令)同律令第九號(民事商事及刑事ニ關スル律令施行規則)同三十二年律令第八號(本島人及清國人ニ刑事訴訟法民事訴訟法及其附屬法律適用ニ關スル件)廢止 (律)第十一號(九) 一四	○關東州裁判事務取扱令制定關東州刑罰令、關東民事審判規則及關東州刑事審判規則廢止 (勅)第二百十三號(九) 三九九
○海軍民事令第一條ニ定メタル附屬法律指定明治三十一年府令第五十四號(民事商事及刑事ニ關スル律令規定ノ附屬法律指定)廢止 (府)統監第四十八號(九) 二二四	○關東州裁判事務取扱令制定關東州刑罰令、關東民事審判規則及關東州刑事審判規則廢止 (勅)第二百十三號(九) 三九九
○韓國政府公布ノ民刑訴訟規則及民事訴訟期限規則(告)統監第六十六號(六) 二七五	○關東州裁判事務取扱令制定關東州刑罰令、關東民事審判規則及關東州刑事審判規則廢止 (勅)第二百十三號(九) 三九九
○韓國政府公布ノ民事裁判費用規則、民事訴訟手数料規則及民事訴訟費用規則(告)統監第八十二號(二) 三三三	○關東州裁判事務取扱令制定關東州刑罰令、關東民事審判規則及關東州刑事審判規則廢止 (勅)第二百十三號(九) 三九九
○契印 (告)統監第八十二號(二) 三三三	○關東州裁判事務取扱令制定關東州刑罰令、關東民事審判規則及關東州刑事審判規則廢止 (勅)第二百十三號(九) 三九九
○汚染又ハ毀損ノ引換、分合其他ノ事由ニ依リ交付スル舊北越鐵道株式會社債券ノ契印押捺方 (告)大藏第五十一號(三) 三六八	○關東州裁判事務取扱令制定關東州刑罰令、關東民事審判規則及關東州刑事審判規則廢止 (勅)第二百十三號(九) 三九九
○契印 (告)大藏第五十一號(三) 三六八	○關東州裁判事務取扱令制定關東州刑罰令、關東民事審判規則及關東州刑事審判規則廢止 (勅)第二百十三號(九) 三九九
○帝國大學及圖書館資金所屬不動産賣渡ニ關スル賣渡契約ノ件 (勅)第五十八號(六) 二九三	○關東州裁判事務取扱令制定關東州刑罰令、關東民事審判規則及關東州刑事審判規則廢止 (勅)第二百十三號(九) 三九九

〔警報〕

- 縣立正式警報信號標(新潟縣)揚卸中止 (告)文部第四號(一) 四一
- 小串浦漁業組合立正式警報信號標(山口縣)設置 (告)文部第十一號(一) 四二
- 町立正式警報信號標(富山縣)設置 (告)文部第二十一號(三) 一七五
- 市立正式警報信號標(香川縣)設置 (告)文部第四十六號(三) 一八一
- 縣立正式警報信號標(福岡縣)揚卸開始 (告)文部第三號(一) 四一
- 縣立正式警報信號標(島根縣)揚卸中止 (告)文部第十五號(一) 四四
- 縣立正式警報信號標(熊本縣)揚卸開始 (告)文部第十四號(一) 四三
- 縣立正式警報信號標(茨城縣)揚卸中止 (告)文部第二十四號(二) 一七六
- 縣立正式警報信號標(新潟縣)揚卸開始 (告)文部第六十八號(三) 一七六
- 官立正式警報信號標(神奈川縣)揚卸中止 (告)文部第六十一號(三) 一三九
- 斗六廳下湖口港警報信號標從前ノ通揭示 (告)臺灣總督第六十八號(五) 二二九九
- 臺灣廳東石港警報信號標從前ノ通揭示 (告)臺灣總督第七十二號(五) 二二二二
- 鹽水港廳布袋警報信號標揭示 (告)臺灣總督第五五號(九) 二一〇〇
- 阿蘇廳東港警報信號標揭示 (告)臺灣總督第二百一十一號(二〇) 三三〇
- 臺北廳依所廳舍屋上ニ建設セル警報信號標揭示 (告)臺灣總督第六十二號(二) 三三六九
- 臺北廳依所廳舍屋上ニ建設セル警報信號標揭示ノ模範 (告)臺灣總督第六十三號(二) 三三六九
- 臺風警報信號標設置規則 (府)關東都督第六號(三) 二二
- 關東都督府臺風警報信號標 (告)關東都督第二十二號(三) 五五五
- 大連測候所構内ニ正式臺風警報信號標設置 (告)關東都督第三十號(四) 八二七
- 大連測候所構内ニ正式臺風警報信號標設置 (告)關東都督第六十八號(七) 六六八

〔警務〕

- 警務考及警務支考ノ名稱位置管轄區域中改正 (告)關東都督第三十八號(四) 八二〇
- 警務考及警務支考名稱位置管轄區域改正 (告)關東都督第四十七號(四) 二二四九
- 同上中改正 (告)關東都督第八十七號(四) 〇三三三
- 同上 (告)關東都督第九十號(四) 〇三三三
- 外國在勤警部巡査任用及支給規則中改正 (勅)第六十一號(六) 二二九六

- 明治三十八年勅令第二百二十九號(臨時取締)ノ施行 (勅)第三百三十號(五) 二五八
- 明治三十七年勅令第二十八號(臨時取締)ノ施行 (勅)第三百二十九號(五) 二五八
- 海軍監獄看守、海軍警務官勸諭書授與規程 (勅)海軍第五十四號(二) 二二六〇
- 在南滿洲帝國領事館附警察官ニ關スル件 (勅)第五號(一) 五
- 明治二十三年勅令第二百八號(省令)關令府縣令及警察令ニ關スル規則ノ件(中改正) (勅)第二百四十五號(九) 四六九
- 警察犯處罰令 (省)內務第十六號(四) 三七
- 同上 (府)統監第四十四號(二〇) 二四三
- 警察犯處罰令設定軍政署遠警罪目廢止 (府)關東都督第五十八號(二〇) 二八五
- 警察官及消防官制服制改正(明治二十二年勅令第二百二十二號)(警察官及消防官制服)ノ制廢止 (勅)第七號(三) 七
- 警察官及消防官制服規則中改正 (勅)內務第一號(三) 七
- 臺灣總督府警察官制服制 (勅)第二百六號(八) 三六二
- 關東都督府警察官制服制中改正 (勅)第十六號(三) 七九
- 治安警察法ニ依リ武器其他ノ物件携帯禁止ノ件 (省)內務第三號(三) 四五
- 治安警察法ニ依リ武器其他ノ物件携帯禁止地域 (省)內務第十號(七) 二四七
- 關東都督府警察官制服規則中改正 (府)關東都督第四十一號(八) 一四二
- 明治三十三年勅令第四十八號(警務)ノ施行 (勅)內務第五十五號(五) 八二五
- 警務考及警務支考(警務)ノ施行 (勅)內務第五十五號(五) 八二五
- 警務考及警務支考(警務)ノ施行 (勅)內務第二十二號(三) 三三三
- 警務考及警務支考(警務)ノ施行 (勅)內務第三十五號(四) 五六二
- 同上(愛知縣) (告)內務第三十九號(四) 五六四
- 同上(大阪府、岐阜縣) (告)內務第五十七號(四) 八二七
- 同上(石川縣) (告)內務第六十號(六) 二二五二
- 同上(新潟縣) (告)內務第六十八號(六) 二二五五
- 同上 (告)內務第九十九號(六) 二二五五
- 同上(福岡縣) (告)內務第九十九號(六) 二二五五
- 同上(愛知縣) (告)內務第一百六號(二) 三三八
- 同上(兵庫縣) (告)內務第二百二十二號(二) 三三七九
- 同上(山口縣) (告)內務第三百三十三號(三) 三三七七
- 明治四十年告示第五十六號(警察官警務官勸諭書) (告)關東都督第三十一號(四) 八一九
- 明治三十七年勅令第二十八號(臨時取締)ノ施行 (勅)第三百二十九號(五) 二五八
- 明治三十三年勅令第四十八號(警務)ノ施行 (勅)內務第五十五號(五) 八二五

〔警部〕

- 治安警察法ニ依リ武器其他ノ物件携帯禁止地域 (省)內務第十號(七) 二四七
- 治安警察法ニ依リ武器其他ノ物件携帯禁止ノ件 (省)內務第三號(三) 四五
- 關東都督府警察官制服制中改正 (勅)第十六號(三) 七九
- 臺灣總督府警察官制服制 (勅)第二百六號(八) 三六二
- 警察官及消防官制服規則中改正 (勅)內務第一號(三) 七
- 警察官及消防官制服(勅)第七號(三) 七
- 警察犯處罰令設定軍政署遠警罪目廢止 (府)關東都督第五十八號(二〇) 二八五
- 同上 (府)統監第四十四號(二〇) 二四三
- 警察犯處罰令 (省)內務第十六號(四) 三七
- 同上 (勅)第二百四十五號(九) 四六九
- 在南滿洲帝國領事館附警察官ニ關スル件 (勅)第五號(一) 五
- 海軍監獄看守、海軍警務官勸諭書授與規程 (勅)海軍第五十四號(二) 二二六〇
- 明治三十七年勅令第二十八號(臨時取締)ノ施行 (勅)第三百二十九號(五) 二五八
- 明治三十八年勅令第二百二十九號(臨時取締)ノ施行 (勅)第三百三十號(五) 二五八
- 警務考及警務支考(警務)ノ施行 (勅)內務第五十五號(五) 八二五
- 警務考及警務支考(警務)ノ施行 (勅)內務第二十二號(三) 三三三
- 警務考及警務支考(警務)ノ施行 (勅)內務第三十五號(四) 五六二
- 同上(愛知縣) (告)內務第三十九號(四) 五六四
- 同上(大阪府、岐阜縣) (告)內務第五十七號(四) 八二七
- 同上(石川縣) (告)內務第六十號(六) 二二五二
- 同上(新潟縣) (告)內務第六十八號(六) 二二五五
- 同上 (告)內務第九十九號(六) 二二五五
- 同上(福岡縣) (告)內務第九十九號(六) 二二五五
- 同上(愛知縣) (告)內務第一百六號(二) 三三八
- 同上(兵庫縣) (告)內務第二百二十二號(二) 三三七九
- 同上(山口縣) (告)內務第三百三十三號(三) 三三七七
- 明治四十年告示第五十六號(警察官警務官勸諭書) (告)關東都督第三十一號(四) 八一九
- 明治三十七年勅令第二十八號(臨時取締)ノ施行 (勅)第三百二十九號(五) 二五八
- 明治三十三年勅令第四十八號(警務)ノ施行 (勅)內務第五十五號(五) 八二五

〔警守〕

- 陸軍監獄看守長、陸軍監獄看守及陸軍看守服制 (勅)第百八十一號(七) 三三〇
- 陸軍監獄看守長、陸軍監獄看守及陸軍看守服制規則設定陸軍監獄看守長看守及陸軍看守服制規則 (達)陸軍第五十四號(七) 一三七
- 陸軍監獄看守陸軍看守及陸軍看守服制規則中改正 (達)陸軍第五十六號(八) 一五九

〔警備〕

- 對馬警備隊司令部條例改定 (軍)陸軍第三號(一) 四

〔挂燈〕

- 神奈川縣橫濱港口本牧燈船撤去本牧挂燈浮標設置 (告)通信第七百三十五號(八)二七〇
- 神奈川縣橫濱港外荒洲ノ東端本牧浮標挂燈浮標ニ變更ニ改稱 (告)通信第八百二十二號(九)二八八
- 橫濱港口本牧燈船撤去挂燈浮標設置 (告)通信第八百七十五號(九)二九〇
- 福岡縣島原海灣三池港挂燈浮標設置 (告)通信第八百八十三號(九)二九〇
- 長崎縣肥前平戸島ノ南方伏瀬挂燈立標不日點火 (告)通信第八百二十二號(一〇)三三三
- 長崎縣肥前平戸島ノ南方伏瀬挂燈立標點火 (告)通信第八百九十九號(一〇)三三三
- 武藏國橫濱港外船見沖ニ試點ノタメ、アセトンノ瓦斯ヲ挂燈浮標設置 (告)通信第八百五十三號(一〇)三三九

〔警守〕

- 下關海峽西口六連島沖ニ設置ノ汽船挂燈浮標撤去 (告)通信第八百九十九號(一〇)三三九
- 神奈川縣武藏國橫濱港外船見沖汽船挂燈浮標移轉 (告)通信第八百二十八號(一〇)三三〇

〔整理〕

- 明治二十三年法律第二十七號(陸軍給與ニ關スル委任整理ノ件)中改正 (法)第三十九號(三) 六九
- 陸軍經理部條例 (勅)第二十六號(三) 九九
- 帝國大學經理委員會規則中改正 (勅)第三十三號(三) 一一七
- 同上 (勅)第七十五號(七) 三三〇
- 稅關長ニ對シテ專賣局作業委任整理ノ執行ヲ命ジタル場合ニ於テ該整理ニ係ル取扱方 (勅)大藏第十八號(三) 一八七
- 專賣局作業整理規程規定煙草專賣局作業整理規程廢止 (勅)大藏第十六號(三) 一五一
- 軍隊經理規程中改正 (達)陸軍第八十號(三) 二四八
- 兵務經理規程中改正 (達)陸軍第十四號(三) 三三
- 同上 (達)陸軍第二十四號(三) 五七
- 同上 (達)陸軍第五十六號(四) 一〇〇
- 同上 (達)陸軍第一百十三號(四) 一八一
- 同上 (達)陸軍第二十號(三) 三六
- 同上 (達)陸軍第五十號(四) 六六
- 同上 (達)陸軍第一百一號(四) 一六三
- 陸軍品經理規程中改正 (達)陸軍第六十六號(二) 二六五

〔經費〕

- 明治三十三年勅令第三十二號(在外公館經費中前金拂ノ件)中改正 (勅)第百四十八號(六) 二七九
- 經費取扱規程中改正 (勅)大藏第三十號(六) 二四九
- 地方廳ニ於テ取扱フヘキ民商事務所管經費取扱手續中改正 (勅)農商務第二號(二) 一八
- 同上 (勅)農商務第三十九號(二) 四〇
- 憲兵科志願ノ豫備役後備役下士兵卒ニ係ル給與及ニ經費支出取扱方 (達)陸軍第十一號(三) 三二
- 同上中改正 (達)陸軍第十五號(三) 四二
- 明治三十六年勅令第三十四號(海軍省所管收入及經費ニ係ル支出收入區分及委任仕拂命令官、送入徴收官、收入官吏ノ件)別表中改正 (達)海軍第六十五號(三) 二六五
- 樺太ニ於ケル漁業組合經費課算書及經費決算書ノ方式 (告)內務第七號(一〇)三〇七
- 逓信省所管經費取扱規程廢止 (勅)通信第二號(一〇)三六一
- 明治四十年告示第二百二十三號(逓信官署ノ經費ノ渡切ヲ以テ當該局長ニ交付スル指定表)中改正 (告)通信第四百七十六號(四) 七七

〔計算〕

- 同上 (告)通信第六百五十六號(七)二六二
- 同上 (告)通信第四百四十號(一〇)三三九
- 明治四十年告示第七十六號(渡切ヲ以テ經費ヲ交付スル統監府逓信官署指定)中前除 (告)統監第八十七號(六)一四八
- 同上中加除 (告)統監第三百三十六號(六)一九七
- 明治四十年告示第五十六號(警察官署渡切經費科目)中追加 (告)關東都府第三十一號(四) 八一九
- 明治四十年告示第六十一號(經費渡切指定)逓信官署中追加 (告)關東都府第六十七號(七)二六八
- 大不列顛保護國ノマリランド及大不列顛殖民地ケイマン諸島關稅結算表記載狀及同種物交換約定ニ加入 (告)通信第六百六十二號(一〇)三三九
- 明治四十年法律第三十一號(國家出納上一般未納ノ總數計算ニ關スル件)中改正 (法)第三十八號(三) 六八
- 明治二十六年省令第三十二號(陸計算書仕拂命令領收狀及陸軍簿式)中改正 (省)大藏第五號(三) 二〇
- 同上 (省)大藏第十七號(二) 九九
- 金庫出納事務規程及各特別會計金庫出納事務規程ニ依リ大藏省ハ提出スヘキ各金庫每月出納計算書簿式 (勅)大藏第九號(三) 六四

- 明治三十三年陸軍第十七號(各隊ニ於ケル下士積立金及酒保並ニ集會所ニ係ル金銀ノ保管、收支計算ニ關スル規定制定報告ノ件)廢止 (陸軍第八十二號) 三二五
- 明治十五年陸軍第十五號(新懲罰令前計算方)廢止 (陸軍第八十五號) 三二五
- 明治二十七年訓令第一號(逕信費支出計算書ヲ會計檢査院ニ送付方委任)廢止 (訓)逕信第二號(三) 三六一
- (結核)
 - 畜牛結核病豫防法中改正 (法)第四十五號(四) 一八〇
 - 同上施行規則中改正 (省)農商務第八號(四) 一三四
- (結婚)
 - 海軍現役軍人結婚條例制定海軍軍人結婚條例廢止 (勅)第百八十號(七) 三三九
 - 海軍現役軍人結婚條例施行細則 (省)海軍第六號(七) 三三七
 - (決算)
 - 樺太ニ於ケル漁業組合經費豫算書及經費決算書ノ方式 (告)內務第百七號(三〇)三〇一七
- (教育)
 - 教育總監部條例改定 (軍)陸軍第二十號(三) 三五五
 - 陸軍衛生部將校相當官教育規則 (陸)陸軍第二十四號(三) 四五五
 - 陸軍縫紉工卒及縫紉工長候補者教育規則 (陸)陸軍第七十六號(二) 二二五
- 臨時教員養成所規程中改正 (省)文部第三十三號(三) 四七六
- 市町村立小學校教員住宅費補助ニ關スル規程中改正 (省)文部第十九號(五) 一五七
- 教員免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ教員ニ充ツルコトヲ得ル規定中改正 (省)文部第一號(二) 一八
- 市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料支給規則中改正 (省)文部第十七號(四) 二二三
- 師範學校中學校女子師範學校師範學校女子部、高等女學校ノ教員免許狀效力 (省)文部第七號(三) 七〇
- 學校病院ノ教員及海兵團ノ練習生五等卒ノ教員タル下士卒ノ任用進級實役停年加算方 (陸)海軍第五十三號(四) 九九
- 同上中追加 (陸)海軍第百四十二號(二) 二三八
- 明治三十一年陸軍第百四十一號(學校及練習所ニ於テ教員ノ職ヲ奉スル下士卒特別拔擢ノ件)及同三十九年陸軍第六十五號(明治三十一年陸軍第百四十一號ヲ海軍團ニ於テ新兵教員奉職ノ下士卒ニ適用)廢止 (陸)海軍第五十四號(四) 九九
- 明治三十六年告示第三十號(教員無試験檢定ニ關スル指定)中訂正追加 (告)文部第百六十四號(二)三九五
- 第一及第二臨時教員養成所廢止 (告)文部第百十四號(三) 三九〇
- 第三臨時教員養成所修業年限延長認可 (告)文部第七十七號(三) 三七八
- 明治四十一年度工業教員養成所生徒募集員數 (告)文部第五十八號(三) 一八六

- 明治三十年陸軍第百二十三號(軍隊教育順次命令ニ據リ教育スルニ教令法及衛生法大意)廢止 (陸)陸軍第六十一號(八) 一六一
- (決算)
 - 工兵隊電信術教育教令及明治三十六年陸軍第二號(鐵道大隊ニ於ケル電信術ノ教育方針)廢止 (陸)陸軍第八十九號(三) 二五七
 - 海軍艦隊下士卒教育規則中改正 (陸)海軍第十九號(三) 三五
 - 海軍教育本部應務規程中改正 (陸)海軍第二十二號(三) 三五
 - 陸軍現役後備役將校同相當准士官下士卒卒降休兵補充兵演習召集教育召集年次及日數表制定明治三十五年告示第九號(降休兵補充兵後備役兵第一補充兵演習召集年次及日數表)廢止 (告)陸軍第一號(二) 三三
 - 高等教育會議議員互選人名 (告)文部第百八十二號(六)二六八
 - 高等教育會議規則第四條第三項但書ノ選舉期日 (告)文部第百八十一號(六)二六七
- (教員)
 - 樺太廳立小學校教員退職料及遺族扶助料ニ關スル件 (法)第三十五號(三) 六五
 - 樺太廳立小學校教員退職料及遺族扶助料支給ニ關スル件 (勅)第七十一號(二) 二〇五
 - 教員檢定ニ關スル規程中改正 (省)文部第六號(五) 六九
 - 教員檢定ニ關スル規程改正 (省)文部第三十二號(二) 四四五
- 明治四十一年實業科教員夏期講習會開設 (告)文部第百七十四號(五) 八五九
- 師範學校中學校高等女學校教員試驗檢定施行 (告)文部第二十八號(三) 一七七
- 本年開設スル師範學校中學校高等女學校教員等夏期講習會ノ講習學科目、開會地等 (告)文部第百六十七號(五) 八五〇
- 佐賀縣市町村立小學校教員退職料、扶助料、給與金、扶助金受領手續改正ニ付キ本島在任者受領方 (告)海軍總督第二十六號(三) 三四二
- 島根縣ニ於ケル市町村立小學校公立實業補習學校教員公立幼稚園保母退職料及遺族扶助料受領手續 (告)海軍總督第六十六號(五) 二二五七
- 青森縣ニ於ケル縣現支辨市町村立小學校及實業補習學校教員幼稚園保母、巡査、縣有給吏員退職料、扶助料、給與金、扶助金受領手續 (告)海軍總督第七十號(五) 二二五九
- (教範)
 - 艦隊機關取扱教範改正 (陸)海軍第七十號(五) 二二五
 - (教導)
 - 教導隊下士卒分遣時期改正 (陸)陸軍第七號(二) 七
 - 工兵隊電信術教育教令廢止 (陸)陸軍第八十九號(三) 二五七

- 明治三十年陸軍部第二十三號(軍隊教育順次命令) 據り教育スヘキ教育法及衛生法大意(廢止) (陸軍部第六十一號) 六一一
- [教科]
 - 教科用圖書調查委員會官制 (勅) 第二百八號(九) 八五三
 - 小學校教科用圖書編訂發行規則中改正 (告) 文部第八十二號(三) 三七九
 - 同上 (告) 文部第二百七十四號(三) 三五〇
 - 小學校教科用圖書用紙標準中改正 (告) 文部第二百七十七號(八) 二六八
 - 小學校教科用圖書編訂發行ヲ許可スヘキ圖書ノ定額 (告) 文部第六十六號(五) 八四九
 - 編訂發行ヲ許可スヘキ小學校教科用圖書定額 (告) 文部第七十七號(三) 三五二
 - 同上 (告) 文部第二百三十一號(九) 二八九
 - 同上 (告) 文部第二百三十七號(三) 三〇三
 - 明治三十八年告示第九十六號(小學校教科用圖書編訂發行許可者) 中變更 (告) 文部第九十九號(三) 三八九
 - 同上中變更許可 (告) 文部第七十一號(五) 八五八
 - 明治三十二年陸軍部第十九號(海軍看護教科書) 廢止 (陸) 海軍第十五號(二) 三四
 - 明治四十年告示第九十號(臺灣小學校ニ於テ使用スヘキ教科用圖書) 中追加 (告) 臺灣總督第四百十七號(三) 二六九
- 韓國政府公布ノ私立學校令、學會令、公立私立學校認定ニ關スル規程、教科用圖書檢定規程等 (告) 統監第三百三十九號(九) 二九〇
- 臺灣小學校規則ニ依リ尋常小學校各學年教科目中手工増加 (府) 臺灣總督第十三號(三) 一
- 明治三十七年告示第六十一號(臺灣小學校教科用圖書採定及其採下價格) 廢止 (告) 臺灣總督第四十八號(四) 八二
- 關東州小學校教科用圖書 (告) 關東都督第二十四號(三) 五五七
- 關東州小學校ニ加フヘキ教科目 (府) 關東都督第十二號(四) 三一
- [教師]
 - 明治三十六年告示第五號(監獄醫、教師、醫師、看守及女監取締員) 中改正 (省) 司法第十九號(六) 二九
 - [協定]
 - 日韓兩國臣民ノ漁業ニ關スル協定 (告) 統監第四百八十六號(二) 三四一
 - [劇業]
 - 藥品營業及藥品取締規則ニ依リ毒藥、劇藥品目録(方) (告) 關東都督第六十一號(七) 二六六
 - [憲兵]
 - 豫備役後備兵科下士上等兵補充ノ件 (勅) 第六號(二) 六
 - 明治四十年告示第十七號(憲兵隊團置及憲兵分隊團置表) 中改正 (省) 陸軍第十二號(六) 一八七

- 憲兵隊團置及憲兵分隊團置表 中改正 (省) 陸軍第二十五號(二) 四七三
- 憲兵輔科志願ノ豫備役後備役下士兵卒ニ係ル給與及ニ經費支出取扱方 (陸) 陸軍第十一號(三) 三
- 同上中改正 (陸) 陸軍第十五號(三) 二
- 臺灣憲兵隊管區及團置設定明治四十年府令第四十三號(第十三憲兵隊本部ノ位置、其分隊ノ配置並ニ管區) 廢止 (府) 臺灣總督第七號(三) 七
- 臺灣憲兵隊管區及團置表 中改正 (府) 臺灣總督第十八號(三) 一六
- 臺東廳南輝卑南街憲兵分隊分道所開設 (府) 臺灣總督第三號(三) 五
- 關東憲兵隊團置及憲兵分隊團置表 中改正 (府) 關東都督第二十九號(五) 七九
- [建築]
 - 明治四十年省令第八號(臨時陸軍建築部擔任工事請負競爭加入者資格) 廢止 (省) 陸軍第十三號(六) 一八八
 - 建築工事ノ監督及其他ノ任務ヲ帶ビテ臺灣、樺太、關東州及防備隊所在地方面ニ長期間出張滞在ノ文官ハ從軍服ヲ着用スルコトヲ得 (陸) 海軍第五十六號(二) 二六二
 - 臨時陸軍建築部出張所開設 (告) 陸軍第八號(三) 一七三
 - 陸軍建築部名古屋支部移轉同支部團置出張所開設 (告) 陸軍第十號(四) 五八五
 - 明治四十年告示第二十五號(臨時陸軍建築部支部出張所) 中閉鎖 (告) 陸軍第十一號(四) 五八五
- 臨時陸軍建築部仙臺支部移轉同高田出張所開設 (告) 陸軍第十五號(五) 八二七
- 臨時陸軍建築部名古屋支部高岡出張所開設 (告) 陸軍第二十一號(七) 五〇八
- 臨時陸軍建築部名古屋支部名出張所開設 (告) 陸軍第四號(二) 二五
- 臨時陸軍建築部大阪支部移轉同支部伏見出張所開設 (告) 陸軍第十三號(四) 五九九
- 九州鐵道管理局建築事務所廢止 (告) 鐵道院第六號(三) 四六五
- 鐵道院市街鐵道事務所管區及位置 (告) 鐵道院第七號(三) 四六五
- 明治四十年告示第七十三號(帝國鐵道院出張所營業事務及建築事務所設置並ニ其管區區域及位置) 中改正 (告) 鐵道院第六十四號(三) 四七八
- 明治四十年告示第七十七號(帝國鐵道院市街鐵道事務所ノ位置及所管區域) 中改正 (告) 鐵道院第四百三十四號(四) 七五三
- 臨時租借時代ニ於テ一定ノ期限經過後該市街有ニ屬スル物件ヲ以テ建設許可ノ家庭ニ對シ所有權確認期間延期 (告) 關東都督第六十六號(七) 二六八
- [建造]
 - 古社寺保存法ニ依リ特別保護建造物指定 (告) 內務第四十三號(四) 五六六
 - [建築]
 - 明治四十年省令第三十號(糧食牧場、糧食貯藏所及糧食所建設工事請負競爭者資格) 中改正 (省) 大藏第四十一號(三) 三九九

<ul style="list-style-type: none"> ○明治四十年告示第七十三號(帝國鐵道廳出張所營業事務所及建設事務所設置及其管轄區域及位置)中追加 (告)通信第三百六十五號(三) 五九 ○同上中改正 (告)通信第五十八號(三)三三六 (告)通信第五十九號(三)三三六 ○同上 ○特赦及減刑ニ關スル件 (勅)第二百五十五號(三) 四二〇 ○軍法會議ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ特赦及減刑ニ關スル件 (勅)第二百十六號(三) 四三三 ○明治四十一年勅令第二百五十五號(帝國鐵道廳出張所及帝國力治外法權ヲ行使スル地域ニ於ケル特赦及減刑ニ準用スルノ件) (勅)第二百三十號(三) 四三三 ○專賣局現業員ノ共濟組合ニ關スル件 (勅)第五百五十七號(三) 二九三 ○專賣局現業員共濟組合規則 (省)大藏第三十五號(三) 二五三 ○明治四十年勅令第二百二十七號(帝國鐵道廳現業員ノ共濟組合ニ關スル件)中改正 (勅)第三百五十五號(三) 三三〇 ○關東都府府通信官署ニ於テ現業ニ從事スル者ニ勸勉手當ヲ給スル件 (勅)第六十六號(三) 三三三 ○統監府鐵道管理局職員ニシテ現業ニ從事スル者ノ略服服用 (府)統監第七十七號(三) 八三 ○專賣局現業員共濟組合收入支出ニ關スル證明規程等擬定 (省)會計検査院第六號(三) 二二二 	<ul style="list-style-type: none"> ○陸軍六週間現役兵條例改正 (勅)第九號(三) 六四 ○陸軍六週間現役兵條例施行細則改正 (省)陸軍第三號(三) 三〇 ○海軍現役軍人結婚條例制定海軍軍人結婚條例廢止 (勅)第八十號(三) 三三九 ○海軍現役軍人結婚條例施行細則 (省)海軍第六號(三) 二七七 ○徵集ノ期ニ後レタル陸海軍現役兵決定者處罰ノ件 (勅)第八十六號(三) 三三〇 ○現役陸軍大尉ニ副官附屬ノ件 (軍)陸軍第十五號(三) 四一 ○現役陸軍大尉ノ副官ヲ陸軍省軍務局ノ定員外トス (省)陸軍第五十三號(三) 一三七 ○歩兵第十三聯隊外六聯隊ニ屬スル明治三十九年徵集現役兵兵、同看護手在營期間屆期 (省)陸軍第十九號(三) 四三三 ○明治四十年省令第十六號(在韓國兵卒現役滿期ノ看護手在營期間)廢止 (省)陸軍第五號(三) 五六 ○明治三十九年以後徵集ノ看護手現役第二年ノ終ニ於テノ附休 (省)陸軍第十號(三) 三二 ○統監府警務局長タル陸軍現役將校同相當官ハ陸軍省軍務局ノ定員外トス (省)陸軍第九號(三) 八 ○統監府臨時島派出所長タル陸軍現役將校ハ陸軍省軍務局ノ定員外トス (省)陸軍第三十六號(三) 八七 ○關東都府府府通信官署職員タル陸軍現役將校相當官ハ關東都府府通信官署ノ定員外トス (省)陸軍第七十五號(三) 二二二
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ○明治四十年陸軍第九號(現役軍人ノ南洋洲鐵道株式會社ノ職員ト爲リタル者ノ件)中追加 (省)陸軍第九十號(三) 二二七 ○同三十年陸軍第四十七號(現役滿期又召募解除ノ際懲罰期中ニ在ル者取扱ノ件)廢止 (省)陸軍第八十五號(三) 二二二 ○同三十年陸軍第九號(現役軍人ノ南洋洲鐵道株式會社ノ職員ト爲リタル者ノ件)中追加 (省)陸軍第九十號(三) 二二七 ○明治三十六年勅令第二十三號(郵便電信電話官署ノ現金受納ニ關スル件)ヲ關東都府府通信官署ニ準用ノ件 (勅)第三百三十八號(三) 二六六 ○明治四十年大藏省令第三十七號(帝國鐵道廳官署現金出納官吏ノ薪俸保管金ニ關スル取扱手續)中改正 同年省令第四十六號(專賣局出張所職員所長俸位)廢止 (省)大藏第九號(三) 四八 ○出納員現金取扱規則中改正 (省)通信第三號(三) 二二 ○郵便電信電話官署現金受納規則中改正 (省)通信第二十七號(三) 二二六 ○關東都府府通信官署現金受納規則 (府)關東都府第三十三號(三) 八九 ○帝國鐵道官署現金出納證明規程中改正 (省)會計検査院第四號(三) 二五三 ○同 (省)會計検査院第四號(三) 二五三 ○明治四十年訓令第一號(大林區署長及小林區署長權限)中改正 (訓)農商第十七號(三) 二七五 ○同 (省)農商第六號(三) 二二 	<ul style="list-style-type: none"> ○現役檢疫規則中改正 (省)農商第十六號(三) 二八三 ○臨時海濱檢疫費用徵收額ノ件 (府)農商第五十二號(三) 二二六 ○檢疫官廢止職名 (省)內務第七十七號(三) 五三七 ○同 (省)內務第八十四號(三) 二六七 ○臨時海濱檢疫所開設 (省)農商總督第四百三十一號(三)二二二 (省)農商總督第四百三十二號(三)二〇〇R ○檢定 (省)文部第六號(三) 六九 ○教員檢定ニ關スル規程中改正 (省)文部第三十二號(三) 四三三 ○教員檢定ニ關スル規程改正 (省)文部第三十二號(三) 四三三 ○專門學校入學者檢定規程中刪除 (省)文部第十號(三) 七一 ○中央氣象臺氣象器檢定規程改正 (省)文部第二十七號(三) 五七 ○警備隊防更員檢定試驗規則 (省)農商第一號(三) 一〇 ○專門學校入學者檢定規程ニ依ル入學者檢定 (省)文部第三十二號(三) 一七六 ○同 (省)文部第三十四號(三) 一六三 ○專門學校入學者檢定規定ニ依ル無試驗檢定ヲ受ケルコトヲ得ル者指定 (省)文部第六十五號(三) 八四九 ○明治三十六年告示第三十號(教員無試驗檢定)ニ關スル指定(中訂正)追加 (省)文部第二十六號(三)三三九 ○師範學校中學校高等女學校教員試驗檢定施行 (省)文部第二十八號(三) 一七七
---	--

- 韓國政府公布ノ私立學校令、學會令、公立私立學校令ニ關スル規程、教科用圖書檢定規程等
- 牛乳ノ比重及脂肪量檢定方法ハ明治三十三年內務省令第二十號ニ依ル
- 明治三十九年勅令第三百十八號ニ依ル徵兵身體檢査ニ關スル規程中改正
- 明治三十九年省令第十六號(明治三十九年勅令第三百十八號ニ依ル徵兵身體檢査ニ關スル規程)中改正
- 學生生徒身體檢査規程中改正
- 花菴檢査規則施行細則中改正
- 關東州、南滿洲及其附近ニ於ケル明治四十二年徵兵身體檢査ニ關スル件
- 別種旅客定員ニ關スル檢査規則
- 石油消費稅ニ關スル釐稅、檢査簿、査定簿及現況報告書格式準據方
- 肥料檢査ノタメ必要ナル分析、鑑定心得、設定明治三十四年勅令第二十二號(附件)廢止
- 明治二十七年勅令第一號(逓信費支出計算書)會計檢査院(送付方委任)廢止
- 艦船檢査試驗檢査規則中改正
- 兵器檢査試驗檢査規則中改正
- 越後國直江津ヲ船檢査臨時執行地トス
- 越後國舞坂ヲ船檢査臨時執行地トス
- 羽後國酒田ヲ船檢査臨時執行地トス
- 進江國吉津ヲ船檢査臨時執行地ニ指定
- 內地移出石花菜檢査規則
- 內地移出石花菜檢査手數科
- 岩手縣總督府民政部殖產局附屬內地移出石花菜檢査所名稱位置
- 基隆瀨湖兩內地移出石花菜檢査印ノ肉色區別
- 判事檢査官等停給令中改正
- 輸入韓國牛痘發生傳播ノ虞ヲルニ付、所在國等檢査施行及處分方
- 陸軍士官ニ外國醫研究獎勵金ヲ給與スルノ件

- 陸軍官吏ヲシテ拳銃ヲ携帶セシムルノ件
- 戒嚴ニ從事スル陸軍官吏ニ臨時拳銃ヲ携帶セシムルコトヲ得ル場合ノ件
- 浮標
- 港務部所屬繫船浮標使用料規程中改正
- 北海道函館港辨天埼洲ノ北方函館浮標位置
- 北海道後志國小樽港浮標廢止
- 橫濱港口本牧燈船撤去掛燈浮標位置
- 武藏國橫濱港外鷺見沖ニ試驗ノタメ「アセタン」瓦斯掛燈浮標位置
- 神奈川縣久良岐郡長沼沖富岡島地方浮標並ニ立標等改稱
- 神奈川縣久良岐郡小栗崎ノ南東方沖ノ根假股吹鳴浮標撤去
- 神奈川縣橫濱港口本牧燈船撤去本牧掛燈浮標位置
- 神奈川縣橫濱港外荒洲ノ東端本牧浮標並ニ變更改稱
- 神奈川縣橫濱港外荒洲東端本牧浮標變更
- 神奈川縣武藏國橫濱港外鷺見沖燈塔浮標移轉
- 長崎縣平戶島ノ南方伏魔嶽上伏魔浮標撤去
- 新潟縣二見海中ノ瀨及高瀬浮標撤去
- 下關海峽西口六連島沖ニ燈標ノ沈船掛燈浮標撤去
- 福岡縣島原海灣三池港掛燈浮標位置
- 佐渡國二見海内大桑寺瀨浮標修繕中撤去
- 香川縣讚岐國鹽田戶廣島ノ南西瓦洲浮標位置
- 香川縣讚岐國鹽田戶廣島ノ南西瓦洲浮標撤去
- 鹿兒島縣鹿兒島港鹿兒島第一浮標及第二浮標修繕中撤去
- 鹿兒島縣鹿兒島港鹿兒島第一及第二浮標同上
- 鹿兒島縣鹿兒島港鹿兒島第一浮標及第二浮標修繕中撤去
- 鹿兒島縣鹿兒島港鹿兒島第一、第二浮標位置
- 伊賀湖水道神島ノ東方コノミ島ニ浮標位置

- 伊賀湖水道神島ノ東北東方コソカミ懸浮標位置 (告) 逓信第七百六十四號(入) 二七七
- 伊賀湖水道神島ノ東北東方コソカミ懸浮標流失 (告) 逓信第八百六十一號(入) 一九〇〇
- 伊賀湖水道神島東北東方コソカミ懸浮標位置 (告) 逓信第九百五十二號(三) 二二八
- 伊賀湖水道神島東北東方コソカミ懸浮標流失 (告) 逓信第九百四十四號(三) 二二六六
- 水底電線浮標位置ニ留意 (告) 逓信第十號(二) 二二六
- 淡水港口碇置ノ南門洲浮標流失 (告) 逓信第一號(一) 二一八
- 南門洲浮標同上 (告) 逓信總督第三十四號(三) 二五二
- 淡水港口ニ碇置ノ南門洲浮標位置 (告) 逓信總督第四百九十九號(三) 二六九五
- 淡水港口ニ碇置ノ北門洲浮標位置 (告) 逓信總督第十五號(一) 三三九
- 北門洲浮標正位置ニ留意 (告) 逓信總督第六十三號(四) 八二六
- 淡水港口ニ碇置ノ北門洲浮標流失 (告) 逓信總督第七十九號(六) 一四八九
- 北門洲浮標碇位置ニ留意 (告) 逓信總督第四百十二號(三) 二〇三三
- 基隆港内渡溪區域識別用浮標位置ニ留意 (告) 逓信總督第三十三號(三) 五五二
- 基隆港内渡溪區域識別用浮標E號及G號渡溪工事中撤去 (告) 逓信總督第七十八號(二) 一四八九
- 關東半島大連港大連防波堤東端浮標流失 (告) 逓信第八十七號(二) 一五八
- 關東半島大連港大連防波堤東端浮標位置復舊 (告) 逓信第五百五十八號(三) 三〇八
- 帝國大學並ニ學校及圖書館寶金所屬不動産買取ニ關スル留意事項ノ件 (勅) 第五百五十八號(六) 二九五
- 明治三十五年省令第十三號(不動産買取ノ囑託ニ付) (省) 內務第十九號(一〇) 三九八
- 明治三十五年省令第十號(不動産ノ登記ノ囑託ニ付) (省) 大藏第四十九號(三) 四七〇
- 明治四十年省令第三十二號(不動産登記囑託官更指定) 中追加 (省) 文部第二十二號(六) 三三八
- 千葉地方裁判所管内水取津區裁判所備付ノ不動産買取申請書滅失 (告) 司法第四十號(七) 一五〇
- 郵便振替貯金規則中改正 (省) 逓信第二十五號(六) 二五五
- 貯金ノ當座勘定口座管理ヲ請求ト付テ履行指定 (告) 逓信第一千二百五號(三) 二二六
- 明治三十九年告示第四十三號(郵便振替貯金ニ要スル拂込書及拂出書用紙價格) 中追加 (告) 逓信第五百八十八號(六) 四三二

- 郵便振替貯金事務ニ關シ郵便爲替貯金管理所同支所開設受ノ郵便物及書類宛名記載方 (告) 逓信第一千二百六號(三) 二二六
- 大阪郵便爲替貯金管理支所ニ郵便爲替貯金事務取扱開始ニ付加入者ノ口座番號區別 (告) 逓信第一千二百七號(三) 二二六
- (負擔)
- 法律中府縣ノ負擔及國庫補助ニ關シ沖繩縣ニ付キ股ケタル特例廢止 (法) 第三號(三) 二
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件 (豫外契) 二月二十六日(三) 一
- 同上 (豫外契) 三月十四日(三) 三
- 同上 (豫外契) 八月二十七日(八) 一五
- 同上 (豫外契) 十月十六日(二〇) 一七
- (物件物品)
- 臺灣總督府ニ於テ鐵道事業ニ必要ナル物件ノ購入ニ關スル留意事項ノ件 (勅) 第五百二十六號(五) 二五五
- 治安警察法ニ依リ武器其他ノ物件攜帶禁止ノ件 (省) 內務第三號(三) 四五
- 治安警察法ニ依リ武器其他ノ物件攜帶禁止地域 (省) 內務第十號(七) 二四七
- 明治四十年訓令第三號(國有林事業決定案實行ニ要スル印刷物ノ調製職工入夫ノ雇傭工事物件ノ買入借入運搬等ニ關スル規程) 中改正 (訓) 農務第二十號(七) 二八九
- 陸軍工事情報物件買賣規則設定明治二十三年陸軍第三十三號(工事物品買賣競爭加入契約締結者保證金制限) 同三十五年陸軍第四十一號(陸軍工事情報物件買賣規程) 廢止 (達) 陸軍第四十七號(六) 二二七
- 明治四十年陸軍第十一號(軍需品中兵器ニ關入ノ物件) 廢止 (達) 海軍第十七號(三) 三四
- 古社寺保存法ニ依リ國寶ノ賣却ノ物件指定 (告) 內務第五號(二) 三
- 古社寺保存法ニ依リ國寶ノ賣却ノ物件指定 (告) 內務第四十四號(三) 五八八
- 內務省及所屬物品取扱規程中追加 (訓) 內務第八號(二) 三二五
- 專賣局物品出納規程設定煙草專賣局所屬物品出納規程及鹽務局物品出納規程其他專賣局並ニ機關及津貼油專賣所屬物品ノ出納保管ニ關スル規程廢止 (訓) 大藏第十七號(三) 一六五
- 陸軍工事情報物件買賣規則設定明治二十三年陸軍第三十三號(工事物品買賣競爭加入契約締結者保證金制限) 同三十五年陸軍第四十一號(陸軍工事情報物件買賣規程) 廢止 (達) 陸軍第四十七號(六) 二二七
- 陸軍物品會計規程中改正明治二十四年陸軍第三十二號(軍隊ニ於ケル通常兵備品陸軍物品會計規程) 廢止 (達) 陸軍第四十八號(六) 二四〇
- 陸軍軍人軍屬鐵道乘車物品檢送手續中改正 (告) 陸軍第二十二號(七) 二五〇
- 同上 (告) 陸軍第二十九號(三) 二四八

- 明治三十六年告示第三號(陸軍軍人軍服製造業車並物品輸送手續)中改正 (告)陸軍第十八號(三) 八三七
- 海軍造兵廠購買ノ兵器及海軍工廠海軍造兵廠海軍下燭火藥製造所購買ノ材料物品報告力 (達)海軍第二十七號(三) 一八八
- 同上中廢止 (達)海軍第二十七號(三) 一八八
- 明治三十六年達第百三十一號(通常物品出納命令官會計官吏表)中改正 (達)海軍第三十一號(三) 六九
- 同上中改正 (達)海軍第四十二號(四) 九二
- 同上 (達)海軍第七十五號(六) 二二二
- 同上 (達)海軍第八十一號(六) 二三四
- 同上 (達)海軍第八十八號(六) 一九三
- 海軍通常物品會計規程第十二號(物品出納原簿樣式) (達)海軍第二十五號(二) 一九八
- 海軍監獄領置物品取扱手續中改正 (達)海軍第九十九號(二) 一九四
- 明治三十七年告示第二十八號(海軍軍人軍服製造業車並物品輸送手續)中改正 (告)海軍第六號(五) 八三九
- 明治三十三年告示第六十四號(外國ニ郵送シ得ザル物品ノ件)中追加 (告)逓信第六百十四號(六) 二四一
- 同上 (告)逓信第一千二百五十三號(三) 二五三
- 同上 (告)逓信第一千三百五十三號(三) 二六〇
- 同上 (告)逓信第一千四百十九號(三) 二六九
- 帝國鐵道物品取扱規程ヲ統監府鐵道管理局ニ準用明治三十九年府令第十六號(帝國鐵道官署會計事務取扱規程外ニ件ヲ統監府鐵道管理局ニ準用)中廢止 (訓)統監第六號(四) 二二七
- 明治三十九年統監府訓令第一號(理事出納官吏及物品會計官吏ノ件)廢止 (訓)統監第七號(四) 二二八
- [武官] 侍從武官府官制制定侍從武官官制廢止 (勅)第三百十九號(三) 五八八
- 外國駐在陸軍武官給與令中改正 (勅)第六十二號(六) 二九七
- 海軍高等武官進級條例中改正 (勅)第九十六號(四) 三二五
- 同上 (勅)第九十七號(四) 三二六
- 海軍武官文官考課表規則制定海軍武官考課表規則海軍文官考課表規則廢止 (達)海軍第八號(二) 一六
- [服務] 水利組合官吏服務規程 (省)內務第十四號(八) 二九九
- 稅務執行ノ方針及ニ官吏服務ノ心得ニ關スル注意 (訓)大藏第四十七號(二) 二九九
- 陸軍軍醫部服務規則制定明治三十四年陸軍第四十三號(陸軍守備隊及旅團司令部附衛生部員服務規則)廢止 (達)陸軍第四十五號(五) 二二六
- 陸軍監獄部服務規則制定陸軍監獄部服務規則廢止 (達)陸軍第五十二號(七) 二五五
- 鎮守府兵官服務規程中制訂 (達)海軍第七號(五) 一七八
- 海軍駐在員監督服務規程中追加 (達)海軍第四十八號(四) 一九六

- 南滿洲鐵道株式會社設立在外指定學校職員ノ職務及服務及修給ニ關スル件 (府)關東都督第四十三號(八) 一四三
- [服役] 海軍下士卒服役條例中改正 (勅)第百八十四號(七) 三三八
- 明治四十年省令第十六號(在韓國兵卒現役滿期ノ者服役延期)廢止 (省)陸軍第五號(三) 五六
- 服役延期中ノ者延期解除ノ場合ニ於ケル資格 (達)陸軍第十六號(三) 四
- [服裝] 警察官及消防官服裝規則中改正 (訓)內務第一號(三) 七
- 巡査服裝規則中改正 (訓)內務第二號(三) 八
- 陸軍陸軍、陸軍監獄看守長陸軍監獄看守及陸軍警守服裝規則制定陸軍監獄看守長看守及陸軍警守服裝規則廢止 (達)陸軍第五十四號(七) 一三七
- 海軍服裝規則中改正 (達)海軍第六十六號(五) 一四三
- 海軍監獄長服裝規則 (達)海軍第八十三號(七) 一四三
- [服制] 外交官及領事官大禮服代用服制 (勅)第十五號(三) 七一
- 外交官及領事官大禮服代用服制ニ依リ代用服ヲ著用シ得ヘキ地方指定 (省)外務第二號(七) 二四六
- 陸軍服制中改正 (勅)第四十六號(三) 一六七
- 陸軍軍服服制中改正 (勅)第四十七號(三) 一六九
- 陸軍陸軍、陸軍監獄看守長陸軍監獄看守及陸軍警守服制 (勅)第百八十一號(七) 三三〇
- 海軍服制中改正 (勅)第百七十八號(七) 三二七
- 海軍監獄長海軍監獄看守服制 (勅)第百七十一號(七) 三〇〇
- 海軍軍醫官從軍服制中改正 (勅)第百七十號(七) 二〇〇
- 警察官及消防官服裝規則制定明治三十二年勅令第百二十二號(警察官及消防官帶帽ノ制)廢止 (勅)第七號(三) 七
- 巡査服制中改正 (勅)第八號(三) 三
- 統監府及所屬官署職員服制中改正 (勅)第七十四號(四) 二〇六
- 明治三十九年府令第二十三號(統監府及所屬官署職員ノ帶帽)中改正 (府)統監第四十三號(二) 二二四
- 統監府鐵道管理局職員ニシテ現業ニ從事スル者ノ略服服制 (府)統監第十七號(六) 八
- 臺灣總督府警察官服制 (勅)第二百六號(三) 五六二
- 關東都督府警察官服制中改正 (勅)第十六號(三) 七九
- 下士以下表及外套用鈕ノ手入方 (達)陸軍第六十八號(二) 一八五
- 上長官士官准士官ノ三十三年前第二種制表袴服履履及外套著用停止 (達)陸軍第一號(二) 一
- 海軍軍醫官文官從軍服著用者ノ範圍並平時從軍服著用ニ關スル規定 (達)海軍第九十四號(七) 一五二
- 建築工事ノ監督及其他ノ任務ヲ帶ヒテ職務、俸給、東京及防備隊所在地方面ニ長期間出張滞在ノ文官ハ從軍服ヲ著用スルコトヲ得 (達)海軍第五十六號(三) 二六二
- 關東都督府海務局囑託員及職員服制 (告)關東都督百號(二) 三三〇

- 關東都督府海防局船員服制 (告) 關東都督府第一號(二)三四五
- 現役陸軍大將ニ副官附屬ノ件 (軍) 陸軍第十五號(七) 二
- 軍令陸軍第十五號ニ依ル現役陸軍大將ノ副官ヲ陸軍省軍務局ノ定員外トス (達) 陸軍第五十三號(七) 一三七
- 府縣制中改正 (法) 第二號(三) 二
- 法律中府縣ノ負擔及國庫補助ニ關シ沖繩縣ニ付テ設ケタル特例廢止 (法) 第三號(三) 二
- 明治二十三年勅令第二百八號(省令) 府縣令及警察令ニ關スル罰則ノ件) 中改正 (勅) 第二百四十五號(九) 四六九
- 明治二十九年勅令第四百四十八號(府縣縣巡査定員ノ件) 中改正 (勅) 第二百四十九號(一〇) 四七三
- 明治三十八年勅令第二百二十九號(臨時取締ノタメ府縣ニ警部設置) 廢止 (勅) 第三百三十號(五) 二五八
- 明治三十三年告示第四十八號(警視ヲ置クヘキ府縣警察署指定) 中追加 (告) 內務第五十五號(五) 八二五
- 檢疫官廢止縣名 (告) 內務第八十四號(八) 二七四
- 明治二十三年勅令第三號(電柱敷地手當金ノ賦課法) 金取納ヲ道廳長官府縣知事ニ委任及其取扱手續) 同第五號(電柱敷地手當金ニ係ル本國大臣ノ職務) 道廳長官府縣知事執行及同三十六年勅令第二號(航海補助費ノ取扱及出計算送付方) 北海通運長官府縣知事ニ委任ノ件) 廢止 (訓) 逓信第二號(一〇) 三六一
- 市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料支給規則中改正 (省) 文部第十七號(四) 二二三
- 公立奉天小學校ヲ在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告) 文部第三十六號(三) 一七九
- 在清國天津日本居留民團立天津尋常高等小學校ヲ在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告) 文部第五十二號(四) 六二八
- 在清國上海居留民團立日本尋常高等小學校ヲ在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告) 文部第八十號(六) 二二七
- 在清國鐵道居留民團公立鐵道小學校ヲ在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告) 文部第八十八號(六) 二二七
- 牛莊居留民團立營口尋常高等小學校ヲ在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告) 文部第二百一號(七) 二五七
- 大邱居留民團立大邱尋常高等小學校ヲ在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告) 統監第三號(二) 一五六
- 龍山居留民團立龍山尋常高等小學校ヲ在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告) 統監第四十六號(四) 七八九
- 京城居留民團立第二尋常高等小學校ヲ在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告) 統監第五十六號(四) 八〇八
- 京城居留民團立高等女學校ヲ在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告) 統監第三百三十八號(九) 二九八
- 樺太廳立小學校教員退隱料及遺族扶助料支給規則中改正 (法) 第十六號(三) 一四
- 樺太廳立小學校教員退隱料及遺族扶助料支給規則ニ關スル件 (法) 第三十五號(三) 六五
- 樺太廳立小學校校長俸給公立學校職員退隱料外遺族扶助料法中改正 (法) 第五十五號(四) 一六九
- 在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法中改正 (法) 第五十六號(四) 一七三
- 官署遺族扶助法施行規則中改正 (訓) 第六號(三) 一〇
- 巡查署守退隱料及遺族扶助料法施行令中改正 (訓) 第七號(三) 一〇
- 公立學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則中改正 (省) 文部第十六號(四) 二二〇
- 滿洲及其他ノ清國領土ニ於テ使用スル收入印紙ノ符號設定明治三十二年省令第四十九號(在清國及韓日本邦郵便局ニ於テ賣下ノハキ收入印紙符號ノ件) 廢止 (省) 大廳第七號(三) 四六
- 在清國本邦郵便局所及郵便切手賣捌所ニ於テ賣捌ノ郵便切手ノ符號指定明治三十二年省令第四十八號(同) 廢止 (省) 逓信第八號(三) 四四
- 關東都督府管内ニ於テ支那符號入郵便切手使用禁止 (府) 關東都督第七號(三) 二四
- 樺太廳立小學校教員退隱料及遺族扶助料支給規則中改正 (法) 第十六號(三) 一四
- 樺太廳立小學校教員退隱料及遺族扶助料支給規則ニ關スル件 (法) 第三十五號(三) 六五
- 樺太廳立小學校校長俸給公立學校職員退隱料外遺族扶助料法中改正 (法) 第五十五號(四) 一六九
- 在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法中改正 (法) 第五十六號(四) 一七三
- 官署遺族扶助法施行規則中改正 (訓) 第六號(三) 一〇
- 巡查署守退隱料及遺族扶助料法施行令中改正 (訓) 第七號(三) 一〇
- 公立學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則中改正 (省) 文部第十六號(四) 二二〇

- 市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料支給規則中改正 (省) 文部第十七號(四) 二二三
- 公立奉天小學校ヲ在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告) 文部第三十六號(三) 一七九
- 在清國天津日本居留民團立天津尋常高等小學校ヲ在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告) 文部第五十二號(四) 六二八
- 在清國上海居留民團立日本尋常高等小學校ヲ在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告) 文部第八十號(六) 二二七
- 在清國鐵道居留民團公立鐵道小學校ヲ在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告) 文部第八十八號(六) 二二七
- 牛莊居留民團立營口尋常高等小學校ヲ在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告) 文部第二百一號(七) 二五七
- 大邱居留民團立大邱尋常高等小學校ヲ在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告) 統監第三號(二) 一五六
- 龍山居留民團立龍山尋常高等小學校ヲ在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告) 統監第四十六號(四) 七八九
- 京城居留民團立第二尋常高等小學校ヲ在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告) 統監第五十六號(四) 八〇八
- 京城居留民團立高等女學校ヲ在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告) 統監第三百三十八號(九) 二九八
- 樺太廳立小學校教員退隱料及遺族扶助料支給規則中改正 (法) 第十六號(三) 一四
- 樺太廳立小學校教員退隱料及遺族扶助料支給規則ニ關スル件 (法) 第三十五號(三) 六五
- 樺太廳立小學校校長俸給公立學校職員退隱料外遺族扶助料法中改正 (法) 第五十五號(四) 一六九
- 在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法中改正 (法) 第五十六號(四) 一七三
- 官署遺族扶助法施行規則中改正 (訓) 第六號(三) 一〇
- 巡查署守退隱料及遺族扶助料法施行令中改正 (訓) 第七號(三) 一〇
- 公立學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則中改正 (省) 文部第十六號(四) 二二〇
- 樺太廳立小學校教員退隱料及遺族扶助料支給規則中改正 (法) 第十六號(三) 一四
- 樺太廳立小學校教員退隱料及遺族扶助料支給規則ニ關スル件 (法) 第三十五號(三) 六五
- 樺太廳立小學校校長俸給公立學校職員退隱料外遺族扶助料法中改正 (法) 第五十五號(四) 一六九
- 在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法中改正 (法) 第五十六號(四) 一七三
- 官署遺族扶助法施行規則中改正 (訓) 第六號(三) 一〇
- 巡查署守退隱料及遺族扶助料法施行令中改正 (訓) 第七號(三) 一〇
- 公立學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則中改正 (省) 文部第十六號(四) 二二〇
- 樺太廳立小學校教員退隱料及遺族扶助料支給規則中改正 (法) 第十六號(三) 一四
- 樺太廳立小學校教員退隱料及遺族扶助料支給規則ニ關スル件 (法) 第三十五號(三) 六五
- 樺太廳立小學校校長俸給公立學校職員退隱料外遺族扶助料法中改正 (法) 第五十五號(四) 一六九
- 在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法中改正 (法) 第五十六號(四) 一七三
- 官署遺族扶助法施行規則中改正 (訓) 第六號(三) 一〇
- 巡查署守退隱料及遺族扶助料法施行令中改正 (訓) 第七號(三) 一〇
- 公立學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則中改正 (省) 文部第十六號(四) 二二〇
- 樺太廳立小學校教員退隱料及遺族扶助料支給規則中改正 (法) 第十六號(三) 一四
- 樺太廳立小學校教員退隱料及遺族扶助料支給規則ニ關スル件 (法) 第三十五號(三) 六五
- 樺太廳立小學校校長俸給公立學校職員退隱料外遺族扶助料法中改正 (法) 第五十五號(四) 一六九
- 在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法中改正 (法) 第五十六號(四) 一七三
- 官署遺族扶助法施行規則中改正 (訓) 第六號(三) 一〇
- 巡查署守退隱料及遺族扶助料法施行令中改正 (訓) 第七號(三) 一〇
- 公立學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則中改正 (省) 文部第十六號(四) 二二〇

- 分工場 ○ コノ部工場ノ項ニ載ス
- 分掌
- 統監府鐵道管理局各部課分掌規程 (訓) 統監第三號(二)
- 統監府鐵道管理局長官ハ部下ノ官吏ヲシテ進入徵收事務ヲ分掌セシムルコトヲ得 (訓) 統監第三號(三) 一八
- 分析
- 肥料検査ノタメ必要ナル分析、鑑定ハ得陸定明治三十四年訓令第二十二號(同件)廢止 (訓) 農商部第二十五號(九) 三三六
- 文官
- 宮内高等官ヨリ高等文官ニ任用セラルル者ニ關スル件 (勅) 第八十二號(七) 三三七
- 陸軍所屬特別文官條給令中改正 (勅) 第九號(四) 三三七
- 同上 (勅) 第二百三十八號(九) 三三六
- 海軍軍國文官從軍服制中改正 (勅) 第七十號(七) 三三三
- 明治二十三年省令第十七號(判任以上文官ノ俸給支給ニ係ル仕佛命令仕佛請求書及金額氏名表仕佛命令官ヨリ交付スル通知書書式)中改正 (省) 大藏第四十四號(二) 四二八
- 海軍武官文官考課表規則制定海軍武官考課表規則、海軍文官考課表規則廢止 (達) 海軍第八號(一) 一六
- 海軍軍國タル文官從軍服着用者ノ範圍臨時從軍服着用ニ關スル規定 (達) 海軍第九十四號(七) 一五二
- 建築工事ノ監督及其他ノ任務ヲ帶ヒテ臺灣、樺太、朝鮮及防備隊所在地方面ニ長期出張滞在ノ文官ハ從軍服ヲ着用スルコトヲ得 (達) 海軍第五十六號(三) 三三二
- 文官任用令ニ依リ文部大臣認定ノ官立學校ヲ官內官任用令ニ依リ認定 (告) 宮內第一號(一) 一
- 東京府立工務學校發給兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告) 文部第八十五號(三) 三九九
- 長崎縣立農學校同上 (告) 文部第八十號(三) 三七八
- 大垣町立大垣商業學校(岐阜縣)同上 (告) 文部第九十五號(三) 三八二
- 宮城縣立水産學校同上 (告) 文部第八十六號(三) 三八〇
- 富山縣立農學校同上 (告) 文部第七十六號(三) 三七七
- 島根縣立水産學校同上 (告) 文部第三十七號(三) 一七九
- 宇都宮縣立農學校(愛媛縣)同上 (告) 文部第十七號(二) 四四
- 和歌山縣立農學校ニ對スル發給兵令及文官任用令上認定ノ效力 (告) 文部第十二號(二) 四三
- 沖繩縣那覇區立商業學校及沖繩縣中頭郡各村組合立學校文官任用令ニ依リ認定 (告) 文部第二百四十二號(三) 四〇五
- 韓國釜山居留民團立釜山商業學校ヲ發給兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告) 文部第四百十三號(四) 六一四
- 私立麻植文庫(山口縣)設置 (告) 文部第六十七號(三) 三七六
- 私立尚山文庫(山口縣)設置 (告) 文部第七十號(七) 三三三
- 私立五明文庫(德島市)設置 (告) 文部第六十八號(三) 三八八

- 赤松村立山口縣桂岡文庫(山口縣)同村立山口縣桂岡小學校ニ附設認可 (告) 文部第七十五號(六) 三六五
- 私立岩橋文庫(愛知縣)設置 (告) 文部第九十三號(七) 三二五
- 私立積善組合巡回文庫(新潟縣)設置 (告) 文部第二百四十四號(七) 三二七
- 私立重木文庫(山口縣)同上 (告) 文部第二百十號(六) 二六八
- 私立布佐文庫(千葉縣)設置開申 (告) 文部第二百二十九號(七) 二八八
- 私立南葵文庫(東京市)設置 (告) 文部第二百三十九號(三) 三〇三
- 部
- 職員
- 交通至難ノ島嶼ニ設置ノ專賣官署ニ在勤スル書記、技手及職員ニ手當給與ノ件 (勅) 第二百十號(三) 二二五
- 交通至難ノ島嶼ニ在勤スル林區警備員及職員ニ手當給與ノ件 (勅) 第二百六十一號(二) 四八一
- 交通至難ノ島嶼在勤ノ林區警備員及職員月手當給與細則 (省) 農商部第十九號(二) 四〇三
- 明治三十四年勅令第六十四號(東京府下及沖繩縣下ノ島嶼ニ在勤スル地方官署ノ委任官判任官及巡査職員ニ手當給與ノ件)中改正 (勅) 第九十二號(四) 三三三
- 統監府鐵道管理局職員使用ノ件 (勅) 第五十八號(三) 一八六
- 明治四十年勅令第五十八號(樺太廳ニ於ケル技師屬技手増置並囑託員職員使用ノ件)中改正 (勅) 第七十九號(四) 三二〇
- 臨時臺灣戶口調査部官制廢止 (勅) 第五十三號(三) 一八〇
- 明治三十一年連第九十三號(臺灣島及澎湖島ニ於テ備役スル職員給與ニ關スル件)中改正 (達) 海軍第九十一號(七) 一五二
- 明治三十一年連第九十三號(臺灣島及澎湖島ニ於テ備役スル職員給與ニ關スル件)中改正 (達) 海軍第九十九號(三) 二五八
- 同上 (達) 海軍第五十一號(四) 九七
- 同上 (達) 海軍第六十四號(四) 一〇三
- 同上 (達) 海軍第三十二號(八) 一六三
- 同上 (達) 海軍第四十一號(二) 一八〇
- 職員備入給與規則中追加 (達) 海軍第四百四十八號(三) 二五七
- 臺灣總督府職員備員死傷補償規則施行細則中改正 (府) 臺灣總督府第五十五號(七) 二五〇
- 關東都督府海務局囑託員及職員規則 (告) 關東都督府百號(二) 三三〇
- 日新兩國條約通商航海條約 (條) 第七號(三) 五七
- 明治三十二年省令第二十六號(船員法ニ依リ管海官廳ノ事務ヲ行ハレムル市町村長月長及之ニ準スル者指定ノ件)中改正 (省) 通信第五十三號(三) 四九〇
- 臨時臺灣戶口調査部官制廢止 (勅) 第五十三號(三) 一八〇

○ 徴兵事務條例施行細則外十四件中東京市京都市大阪
市ニ關スル規定ハ區長ヲ戶籍吏ト爲シタル人口二十
萬以上ノ市ニ準用 (省)陸軍第八號(四) 一一五
○ 東京市京都市大阪市ニ關スル規定ハ區長ヲ戶籍吏ト
爲シタル人口二十萬以上ノ市ニ準用ス (省)海軍第一號(四) 一一七
○ 名古屋市ノ各區ハ區長ヲ戶籍吏トス (省)司法第七號(三) 六六
○ 名古屋市ニ於テ各區ノ區長ヲ戶籍吏ニ充テ從前ノ身
分登記ニ關スルモノハ中區戶籍吏取扱フ (告)司法第十二號(四) 六〇六
○ 勳位功級收奪ノ訓令ヲ受ケタルトキ犯人ノ本籍地戶
籍吏ニ通知方 (訓)統監第十九號(一〇) 三六六
〔御料地〕
○ 御料地標下規程 (省)宮内第十號(三) 四四三
〔御獵場〕
○ 明治三十六年農商務省告示第二百十三號(御獵場)
名稱及所在地ノ件)中改正 (告)農商務第三百號(二)三三四
〔虎列刺〕
○ 清國漢口及其下流揚子江沿岸地方(上海吳淞ヲ除ク)
ヲ虎列刺流行地ト指定 (告)內務第八十八號(二)二七九
○ 同上 (告)內務第九十號(一〇)三〇三
○ 德島縣德島市ニ虎列刺發生 (告)關東都督第七十九號(八)二七九六

○ 福岡縣遠賀郡戸畑村虎列刺發生 (告)關東都督第八十四號(九)三〇二五
○ 福岡縣門司港小船虎列刺發生 (告)關東都督第八十五號(九)三〇二五
○ 福岡縣門司市虎列刺發生 (告)關東都督第八十六號(九)三〇二五
〔小包〕
○ 小包郵便物交換條約施行規則中改正 (告)逓信第一千二百四十四號(二)三三六七
○ 外國小包郵便物ノ取戻若クハ名宛變更又ハ代金引換
外國小包郵便物ノ代金引換ノ取消若クハ其金額ノ低
減ニ關スル請求書ヲ宛テハキ外國官署中改正 (告)逓信第五十一號(一)一三〇
○ 同上 (告)逓信第二百十號(三) 四四三
○ 外國小包郵便物ノ郵便料特殊取扱料其他各國ニ於
テハ隨意規定事項設定明治四十年告示第五百九十九
號(同件)廢止 (告)逓信第二百三十九號(三) 四四三
○ 同上中改正 (告)逓信第五百六十七號(五)二一九
○ 標章ヲ包有スル外國宛、外國來小包郵便物ノ澳地利
國通過ノモノニ印紙稅賦課 (告)逓信第一千二百八十三號(三)三五六
○ 外國小包郵便料金表中加除 (告)逓信第八號(二) 二二六
○ 同上 (告)逓信第三十六號(二) 二二二
○ 同上 (告)逓信第四百九十七號(四) 七七七
○ 同上 (告)逓信第五百二十七號(五)二七五
○ 同上 (告)逓信第五百三十四號(五)二七七

○ 同上 (告)逓信第五百六十五號(五)二一九
○ 同上 (告)逓信第六百六十六號(七)二六二九
○ 同上 (告)逓信第八百八十四號(九)二九〇八
○ 同上 (告)逓信第八百八十六號(九)二九〇九
○ 同上 (告)逓信第九百三十一號(一〇)三二七三
○ 同上 (告)逓信第九百九十七號(一〇)三五九〇
○ 同上 (告)逓信第九百九十八號(一〇)三五九〇
○ 同上 (告)逓信第一千三百五十八號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百五十九號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百六十號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百六十一號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百六十二號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百六十三號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百六十四號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百六十五號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百六十六號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百六十七號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百六十八號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百六十九號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百七十號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百七十一號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百七十二號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百七十三號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百七十四號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百七十五號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百七十六號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百七十七號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百七十八號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百七十九號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百八十號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百八十一號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百八十二號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百八十三號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百八十四號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百八十五號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百八十六號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百八十七號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百八十八號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百八十九號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百九十號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百九十一號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百九十二號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百九十三號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百九十四號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百九十五號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百九十六號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百九十七號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百九十八號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千三百九十九號(一〇)三六二五
○ 同上 (告)逓信第一千四百號(一〇)三六二五

○ 墨西哥國ニ於ケル小包郵便物取扱規程中追加 (告)逓信第九百一號(一〇)三二八三
○ 同上 (告)逓信第二百六十五號(三) 四八四
○ 同上 (告)逓信第四百號(三) 五三三
○ 同上 (告)逓信第七百七十一號(七)一七二〇
○ 同上 (告)逓信第九百三十一號(一〇)三二七三
○ 同上 (告)逓信第九百九十七號(一〇)三五九〇
○ 同上 (告)逓信第九百九十八號(一〇)三五九〇
○ 同上 (告)逓信第九百九十九號(一〇)三五九〇
○ 同上 (告)逓信第一千二百四十四號(二)三三六九
〔公認〕
○ 明治四十年告示第六十九號(關東州公認區區ノ場所
及受持區域)中追加 (告)關東都督第七十號(七)二六六八

○ 明治九年太政官通達第二十九號(公文ニ準制ノ墨汁
(イキ)使用禁止ノ件)廢止 (關)第四號(三) 八

○ 同上 (告)關東都督第七十七號(八)二七九六
〔公認〕
○ 船員ノ雇入廢止契約ノ公認其他ノ證明ニ關スル手續
料 (府)關東都督第三十五號(七) 一〇四
〔公學堂〕
○ 關東州公學堂規則設定明治三十九年關東州民政署令
第十四號(關東州公學堂規則)廢止 (府)關東都督第十五號(四) 三二
〔公納〕
○ 明治三十七年律令第九號(一圓銀貨幣ヲ公納ニ使用
スルコトヲ得ルノ件)廢止 (律)第十六號(一〇) 一九
〔公館〕
○ 在外公館職員定員令中改正 (勅)第五百五十六號(六) 二九二
○ 在外公館費用條例中改正 (勅)第五百三十三號(五) 二四二
○ 同上 (勅)第五百五十五號(六) 二八九
○ 同上 (勅)第二百九十四號(三) 五二七
○ 在外公館費用條例施行細則中改正 (省)外務第一號(七) 二四五
○ 明治二十三年勅令第三十二號(在外公館經費中前金
拂ノ件)中改正 (勅)第四百八十八號(六) 二七九
〔公文〕
○ 明治九年太政官通達第二十九號(公文ニ準制ノ墨汁
(イキ)使用禁止ノ件)廢止 (關)第四號(三) 八

〔公債〕

- 事業公債條例中改正 (法)第十三號(三) 二二
- 臺灣事業公債法中改正 (法)第十四號(三) 二三
- 鐵道國有法及京釜鐵道買收法ニ依リ發行スル鐵道買收公債ノ登録ニ關スル請求ニシテ手数料ヲ納ムルコトヲ要セザル件 (省)大藏第三十號(六) 一八三
- 國庫債券整理規程ニ依リ發行スル大日本帝國政府五分利公債證書ノ様式 (省)大藏第六十三號(四) 五八〇
- 鐵道國有法及京釜鐵道買收法ニ依リ發行スル大日本帝國政府五分利公債證書ノ様式 (省)大藏第四十四號(三) 三六四
- 明治三十一年發行大日本帝國政府五分利公債證書(新様式)引換 (省)大藏第十二號(一) 二〇
- 鐵道國有法ニ依リ公債證書發行 (省)大藏第七十號(三)三三三
- 北海道炭礦汽船株式會社ニ交付スヘキ公債發行 (省)大藏第五十四號(四) 五七六
- 鐵道國有法ニ依リ山陽鐵道株式會社ニ交付スヘキ公債額ノ内發行高 (省)大藏第七十二號(五) 八二九
- 鐵道國有法ニ依リ甲武鐵道株式會社ニ交付スヘキ公債證書發行高 (省)大藏第八十一號(五) 八三二
- 鐵道國有法ニ依リ七尾鐵道株式會社ニ交付スヘキ公債額ノ内發行高 (省)大藏第八十八號(七)二五〇四
- 鐵道國有法ニ依リ總武鐵道株式會社ニ交付ノ公債額ノ内發行高 (省)大藏第七十七號(七)二五〇七
- 鐵道國有法ニ依リ德島鐵道株式會社ニ交付スヘキ公債額ノ内發行高 (省)大藏第五十七號(三)三三八一
- 京釜鐵道買收法ニ依リ京釜鐵道株式會社ニ交付スヘキ公債發行高 (省)大藏第九十九號(七)二五〇四
- 國庫債券整理規程ニ依リ發行ノ公債額 (省)大藏第五十五號(三)三〇三六
- 日本銀行ニ交付ノ大日本帝國政府五分利公債證書額面金額 (省)大藏第八號(一) 一八
- 大日本帝國政府五分利公債證書發行 (省)大藏第二十二號(三) 一六九
- 代公債證券交付 (省)大藏第二十九號(三) 一七二
- 同上 (省)大藏第十號(一) 一九
- 同上 (省)大藏第二十六號(三) 一七二
- 同上 (省)大藏第三十九號(五) 三六三
- 同上 (省)大藏第六十六號(四) 五八一
- 同上 (省)大藏第七十五號(五) 八三九
- 同上 (省)大藏第八十七號(五) 八三五
- 同上 (省)大藏第一百一號(六)二六〇
- 同上 (省)大藏第一百十五號(七)二五〇六
- 同上 (省)大藏第一百三十四號(七)二八〇二
- 同上 (省)大藏第一百三十五號(七)二八〇三
- 同上 (省)大藏第一百三十九號(七)二八〇六
- 同上 (省)大藏第五十八號(四) 五七六

- 大日本帝國政府五分利公債假證書紛失 (告)大藏第十八號(三) 一六八
- 公債紛失ニ由リ代證券交付 (告)大藏第七十七號(三)三三八一
- 公債假證書紛失 (告)大藏第四十號(三) 三六三
- 同上 (告)大藏第九十四號(六)二五七
- 紛失ノ公債證書利札中記號更正 (告)大藏第二十三號(三)一七〇
- 同上 (告)大藏第七十八號(五) 八三〇
- 公債證書利札紛失ノモノニ對シ利金ヲ仕拂ヒタル證券ノ額面金額等 (告)大藏第六號(一) 一七
- 同上 (告)大藏第十五號(二) 二二
- 同上 (告)大藏第四十九號(三)三〇三六
- 同上 (告)大藏第五十號(三)三〇三七
- 同上 (告)大藏第五十號(三) 三六八
- 同上 (告)大藏第九十六號(六)二五八
- 同上 (告)大藏第九十七號(六)二五八
- 同上 (告)大藏第九十八號(六)二五九
- 同上 (告)大藏第九十七號(六)二五九
- 山陽鐵道株式會社所屬鐵道及乘業資產買收價額並ニ公債交付額 (告)逓信第五十二號(一) 一三二
- 京釜鐵道株式會社所屬鐵道買收價額並ニ公債交付額 (告)逓信第一百號(三) 二八三
- 總武鐵道株式會社所屬鐵道買收價額並ニ公債交付額 (告)逓信第七號(三) 二八九
- 德島鐵道株式會社所屬鐵道買收價額並ニ公債交付額 (告)逓信第六十五號(三) 三三〇
- 日本鐵道株式會社所屬鐵道及乘業資產買收價額並ニ公債交付額 (告)逓信第五十一號(四) 七六四
- 九州鐵道株式會社所屬鐵道買收價額並ニ公債交付額 (告)逓信第五十二號(四) 七六四
- 房總鐵道株式會社所屬鐵道買收價額並ニ公債交付額 (告)逓信第六十八號(五)二〇三九
- 關西鐵道株式會社所屬鐵道買收價額並ニ公債交付額 (告)逓信第九十七號(七)二〇三九
- 臺灣鐵道株式會社所屬鐵道買收價額並ニ公債交付額 (告)逓信第九十七號(七)二〇三九
- 明治三十三年勅令第四十七號(國稅徵收法ニ依ル公債額指定ノ件)中改正 (勅)第六十號(三) 一八八
- 〔公民〕
- 利法施行前ニ公布シタル命令ニ關スル件制定明治三十九年勅令第五十五號(刑ノ執行ヲ豫斷セラレタル者ノ北海道及沖繩縣ニ於ケル區ノ公民權及區會議員選舉權ニ關スル件)廢止 (勅)第二百十七號(七) 四三三
- 〔公使〕
- 在舊彼得堡帝國公使館ヲ帝國大使館ニ改定 (省)外務第一號(五) 八二二

〔公證〕
 ○ 公證人法制定公證人規則廢止 (法)第五十三號(四) 一五〇
 ○ 公證規則中改正 (律)第十三號(九) 一六

〔功勞〕
 ○ 明治四十一年韓國暴徒襲擊事件ニ從事シ功勞アル者ニ明治二十八年勅令第百十五號準用ノ件 (勅)第百八十二號(一) 五〇五

〔功級〕
 ○ 勳章勳章令ニ依リ勳等、功級ヲ授ケラレタル者報告方 (達)陸軍第八十六號(三) 二五三
 ○ 勳位功級收受ノ訓令ヲ受ケタルトキ犯人ノ本籍地戶籍吏ニ通知方 (訓)統監第十九號(一〇) 三六六

〔購買購入〕
 ○ 臺灣總督府ニ於テ鐵道事業ニ必要ナル物件ノ購入ニ關スル隨意契約ノ件 (勅)第百二十六號(五) 二五五
 ○ 陸軍工事購買物件貸借規則制定明治二十三年陸軍第三十三號(工事物件貸借競争加入契約締結者保證金制限)同三十五年陸軍第四十一號(陸軍工事購買物件購買規則)廢止 (達)陸軍第四十七號(六) 二七七
 ○ 海軍道兵廠購買ノ兵器及海軍工廠海軍道兵廠海軍下機火藥製造所購買ノ材料物品報告方 (達)海軍第二十七號(三) 三八

○ 郵便局所ニ於ケル第二十六回勸業債券郵便局所購買媒介取扱期間 (告)逓信第五百九十三號(二)四三四

○ 砲兵工長候補者召集 (告)陸軍第六號(三) 一七二
 ○ 海軍少主計候補生採用試験出願方 (告)海軍第三號(三) 三七〇
 ○ 海軍中少軍醫及海軍少軍醫候補生採用ニ付キ出願方 (告)海軍第十一號(六)二七九
 ○ 海軍中少主計、海軍少主計候補生採用ニ付キ出願方 (告)海軍第十二號(六)二八六

〔工兵〕
 ○ 工兵隊電信術教育教令廢止 (達)陸軍第八十九號(三) 二五七
〔工長〕
 ○ 陸軍縫靴工卒及縫靴工長候補者教育規則 (達)陸軍第七十六號(二) 二二五
 ○ 豫備役、後備役ノ砲兵隊工長及火工術修業ノ砲兵下士ヲ陸軍兵器廠及砲兵工廠ノ要員ニ充ツル場合 (達)陸軍第八號(二) 七
 ○ 砲兵工長候補者召集 (告)陸軍第六號(三) 一七二

〔工場〕
 ○ 要港部條例改定海軍修理工場條例廢止 (軍)海軍第一號(六) 三六
 ○ 專賣局收納所管轄區域及專賣局收納所出願所、專賣局製造所、分工場名稱位置中廢止 (省)大藏第三號(二) 二
 ○ 同上 (省)大藏第六號(三) 二八
 ○ 同上 (省)大藏第三十三號(七) 二五三
 ○ 同上 (省)大藏第三十六號(八) 三〇〇
 ○ 同上 (省)大藏第三十九號(九) 三三〇

○ 遺精局ニ於テ施行スル明治四十一年度乃至四十三年度繼續ノ工場其他設備工事購買競争加入者資格 (省)大藏第二十九號(六) 一八三
 ○ 鐵道管理局所屬工場名稱及位置 (告)鐵道院第五號(三)四六五

〔工卒〕
 ○ 陸軍縫靴工卒及縫靴工長候補者教育規則 (達)陸軍第七十六號(二) 二二五
〔工務〕
 ○ 海軍工廠工務規程中改正 (達)海軍第二十五號(三) 三七七
 ○ 同上 (達)海軍第三十二號(三) 六九

〔工業〕
 ○ 工業試驗所官制中改正 (勅)第百四十六號(六) 二七六
 ○ 明治四十一年度工業教員養成所生徒募集員數 (告)文部第五十八號(三) 一八六
 ○ 英領ソリニゲット及トバコ殖民地英國工業所有權保護同盟條約ニ加入ノ效力發生期日 (告)農商務第百三十一號(六)二九九

〔工作〕
 ○ 特別高壓電氣工作物施設規程 (省)逓信第三十四號(七) 二八五
 ○ 臨時臺灣工部官制制定臨時臺灣基隆海防官制臺灣總督府電氣作業所官制及明治四十一年勅令第百二十二號(特別改良ノ事業ニ從事スル職員ノ職掌) (勅)第百八十七號(七) 三三三

○ 郵便局所ニ於ケル第二十七回勸業債券購買媒介取扱期間 (告)逓信第七百七十六號(八)二七三
 ○ 郵便局所ニ於ケル第二十八回勸業債券購買媒介取扱期間 (告)逓信第千二百二十八號(二)三三八

〔購讀〕
 ○ 明治十六年丙第五十六號達(新聞購讀ニ關スル件)廢止 (達)海軍第九十二號(七) 二五二

〔候補〕
 ○ 陸軍士官ノ候補者及陸軍諸生徒死傷手當金給與ノ件制定明治二十五年勅令第百十八號(陸軍諸生徒手當金給與方)廢止 (勅)第百七十三號(七) 三三三
 ○ 海軍候補生及海軍諸生徒死傷手當金給與ノ件 (勅)第百九十五號(八) 三三八
 ○ 明治四十一年勅令第百九十五號ニ依リ編修院附屬重ノ等差準用方 (達)海軍第百三號(八) 二六二

○ 陸軍縫靴工卒及縫靴工長候補者教育規則 (達)陸軍第七十六號(二) 二二五
 ○ 明治三十六年陸軍第九十二號(下士以下赴任、候補生及生徒入校又ハ歸隊ノトキ刀劍ヲ佩用セシメ)廢止 (達)陸軍第六十七號(一〇) 一八五
 ○ 海軍少計候補生實務練習規則改正 (達)海軍第百三十六號(二) 二二〇
 ○ 海軍機關少計候補生實務練習規則改正 (達)海軍第百三十七號(二) 二二四

○ 明治四十二年召集士官候補生、主計候補生、中央幼年學校後科生徒、地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心 (告)陸軍第二十五號(六)一八七

○ 遺精局ニ於テ施行スル明治四十一年度乃至四十三年度繼續ノ工場其他設備工事購買競争加入者資格 (省)大藏第二十九號(六) 一八三
 ○ 鐵道管理局所屬工場名稱及位置 (告)鐵道院第五號(三)四六五

〔工卒〕
 ○ 陸軍縫靴工卒及縫靴工長候補者教育規則 (達)陸軍第七十六號(二) 二二五
〔工務〕
 ○ 海軍工廠工務規程中改正 (達)海軍第二十五號(三) 三七七
 ○ 同上 (達)海軍第三十二號(三) 六九

〔工業〕
 ○ 工業試驗所官制中改正 (勅)第百四十六號(六) 二七六
 ○ 明治四十一年度工業教員養成所生徒募集員數 (告)文部第五十八號(三) 一八六
 ○ 英領ソリニゲット及トバコ殖民地英國工業所有權保護同盟條約ニ加入ノ效力發生期日 (告)農商務第百三十一號(六)二九九

〔工作〕
 ○ 特別高壓電氣工作物施設規程 (省)逓信第三十四號(七) 二八五
 ○ 臨時臺灣工部官制制定臨時臺灣基隆海防官制臺灣總督府電氣作業所官制及明治四十一年勅令第百二十二號(特別改良ノ事業ニ從事スル職員ノ職掌) (勅)第百八十七號(七) 三三三

- 臨時臺灣工部事務官特別任用ノ件制定臨時臺灣基隆築港局事務官特別任用令及臺灣總督府電氣作業所事務官特別任用令廢止 (勅)第百八十九號(七) 三四四
- 河川法ニ依ル河川ニ關スル工事ノタメ不用ニ歸スル土地ノ處分ニ關スル件 (勅)第百十九號(五) 二五〇
- 明治四十年省令第三十號(種馬牧場種馬育成所及種馬所建設工事請負競争者資格ニ關スル件)中改正 (省)大藏第四十一號(一〇) 三九九
- 大阪淺田製糖島出張所及監視部設置新管工事請負競争加入者資格 (省)大藏第二十七號(五) 一五〇
- 造幣局ニ於テ施行スル明治四十一年度乃至四十二年度繼續ノ工場其他擴張工事請負競争加入者資格 (省)大藏第二十九號(六) 一八三
- 明治三十年省令第十七號(工事請負競争加入者資格)改正同四十年省令第八號(臨時陸軍建築部擔任工事請負競争加入者資格)廢止 (省)陸軍第十三號(六) 一八八
- 陸軍工事請負物件買賣貸借規則制定明治二十三年陸軍第三十三號(工事物品買賣競争加入、契約締結者保證金制限)同三十五年陸軍第四十一號(陸軍工事請負物件買賣規則)廢止 (達)陸軍第四十七號(六) 二二七
- 鐵道工事修營員分遣假規則廢止 (達)陸軍第八十九號(三) 二二五
- 海軍工事請負規則制定工事請負規則廢止 (告)海軍第二號(二) 五五
- 海軍工事施行手續中追加 (達)海軍第二十一號(三) 五六
- 臨時臺灣工部事務官特別任用ノ件制定臨時臺灣基隆築港局事務官特別任用令及臺灣總督府電氣作業所事務官特別任用令廢止 (達)海軍第五十六號(三) 二六二
- 明治四十年訓令第三號(國有林事業決定案實行ニ要スル印刷物ノ調製、職工人夫ノ雇傭、工事物件ノ買入、借入、運搬等ニ關スル規程)中改正 (勅)農務第二十號(七) 二八九
- 砂防工事施行區域 (省)內務第四十一號(四) 五六六
- 臨時臺灣工部事務官特別任用ノ件制定臨時臺灣基隆築港局事務官特別任用令及臺灣總督府電氣作業所事務官特別任用令廢止 (省)臺灣總督第六十七號(二) 二九四
- 臨時臺灣工部事務官特別任用ノ件制定臨時臺灣基隆築港局事務官特別任用令及臺灣總督府電氣作業所事務官特別任用令廢止 (省)臺灣總督第九十七號(八) 二九一

〔工廠〕

- 砲兵工廠條例中改正 (勅)第十九號(三) 八八
- 砲兵工廠製品代金延納ニ關スル件 (勅)第二百六十九號(二〇) 四八七
- 海軍工廠條例中改正 (勅)第十二號(三) 六八
- 陸軍工廠條例中改正 (達)陸軍第八號(二) 七
- 砲兵工廠進出所閉鎖 (達)陸軍第十八號(三) 四四
- 海軍工廠廢舊細則中改正 (達)海軍第五十二號(三) 二九九
- 海軍工廠工務規程中改正 (達)海軍第二十五號(三) 三七

- 海軍工廠工務規程中追加 (達)海軍第三十二號(三) 六九
- 明治四十一年陸軍第二十七號(海軍造船兵廠購買ノ兵器及海軍工廠海軍造船兵廠海軍下燭火藥製造所購買ノ材料物品報告方)中廢止 (達)海軍第二百二十七號(一〇) 一九八
- 〔工費〕
- 旅順電燈取付工費免除方 (告)關東都督第八號(二) 一六三
- 旅順電氣使用規則第二十二條ノ電燈取付工費免除 (告)關東都督第四十三號(五) 二四六
- 〔拘留〕
- 勸業勸導令制定明治十六年太政官布告第二十二號(勸業ヲ有スル者鑿鑿汚辱ノ所爲アル時及重罪輕罪ノ既ラ受ケ拘留者ハ保釋取付ノ時處分力)廢止 (勅)第二百九十一號(三) 五三三
- 警備店及親子宮民政支署長ハ其管轄區域内ニ於ケル拘留料科ノ刑ニ該ルハ半額ノ裁判及民事訴訟調停ヲ取扱フ (府)關東都督第五十號(一〇) 二六三
- 〔考査〕
- 明治三十八年訓令第三號(看守女監取締實務成續考査表等設定)中廢止 (訓)司法第八號(一〇) 三三七
- 〔口座〕
- 大阪郵便爲替貯金管理支所ニ郵便爲替貯金事務取扱開始ニ付加入者ノ口座番號區別 (告)逓信第千二百七號(二) 三二六
- 〔講座〕
- 明治二十六年勸令第九十三號(東京帝國大學各分科大學ニ於ケル講座ノ種類及其數ヲ定ムル)件)中改正 (勅)第百十六號(五) 二四八
- 明治三十六年勸令第六十八號(京都帝國大學法科大學科大學文科大學及理工科大學ニ於ケル講座)件)中改正 (勅)第百十七號(五) 二四九
- 明治四十年勸令第二百四十號(東北帝國大學農科大學ノ講座)件)中改正 (勅)第百十八號(五) 二四九
- 〔講習〕
- 水産講習所會館中改正 (勅)第二百八十五號(二) 五〇七
- 置業講習所會館中改正 (勅)第四百十七號(六) 二七八
- 地方農事試驗場及地方農事講習所規程制定府農事試驗場規程府農事講習所規程明治三十四年省令第八號(北海道地方農事講習所)以テ設立スル農事試驗場及農事講習所ニ府農事試驗場規程及府農事講習所規程適用ノ件)廢止 (省)農務第二十號(七) 二八九
- 本年開設スル師範學校中學校高等女學校教員講習期講習會ノ講習科目開會地等 (告)文部第六十七號(五) 八五〇
- 明治四十一年實業學校教員短期講習會開始 (告)文部第七十四號(五) 八五九
- 臺北醫院ニ於テ助産婦講習開始 (告)臺灣總督第八十五號(七) 六六六
- 〔衡器〕
- 明治三十九年省令第三十三號(度量及衡器ノ修理檢別位ニ其修補料)中改正 (告)臺灣總督第九十二號(八) 二七二
- 〔醫法〕
- 裁仁王殿下醫法 (告)宮內第三號(四) 五六一
- 濟仁王殿下醫法 (告)宮內第七號(五) 八二二
- 故博識親王紀子殿下醫法 (告)宮內第十二號(二) 三三三

○ 陸軍政府公布ノ紅筆專設法、人參法、紅筆專設法施行細則、人參法施行細則、人參ノ特別耗作區域指定ノ件譯文 (告) 統監第四百二十號(八)二七四

〔後備〕

○ 後備役後備役兵科下士上等兵補充ノ件 (勅) 第六號(一) 六
○ 陸軍後備役後備補充兵役ニ在ル者島司部市區町村長其他官職ヲ有スル者通報方敷定明治三十三年勅令甲第一號(陸軍後備補充兵役ニ在リテ召集事務ヲ管理スル官吏ト爲リ戰時餘人ヲ以テ代フカテラサル者取調通報ノ件) 廢止 (勅) 陸軍第十一號(四) 三三
○ 陸軍後備補充兵役後備補充兵役ニ在リテ召集事務ヲ管理スル官吏ト爲リ戰時餘人ヲ以テ代フカテラサル者取調通報ノ件) 廢止 (勅) 陸軍第十一號(四) 三三
○ 陸軍後備補充兵役後備補充兵役ニ在リテ召集事務ヲ管理スル官吏ト爲リ戰時餘人ヲ以テ代フカテラサル者取調通報ノ件) 廢止 (勅) 陸軍第十一號(四) 三三
○ 陸軍後備補充兵役後備補充兵役ニ在リテ召集事務ヲ管理スル官吏ト爲リ戰時餘人ヲ以テ代フカテラサル者取調通報ノ件) 廢止 (勅) 陸軍第十一號(四) 三三
○ 陸軍後備補充兵役後備補充兵役ニ在リテ召集事務ヲ管理スル官吏ト爲リ戰時餘人ヲ以テ代フカテラサル者取調通報ノ件) 廢止 (勅) 陸軍第十一號(四) 三三
○ 陸軍後備補充兵役後備補充兵役ニ在リテ召集事務ヲ管理スル官吏ト爲リ戰時餘人ヲ以テ代フカテラサル者取調通報ノ件) 廢止 (勅) 陸軍第十一號(四) 三三

〔構成〕

○ 裁判所構成法中改正 (法) 第十號(三) 一〇
○ 同上 (法) 第三十號(三) 五八

○ 裁判所構成法施行條例中改正 (法) 第三十一號(三) 六〇
○ 韓國政府公布ノ裁判所構成法、裁判所構成法施行法、裁判所設置法、裁判所開辦期日ニ關スル件及裁判所構成法中改正ノ件譯文 (告) 統監第四百十四號(八)二七六

〔國有〕

○ 北海道國有未開地處分法改正 (法) 第五十七號(四) 一七五
○ 北海道國有未開地處分法施行規則 (勅) 第五百十號(三) 二八〇
○ 北海道國有未開地處分法施行期日 (勅) 第四百十九號(六) 二八〇
○ 國有林野法中改正 (法) 第七號(三) 七
○ 臨時鐵道國有準備官制中改正 (勅) 第二百四十六號(三) 七
○ 明治三十九年勅令第五十九號(足尾國有林價積事業ニ關スル臨時職員設置)中改正 (勅) 第四百六十九號(七) 三三〇
○ 國有製材所貸付ニ關スル國庫契約ノ件 (勅) 第三百一十一號(三) 五三四
○ 明治三十二年勅令第三百六十三號(國有林野產物ノ國庫契約ニ依リ賣納ニ關スル件)中改正 (勅) 第二百五十六號(一〇) 四七
○ 北海道國有林野及產物處分令制定明治三十五年勅令第二百七號(北海道國有林野原野ニ關スル特別處分ノ件) 廢止 (勅) 第二百八十六號(二) 五〇七
○ 鐵道國有法及京釜鐵道買收法ニ依リ發行スル鐵道買收公債ノ登錄ニ關スル請求ニシテ手數料ヲ納ムルコトヲ要セザル件 (告) 大廳第三百十號(六) 一八五

○ 國有林野產物製品年期賣拂規則 (省) 農商務第十號(五) 一七〇
○ 國有林野法施行規則中改正 (省) 農商務第二十二號(三) 四七七

○ 國有林野產物賣拂規則中改正 (省) 農商務第二十三號(三) 四七八
○ 國有林野主產物年期賣拂規則中改正 (省) 農商務第二十四號(三) 四七九

○ 國有林野產物製品賣拂規則中改正 (省) 農商務第二十五號(三) 四七九
○ 國有林野產物製品年期賣拂規則中改正 (省) 農商務第二十六號(三) 四八〇

○ 國有林野產物ノ賣拂ニシテ製材所ノ貸付ト共ニスル場合ニ適當セザル規定ノ件 (省) 農商務第二十一號(三) 四七七

○ 明治四十年勅令第三號(國有林事業決定案實行ニ要スル印刷物ノ調製、職工人夫ノ雇傭、工事、物件ノ買入、借入運搬等ニ關スル規程)中改正 (勅) 農商務第二十號(七) 二八九

○ 鐵道國有法ニ依リ山陽鐵道株式會社ニ交付スル公債額ノ内發行高 (告) 大廳第七十二號(三) 八三九

○ 鐵道國有法ニ依リ甲武鐵道株式會社ニ交付スル公債額ノ内發行高 (告) 大廳第八十一號(三) 八五一

○ 鐵道國有法ニ依リ七尾鐵道株式會社ニ交付スル公債額ノ内發行高 (告) 大廳第八十八號(三) 八五七

○ 鐵道國有法ニ依リ尾武鐵道株式會社ニ交付ノ公債額ノ内發行高 (告) 大廳第九十七號(三) 八七〇

○ 鐵道國有法ニ依リ釜島鐵道株式會社ニ交付スル公債額ノ内發行高 (告) 大廳第五百十七號(三) 三三一

○ 鐵道國有法ニ依リ公債證書發行 (省) 大廳第四百七十七號(三) 四八六

○ 鐵道國有法及京釜鐵道買收法ニ依リ發行スル大日本帝國政府五分利公債證書ノ様式 (省) 大廳第四百四十四號(三) 四八六

○ 韓國政府ニ於テ公布ノ森林法及國有森林山野部分林規則ノ譯文 (告) 統監第四百七號(四) 四八九

○ 韓國政府公布ノ國有土地石採取規則譯文 (告) 統監第四百二十四號(八)二七九

〔國貨〕
○ 古社寺保存法ニ依リ國貨ノ賣納ノ物件指定 (告) 內務第五號(二) 三

○ 古社寺保存法ニ依リ國貨物件指定 (告) 內務第四十四號(四) 五六八

○ 指定國貨精木着色ニ關シテ上人繪卷十二卷所有ノ寺院會併改稱 (告) 內務第十一號(二) 九

○ 奈良縣大日寺所有國寶木造五智如来坐像五區ノ等號 (告) 內務第七十七號(八)二六九

〔國防〕
○ 臺灣國防用防禦營造物區域採取規則施行細則ニ依リ國庫債券 (告) 臺灣總督第四百十五號(一〇)三三三

○ 臺灣國防用防禦營造物區域採取規則施行細則ニ依リ國庫債券ハナシノ部債券ノ項ニ屬ス (國庫) 國庫債券ハナシノ部債券ノ項ニ屬ス

○ 明治四十年法律第三十一號(國庫債券)上一續未編ノ増數計算ニ關スル件)中改正 (法) 第三十八號(三) 六八

- 法律中府縣ノ預備及國庫補助ニ關シテ補給ニ付キ發ケタル特例廢止 (法)第三號(三)
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スル要件 (豫外契)三月二十六日(三)
- 同上 (豫外契)三月十四日(三)
- 同上 (豫外契)八月二十七日(八)
- 同上 (豫外契)十月十六日(一〇)
- 北海道一級町村及二級町村ヲシテ租稅外國庫庫入ヲ徵收セシムル法律施行細則中改正 (省)大藏第十六號(四) 九九
- 官廳又ハ國庫金若ハ地方稅金ヲ取扱フ銀行業者臺灣島内ニ於テ電信爲替ニ依リ高價ノ金員送付方 (府)臺灣總督第六十三號(二〇) 二六二
- 水難救護法ニ依リ國庫ノ取付ト爲ルヘキ收入金收納方 (訓)逓信第三號(一〇) 三六四
- 明治四十年度豫備災救助基金國庫補助額 (告)大藏第四十五號(三) 三六五
- 韓國國庫金出納及保管事務取扱郵便局所名 (告)統監第十號(一) 三三九
- 同上廢止郵便局名 (告)統監第十一號(一) 三三九
- 統監府逓信官署韓國國庫金出納受持區域指定表中改正 (告)統監第六十六號(五) 二二〇
- 同上 (告)統監第七十七號(七) 二六五
- 同上 (告)統監第七十七號(七) 二六五
- 同上 (告)統監第六十四號(四) 三三三
- 水原郵便局韓國國庫金出納及保管事務取扱郵便局ノ取付廢止 (告)統監第六十七號(七) 二六六

- 政府ニ納ムヘキ保證金其他ノ擔保ニ充用スル國債ノ價格ニ關スル條件制定明治三十八年勅令第二十號(擔保トシテ政府ニ納ムヘキ國債證券ノ價格決定ニ關スル件)廢止 (勅)第二百八十七號(二) 二二〇
- 國債事務取扱店中派出所位置移轉 (告)大藏第三十四號(三) 三五九
- 同上 (告)大藏第四十三號(三) 三六四
- 同上 (告)大藏第七十七號(五) 八五〇
- 同上 (告)大藏第七十九號(五) 八五〇
- 同上 (告)大藏第九十九號(六) 二九九
- 同上 (告)大藏第三百三十二號(九) 一八〇
- 同上 (告)大藏第三百三十三號(九) 一八〇
- 同上 (告)大藏第七十三號(二) 三三四
- 國債事務取扱店中京都市出張所移轉 (告)大藏第五十九號(四) 五七九
- 國債事務取扱店名古屋支店大野派出所移轉 (告)大藏第七號(二) 一八
- 國債事務取扱店京都出張所所屬島田派出所廢止大坂支店所屬岩出派出所位置改稱 (告)大藏第三百三十三號(八) 二九九
- 國債證券ニ代用スル株券價格 (告)海軍第八號(五) 八〇〇
- 國債證券買入總額 (告)大藏第五十六號(四) 五七七
- 日本銀行ニ交付ノ國債證券額 (告)大藏第一百十二號(七) 五〇五
- 減失、紛失ニ因リ失敗ノ記名國債證券 (告)大藏第六十號(四) 五七九

- 同上 (告)大藏第四百四號(六) 二六二
- 同上 (告)大藏第六十三號(二) 三三八
- 紛失ニ因リ失敗ノ記名國債證券 (告)大藏第四號(一) 二六
- 同上 (告)大藏第十六號(七) 二五〇
- 同上 (告)大藏第二十九號(八) 二六八
- 同上 (告)大藏第三十號(三) 一七三
- 明治三十九年告示第七百二十八號(國債ノ種別及國債證券ノ名稱)中改正 (告)大藏第六十四號(四) 五八一
- 減失、紛失ニ因リ失敗ノ國債證券ノ利札 (告)大藏第九十五號(六) 二五七
- 減失、紛失ニ因リ失敗ノ記名國債證券ノ利札 (告)大藏第五號(二) 一七
- 紛失ニ因リ失敗ノ記名國債證券ノ利札 (告)大藏第二十七號(三) 一七二
- 同上 (告)大藏第三十二號(三) 三三八
- 同上 (告)大藏第七十二號(三) 四九九
- 減失、紛失ニ因リ失敗ノ記名國債證券ノ利札 (告)大藏第四十九號(三) 三六七
- 同上 (告)大藏第三百三十六號(九) 一八〇
- 同上 (告)大藏第四百四十八號(二〇) 二〇三
- 國際無線電信條約 (條)第二號(六) 二〇
- 國際無線電信條約附屬業務規則 (告)逓信第六百三十號(六) 四四五

- 本邦ト國際逓信切手券ヲ交換スル國名表中追加 (告)逓信第三百九十五號(三) 五五五
- 同上 (告)逓信第四百八十一號(四) 七七五
- 同上 (告)逓信第五百七十一號(五) 一九九
- 同上 (告)逓信第六百六十八號(七) 二六〇
- 同上 (告)逓信第八百一號(九) 一八七
- 帝國鐵道官會計事務取扱規程ニ依リ返納告知書發行ヲ要セス (訓)統監第九號(六) 二七四
- 〔古社寺〕
- 古社寺保存法ニ依リ國寶ノ資格アル物件指定 (告)內務第五號(二) 三
- 同上 (告)內務第四十四號(四) 五六八
- 古社寺保存法ニ依リ特別保護建築物指定 (告)內務第四十三號(四) 五六六
- 同上 (告)內務第七十六號(八) 二六二
- 〔互選〕
- 華族懲戒委員互選規程中改正 (省)宮内第五號(五) 一四三
- 高等教育會議議員互選人名 (告)文部第八十二號(六) 二六八
- 〔婚嫁、婚禮〕
- 恒久王殿下皇子内親王殿下ト御婚禮 (告)宮内第五號(四) 五六二
- 實枝子女王殿下御婚嫁 (告)宮内第十一號(二) 三五五

工ノ部

〔營林〕

○統監府營林廳職員タル陸軍現役將校同相當官ハ陸軍省事務局ノ定員外トス (法)陸軍第九號(一) 八

○統監府營林廳移轉 (告)統監第六十八號(一〇)三三三

○〔營業〕○鐵道運輸營業ノ開始及廢止ハテノ部業

○地方税制限ニ關スル件制定非常特別税法中地租、營業稅及所得稅ノ地方税制限ニ關スル規定廢止 (法)第三十七號(三) 六五

○明治二十六年勅令第七十四號(取引所ノ資本金營業保證金株式手數料積立金及賣買取引ノ方法ニ關スル規程並ニ仲買人免許料金額)中改正 (勅)第二百六十七號(一〇) 四八六

○臺灣牛乳營業取締規則 (府)臺灣總督第三十七號(八) 二三八

○臺灣清涼飲料水營業取締規則 (府)臺灣總督第三十九號(八) 二三八

○臺灣清涼飲料水營業取締規則中稅率及錫ノ試驗方法ハ明治三十四年内務省令第三十號ニ依ル (府)臺灣總督第四十號(八) 二四二

○臺灣私設鐵道營業規則 (府)臺灣總督第七十四號(三) 三三九

○藥品營業並藥品取締規則 (府)關東都督第三十八號(七) 二二二

○營業取締規則中改正 (府)關東都督第三十九號(七) 二二二

○供託法ニ依リ倉庫營業者指定 (告)司法第十三號(四) 六〇六

○同上 (告)司法第十九號(四) 六〇八

同上

○指定倉庫營業者中解散 (告)司法第三十四號(六) 二二六

○同上 (告)司法第三十三號(七) 二二二

○同上 (告)司法第三十六號(五) 八四六

○同上 (告)司法第三十九號(七) 二二〇

○指定倉庫營業者中廢業 (告)司法第四十二號(七) 二二二

○明治四十年告示第七十三號(帝國鐵道運出場所營業事務所及建設事務所設置並ニ其所管區域及位置)中改正 (告)逓信第九十七號(三) 三三三

○同上 (告)逓信第九十八號(三) 三三一

○同上 (告)逓信第六百四十三號(六) 二四七

○同上 (告)逓信第六百四十八號(一〇) 三三三

○同上 (告)逓信第五百九十七號(三) 三三三

○東部鐵道管理局管内水戸營業事務所廢止 (告)鐵道第十三號(三) 三三〇

○中部鐵道管理局管内名古屋、金澤及長野各營業事務所廢止 (告)鐵道第十六號(三) 三三〇

○帝國鐵道運出場所管內船荷集積所開業容許金、營業規程、手小荷物買金、運送運搬貨物買金 (告)逓信第八十號(三) 三二五

○藥品營業並藥品取締規則ニ依ル營業、罰則並目録 (府)關東都督第六十一號(七) 二六六

○明治三十一年陸軍第六十七號(陸軍醫官令ニ依リ醫官ニ屬スルテ看護役屯田兵ノ費用支拂方)廢止 (法)陸軍第八十五號(三) 二二五

〔營造〕

○關東州防禦營造遺物地帶令 (勅)第三十六號(三) 二一九

○關東州防禦營造遺物地帶令施行細則 (府)關東都督第二十七號(五) 七〇

○關東州防禦營造遺物地帶令ニ依ル地帶區域圖 (告)關東都督第三十九號(五) 二四二

○關東州防禦營造遺物地帶令ニ依ル禁止解除ノ事項及其區域 (告)關東都督第四十號(五) 二四四

○明治三十九年陸軍第四十四號(二十坪未満ノ家屋營造物ノ移轉及變用ハ所管官官決行スルヲ得ルノ件)中追加 (法)陸軍第三十九號(二) 二二七

○臺灣國防用防禦營造遺物區域取締規則施行細則ニ依ル願書式 (告)臺灣總督第五十五號(一〇)三三四

○〔營繕〕

○陸軍營繕費補充資金特別會計法 (法)第四十號(三) 七〇

○陸軍營繕事務規程改正 (法)陸軍第三號(二) 一

○〔永代借地〕

○明治三十四年法律第三十九號(永代借地權ニ關スル件)中改正 (法)第六十二號(七) 一八六

○〔衛戍〕

○衛戍病院條例改正 (勅)第二十五號(三) 九七

○衛戍地名ト異ナル陸軍常備隊所在地名表示明治三十一年陸軍第二十八號(同件)廢止 (法)陸軍第二十五號(三) 四六

〔衛生〕

○同上中追加 (法)陸軍第七十三號(一〇) 二一九

○遠隔處皮膚病設置 (府)關東都督第四十六號(七) 二二九

○衛生試驗所官制中改正 (勅)第七十六號(四) 二〇七

○陸軍衛生材料廠條例中改正 (勅)第二十二號(四) 九五

○官中衛生會規程 (省)官中第三號(四) 一七

○衛生試驗所試驗手數料ニ關スル規定中改正 (省)內務第九號(三) 二四四

○衛生組合規則中改正 (府)關東都督第一號(三) 九

○同上 (府)關東都督第三十四號(六) 九五

○臺灣中央衛生會規則中追加 (府)臺灣總督第二十四號(六) 八八

○陸軍衛生部附校相當官教育規則 (法)陸軍第二十四號(三) 四四

○陸軍軍醫部服務規則制定明治三十四年陸軍第四十三號(臺灣守備隊及旅團司令部附屬衛生部員服務規則)廢止 (法)陸軍第四十五號(三) 二二六

○明治三十年陸軍第二百二十三號(軍隊教育大令)ニ據リ教育スルテ教育法及衛生法大令)廢止 (法)陸軍第六十一號(八) 一六一

○戰時陸軍赤十字會章制定明治二十二年陸軍第六十五號(陸軍衛生部員及衛生ノ事務ニ關スル各兵各部隊員並ニ捕獲軍醫章)廢止 (法)陸軍第六十二號(九) 一六五

○陸軍軍醫部章制定明治十九年陸軍省令(第五十二號)廢止 (法)陸軍第五十五號(七) 一五九

〔繪葉書〕

○エチオピア

○エチオピア—帝國萬國郵便條約ニ加入 (告) 逓傳第千二百四十二號(三)三五七〇

〔恩覽〕

○統監府特許局圖書閱覽規程 (告) 統監第百四十二號(乙)一九九三

〔要員〕

○豫備役後備役ノ砲兵隊工長及火工術修業ノ砲兵下士ノ陸軍兵器廠及砲兵工廠ノ要員ニ充ツル場合 (達) 陸軍第八號(一) 七

〔要港〕

○要港部條例改定海軍修理工場條例廢止 (軍) 海軍第一號(六) 三六

○軍港要港規則中改正 (省) 海軍第十四號(三) 四七五

○要港部業務規程中改正 (達) 海軍第七十四號(乙) 二二三

〔要務〕

○要務司令部條例改定 (軍) 陸軍第二號(一) 二

○野戰砲廠並要務修理所職工本養成規則廢止 (達) 陸軍第七十號(乙) 一八七

○明治三十四年告示第九號(各要港地ニ於ケル禁止制限解除ノ事項及其區域)中追加 (告) 陸軍第二十四號(乙) 一六七

○同上 (告) 陸軍第二十六號(乙) 一〇一八

〔同上〕

○同上 (告) 陸軍第二十七號(三)三四八

〔幼稚園〕

○島根縣ニ於ケル市町村立小學校公立實業補習學校職員公立幼稚園保母退還料及遺族扶助料支領手續 (告) 逓傳第千六百六十六號(三)三三七

○青森縣ニ於ケル縣費支拂市町村立小學校及實業補習學校教員幼稚園保母、巡査、縣有給吏員退還料扶助料給與金給與金扶助金受領手續 (告) 逓傳第千七百七十七號(三)三三九

〔延納〕

○砲兵工廠製品代金延納ニ關スル件 (勅) 第百二十九號(乙) 一〇八七

〔鹽務〕

○事實物品出納規程改定標準事實物品出納規程序及鹽務局物品出納規程其他標準事實物品出納規程及標準事實物品出納規程ニ關スル規程廢止 (訓) 大藏第十七號(三) 一六三

○明治三十八年訓令第四十三號(鹽務局事務取扱手續)同第七十一號(鹽務局事務取扱手續)同三十九年同第十九號(鹽代金延納保母取手続)廢止 (訓) 大藏第三十八號(乙) 二七五

〔鹽田〕

○鹽田規則施行細則中改正 (省) 逓傳第千六百六十六號(一) 二二九

〔遠洋〕

○遠洋漁業獎勵法施行細則中改正 (省) 農商務第九號(四) 一五五

〔演習〕

○臺灣寄留者演習召集規程中改正 (省) 陸軍第二十號(一) 四三三

○陸軍特別大演習部統帥並ニ海軍大演習部統帥ノ委任 (省) 內務第十號(一) 二二五

○四季及小演習用消耗兵器年額表中改正 (達) 海軍第九十六號(七) 一五三

○四季及小演習用消耗兵器年額表改正 (達) 海軍第九十六號(七) 一五三

○同上追加 (達) 海軍第二百二十八號(一) 一九八

○明治三十八年告示第五百一十一號(寄留地勤務演習召集規程)中改正 (告) 臺灣總督第十一號(一) 二六一

テノ部

〔定員〕

○鐵道院職員定員ノ件 (勅) 第二百九十七號(三) 三三二

○在外公館職員定員令中改正 (勅) 第五百五十六號(乙) 二九二

○裁判所書記長書記定員及律令中改正 (勅) 第三百三十三號(乙) 二六〇

○明治三十六年省令第五號(監獄醫、教諭、教師、頭等看守及女監取定員)中改正 (省) 司法第十九號(六) 二一九

○文部省直轄諸學校職員定員令中改正 (勅) 第六十九號(三) 一九九

○同上 (勅) 第六十九號(三) 一九九

○同上 (勅) 第六十九號(三) 一九九

○同上 (勅) 第六十九號(三) 一九九

○同上 (勅) 第六十九號(三) 一九九

○同上 (勅) 第六十九號(三) 一九九

○同上 (勅) 第六十九號(三) 一九九

○同上 (勅) 第六十九號(三) 一九九

○同上 (勅) 第六十九號(三) 一九九

○同上 (勅) 第六十九號(三) 一九九

○同上 (勅) 第六十九號(三) 一九九

○同上 (勅) 第六十九號(三) 一九九

○同上 (勅) 第六十九號(三) 一九九

- 明治四十一年法律第四十一號(關稅定率法輸入稅表中改正)施行期日 (勅)第百九十三號(八) 三四七
- 〔定製港〕
- 明治三十五年遠第七十九號(定製港ノ境域)中追加 (邊)海軍第百二十二號(七) 一八一
- 〔定數〕
- 明治四十年陸軍第六十九號(陸軍及別毛補定數表)改正 (邊)陸軍第七十九號(三) 二四三
- 〔停年〕
- 學校病院ノ教員及海兵團ノ練習生五等卒ノ教員タル下士卒ノ任用進級賞假停年加算力 (邊)海軍第五十三號(四) 九九
- 同上中追加 (邊)海軍第百四十二號(二) 二三八
- 〔歸職〕
- 第四十二回歐戰免許試驗並ニ第三十二回陸軍工免許試驗舉行地及期日 (告)農商部第二號(一) 九七
- 〔帝室〕
- 帝室林野管理局出張所職制 (省)宮内第四號(四) 八九
- 明治四十年告示第九號(帝室林野管理局出張所ノ名稱位置及管轄區域)中改正 (告)宮内第八號(七) 四九五
- 韓國政府公布ノ帝室債務ニ關スル件宮内府所管及庶務官所屬財産ノ移屬及帝室財務ノ整理ニ關スル件(告)統監第百二十一號(八) 二七五
- 〔選信〕
- 逓信省官制中改正 (勅)第八十二號(四) 二二五
- 同上 (勅)第百六十五號(〇) 四八四
- 同上 (勅)第百九十八號(三) 五三三
- 日本逓信省位大不列國及愛爾蘭合王國郵政機關郵便營業條約定 (省)第八號(三) 六三
- 日本逓信省位大不列國及愛爾蘭合王國郵政機關郵便營業條約施行期日 (省)逓信第千三百五十九號(三) 三六六
- 逓信省所管各屬用品供給競争加入者資格指定明治三十三年省令第十九號(逓信省用品供給競争者資格ノ件)改正 (省)逓信第百二十四號(四) 一八一
- 逓信省給費發生規則 (省)逓信第十五號(三) 八二
- 逓信省所管郵便取扱規程改定明治二十七年訓令第一號(逓信省支計課郵便會計檢査院ノ送付方委任)改正 (省)逓信第百三十三號(三) 三六一
- 電氣事業者ヨリ逓信省管理ノ逓信事業用工作物ニ關シ承諾立會請求方改定明治三十五年告示第四百十三號(電氣事業取扱規則ニ依リ電氣電線其他ノ金屬體ニ關シ承諾立會請求方)改正 (省)逓信第六百七十六號(七) 二六五
- 〔鐵道〕
- 鐵道敷設法中改正 (法)第十六號(三) 二一
- 韓國ニ於ケル鐵道用品資金會計ニ關スル件 (法)第六號(三) 六
- 帝國鐵道官制中改正 (勅)第七十號(三) 一〇一
- 臨時鐵道國有準備局官制中改正 (勅)第百四十六號(三) 二二〇

- 鐵道院官制制定帝國鐵道院官制廢止 (勅)第百九十六號(三) 五二八
- 鐵道院職員定員ノ件 (勅)第百九十七號(三) 五三二
- 帝國鐵道院職員特別任用令中改正 (勅)第百三十一號(三) 五三六
- 鐵道院總裁秘書ノ任用及官等ニ關スル件 (勅)第百三十二號(三) 五三八
- 明治四十年勅令第二十八號(帝國鐵道院總裁秘書ノ件)中改正 (勅)第百三十三號(三) 五三六
- 統監府鐵道管理局官制中改正 (勅)第百五十七號(三) 一八五
- 統監府鐵道管理局職員使用ノ件 (勅)第百五十八號(三) 一八六
- 明治三十九年勅令第二百九號(南滿洲鐵道株式會社ノ職員ト爲リタル官吏ニ關スル件)中改正 (勅)第百三十三號(三) 五三六
- 同上 (勅)第百三十六號(三) 五三六
- 南滿洲鐵道株式會社ニ關スル事務主管ノ件 (勅)第百七十九號(三) 五三九
- 同上中改正 (勅)第百七十九號(三) 五三九
- 明治三十三年勅令第三百六十六號(外國ニ於テ鐵道ヲ敷設スル帝國會社ニ關スル件)中改正 (勅)第百三十四號(三) 五四〇
- 明治三十九年勅令第四百二十二號(南滿洲鐵道株式會社ニ關スル件)中改正 (勅)第百三十四號(三) 五四〇
- 鐵道會社規則中改正 (勅)第百三十八號(三) 五三二
- 鐵道軍事供用令中改正 (勅)第百三十九號(三) 五三三
- 明治四十年勅令第二百二十七號(帝國鐵道院職員ノ共濟組合ニ關スル件)中改正 (勅)第百五十五號(三) 五三〇
- 鐵道院附屬機關ノ學校以下ヲシテ鐵道院所管ノ鐵道業務ニ從事セシムルノ件 (勅)第百三十號(三) 五二四
- 臺灣總督府ニ於テ鐵道事業ニ必要ナル物件ノ購入ニ關スル體裁契約ノ件 (勅)第百二十六號(三) 二五五
- 臺灣私設鐵道規則 (省)第二十號(三) 二二
- 鐵道敷設法及取替鐵道買收法ニ依リ發行スル鐵道買收公債ノ登錄ニ關スル請求ニシテ手数料ヲ納ムルコトヲ要セザル件 (省)大藏第三十號(三) 一八五
- 明治四十年大藏省令第三十七號(帝國鐵道院官制現金出納官吏ノ雜部保管金ニ關スル取扱手續)中改正 同年省令第四十六號(專賣局販賣所施設所名稱位置)廢止 (省)大藏第九號(三) 一八
- 帝國鐵道院ノ取扱ニ係ル納入金納付力 (勅)大藏第四十二號(三) 三〇九
- 同上 (省)逓信第七百三十一號(三) 一〇七
- 鐵道國有法ニ依リ公債證書發行 (省)大藏第百七十號(三) 三〇七
- 鐵道國有法及京釜鐵道買收法ニ依リ發行スル大日本帝國政府五分利公債證書ノ格式 (省)大藏第四十四號(三) 三〇六
- 鐵道國有法ニ依リ山陽鐵道株式會社ニ交付スル公債額ノ內發行高 (省)大藏第七十二號(三) 八三九
- 鐵道國有法ニ依リ甲武鐵道株式會社ニ交付スル公債證書發行高 (省)大藏第八十一號(三) 八三一

- 鐵道國有法ニ依リ七尾鐵道株式會社ニ交付スヘキ公債額ノ内發行高 (告)大藏第九百八十七號(一)五〇四
- 京釜鐵道買收法ニ依リ京釜鐵道株式會社ニ交付スヘキ公債發行高 (告)大藏第九百九十七號(一)五〇四
- 鐵道國有法ニ依リ總武鐵道株式會社ニ交付ノ公債額ノ内發行高 (告)大藏第九百七十七號(一)五〇七
- 鐵道國有法ニ依リ德島鐵道株式會社ニ交付スヘキ公債額ノ内發行高 (告)大藏第九百五十七號(一)三〇八
- 青房約齊德島兩鐵道株式會社社債償還 (告)大藏第十四號(一) 二
- 春柳武鐵道株式會社第二回社債中償還 (告)大藏第九百十四號(一)二五〇
- 春柳武鐵道株式會社第二回社債ノ内償還金額 (告)大藏第九百五十三號(一)〇〇一〇
- 汚染又ハ毀損ノ引換、分合其他ノ事由ニ依リ交付スル春北越鐵道株式會社社債券ノ突印押捺方 (告)大藏第五十一號(三) 三六八
- 鐵道關聯所屬將校以下鐵道院所管鐵道ニ於ケル業務施行規程 (達)陸軍第八十七號(三) 二五〇
- 同規程ニ依リ業務ニ從事スル者胸章及徽章附着力 (達)陸軍第八十八號(三) 二五六
- 明治四十年陸軍第九號(現役軍人ノ南洋洲鐵道株式會社ノ職員ト爲リタル者ノ件)中追加 (達)陸軍第九十號(三) 二五七
- 鐵道工事傳習員分遣假規則及明治三十六年陸軍第二號(鐵道大隊ニ於ケル電信術ノ教育力増強ノ件)廢止 (達)陸軍第八十九號(三) 二五七
- 陸軍軍人軍屬鐵道乘車物品輸送手續中改正 (告)陸軍第二十二號(七)五〇八
- 同上 (告)陸軍第二十九號(三)四八七
- 同上 (告)陸軍第十八號(三) 八三七
- 明治三十七年告示第二十八號(海軍軍人軍屬鐵道乘車物品輸送手續)中改正 (告)海軍第六號(五) 八五九
- 鐵道作業局大貨物運賃對獎規程廢止 (告)逓信第七百八十二號(八)七五五
- 山陽鐵道株式會社所屬鐵道及兼業資產買收償還額ニ公債交付額 (告)逓信第五十二號(二) 一三一
- 京都鐵道株式會社所屬鐵道買收償還額ニ公債交付額 (告)逓信第九號(三) 二八五
- 總武鐵道株式會社所屬鐵道買收償還額ニ公債交付額 (告)逓信第七號(三) 二八五
- 西武鐵道株式會社所屬鐵道及兼業資產買收償還額ニ公債交付額 (告)逓信第四百四十三號(三) 〇〇一
- 德島鐵道株式會社所屬鐵道買收償還額ニ公債交付額 (告)逓信第四百六十五號(三) 〇一〇
- 七尾鐵道株式會社所屬鐵道買收償還額ニ公債交付額 (告)逓信第四百六十六號(四) 七四九
- 日本鐵道株式會社所屬鐵道及兼業資產買收償還額ニ公債交付額 (告)逓信第五百一號(四) 七八四
- 九州鐵道株式會社所屬鐵道買收償還額ニ公債交付額 (告)逓信第五百二號(四) 七八四
- 房總鐵道株式會社所屬鐵道買收償還額ニ公債交付額 (告)逓信第六百八十九號(七)二六二

- 關西鐵道株式會社所屬鐵道買收償還額ニ公債交付額 (告)逓信第九百七十八號(一)〇三三九
- 桑宮鐵道株式會社所屬鐵道買收償還額ニ公債交付額 (告)逓信第九百七十九號(一)〇三三九
- 明治四十年告示第七十三號(帝國鐵道院出張所營業事務所及建設事務所設置並ニ其所管區域及位置)中改正 (告)逓信第九百九十七號(三) 三三三
- 同上 (告)逓信第三百六十五號(三) 二一九
- 同上 (告)逓信第四百七十一號(四) 七七〇
- 同上 (告)逓信第四百七十三號(四) 七七〇
- 同上 (告)逓信第五百十八號(五)二六一
- 同上 (告)逓信第六百四十三號(六)二四七
- 同上 (告)逓信第六百四十八號(六)二四七
- 同上 (告)逓信第七百五十八號(七)三三六
- 明治四十年告示第三百八十二號(九州帝國鐵道管理局所管內各事務所ノ所管區域及位置)中改正 (告)逓信第九百九十九號(一)〇三三六
- 同上 (告)逓信第二百三十三號(三) 四四三
- 同上 (告)逓信第五百七十九號(五)二九七
- 同上 (告)逓信第六百四十四號(六)二四七
- 明治四十年告示第七十七號(帝國鐵道院市街建設營業事務所ノ位置及所管區域)中改正 (告)逓信第四百三十四號(四) 七五三
- 明治四十年告示第六百四十號(帝國鐵道院所管貨物專用線規程)中改正 (告)逓信第三百六十六號(三) 五二九
- 同上 (告)逓信第四百八十二號(四) 七七三
- 同上 (告)逓信第九百九十九號(一)〇三三九
- 鐵道院出張所名稱位置及所管區域 (告)內閣第五號(三)三三九
- 鐵道院出張所名稱位置及所管區域 (告)鐵道院第一號(三)三三九
- 鐵道院出張所名稱位置及所管區域 (告)鐵道院第二號(三)三三九
- 鐵道院出張所名稱位置及所管區域 (告)鐵道院第三號(三)三三九
- 鐵道院出張所名稱位置及所管區域 (告)鐵道院第四號(三)三三九
- 鐵道院出張所名稱位置及所管區域 (告)鐵道院第五號(三)三三九
- 九州鐵道管理局建設事務所廢止 (告)鐵道院第六號(三)三三九
- 鐵道院市街建設營業事務所管區域及位置 (告)鐵道院第七號(三)三三九
- 鐵道管理局管內各事務所名稱位置及所管區域中改正 (告)鐵道院第九號(三)三三九
- 鐵道管理局管內各事務所名稱位置及所管區域 (告)鐵道院第十號(三)三三九
- 鐵道管理局管內水戸營業事務所廢止 (告)鐵道院第十三號(三)三三九
- 鐵道管理局內各事務所ノ名稱位置及所管區域中改正 (告)鐵道院第十四號(三)三三九
- 中部鐵道管理局管內各事務所 (告)鐵道院第十六號(三)三三九

- 奥羽線能代ニツ井間宮根停車場設置 (告) 逕信第三百八十八號(一) 二二五
- 九州帝國鐵道管理局線戶畑八幡兩停車場間枝光停車場設置 (告) 逕信第三百十五號(三) 五〇三
- 北陸線杉津今庄間大相停車場設置 (告) 逕信第五百五十一號(五) 二一八七
- 北海道線大沼赤井川兩驛間大沼公園假停車場設置 (告) 逕信第五百五十三號(五) 二一八七
- 阪岐線丸龜多度津間中津假停車場設置 (告) 逕信第六百五十五號(六) 二四〇三
- 關西線富田四日市間富田假停車場設置 (告) 逕信第六百六十六號(六) 二四〇三
- 奥羽線能代支線能代町新設所設置 (告) 逕信第六百五十五號(七) 二六二四
- 東海道線清那岡崎間幸田停車場設置運轉營業開始 (告) 逕信第八百二十一號(九) 二八八二
- 東海道線鶴見神奈川兩驛間二東神奈川停車場設置 (告) 逕信第八百七十一號(九) 二九〇三
- 奥羽線能代支線能代町停車場設置運轉營業開始 (告) 逕信第九百四十七號(一〇) 三二七六
- 北陸線小杉富山間奥羽停車場設置運轉營業開始 (告) 逕信第九百四十七號(一〇) 三二七六
- 日本線鹿島磯、小牛田兩驛ニ松山町停車場、小牛田磯、松雨驛間ニ田尻停車場設置 (告) 逕信第九百四十七號(一〇) 三二七六
- 明治四十年告示第三百號(岩越線道吾松川兩驛間ニ木流假停車場設置)改正 (告) 逕信第五百十六號(五) 二二六〇
- 明治三十六年告示第三百四十三號(北陸線小松松川兩驛間ニ小獅子假停車場設置)改正 (告) 逕信第五百三十九號(五) 二二七九
- 明治四十年告示第三百五十五號(東海道線難波津兩驛間ニ辨天島假停車場設置)改正 (告) 逕信第五百四十號(五) 二二七九
- 關西線七條停車場廢止 (告) 逕信第五百六十號(五) 二二九〇
- 九州帝國鐵道管理局線內三角支線赤濱停車場閉歇 (告) 逕信第九百五十八號(一〇) 三二八五
- 山陰西線米子安來間運轉營業開始 (告) 逕信第四百十八號(四) 七四九
- 市街線新茶水島平橋間同上 (告) 逕信第四百七十五號(四) 七七一
- 八代人吉間鐵道同上 (告) 逕信第五百六十一號(五) 二二九〇
- 和田山入鹿間鐵道同上 (告) 逕信第六百四十一號(六) 二四七六
- 道賀川停車場位置變更及道賀川至木間鐵道同上 (告) 逕信第六百四十九號(六) 二四八〇
- 中津坂下間鐵道同上 (告) 逕信第七百四十四號(七) 二六二二
- 安來松江間鐵道同上 (告) 逕信第六百六十七號(七) 二六二七
- 富山停車場位置變更及富山魚津間鐵道同上 (告) 逕信第九百四十五號(一〇) 三二七六
- 中間月間貸切、一車發貨物、運轉營業開始 (告) 逕信第六百五十四號(七) 二六二四
- 東海道線石山停車場貨物取扱開始 (告) 逕信第四百四十六號(四) 七六〇
- 房總線三門停車場貨物取扱開始 (告) 逕信第五百三十號(五) 二二七六

- 北海道線鶴田停車場旅客貨物取扱廢止 (告) 逕信第四百九十五號(四) 七七七
- 帝國鐵道局所管舞鶴境間連絡汽船ヲ但馬國濱坂ニ寄港セシメ旅客及大小貨物取扱開始 (告) 逕信第八百八十八號(九) 二八七八
- 九州線貨物專用線中一般貨物取扱開始 (告) 逕信第九百五十七號(一〇) 三二八三
- 大阪市ニ市内出札所設置鐵道旅行ニ關スル各種案内等ノ事務ヲ取扱フ (告) 逕信第九百五十七號(一〇) 三二八三
- 富山魚津間貸切取扱貨物運賃率ノ規定 (告) 逕信第九百四十六號(一〇) 三二九三
- 帝國鐵道局所管汽船青森函館間客貨金、營業運程、手小荷物貨金、運送取扱貨物貨金 (告) 逕信第八百八十號(三) 二二五
- 帝國鐵道局所管汽船青森函館間大貨物運賃斤級及生獸類車輛運賃 (告) 逕信第八百八十一號(三) 二二六
- 八代人吉間鐵道大貨物運賃及發著手数料運賃 (告) 逕信第五百六十二號(五) 二一九一
- 帝國鐵道局所管汽船青森函館間大貨物運賃斤級及生獸類車輛運賃ノ内通常斤級貨金 (告) 逕信第九百三十九號(一〇) 三二七五
- 帝國鐵道局所管汽船青森函館間大貨物運賃噸貨金 (告) 逕信第九百四十號(一〇) 三二七六
- 帝國鐵道局職員救濟組合收入支出證明規程 (逕) 會計檢査院第三號(四) 一〇五
- 帝國鐵道局現金出納證明規程中改正 (逕) 會計檢査院第四號(五) 一一五
- 統監府鐵道管理局運轉規程中改正 (府) 統監第十三號(四) 六九
- 同上 (府) 統監第五十一號(一〇) 三三〇
- 統監府鐵道管理局職員ニシテ現業ニ從事スル者ノ制服制 (府) 統監第十七號(六) 八三
- 統監府鐵道管理局所管鐵路旅客貨金 (府) 統監第四號(一) 一一
- 統監府鐵道管理局小蒸汽船釜山港内運轉規程廢止 (府) 統監第八號(三) 一一
- 帝國鐵道局物品取扱規程ヲ統監府鐵道管理局ニ適用明治三十九年府令第十六號(帝國鐵道局管會計事務取扱規程外二件)ヲ統監府鐵道管理局ニ適用)中廢止 (訓) 統監第六號(四) 二二七
- 統監府鐵道管理局出納官吏及出納員任會規程改正 (訓) 統監第四號(三) 二二四
- 統監府鐵道管理局各部署分掌規程 (訓) 統監第二號(二) 二二
- 統監府鐵道管理局長官ハ部下ノ官吏ヲシテ入職收事務ヲ分掌セシムルコトヲ得 (訓) 統監第三號(三) 二一八
- 明治四十年訓令第四號(統監府鐵道管理局出納所設置)中追加 (訓) 統監第一號(一) 二二
- 帝國鐵道局管會計事務取扱規程ニ依テ返納告知書發行ヲ要セス (訓) 統監第九號(六) 二二四
- 統監府鐵道管理局職員運賃、押太費運賃率 (訓) 統監第二十號(二) 二七〇

- 統監府鐵道管理局旅費規程 (勅) 統監第二十一號(三) 四一〇
- 統監府鐵道管理局囑託員及傭人內國旅費支給方 (勅) 統監第二十二號(三) 四一三
- 統監府鐵道管理局ニ於テ機軸其他ノ製作修理ヲ爲ス (告) 統監第五十四號(四) 八〇八
- 統監府鐵道管理局移轉 (告) 統監第八十三號(三) 四四〇
- 鐵道管理局所管京義線及馬山線ニ於テ鐵道一般運程營業開始 (告) 統監第十七號(三) 五四〇
- 鐵道管理局所管京釜線釜山間運程營業開始 (告) 統監第三十四號(三) 五四六
- 臺灣私設鐵道規則施行細則 (府) 臺灣總督第七十三號(三) 三〇九
- 臺灣私設鐵道營業規則 (府) 臺灣總督第七十四號(三) 三二九
- 臺灣鐵道全通式舉行ニ關スル用務ノタメ電話交換加入申込者開通順序ノ加入期間及電話使用料 (府) 臺灣總督第六十二號(三) 二六〇
- 鳳山山下三塊厝停車場設置 (告) 臺灣總督第十二號(三) 三三九
- 鳳山山下小竹上里後庄ニ停車場設置 (告) 臺灣總督第八十號(三) 四九〇
- 後庄驛ニ於テ貨物貨切扱開始 (告) 臺灣總督第八十三號(三) 四六四
- 臺灣縱貫鐵道全通式舉行ニ付テ臺中郵便局所屬臨時臺中公圖郵便出張所設置 (告) 臺灣總督第十六號(三) 三三八
- 大肚停車場構内ニ大社電信取扱所設置 (告) 臺灣總督第五十九號(三) 三六九
- 後里庄停車場移轉 (告) 臺灣總督第十七號(三) 五四〇
- 臺灣縱貫鐵道全通紀念ノタメ一、二等及鐵道停車場所在地三等局等ニ於テ特殊日附印押捺 (告) 臺灣總督第十七號(三) 五三八
- 伯公坑停車場並ニ三叉河伯公坑間假線及伯公坑後里庄間假線鐵道ニ依テ運程營業廢止 (告) 臺灣總督第十八號(三) 五四〇
- 他里霧停車場郵便出張所及他里霧電信取扱所廢止 (告) 臺灣總督第二十四號(三) 五四一
- 苗栗縣後里庄停車場臺中廳葫蘆墩停車場間假線鐵道ニ依テ運程營業廢止 (告) 臺灣總督第六十一號(四) 八二六
- 臺灣總督府鐵道部三叉河出張所廢止 (告) 臺灣總督第六十二號(四) 八二六
- 斗六廳下石欄班停車場廢止 (告) 臺灣總督第八號(三) 三〇三
- 鳳山山下鹽埕埔船塢間假線鐵道運程營業廢止 (告) 臺灣總督第三十六號(三) 三〇四
- 明治四十年府令第二十六號(關東州外南滿洲鐵道附屬地ニ準用スル) 關東都府令及關東州府令(府) 關東都府第二十二號(四) 六〇
- 南滿洲鐵道株式會社設立在外指定學校職員ノ職務及服務及俸給ニ關スル件 (府) 關東都府第四十三號(一) 一四三
- 南滿洲鐵道株式會社設立五房店尋常小學校改附在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告) 關東都府第九十八號(二) 三〇四
- 大連埠頭緊要船舶ノ給水ハ南滿洲鐵道株式會社ヲテ取扱ハンム (告) 關東都府第六號(二) 一六三

- 條約改正準備委員會官制 (勅) 第二百五十號(一〇) 四七三
- 日米仲裁裁判條約 (條) 第六號(九) 五三
- 日哥爾蘭條約通商航海條約 (條) 第七號(三) 五七
- 和蘭國ノ海外領地及殖民地ニ關スル日蘭領事職務條約 (條) 第三號(八) 三九
- 韓國ニ於ケル發明、意匠、商標及著作權ノ保護ニ關スル日米條約 (條) 第四號(八) 四六
- 清國ニ於ケル發明、意匠、商標及著作權ノ相互保護ニ關スル日米條約 (條) 第五號(八) 四九
- 戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル條約 (條) 第一號(六) 一一
- 國際無線電信條約 (條) 第二號(六) 二〇
- 國際無線電信條約附屬業務規則 (告) 通信第六百三十號(六) 一四七
- 帝國トク井ノストラントノ條約關係終了期限 (告) 外務第五號(八) 一六七
- 智利共和國萬國電信條約ニ加入 (告) 通信第二百五十六號(三) 四八一
- 英領ツリニダッド及トバコ殖民地萬國工業所有權保護同盟條約ニ加入ノ效力發生期日 (告) 農商務第三百一十一號(六) 二九九
- 伊太利國殖民地エリトリヤ萬國電信條約加入 (告) 通信第八百三十號(九) 二八六
- ニカラガ、白晝、サルヴドル及委那爾維亞締結條約ニ加入 (告) 通信第九百九十六號(二) 三三三
- 二十一年ニ帝國萬國郵便條約ニ加入 (告) 通信第二百四十二號(三) 三七〇
- 萬國電信條約附屬細目規則中改正 (告) 通信第二百五十五號(二) 三三三
- 同上 (告) 通信第二百五十七號(三) 四八一
- 同上 (告) 通信第五百三十七號(五) 二七九
- 同上 (告) 通信第六百七十五號(七) 二五三
- 同上 (告) 通信第七百六十號(八) 二七六
- 同上 (告) 通信第八百三十一號(九) 二八六
- 同上 (告) 通信第九百三十四號(二) 三二八
- 同上 (告) 通信第九百四十八號(三) 三三七
- 羅馬締結萬國郵便條約施行規則中改正 (告) 通信第二百六十六號(四) 四三二
- 同上 (告) 通信第二百二十三號(三) 三三六
- 同上 (告) 通信第二百四十三號(三) 三五七
- 小包郵便物交換條約施行規則中改正 (告) 通信第二百二十四號(三) 三三八
- 關稅 (府) 關稅第五百五十五號(三) 二六五
- 府令 (勅) 第三百二十九號(六) 三六九
- 府令 (勅) 第二百八號(六) 三九五

- 臨時假名道調査委員官制廢止 (勅)第三百三十六號(三)二六五
- 臨時假名道調査委員官制廢止 (勅)第三百三十二號(三)五三五
- 臨時濠洲戸口調査部官制廢止 (勅)第五百十三號(三)一八〇
- 明治三十九年勅令第八十七號(關稅率調査ニ關スル職員設置)中改正 (勅)第九百九十四號(八)三四八
- 濠洲ノ官租調査ノタメ臨時職員設置ノ件 (勅)第九百九十四號(八)三四八
- 明治三十九年勅令第六十號(沖繩縣山分調査ニ關スル臨時職員設置)廢止 (勅)第五百五十五號(三)一八四
- 市町村ニ於テ條例ヲ定メ民勢ノ調査ヲ爲スニ當リ故意ニ申告ヲ拒ミ、虛偽ノ申告ヲ爲シ、調査ヲ忌避シタル者處罰方 (省)內務第十五號(八)二九九
- 明治四十年訓令甲第一號(徵兵處分ヲ受クヘキ所在不明者調査規程)中追加 (訓)陸軍第九號(三)一八九
- 臨時脚氣病調査會官制第十三條ニ依ル開會中ノ日當額 (達)陸軍第四十九號(七)一三五
- 臨時脚氣病調査會事務所設置 (告)陸軍第二十號(六)二六三
- 明治三十五年省令第二十六號(農會ニ於テ農事ニ關スル事項調査ノ件)中改正 (省)農商務第四號(四)二二七
- 輸入轉輸牛牛疫發生傳播ノ虞アルニ付キ所在調査、檢査施行及處分方 (訓)農商務第二十一號(七)二九二
- 山口縣豐浦郡彦島村字荒田沖屋寄洲同郡長府村字宮崎沖津浦島間海底地質調査並ニ潮流觀測施行ニ付キ航行船舶注意方 (告)內務第六十四號(六)二五二
- 官有地調査執行ニ付キ借地人心得 (省)關東都督第五十二號(六)二四九〇
- 管内市官有土地家屋整理ノタメ調査執行ニ付キ注意 (省)關東都督第七十六號(八)二七五五
- 水利租合法ニ依ル豫算調製ノ式及算目流用其他財務ニ關スル件 (省)內務第十三號(八)二九五
- 明治四十一年法律第五十九號附則第二項ニ依ル鹽買買業者ノ申告並ニ同第三項ニ依ル鹽賣商人ノ指定ヲ受ケサル販賣者ノ申告及帳簿調製方 (省)大藏第二十六號(五)一四七
- 稅務統計彙報調製規程中改正 (訓)大藏第三十四號(六)二五二
- 稅務統計彙報樣式ニ準シ調製スヘキ諸表送付期限指定明治三十六年訓令第四十四號(砂糖貯蓄稅收區分表外ニ表調製送付方)廢止 (訓)大藏第三十六號(六)二六八
- 明治三十一年訓令第十一號(國稅徵收事務取扱上諸帳簿及報告書調製方)中改正 (訓)大藏第四十號(七)二八四
- 土地登記簿簿式調製スルコトヲ得ル村及大字指定 (告)司法第二十八號(五)八四六
- 明治四十年訓令第三號(國有林事業豫定案實行ニ要スル印刷物ノ調製、職工入夫ノ雇傭、工事、物件ノ買入借入、運搬等ニ關スル規程)中改正 (訓)農商務第二十號(七)二八九
- 特許出願ニ關スル明細書及圖面調製方 (省)統監第三百二十八號(九)一九七二

- 島嶼ニ在勤者月手當給與細則中改正 (省)內務第七號(四)九〇
- 交通至難ノ島嶼ニ設置ノ事實官署ニ在勤スル書記、技手及雇員ニ手當給與ノ件 (勅)第二百二十號(五)二五二
- 島嶼在勤ノ事實官吏月手當給與細則 (省)大藏第二十四號(五)一四六
- 陸軍士官ノ候補者及陸軍衛生徒死傷手當金給與ノ件 制定明治二十五年勅令第八十八號(陸軍衛生徒手當金給與方)廢止 (勅)第七十三號(七)三三三
- 海軍候補生及海軍衛生徒死傷手當金給與ノ件 (勅)第九百九十五號(八)三四八
- 明治四十一年勅令第九十五號ニ依ル傷疾疾病程度ノ等差準用方 (達)海軍第三號(八)二六三
- 交通至難ノ島嶼ニ在勤スル林區署職員及雇員ニ手當給與ノ件 (勅)第二百六十一號(〇)四八一
- 交通至難ノ島嶼在勤ノ林區署職員及雇員月手當給與細則 (省)農商務第十九號(〇)四〇三
- 統監府臨時島派出所職員ニ特別手當給與ノ件 (勅)第九十一號(四)三三二
- 關東都督府通信官署ニ於テ現業ニ從事スル者ニ勤勉手當ヲ給スル件 (勅)第九十六號(四)三三三
- 關東都督府郵便所長手當、退官賜金及死亡賜金給與令 (勅)第二百七十九號(〇)五〇二
- 明治三十四年勅令第六十四號(東京府下及神戶縣下ノ島嶼ニ在勤スル地方官署ノ兼任官判任官及巡查雇員ニ手當給與ノ件)中改正 (勅)第九十二號(四)三三三
- 在外國郵便局職員手當給與細則中改正 (省)逓信第四號(二)一〇〇
- 逓信省所管郵便取扱規程制定明治二十三年訓令第三號(電柱敷地手當金、郵便金收納ノ運送長官府職知事ニ委任及其取扱手續)同第五號(電柱敷地手當金ニ係ル本局長官大臣ノ職務ハ逓信省府職知事執行同二十六年訓令第二號(電柱敷地手當金仕續取扱順序)廢止 (訓)逓信第二號(〇)四六一
- 臺灣總督府職員死及傷疾疾病手當規程施行細則中改正 (府)臺灣總督第五十五號(九)二二〇
- 關東都督府巡查看守手當支給規程中改正 (府)關東都督第二號(三)一〇
- 同上 (府)關東都督第三號(三)一〇
- 同上 (府)關東都督第十四號(四)三三二
- 同上 (府)關東都督第十四號(四)三三二
- 同上 (省)外務第九號(〇)四〇三
- 衛生試驗所試驗手當料ニ關スル規定中改正 (省)內務第九號(五)一四四

○ 鐵道國有法及京釜鐵道買收法ニ依リ發行スル鐵道買收公債ノ登錄ニ關スル請求ニシテ手數料ヲ納ムルコトヲ要セサル件	(省)大藏第三十號(六)一八三
○ 納稅告知書、納入告知書ヲ發セサル收入金及納納ノタメ督促狀ヲ發スルニ方リ稅務署ニ納付スヘキコトヲ指定シタル税金並ニ督促手數料額收方	(訓)大藏第三十三號(六)二五三
○ 森林組合登記簿ノ謄本、抄本交付ノ請求等ニ關スル手數料準據方	(省)司法第三號(二)八
○ 明治三十二年訓令第五號(登錄狀及手數料報告格式)中追加	(訓)司法第一號(三)一九〇
○ 八代人官間鐵道大貨物運賃及發著手數料準據方	(告)逓信第五百六十二號(五)二九一
○ 韓國政府公布ノ刑事裁判費用規則、民事訴訟手數料規則及民事訴訟費用規則譯文	(告)統監第四百八十二號(二)三三三
○ 内地移出石花菜検査手數料	(告)海軍第五百七十七號(四)一八五
○ 船舶登記簿ノ謄本抄本ノ交付、閱覽證明等ノ請求者手數料納付方	(府)臺灣總督第五十號(九)二二五
○ 關東州裁判手數料令設定關東州民事訴訟用印紙規則廢止	(府)關東都督第五十二號(二〇)二二五
○ 收入印紙ヲ以テ納ムヘキ手數料ノ項目	(府)關東都督第二十五號(四)六二
○ 同上追加	(府)關東都督第四十二號(八)一四三
○ 船員ノ雇入雇止契約ノ公認其他ノ證明ニ關スル手數料	(府)關東都督第三十五號(七)一〇五
○ 刷毛	(逓)陸軍第七十九號(二)二四三
○ 明治四十年陸軍第六十九號(裝束及刷毛等規定數表)改正	(逓)陸軍第七十九號(二)二四三
○ 無線電報規則	(省)逓信第十六號(四)一五六
○ 外國無線電報規則	(省)逓信第二十九號(二)二九九
○ 同上改正	(省)逓信第三十六號(七)二九二
○ 新聞電報規則中改正	(省)逓信第三十八號(八)三〇〇
○ 預約新聞電報規則	(省)逓信第三十九號(八)三〇〇
○ 本邦ト在韓國本邦郵便電信局郵便局間直發者電報取扱規則中改正	(省)逓信第三十號(六)二二二
○ 帝國及在清國滿洲帝國通信官署間直發者普通電報ニ依リ發受スル電報ニ準用	(省)逓信第三十二號(六)二二二
○ 電報取扱方	(省)逓信第三十一號(六)二二二
○ 明治三十七年省令第四十七號(外國電報料金及納付方)中追加	(省)逓信第三十一號(六)二二二
○ 明治三十三年省令第十七號(内地臺灣間新聞電報)件中改正	(省)逓信第四十號(八)二二二
○ 無線電報規則ヲ通信官署帝國海軍艦船間ノ無線電報ニ依リ發受スル電報ニ準用	(省)逓信第四十六號(一〇)四〇〇
○ 海軍無線電報取扱規約	(逓)海軍第四百二十九號(一〇)二〇三
○ 同上中改正	(逓)海軍第四百十五號(二)二九九

○ 同上	(逓)海軍第五百五十七號(二)二六二
○ 同上	(逓)海軍第六十二號(二)二六四
○ 帝國無線電信船舶局ニ於テ外國主管機關ノ定メタル普通電報料ノ換算ニ適用スル外國貨幣換算割合	(告)逓信第六百八十八號(七)六四一
○ 外國電報料金表中改正	(告)逓信第五百五十七號(二)三〇四
○ 同上	(告)逓信第七十八號(三)三二五
○ 同上	(告)逓信第二百八十八號(三)四三二
○ 同上	(告)逓信第二百七十號(三)四八六
○ 同上	(告)逓信第三百五十五號(三)四九八
○ 同上	(告)逓信第四百三十一號(四)七五三
○ 同上	(告)逓信第四百五十六號(四)七六三
○ 同上	(告)逓信第四百五十九號(四)七六四
○ 同上	(告)逓信第四百九十一號(四)七七六
○ 同上	(告)逓信第五百十二號(四)七八七
○ 同上	(告)逓信第五百二十一號(五)一六三
○ 同上	(告)逓信第五百四十一號(五)一八〇
○ 同上	(告)逓信第五百八十五號(五)二〇九
○ 同上	(告)逓信第六百二十六號(六)二四八
○ 同上	(告)逓信第六百五十二號(六)二四八
○ 同上	(告)逓信第六百五十七號(七)二六二
○ 同上	(告)逓信第六百六十五號(七)二六八
○ 同上	(告)逓信第六百七十三號(七)二六三
○ 同上	(告)逓信第六百九十四號(七)二六四
○ 同上	(告)逓信第七百二十八號(八)二七〇
○ 同上	(告)逓信第七百四十四號(八)二七〇
○ 同上	(告)逓信第七百八十三號(八)二七三
○ 同上	(告)逓信第八百二十三號(八)二七五
○ 同上	(告)逓信第八百四十八號(八)二八九
○ 同上	(告)逓信第八百七十九號(九)二九五
○ 同上	(告)逓信第九百二十七號(一〇)三二一
○ 同上	(告)逓信第九百二十八號(一〇)三二一
○ 同上	(告)逓信第九百七十四號(一〇)三二九
○ 同上	(告)逓信第一千二十九號(一一)三三六
○ 同上	(告)逓信第一千六十一號(一二)三九七
○ 同上	(告)逓信第一千二百二十九號(一三)三六〇
○ 同上	(告)逓信第一千二百九十五號(一三)三六〇
○ 外國新聞電報料金表中追加	(告)逓信第六百九十五號(七)二六四
○ 同上	(告)逓信第七百四十五號(八)二七〇
○ 同上	(告)逓信第八百四十九號(八)二八九
○ 同上	(告)逓信第九百二十九號(九)三二七
○ 電報發行人ノ最初納付シタル解船配送料額ニシテ過剩アルトキ還付方	(府)統監第三十一號(八)二二四
○ 車道電信取扱所電報直配區改正	(告)統監第四百七十七號(八)一九五

○ 明治三十九年告示第五百三十三號(韓國內電報別便配 送料及船船配送料)中改正 (省)統監第四百一號(三) 五四九	○ 明治三十九年告示第五百三十三號(郵便電信電話官署) 現金受拂ニ關スル件)ヲ關東都府府通信官署ニ準用 (勅)第三百三十八號(五) 二六六
○ 明治四十年府令第十四號(新聞電報規則)ヲ臺灣ニ施 行スルノ件)中削除 (府)臺灣總督第五十八號(一〇) 二五〇	○ 電話規則中改正 (省)通信第十四號(三) 七七
○ 外國電報料金表中加除 (省)臺灣總督第十號(一) 一六一	○ 同上 (省)通信第十四號(三) 七七
○ 外國電報料金 (省)臺灣總督第八十二號(七) 二六九七	○ 同上 (省)通信第十四號(三) 七七
○ 同上中改正 (省)臺灣總督第一號(九) 三〇〇九	○ 特設電話規則設定從前ノ同規則廢止 (省)通信第四十三號(六) 三八四
○ 同上 (省)臺灣總督第三百二十三號(一〇) 三三三〇	○ 續業特設電話規則中改正 (省)通信第五十五號(二) 四九三
○ 同上 (省)臺灣總督第三百三十二號(一) 三三三〇七	○ 豫約新聞電話規則中改正 (省)通信第十九號(四) 一三九
○ 同上 (省)臺灣總督第三百三十九號(三) 三三三〇九	○ 郵便電信電話官署現金受拂規則中改正 (省)通信第二十七號(六) 二二六
○ 同上 (省)臺灣總督第四百四十六號(三) 三三三〇四	○ 通信業務用ニ供スル電話ノ加入、通話及呼出ノ無料 ト爲スコトヲ得ルノ件設定明治三十三年省令第七十 號(同件)廢止 (省)通信第十三號(五) 七七
○ 同上 (省)臺灣總督第四百六十一號(三) 三三三〇七	○ 明治三十九年告示第二百六十四號(電料料及電話等 出料)中改正 (省)通信第十五號(二) 一一七
○ 電報料金後納規則改正 (府)關東都府第三十二號(六) 八八	○ 同上中追加 (省)通信第二十七號(二) 一一三
○ 電報發信人納付ノ船船配送料通則限運付方 (府)關東都府第四十八號(一〇) 二六二	○ 同上 (省)通信第四十一號(一) 一一七
○ 營口電信局及同局新市街出張所電話加入者ノ發受ス ル電報託送電報取扱開始 (省)關東都府第七十一號(八) 二七九	○ 同上 (省)通信第五十號(二) 一二九
○ 電燈	○ 同上 (省)通信第六十號(二) 一五八
○ 旅館電燈使用規則中改正 (府)關東都府第十九號(四) 五七	○ 同上 (省)通信第六十五號(二) 一四四
○ 旅館電氣使用規則設定旅館電燈使用規則廢止 (府)關東都府第二十八號(五) 七二	○ 同上 (省)通信第七十三號(二) 一五〇
○ 旅館電氣使用規則第二十二條ノ電燈取付工費當分免 除 (省)關東都府第四十三號(五) 二四六	○ 同上 (省)通信第八十四號(二) 一五五
○ 旅館電燈取付工費免除方 (省)關東都府第八號(二) 一六三	

○ 同上 (省)通信第八十五號(二) 一五五	○ 同上 (省)通信第三百三十三號(三) 九〇八
○ 同上 (省)通信第九十二號(三) 二八〇	○ 同上 (省)通信第三百四十五號(三) 五二〇
○ 同上 (省)通信第一百六號(三) 二八四	○ 同上 (省)通信第三百四十八號(三) 五二二
○ 同上 (省)通信第一百四號(三) 二八九	○ 同上 (省)通信第三百五十一號(三) 五二四
○ 同上 (省)通信第一百三十號(三) 二九七	○ 同上 (省)通信第三百七十七號(三) 五二四
○ 同上 (省)通信第一百五十三號(三) 三〇五	○ 同上 (省)通信第三百八十七號(三) 五二七
○ 同上 (省)通信第一百五十七號(三) 三〇七	○ 同上 (省)通信第三百九十號(三) 五二九
○ 同上 (省)通信第一百七十五號(三) 三二四	○ 同上 (省)通信第三百九十三號(三) 五三一
○ 同上 (省)通信第一百八十四號(三) 三二八	○ 同上 (省)通信第四百二號(三) 五三三
○ 同上 (省)通信第二百二十五號(三) 三三七	○ 同上 (省)通信第四百四號(三) 五三三
○ 同上 (省)通信第二百二十八號(三) 三三六	○ 同上 (省)通信第四百八號(三) 五三七
○ 同上 (省)通信第二百二十六號(三) 三三九	○ 同上 (省)通信第四百九號(三) 五三八
○ 同上 (省)通信第二百四十二號(三) 三七七	○ 同上 (省)通信第四百十號(三) 五三九
○ 同上 (省)通信第二百四十七號(三) 三七九	○ 同上 (省)通信第四百十二號(三) 五三七
○ 同上 (省)通信第二百六十六號(三) 三八四	○ 同上 (省)通信第四百十五號(三) 五三八
○ 同上 (省)通信第二百六十七號(三) 三八五	○ 同上 (省)通信第四百十七號(三) 五三九
○ 同上 (省)通信第二百八十六號(三) 三九〇	○ 同上 (省)通信第四百二十六號(三) 五三一
○ 同上 (省)通信第二百九十三號(三) 三九二	○ 同上 (省)通信第四百二十九號(三) 五三三
○ 同上 (省)通信第二百九十六號(三) 三九四	○ 同上 (省)通信第四百三十號(三) 五三三
○ 同上 (省)通信第三百四號(三) 四九八	○ 同上 (省)通信第四百四十四號(三) 五三七
○ 同上 (省)通信第三百二十六號(三) 五〇五	○ 同上 (省)通信第四百六十七號(三) 五三七
○ 同上 (省)通信第三百二十九號(三) 五〇七	○ 同上 (省)通信第四百七十九號(三) 五七一

○同上	(告) 逓信第四百八十三號(四) 七五五	○同上	(告) 逓信第八百五號(七) 一八七六
○同上	(告) 逓信第四百九十八號(四) 七六一	○同上	(告) 逓信第八百一十一號(七) 一八七九
○同上	(告) 逓信第五百二十三號(五) 二七一	○同上	(告) 逓信第八百一十五號(七) 一八八〇
○同上	(告) 逓信第五百五十六號(五) 二八八	○同上	(告) 逓信第八百一十九號(七) 一八八二
○同上	(告) 逓信第五百七十號(五) 二九九	○同上	(告) 逓信第八百二十五號(七) 一八八五
○同上	(告) 逓信第五百七十五號(五) 二九九	○同上	(告) 逓信第八百二十七號(七) 一八八五
○同上	(告) 逓信第五百九十六號(六) 三〇五	○同上	(告) 逓信第八百三十六號(七) 一八八七
○同上	(告) 逓信第六百三十四號(六) 三二四	○同上	(告) 逓信第八百四十一號(七) 一八九〇
○同上	(告) 逓信第六百五十八號(七) 三二五	○同上	(告) 逓信第八百五十四號(七) 一八九七
○同上	(告) 逓信第六百七十二號(七) 三三二	○同上	(告) 逓信第八百五十九號(七) 一八九九
○同上	(告) 逓信第六百八十五號(七) 三三六	○同上	(告) 逓信第八百六十七號(七) 一九〇一
○同上	(告) 逓信第六百八十七號(七) 三三六	○同上	(告) 逓信第八百七十七號(七) 一九〇五
○同上	(告) 逓信第六百九十三號(七) 三三六	○同上	(告) 逓信第九百零七號(七) 一九〇七
○同上	(告) 逓信第七百二十二號(七) 三三九	○同上	(告) 逓信第九百四號(七) 一九一九
○同上	(告) 逓信第七百三十四號(七) 三七〇	○同上	(告) 逓信第九百五號(七) 一九二二
○同上	(告) 逓信第七百三十九號(七) 三七〇	○同上	(告) 逓信第九百七號(七) 一九二二
○同上	(告) 逓信第七百四十八號(七) 三七〇	○同上	(告) 逓信第九百七十五號(七) 一九二二
○同上	(告) 逓信第七百七十五號(七) 三七二	○同上	(告) 逓信第九百六十三號(七) 一九二八
○同上	(告) 逓信第七百九十一號(七) 三七五	○同上	(告) 逓信第九百七十六號(七) 一九二九
○同上	(告) 逓信第七百九十八號(七) 三七五		

○同上	(告) 逓信第九百八十九號(七) 三二九	○同上	(告) 逓信第一千九百九十二號(七) 三三二
○同上	(告) 逓信第九百九十一號(七) 三二九	○同上	(告) 逓信第一千九百九十八號(七) 三三二
○同上	(告) 逓信第九百九十八號(七) 三三〇	○同上	(告) 逓信二千二百二十八號(七) 三三三
○同上	(告) 逓信第一千一號(七) 三三〇	○同上	(告) 逓信二千二百三十三號(七) 三三三
○同上	(告) 逓信第一千七號(七) 三三〇	○同上	(告) 逓信二千二百三十四號(七) 三三三
○同上	(告) 逓信第一千二十號(七) 三三〇	○同上	(告) 逓信二千二百三十六號(七) 三三三
○同上	(告) 逓信第一千三十三號(七) 三三〇	○同上	(告) 逓信二千二百五十二號(七) 三三三
○同上	(告) 逓信第一千四十一號(七) 三三〇	○同上	(告) 逓信二千二百五十五號(七) 三三三
○同上	(告) 逓信第一千四十八號(七) 三三〇	○同上	(告) 逓信二千二百六十號(七) 三三三
○同上	(告) 逓信第一千五十三號(七) 三三〇	○同上	(告) 逓信二千二百六十一號(七) 三三三
○同上	(告) 逓信第一千五十六號(七) 三三〇	○同上	(告) 逓信二千二百七十五號(七) 三三三
○同上	(告) 逓信第一千七十四號(七) 三三〇	○同上	(告) 逓信二千二百七十九號(七) 三三三
○同上	(告) 逓信第一千七十七號(七) 三三〇	○同上	(告) 逓信二千二百八十二號(七) 三三三
○同上	(告) 逓信第一千七百三號(七) 三三〇	○同上	(告) 逓信二千二百八十八號(七) 三三三
○同上	(告) 逓信第一千七百七號(七) 三三〇	○同上	(告) 逓信二千二百九十一號(七) 三三三
○同上	(告) 逓信第一千八百一號(七) 三三〇	○同上	(告) 逓信二千二百九十六號(七) 三三三
○同上	(告) 逓信第一千八百十九號(七) 三三〇	○同上	(告) 逓信二千三百五號(七) 三三三
○同上	(告) 逓信第一千九百三十七號(七) 三三〇	○同上	(告) 逓信二千三百七號(七) 三三三
○同上	(告) 逓信第一千九百六十七號(七) 三三〇	○同上	(告) 逓信二千三百十九號(七) 三三三
○同上	(告) 逓信第一千九百七十二號(七) 三三〇	○同上	(告) 逓信二千三百二十二號(七) 三三三
○同上	(告) 逓信第一千九百七十四號(七) 三三〇	○同上	(告) 逓信二千三百二十六號(七) 三三三
○同上	(告) 逓信第一千九百八十四號(七) 三三〇	○同上	(告) 逓信二千三百四十三號(七) 三三三
○同上	(告) 逓信第一千九百八十九號(七) 三三〇	○同上	(告) 逓信二千三百四十六號(七) 三三三

- 同上 (告) 逓信第八十三號(一)三三七三
- 同上 (告) 逓信第六百六號(一)三三八二
- 同上 (告) 逓信第六百九號(一)三三八三
- 同上 (告) 逓信第六百九十二號(一)三三九四
- 同上 (告) 逓信第六百九十七號(一)三三九五
- 同上 (告) 逓信第六百九十三號(一)三三九八
- 同上 (告) 逓信第六百三十六號(一)三三九〇
- 同上 (告) 逓信第六百八十六號(一)三三九七
- 加入區域外電話通話開始 (告) 逓信第四百六十三號(四) 七六六
- 加入區域外電話通話廢止 (告) 逓信第五百十五號(五) 二一六〇
- 電話通話事務取扱所ニ於ケル通話及呼出取扱時間
設定明治三十年告示第三百五十九號(電話所電話通
信時間)及三十三年告示第三百三十三號(電話呼出
請求時限)廢止 (告) 逓信第七百七十七號(二)六八八
- 奥濃鐵業特設電話所(岐阜縣)設置 (告) 逓信第五百四十五號(五) 二一八二
- 既後嶺山鐵業特設電話所(福岡縣)設置 (告) 逓信第五百六十八號(五) 二一九三
- 入山鐵業特設電話所設置 (告) 逓信第四百二十九號(三)三六七
- 新設橋電話所(大阪市)廢止 (告) 逓信第五百二十五號(五) 二一七二
- 電話規則設定明治三十九年府令第十六號(電信法中
電話ノ施行ニ關シテハ電話規則ヲ準用セザル件)廢
止 (府) 統監第三百七十七號(九) 一五五
- 同上中改正 (府) 統監第四十九號(三) 五〇一
- 電話規則ニ依ル甲地乙地區別通話區域及電話料中改
正 (告) 統監第六百九十七號(三)三六八六
- 特設電話規則 (府) 統監第三十九號(九) 一七五
- 官廳用軍用及私設電信電話維持規程中改正 (府) 統監第二號(一) 一
- 官廳用軍用及私設電信電話維持規程
定官廳用軍用及私設電信電話維持規程
料等免除 (府) 統監第三十八號(九) 一七五
- 電信電話ニ關スル別便配送料及船舶配送料設定明治
三十九年告示第五百五十三號(韓國内別便配送料及船
舶配送料)廢止 (府) 統監第四十一號(九) 一八二
- 電話料及電話呼出料 (府) 統監第一號(一) 一
- 同上 (府) 統監第三號(一) 二
- 同上 (府) 統監第六號(三) 二
- 同上 (府) 統監第十八號(六) 八五
- 同上 (府) 統監第二十一號(七) 九五
- 同上 (府) 統監第三十四號(九) 一四八
- 明治四十年府令第五號(韓國新滿州清國安東縣開電
話料及電話呼出料)中改正 (府) 統監第十號(四) 二七
- 鐵道機關電話料及電話呼出料 (府) 統監第十一號(四) 二七

- 龍岩浦新設州間電話料及電話呼出料 (府) 統監第十六號(五) 七〇
- 電話規則ニ依ル甲地乙地區別通話區域及電話料
同上 (告) 統監第六百五十二號(九)一九九七
- 同上 (告) 統監第七十二號(一〇)三三三三
- 電話呼出地域 (告) 統監第二百一十一號(三)三六八七
- 同上 (告) 統監第九十號(六)二四八四
- 同上 (告) 統監第五百五十九號(一〇)三三三八
- 同上中改正 (告) 統監第七十三號(一〇)三三三七
- 同上 (告) 統監第九十五號(三)三六八六
- 電話交換加入區域 (告) 統監第五百五十八號(一〇)三三三六
- 長距離電話通話開始 (告) 統監第五百五十三號(九)九九九
- 臺灣特設電話加入規則中改正 (府) 臺灣總督第二十七號(七) 九八
- 明治三十九年府令第四十五號(臺灣特設電話加入規
則ノ料金額)中追加 (府) 臺灣總督第二十二號(一) 三
- 同上 (府) 臺灣總督第二十八號(七) 一〇〇
- 同上 (府) 臺灣總督第六十九號(二) 三〇四
- 臺灣電話交換規則中改正 (府) 臺灣總督第二十五號(七) 九六
- 電話交換料中追加 (府) 臺灣總督第十號(三) 一三
- 臺灣鐵道全通式舉行ニ關スル用務ノタメ電話交
換加入申込者開通順序加入期間及電話使用料 (府) 臺灣總督第六十二號(一〇) 二六〇
- 同上中改正 (府) 統監第四十九號(三) 五〇一
- 電話規則ニ依ル甲地乙地區別通話區域及電話料中改
正 (告) 統監第六百九十七號(三)三六八六
- 特設電話規則 (府) 統監第三十九號(九) 一七五
- 官廳用軍用及私設電信電話維持規程中改正 (府) 統監第二號(一) 一
- 官廳用軍用及私設電信電話維持規程
定官廳用軍用及私設電信電話維持規程
料等免除 (府) 統監第三十八號(九) 一七五
- 電信電話ニ關スル別便配送料及船舶配送料設定明治
三十九年告示第五百五十三號(韓國内別便配送料及船
舶配送料)廢止 (府) 統監第四十一號(九) 一八二
- 電話料及電話呼出料 (府) 統監第一號(一) 一
- 同上 (府) 統監第三號(一) 二
- 同上 (府) 統監第六號(三) 二
- 同上 (府) 統監第十八號(六) 八五
- 同上 (府) 統監第二十一號(七) 九五
- 同上 (府) 統監第三十四號(九) 一四八
- 明治三十九年告示第五十一號(特設電話事務取扱
爲スル便局ノ名稱並ニ其位置及指定區域)中追加 (告) 臺灣總督第二十七號(三) 五四九
- 同上 (告) 臺灣總督第四十八號(三)三六九五
- 同上 (告) 臺灣總督第五百五十五號(三)三六八六
- 他里霧特設電話加入申込受理料額出級名 (告) 臺灣總督第四十一號(三) 五五五
- 三峯庄特設電話ノ加入申込ハ鳳山縣領局ニ於テ受理
ス (告) 臺灣總督第三百三十號(一)三三三七
- 明治三十七年府令第八十五號(電話料及電話呼出料)
中追加 (府) 臺灣總督第八號(三) 八
- 同上 (府) 臺灣總督第十四號(三) 一四
- 同上 (府) 臺灣總督第十七號(三) 一六
- 同上 (府) 臺灣總督第二十一號(四) 一九
- 同上 (府) 臺灣總督第二十六號(七) 九八
- 同上 (府) 臺灣總督第三十三號(七) 一〇三
- 同上 (府) 臺灣總督第三十四號(八) 一〇五
- 同上 (府) 臺灣總督第四十一號(八) 一四一
- 同上 (府) 臺灣總督第六十四號(一〇) 二六一
- 同上 (府) 臺灣總督第七十二號(一〇) 二六〇
- 明治三十七年告示第四百五十五號(電話呼出地域)中追
加 (告) 臺灣總督第二十二號(三) 五三一

- 同上 (告) 臺灣總督第三十八號(三) 五五三
- 同上 (告) 臺灣總督第四十三號(三) 五五三
- 同上 (告) 臺灣總督第六十號(四) 八二五
- 同上 (告) 臺灣總督第八十九號(八) 二七九
- 同上 (告) 臺灣總督第一百二十八號(二) 三四七
- 同上 (告) 臺灣總督第一百五十六號(三) 三六九
- 電話交換加入區域中追加 (告) 臺灣總督第一百十三號(三) 三三八
- 電話規則設定從前ノ同規則廢止 (府) 關東都督第十六號(四) 四二
- 特設電話ニ關スル規定 (府) 關東都督第十七號(四) 五五
- 明治四十年告示第八號(電話料及電話呼出料)中追加 (告) 關東都督第二十七號(四) 八二七
- 同上 (告) 關東都督第三十六號(四) 八二九
- 同上 (告) 關東都督第五十號(三) 二五〇
- 電話料及電話呼出料改定從前ノ同件廢止 (告) 關東都督第七十七號(三) 三七一
- 電話呼出地域中改正 (告) 關東都督第十三號(三) 三四五
- 明治四十年告示第二號(電話加入區域)中改正 (告) 關東都督第五號(二) 二六五
- 同上 (告) 關東都督第十八號(三) 三六六
- 同上 (告) 關東都督第六十三號(七) 二六六
- 明治四十一年告示第六十三號(電話加入區域)中追加 (告) 關東都督第七十二號(八) 二七五
- 明治四十年告示第一號(電話加入區域)ニ關スル土地權利)中改正 (告) 關東都督第十七號(三) 三四六
- 電話呼出地域中追加 (告) 關東都督第五十一號(二) 二九〇
- 營口電信局及同局新市街出張所電話加入者ノ收受ノ手續託送電報取扱開始 (告) 關東都督第七十一號(八) 二七九
- 臨時臺灣工部省官制制定臨時臺灣基隆港海關官制 (臺灣總督府電氣作業所官制及明治四十年勅令第四百二十二號) 併別改其ノ事務ニ從事スル職員ニ關スル件) (勅) 第四百八十七號(七) 三四一
- 臨時臺灣工部省官制特別任用ノ件制定臨時臺灣基隆港海關事務官特別任用令及臺灣總督府電氣作業所事務官特別任用令廢止 (勅) 第四百八十九號(七) 三四四
- 電氣事業取締規則中改正 (省) 逓信第三十三號(七) 二八三
- 特別高壓電氣工作物施設規程 (省) 逓信第三十四號(七) 二八三
- 電氣事業用地中電線施設規程 (省) 逓信第三十五號(七) 二八九
- 電氣事業者ヨリ逓信省管理ノ逓信事業用工作物ニ關シ承諾立會請求方設定明治三十五年告示第四百十三號(電氣事業取締規則)ニ依リ電氣電線其他ノ金屬體ニ關シ承諾立會請求方)廢止 (告) 逓信第六百七十六號(七) 二六五
- 臺灣總督府電氣使用規則中改正 (府) 臺灣總督第三十六號(八) 二二八
- 同上 (府) 臺灣總督第七十五號(三) 三三三
- 旅順電氣使用規則設定旅順電氣使用規則廢止 (府) 關東都督第二十八號(五) 七二

- 旅順電氣供給區域 (告) 關東都督第四十二號(五) 二四九
- 明治四十一年告示第四十二號(旅順電氣供給區域)中追加 (告) 關東都督第六十九號(七) 二六八
- 旅順電氣使用規則第二十二條ノ電氣取付工費省分免除 (告) 關東都督第四十三號(五) 二四六
- 旅順電氣使用規則ニ依ル電氣使用時間 (告) 關東都督第四十四號(五) 二四六
- 旅順電氣使用規則ニ依ル式及設置 (告) 關東都督第四十五號(五) 二四六
- 旅順電氣作業所移轉 (告) 關東都督第二十八號(四) 八七
- 電信)
 - 明治三十六年勅令第二十三號(郵便電信電話官署ノ現金受拂ニ關スル件)ヲ關東都督府逓信官署ニ適用ノ件 (勅) 第三百三十八號(五) 二六六
 - 郵便電信電話官署現金受拂規則中改正 (省) 逓信第二十七號(六) 二六六
 - 本邦ト在韓國本邦郵便電信局郵便局間直設者電報取扱規則中改正 (省) 逓信第三十號(六) 二四二
 - 無線電報規則ヲ逓信官署與帝國海軍艦船間ノ無線電報ニ依リ發受スル電報ニ適用 (省) 逓信第四十六號(二) 四〇四
 - 明治三十九年省令第四十三號(在滿洲樺太郵便局所ト其以外ノ各郵便局所間ニ取組ム電信爲替料金ノ件)中改正 (省) 逓信第六號(三) 四一
 - 在臺灣樺太、韓國及其以外ノ郵便局所間取組電信爲替料金並ニ在滿洲郵便局所相互間、同局所ト其以外
- 郵便局所間取組電信爲替料金割合設定明治三十三年省令第六十五號(臺灣及滿洲樺太郵便局所間取組電信爲替料ノ件)同三十九年省令第四十三號(在滿洲樺太郵便局所ト其以外ノ各郵便局所間ニ取組ム電信爲替料金ノ件)廢止 (省) 逓信第四十九號(三) 二八九
- 逓信省所管電氣取扱規程設定明治二十三年勅令第三號(電柱敷地手當金ノ課稅課金收納ノ手續及官署職知事ニ委任及其取扱手續)同第五號(電柱敷地手當金ニ係ル本國大臣ノ勅令)並ニ道縣及官署職知事執行)同二十六年勅令第二號(電柱敷地手當金仕拂取扱順序)廢止 (勅) 逓信第二號(二) 四六一
- 工兵隊電信術教育令及明治三十六年陸軍第二號(鐵道大隊ニ於テ電氣術ノ教育ノ手續)廢止 (逓) 陸軍第八十九號(三) 二九七
- 滿洲電信條約附屬細目規則中改正 (省) 逓信第二十五號(一) 二二
- 同上 (省) 逓信第二百五十七號(三) 四八一
- 同上 (省) 逓信第五百三十七號(五) 二七九
- 同上 (省) 逓信第六百七十五號(七) 二六三
- 同上 (省) 逓信第七百六十號(八) 二七三
- 同上 (省) 逓信第八百三十一號(九) 二八八
- 同上 (省) 逓信第九百十四號(二) 三三二
- 同上 (省) 逓信第九百四十八號(三) 三三七
- 國際無線電氣條約附屬業務規則 (省) 逓信第六百三十號(六) 二四五

- 帝國無線電信船船局ニ於テ外國主管國ノ定メタル普通電報料ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合 (告) 逓信第六百八十八號(七)一六四一
- 郵便電信受上一般公衆注意事項 (告) 逓信第六百八十二號(五)二一九七
- 電氣事業者ヨリ逓信省管理ノ通信事業用工作物ニ關シ承諾立會請求方設定明治三十五年告示第四百十三號(電氣事業取締規則ニ依リ電信電線其他ノ金屬體ニ關シ承諾立會請求方) 廢止
- 智利共和國萬國電信條約ニ加入 (告) 逓信第六百七十六號(七)一六三三
- 伊太利國殖民地ニリト同一 (告) 逓信第二百五十六號(三)一四八一
- 明治三十九年告示第四百十六號(外國電信取扱制限表)中改正 (告) 逓信第八百三十號(九)一八八六
- 同上 (告) 逓信第二十六號(一)一一三
- 同上 (告) 逓信第五十三號(一)一三三
- 同上 (告) 逓信第六百十五號(三)二九〇
- 同上 (告) 逓信第六百六十六號(六)四三九
- 同上 (告) 逓信第六百四十九號(二)三三二
- 天津丸無線電信局設置 (告) 逓信第五百三十六號(五)二二七六
- 丹後丸無線電信局設置 (告) 逓信第五百五十二號(五)二一八七
- 伊豫丸無線電信局設置 (告) 逓信第五百五十九號(五)二一九〇
- 加賀丸無線電信局設置 (告) 逓信第五百九十八號(六)四三六
- 安藝丸無線電信局設置 (告) 逓信第五百九十九號(六)四三六
- 土佐丸無線電信局設置 (告) 逓信第六百二十號(六)二四四四
- 信濃丸無線電信局設置 (告) 逓信第六百五十九號(七)一六三五
- 香港丸無線電信局設置 (告) 逓信第六百八十一號(七)一六三五
- 日本丸無線電信局設置 (告) 逓信第六百四十八號(二)三三九二
- 地洋丸無線電信局設置 (告) 逓信第六百三十三號(二)三三九二
- 黒岩目名、蝦山、狩太、俱知安(北海道)電信取扱所設置 (告) 逓信第五百十號(四)七六七
- 花咲電信局(北海道)設置 (告) 逓信第六百四十八號(二)三三九二
- 落石無線電信局(北海道)設置 (告) 逓信第六百四十一號(二)三三六七
- 釧路電信取扱所(北海道)電報配達事務廢止 (告) 逓信第九百九十五號(一〇)三三〇〇
- 札幌電信取扱所(北海道)同上 (告) 逓信第六百七十六號(二)三三〇七
- 花咲電信局(北海道)廢止 (告) 逓信第四百七十號(四)七六九
- 淡川電信取扱所(東京府)設置 (告) 逓信第二百七十九號(三)一四八八
- 目白、秋葉電信取扱所(東京府)設置 (告) 逓信第三百三十二號(三)三三九六
- 木津電信取扱所(京都府)設置 (告) 逓信第七十三號(二)三三六九
- 嵯峨電信取扱所(京都府)電報配達事務廢止 (告) 逓信第九百九十五號(一〇)三三〇〇
- 新橋電信取扱所(京都府)同上 (告) 逓信第三百三十三號(三)三三九六

- 七條電信取扱所(京都市)廢止 (告) 逓信第五百八十七號(五)二二二〇
- 淡輪電信取扱所(大阪府)設置並開設期間 (告) 逓信第七百四十三號(八)一七〇八
- 星田電信取扱所(大阪府)設置 (告) 逓信第七百二十八號(一〇)三三三四
- 長尾電信取扱所(大阪府)設置 (告) 逓信第七百七十二號(一〇)三三六九
- 箱作岸和田電信取扱所(大阪府)設置 (告) 逓信第七百三十五號(一〇)三三六九
- 住吉電信取扱所(大阪府)配達事務廢止 (告) 逓信第七百二十七號(一〇)三三六九
- 長野電信取扱所(大阪府)同上 (告) 逓信第七百二十七號(一〇)三三六九
- 鎌子、鹽水、鹽屋電信取扱所(兵庫縣)同上 (告) 逓信第六百六十二號(二)三三〇九
- 三河内電信取扱所(長崎縣)設置 (告) 逓信第六百四十七號(二)三三〇九
- 大瀬崎無線電信局(長崎縣)設置 (告) 逓信第六百三十八號(六)二四七七
- 大瀬崎海軍軍艦電信取扱所(長崎縣)廢止 (告) 逓信第六百三十九號(六)二四七七
- 安田電信取扱所(新潟縣)電報配達事務廢止 (告) 逓信第七百三十三號(二)三三〇九
- 波久禮電信取扱所(埼玉縣)設置 (告) 逓信第七百二十九號(三)一四八八
- 鴻巣電信取扱所(埼玉縣)電報配達事務廢止 (告) 逓信第三百二十二號(三)三三六九
- 入間川電信取扱所(埼玉縣)同上 (告) 逓信第三百十六號(二)三三六九
- 磯部電信取扱所(群馬縣)同上廢止 (告) 逓信第六百三十二號(六)四三七四
- 蘇我、太東電信取扱所(千葉縣)設置 (告) 逓信第三百二十三號(三)三三六九
- 鎌子無線電信局(千葉縣)設置 (告) 逓信第五百三十六號(五)二二七六
- 飯岡電信取扱所(千葉縣)電報配達事務開始 (告) 逓信第六百六十四號(二)三三〇九
- 磯原電信取扱所(茨城縣)電報配達事務廢止 (告) 逓信第七百二十二號(二)三三六九
- 新庄電信取扱所(奈良縣)設置 (告) 逓信第三百八十二號(三)三三六九
- 法隆寺電信取扱所(奈良縣)設置 (告) 逓信第七百八十八號(二)三三六九
- 三輪電信取扱所(奈良縣)廢止 (告) 逓信第四百六十九號(四)七六九
- 櫻木電信取扱所(奈良縣)廢止 (告) 逓信第七百四十二號(二)三三〇九
- 神保電信取扱所(奈良縣)廢止 (告) 逓信第七百四十九號(一〇)三三〇九
- 松坂、相可電信取扱所(三重縣)設置 (告) 逓信第三百八十號(三)三三六九

- 佐那具電信取扱所(三城縣)電報配達事務廢止 (告) 逕信第三百二十四號(三) 五〇五
- 小坂井電信取扱所(愛知縣)設置 (告) 逕信第三百八十號(三) 五二五
- 六輪電信取扱所(愛知縣)設置 (告) 逕信第五百二十號(五) 二六三
- 長津呂海軍軍艦電信取扱所(靜岡縣)廢止 (告) 逕信第八百九十八號(九) 二九七
- 日野春電信取扱所(山梨縣)設置 (告) 逕信第一百八十八號(一) 二二九
- 上野原電信取扱所(山梨縣)設置 (告) 逕信第三百十二號(三) 三三九
- 坂下電信取扱所(岐阜縣)設置 (告) 逕信第四百四十二號(四) 三三九
- 加納電信取扱所(福島縣)設置 (告) 逕信第二百八十七號(二) 四九二
- 日和田電信取扱所(福島縣)電報配達事務廢止 (告) 逕信第三百十二號(三) 五〇一
- 碓ヶ岡電信取扱所(青森縣)同上 (告) 逕信第五百十九號(五) 二九二
- 濱岡電信取扱所(青森縣)同上 (告) 逕信第五百六十三號(五) 二九二
- 十文字電信取扱所(秋田縣)同上 (告) 逕信第九百九十七號(九) 三三九
- 大聖寺電信取扱所(石川縣)設置 (告) 逕信第二百五十四號(三) 四八一
- 皆月ノ島海軍軍艦電信取扱所(石川縣)廢止 (告) 逕信第二百二十號(二) 二九三
- 富山電信取扱所(富山縣)移轉 (告) 逕信第四百四十九號(四) 三三九
- 官浦電信取扱所(愛知縣)設置 (告) 逕信第七號(一) 一一五
- 河内電信取扱所(愛知縣)電報配達事務廢止 (告) 逕信第七百八十五號(七) 二七四
- 長府、厚保、阿知須電信取扱所(山口縣)設置 (告) 逕信第七號(一) 一一五
- 角島無線電信局(山口縣)設置 (告) 逕信第六百四十六號(六) 四八〇
- 大嶽電信取扱所(山口縣)電報配達事務廢止 (告) 逕信第四百四十一號(四) 七五六
- 角島海軍軍艦電信取扱所(山口縣)廢止 (告) 逕信第六百四十七號(六) 四八〇
- 洞ノ岬無線電信局(和歌山縣)設置 (告) 逕信第六百四十八號(六) 四八〇
- 隅田電信取扱所(和歌山縣)設置 (告) 逕信第七百七十二號(七) 三三九
- 高野口、打田電信取扱所(和歌山縣)電報配達事務廢止 (告) 逕信第三百十二號(三) 五〇一
- 松山、立花電信取扱所(愛媛縣)設置 (告) 逕信第九百五十九號(九) 三三九
- 東平電信取扱所(愛媛縣)設置 (告) 逕信第九百九十九號(九) 三三九
- 門前電信取扱所(門司市)設置 (告) 逕信第五百五號(五) 七六五

- 白井、厚川、赤門、香春電信取扱所(福岡縣)設置 (告) 逕信第二百七十九號(三) 四八八
- 大藏電信取扱所(福岡縣)設置 (告) 逕信第三百七十四號(三) 五二四
- 月畑電信取扱所(福岡縣)電報配達事務廢止 (告) 逕信第四百六十六號(四) 二二八
- 久保田電信取扱所(佐賀縣)同上 (告) 逕信第四百七十七號(四) 三三六
- 西唐津電信取扱所(佐賀縣)廢止 (告) 逕信第八百八十九號(八) 三三〇
- 嚴木電信取扱所(佐賀縣)廢止 (告) 逕信第二百四十九號(二) 四七九
- 住吉、植木電信取扱所(熊本縣)設置 (告) 逕信第二百七十九號(三) 四八八
- 尾張國知多郡野間村大字野間中新田伊勢國安濃郡藤部村大字中河原南高洲間布設海底電信線全部撤去 (告) 逕信第七百六十七號(七) 二六五
- 郵便集配事務ヲ取扱ハサル郵便局所ニ於テ電信公替通報ノ別配達ヲ取扱ハス (告) 逕信第四百四十號(四) 三三九
- 電話規則制定明治三十九年府令第十六號(電信法中電話ノ施行ニ關シテハ電話規則ヲ準用セサル件)廢止 (府) 統監第三十七號(九) 一五三
- 官廳用、軍用及私設電信電話維持規程中改正 (府) 統監第二號(一) 一
- 官廳用、軍用及私設電信電話維持規程廢止 (府) 統監第四十號(九) 一七九
- 電信電話ニ關スル別便配達料及船配達料制定明治三十九年告示第五百十三號(韓國内別便配達料及船配達料)廢止 (府) 統監第四十一號(九) 一八二
- 官廳、銀行業者韓國内ニ於ケル高額電信公替申請力等 (府) 統監第二十二號(七) 九五
- 釜山電信取扱所設置 (告) 統監第四十五號(四) 七六九
- 平浦電信取扱所設置 (告) 統監第五十一號(四) 八〇五
- 臨津江電信取扱所設置 (告) 統監第四百四十三號(四) 二九九
- 新設電信取扱所名 (告) 統監第四百四十四號(四) 二九九
- 羅南郵便電信取扱所電話通話事務開始 (告) 統監第六十二號(四) 八二一
- 平壤大和町郵便電信取扱所同上 (告) 統監第六十七號(五) 三三二
- 羅南郵便電信取扱所特設電話加入申請受理 (告) 統監第九十九號(八) 二七五
- 輪城郵便電信取扱所廢止 (告) 統監第九十一號(八) 二四八
- 東發館郵便電信取扱所廢止 (告) 統監第四百四十一號(四) 二九二
- 羅南郵便電信取扱所廢止 (告) 統監第四百九十二號(四) 三三六
- 瑞興電信取扱所電報直配達區域 (告) 統監第五十號(四) 八〇五
- 大田電信取扱所同上 (告) 統監第七十三號(五) 二五五
- 鳥致院電信取扱所同上 (告) 統監第九十七號(七) 二六五
- 相模新安州兩電信取扱所同上 (告) 統監第七十號(一〇) 三三三
- 天安電信取扱所電報直配達區域改正 (告) 統監第一百八十八號(八) 二七五

- 車電館電信取扱所同上 (告) 統監第四百四十七號(二)一九九五
- 金泉電信取扱所同上 (告) 統監第四百七十七號(二)二四四三〇
- 新華電信取扱所同上 (告) 統監第四百八十八號(二)三六九一
- 羅南郵便電信取扱所電話呼出地域 (告) 統監第六十三號(四) 八一
- 電信取扱所ノ電報取扱時間 (告) 統監第四百四十五號(九)一九九四
- 元安電信取扱所電報取扱時間 (告) 統監第三十八號(三) 五八八
- 藤文電報取扱所郵便電信局所名 (告) 統監第六十一號(四) 八一〇
- 藤文電報取扱所郵便電信取扱所及郵便所名 (告) 統監第九十八號(七) 二六五四
- 金海郵便電信取扱所藤文電報ヲ取扱フ (告) 統監第四百四十七號(二)六五六
- 利川郵便電信取扱所藤文電報ヲ取扱フ (告) 統監第四百二十九號(二)一九七三
- 碧瀟郵便電信取扱所藤文電報取扱 (告) 統監第四百六十五號(〇) 三三三三
- 吉州郵便電信取扱所藤文電報取扱 (告) 統監第四百八十五號(二)三四四〇
- 吉州郵便電信取扱所藤文電報取扱 (告) 統監第四百八十五號(二)三四四〇
- 松田郵便電信取扱所軍人軍屬ノ提出ス通常爲替ヲ取扱フ (告) 統監第七十九號(五) 二二二六
- 長津郵便電信取扱所同上 (告) 統監第四百九十九號(九) 一九九六
- 端川郵便取扱所ノ郵便電信取扱所ニ變更改稱 (告) 統監第六十八號(五) 二二二二
- 天安郵便取扱所同上 (告) 統監第四百十號(二)七五五
- 郵便電信局所位置名稱改稱 (告) 統監第四百八十九號(二)二四四三
- 官廳又ハ國庫金若ハ地方税金ヲ取扱フ銀行業者臺灣島内ニ於テ電信爲替ニ依リ高額ノ金員送付方 (府) 臺灣總督第六十三號(〇) 二六一
- 安平鎮電信取扱所設置 (告) 臺灣總督第七十三號(二) 二四八六
- 新華電信取扱所廢止 (告) 臺灣總督第三十六號(五) 五五三
- 電信爲替特別取扱規則 (府) 關東都督第四十九號(〇) 二六二
- 管口電信局及同局新市街出張所電話加入者ノ授受ス (告) 關東都督第七十一號(八) 二七九五
- 明治四十年告示第三十七號(關東都督府郵便電信局所事務取扱時間)中削除 (告) 關東都督第三十二號(四) 八一九
- 管口電信局新市街出張所設置 (告) 關東都督第六十五號(七) 二六六七
- 旅館電氣使用規則ニ依リ電氣使用時間 (告) 關東都督第四十四號(五) 二四四六
- 電氣事業用地中電線路施設規程 (省) 通信第三十五號(七) 二八八
- 鐵道機關ノ電線及電氣、空氣配管等ノ使用規程並ニ水壓機用水配管ヲ兵口ニ編入 (通) 海軍第七號(二) 一六
- 伊豫國新居郡新居町字磯崎、同國越前郡文儀村美濃島字長巳油間水電氣施設ニ關シ (告) 通信第九百八十三號(〇) 三三九五

- 神道所管天理教分廳一派獨立許可 (告) 內務第四百二十三號(二)三三八〇
- 轉學
 - 韓國居留民團設置ノ小學校中其兒童及卒業者ノ他ノ學校ニ入學轉學等ニ關シ認定 (告) 文部第三十九號(三) 一七九
 - 韓國居留民團設置ノ小學校中兒童及卒業者他ノ學校ニ入學轉學ニ關シ資格認定 (告) 文部第四百四十四號(四) 六二五
- 展覽會
 - 美術展覽會規程中改正 (告) 文部第五十五號(三) 一八三
 - 同上 (告) 文部第二百三十三號(九) 一八九
 - 第二回美術展覽會ニ關スル規定 (告) 文部第五十六號(三) 一八四
 - 第二回美術展覽會會場 (告) 文部第二百二號(三) 三八三
 - 同上中改正 (告) 文部第二百十五號(八) 二六八四
 - 文部省第二回美術展覽會會場改定 (告) 文部第二百三十八號(二) 〇三三〇
- 傳習
 - 明治二十一年陸海第十六號(水雷術傳習員分遣假規則) 鐵道工事傳習員分遣假規則廢止 (通) 陸海第八十九號(二) 二五七
- 傳染
 - 宮内傳染病豫防令 (皇) 第二號(〇) 二二三
 - 宮内傳染病豫防令施行規則 (省) 宮内第八號(二) 〇三九三
- 傳染病豫防法施行規則中改正 (省) 內務第八號(五) 二四四
- 傳染病豫防規則 (府) 關東都督第四十七號(二) 二二九九
- アノ部
 - 愛蘭(〇)ノ部英官利ノ項ニ屬ス
 - 押捺
 - 汚染又ハ毀損ノ引換、分合其他ノ事由ニ依リ交付スル舊北越國道株式會社社債券ノ契印押捺力 (告) 大藏第五十一號(三) 五八八
 - 普通通商郵便物中第三、四、五種ニ限リ對者日附印ヲ押捺セザル場合 (告) 臺灣總督第六號(二) 一六〇
 - 臺灣總督鐵道全通紀念ノタメ、二等及鐵道停車場所在地三等局等ニ於テ特殊日附印押捺 (告) 臺灣總督第七十七號(二) 〇三三〇
 - 亞米利加
 - 日米仲裁裁判條約 (條) 第六號(九) 五五
 - 韓國ニ於ケル發明、意匠、商標及著作權ノ保護ニ關スル日米條約 (條) 第四號(八) 五六
 - 清國ニ於ケル發明、意匠、商標及著作權ノ相互保護ニ關スル日米條約 (條) 第五號(八) 五九
- 案内
 - 明治二十二年訓令第七十號(雜案)内引出切符及同引出切符書式(中追加) (訓) 大藏第十一號(三) 一一五
 - 貨物案内所小荷物委託事務取扱時間 (告) 鐵道院第十七號(二) 〇三三七

サノ部

(裁判)

- 裁判所構成法中改正 (法)第十號(三) 一〇
- 同上 (法)第三十號(三) 六八
- 裁判所構成法施行條例中改正 (法)第三十一號(三) 六〇
- 裁判所管轄區域變更ニ關スル件 (法)第三十二號(三) 六一
- 同上 (法)第三十三號(三) 六一
- 滿洲ニ於ケル領事裁判ニ關スル件 (法)第五十二號(四) 一四九
- 明治四十一年法律第五十二號(滿洲ニ於ケル領事裁判ニ關スル件)施行期日 (勅)第二百一十一號(九) 三九六
- 行政裁判法ヲ樺太ニ施行スルノ件 (勅)第二百五十四號(二〇) 四七六
- 裁判所書記長書記定員及俸給令中改正 (勅)第三百三十三號(五) 二二〇
- 日米仲裁裁判條約 (條)第六號(九) 五三
- 關東州裁判令制定關東都府法院令廢止 (勅)第二百十二號(九) 三九七
- 關東州裁判事務取扱令制定關東州刑罰令、關東民事審理規則及關東州刑事審理規則廢止 (勅)第二百十三號(九) 三九九
- 關東州裁判事務取扱令施行細則 (府)關東都府第五十一號(二〇) 二六三
- 關東州裁判手数料令制定關東州民事訴訟用印紙規則廢止 (府)關東都府第五十二號(二〇) 二六五
- 關東州裁判費用令 (府)關東都府第五十三號(二〇) 二七九
- 明治三十八年省令第十號(區裁判所刑事事務ノ取扱ニ關スル件)中改正 (省)司法第二十六號(九) 三七五
- 同上 (省)司法第三十號(三) 四七五
- 區裁判所出張所設置並ニ登記管轄區域表中改正 (省)司法第二十號(六) 二二九
- 橫濱地方裁判所管内管轄登記管轄區域表中改正 (省)司法第三號(三) 五六
- 橫濱地方裁判所管内商業登記事務取扱規則 (省)司法第四號(三) 五六
- 同上 (省)司法第二十七號(二〇) 四〇二
- 小田原區裁判所令廢出張所所屬商業登記事務取扱規則 (省)司法第十號(四) 一一八
- 新潟地方裁判所新種田支部外四支部ニ於テ民事刑事第一審事務取扱 (省)司法第十一號(四) 一一八
- 金澤地方裁判所管内輪島區裁判所字出出張所所屬商業登記事務取扱規則 (省)司法第六號(五) 六六
- 長崎地方裁判所佐世保支部設置同平戶支部廢止 (省)司法第十二號(四) 一一八
- 小倉區裁判所所屬出張所管轄商業登記事務取扱規則 (省)司法第五號(三) 三七
- 慶原區裁判所仁位鹿見兩出張所所屬商業登記事務取扱規則 (省)司法第十五號(四) 一一九
- 鹿児島地方裁判所管内大島區裁判所中倉久出張所所屬商業登記事務取扱規則 (省)司法第十六號(五) 一五六

- 秋田地方裁判所橋手支部設置同大曲支部廢止 (省)司法第十三號(四) 一一八
- 札幌地方裁判所小樽支部設置 (省)司法第十四號(四) 一二九
- 千葉地方裁判所管内松戸區裁判所野田出張所燒失ニ付テ登記事務停止 (省)司法第九號(三) 三七五
- 千葉地方裁判所管内水更津區裁判所備付ノ不動產登記申請書滅失 (省)司法第四十號(七) 二二〇
- 千葉地方裁判所管内千葉區裁判所八幡出張所備付ノ簿公證簿滅失 (省)司法第六十三號(三) 三三八
- 千葉地方裁判所管内水更津區裁判所備付ノ登記申請書滅失 (省)司法第六十四號(三) 三三〇
- 水戸地方裁判所管内太田區裁判所出張所移轉改稱 (省)司法第二十二號(八) 三〇一
- 水戸地方裁判所管内下妻區裁判所備付ノ不動產登記申請書ノ一部滅失 (省)司法第四十九號(八) 二六〇
- 宇都宮地方裁判所管内栃木區裁判所移轉 (省)司法第十七號(四) 六〇八
- 靜岡地方裁判所管内濱松區裁判所備付ノ土地登記簿轉寫 (省)司法第五十三號(九) 二八六
- 甲府地方裁判所管内甲府區裁判所河原部、鵜飼兩出張所改稱 (省)司法第二十一號(七) 二八〇
- 甲府地方裁判所管内甲府區裁判所日下部出張所備付ノ土地登記簿轉寫命令 (省)司法第四十七號(七) 二五〇
- 長野地方裁判所管内松本區裁判所移轉 (省)司法第三十三號(六) 二二四
- 長野地方裁判所管内大町區裁判所改稱工事中假廳舎移轉 (省)司法第四十八號(七) 二二四
- 新潟地方裁判所管内新潟區裁判所新潟出張所燒失ニ付テ登記事務停止 (省)司法第三十八號(七) 二二〇
- 新潟地方裁判所管内新潟區裁判所新津出張所備付ノ土地登記簿等燒失 (省)司法第四十四號(七) 二二二
- 新潟地方裁判所管内新潟區裁判所新津出張所保存ノ確定日附簿燒失ニ付テ私鑒證書提出力 (省)司法第四十五號(七) 二二四
- 京都地方裁判所管内森鷗外區裁判所新廳舎ノ移轉 (省)司法第二十五號(五) 八八一
- 神戸地方裁判所管内神戸區裁判所三田出張所備付ノ簿地所登記用紙滅失 (省)司法第三十二號(六) 二二五
- 名古屋地方裁判所管内中田區裁判所備付ノ簿公證簿滅失 (省)司法第二十六號(五) 八八一
- 安濃津地方裁判所管内四日市區裁判所原出張所備付登記簿轉寫 (省)司法第六十二號(三) 三六七
- 金澤地方裁判所管内輪島區裁判所西海出張所管轄中商業登記事務取扱規則 (省)司法第二十三號(八) 三〇二
- 廣島地方裁判所管内廣島區裁判所加計出張所備付ノ土地表示變更登記申請書滅失 (省)司法第十八號(四) 六〇八
- 山口地方裁判所管内柳井津區裁判所備付ノ不動產登記申請書及附屬書類滅失 (省)司法第六十號(三) 三〇二
- 長崎區裁判所時津出張所備付ノ船舶登記申請書燒失 (省)司法第二號(三) 一七五
- 佐賀地方裁判所管内伊萬里區裁判所加津出張所改稱 (省)司法第二十八號(三) 三〇二

○ 福岡地方裁判所管内福島區裁判所移轉 (告) 司法第二十九號(五) 八四六
 ○ 大分地方裁判所管内中津區裁判所安心院出張所備付ノ土地登記簿謄寫ノ件 (告) 司法第四十一號(七) 二五二
 ○ 鹿児島地方裁判所管内加治木區裁判所移轉 (告) 司法第三十七號(六) 二六五
 ○ 山形地方裁判所管内長井區裁判所荒砥出張所備付ノ不動産登記申請書及附屬書類滅失 (告) 司法第五十五號(九) 一八二七
 ○ 秋田地方裁判所管内秋田區裁判所土崎出張所備付ノ不動産登記申請書紛失 (告) 司法第四十六號(七) 二五三
 ○ 樺太地方裁判所及ウラジミロフカ區裁判所廳舎新築工事中移轉 (告) 司法第五十六號(一〇) 三〇三
 ○ 普蘭店及貔子窩民政支署長ハ其管轄區域内ニ於ケル拘留、科料ノ刑ニ該ル(キ)罪ノ裁判及民事訴訟調停ヲ取扱フ (府) 關東都督第五十號(一〇) 二六三
 ○ 大連民政署金州支署長裁判事務ヲ取扱フ (府) 關東都督(一) 二九七
 ○ 韓國政府公布ノ裁判所構成法、裁判所構成法施行法、裁判所設置法、裁判所開辦期日ニ關スル件及裁判所構成法中改正ノ件譯文 (告) 統監第四百十四號(八) 二七五
 ○ 韓國政府公布ノ未開區裁判所事務處理ニ關スル件譯文 (告) 統監第四百十五號(八) 二七六
 ○ 韓國政府公布ノ裁判所設置法中改正ノ件譯文 (告) 統監第四百七十八號(二) 三四三
 ○ 韓國政府公布ノ法部令第十三號(未開區裁判所名稱改正ノ件) 中改正ノ件譯文 (告) 統監第四百七十九號(二) 三四三

○ 韓國政府公布ノ法部令第十三號(未開區裁判所事務處理ノ件) 中改正ノ件譯文 (告) 統監第四百八十號(二) 三四五
 ○ 韓國政府公布ノ地方裁判所支部設置ノ件譯文 (告) 統監第四百八十一號(二) 三四五
 ○ 韓國政府公布ノ刑事裁判費用規則、民事訴訟手續規則及民事訴訟費用規則譯文 (告) 統監第四百八十二號(二) 三四五
 ○ 韓國政府公布ノ裁判所設置法中改正ノ件譯文 (告) 統監第四百八十三號(二) 三四五

[歳入、歳出]
 ○ 明治四十年年度歳入歳出總豫算追加 (豫) 三月十三日(三) 一
 ○ 同上 (豫) 三月二十六日(三) 二
 ○ 明治四十年年度各特別會計歳入歳出豫算追加 (豫) 三月二十六日(三) 六
 ○ 明治四十年年度特別會計歳入歳出豫算追加 (豫) 三月三十日(三) 一五七
 ○ 明治四十年年度歳入歳出總豫算追加 (豫) 三月三十日(三) 一五四
 ○ 特別會計歳入歳出豫算 (豫) 三月十四日(三) 二
 ○ 明治四十一年年度歳入歳出總豫算追加 (豫) 三月十六日(三) 一五五
 ○ 同上 (豫) 三月三十日(三) 一五八
 ○ 同上 (豫) 三月三十日(三) 一六一
 ○ 明治四十一年年度歳入歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補給セ(豫) 第四百十五號(五) 二四三

○ 北海道一級町村及二級町村ヲシテ租稅外國庫歳入ヲ徵收セシムル法律施行細則中改正 (省) 大藏第十六號(四) 九九
 ○ 專賣局作業歳入取扱規程設定明治三十三年達第八三一號外一件廢止 (訓) 大藏第十五號(三) 一三五
 ○ 同上中改正 (訓) 大藏第二十七號(五) 二二〇
 ○ 帝國鐵道廳ノ取扱ニ係ル歳入金納付方 (訓) 大藏第四十二號(八) 三〇九
 ○ 明治三十七年陸軍第二十八號(仕務命令官及歳入徵收官所管區分ノ件) 中改正 (達) 陸軍第二十號(三) 四四
 ○ 同上 (達) 陸軍第三十五號(四) 八七
 ○ 歳入歳出取扱規程中改正 (達) 海軍第三百三十八號(二) 二二七
 ○ 明治三十六年達第三百三十四號(委任仕務命令官、歳入徵收官、歳入官吏表) 中改正 (達) 海軍第八十二號(七) 一四三
 ○ 同上 (達) 海軍第六十五號(三) 二六五
 ○ 明治三十六年訓令第二號(航海補助費ノ取扱及歳出計算書送付方) 北海道廳長官府縣知事ニ委任ノ件(廢止) (訓) 逓信第二號(一〇) 三六一
 ○ 帝國鐵道廳ノ取扱ニ係ル歳入金納付方 (告) 逓信第七百三十一號(八) 一七〇
 ○ 統監府鐵道管理局長官ハ部下ノ官吏ヲシテ歳入徵收事務ヲ分掌セシムルコトヲ得 (訓) 統監第三號(三) 一八
 ○ 非常特別稅法ニ依ル歳入徵收額證明規程中改正 (達) 會計檢査院第一號(二) 二九
 ○ 歳入徵收額證明ノ程式準據方 (達) 會計檢査院第二號(二) 三〇

○ 明治四十一年年度歳入科目 (訓) 內務第三號(三) 一九
 ○ 明治四十一年年度歳出科目 (訓) 內務第四號(三) 一九
 ○ 明治四十一年年度歳入科目表中追加 (訓) 大藏第十號(三) 一五
 ○ 明治四十一年年度歳入科目表 (訓) 大藏第十二號(三) 一五
 ○ 同上追加 (訓) 大藏第十九號(四) 二二九
 ○ 同上 (訓) 大藏第二十一號(四) 三〇〇
 ○ 同上 (訓) 大藏第二十五號(五) 三三九
 ○ 同上 (訓) 大藏第三十七號(七) 二七五
 ○ 同上 (訓) 大藏第四十三號(八) 三〇九
 ○ 同上 (訓) 大藏第四十四號(九) 三二五
 ○ 同上 (訓) 大藏第五十一號(三) 三七一
 ○ 明治四十一年年度專賣局作業歳入歳出科目 (訓) 大藏第十三號(三) 一三五
 ○ 同上 (訓) 大藏第四十一號(七) 二八六
 ○ 明治四十年年度歳入歳出科目表中増設 (訓) 陸軍第一號(二) 一
 ○ 同上 (訓) 陸軍第二號(二) 一
 ○ 同上 (訓) 陸軍第三號(二) 二
 ○ 同上 (訓) 陸軍第四號(二) 三
 ○ 同上 (訓) 陸軍第五號(三) 一六
 ○ 同上 (訓) 陸軍第六號(三) 一八七
 ○ 同上 (訓) 陸軍第七號(三) 一八七
 ○ 同上 (訓) 陸軍第八號(三) 一八八

○ 明治四十一年度歳入歳出科目表	(調)陸軍第十號(三) 一九〇	○ 同上	(調)陸軍第三十三號(二〇) 三三〇
○ 同上中増設	(調)陸軍第十二號(四) 三三三	○ 同上	(調)陸軍第三十四號(二〇) 三三〇
○ 同上	(調)陸軍第十三號(四) 三三三	○ 同上	(調)陸軍第三十五號(二〇) 三三〇
○ 同上	(調)陸軍第十四號(四) 三三三	○ 同上	(調)陸軍第三十六號(二〇) 三三〇
○ 同上	(調)陸軍第十五號(五) 三三三	○ 同上	(調)陸軍第三十七號(二〇) 三三〇
○ 同上	(調)陸軍第十六號(五) 三三三	○ 同上	(調)陸軍第三十八號(二〇) 三三〇
○ 同上	(調)陸軍第十七號(五) 三三三	○ 同上	(調)陸軍第三十九號(二〇) 三三〇
○ 同上	(調)陸軍第十八號(五) 三三三	○ 同上	(調)陸軍第四十號(二〇) 三三〇
○ 同上	(調)陸軍第十九號(五) 三三三	○ 同上	(調)陸軍第四十一號(二〇) 三三〇
○ 同上	(調)陸軍第二十號(六) 三三三	○ 同上	(調)陸軍第四十二號(二〇) 三三〇
○ 同上	(調)陸軍第二十一號(六) 三三三	○ 同上	(調)陸軍第四十三號(二〇) 三三〇
○ 同上	(調)陸軍第二十二號(六) 三三三	○ 同上	(調)陸軍第四十四號(二〇) 三三〇
○ 同上	(調)陸軍第二十三號(七) 三三三	○ 同上	(調)陸軍第四十五號(二〇) 三三〇
○ 同上	(調)陸軍第二十四號(七) 三三三	○ 同上	(調)陸軍第四十六號(二〇) 三三〇
○ 同上	(調)陸軍第二十五號(八) 三三三	○ 同上	(調)陸軍第四十七號(二〇) 三三〇
○ 同上	(調)陸軍第二十六號(八) 三三三	○ 同上	(調)陸軍第四十八號(二〇) 三三〇
○ 同上	(調)陸軍第二十七號(八) 三三三	○ 同上	(調)陸軍第四十九號(二〇) 三三〇
○ 同上	(調)陸軍第二十八號(九) 三三三	○ 同上	(調)陸軍第五十號(二〇) 三三〇
○ 同上	(調)陸軍第二十九號(九) 三三三	○ 同上	(調)陸軍第五十一號(二〇) 三三〇
○ 同上	(調)陸軍第三十號(九) 三三三	○ 同上	(調)陸軍第五十二號(二〇) 三三〇
○ 同上	(調)陸軍第三十一號(九) 三三三	○ 同上	(調)陸軍第五十三號(二〇) 三三〇
○ 同上	(調)陸軍第三十二號(一〇) 三三三	○ 同上	(調)陸軍第五十四號(二〇) 三三〇
○ 明治四十一年度歳出科目表	(調)陸軍第八號(三) 一九八	○ 明治四十一年度歳出科目表	(調)陸軍第三十二號(二〇) 三三三
○ 同上中増設	(調)陸軍第十二號(四) 三三三	○ 同上	(調)陸軍第三十三號(二〇) 三三〇
○ 同上	(調)陸軍第二十二號(七) 三三三	○ 同上	(調)陸軍第三十四號(二〇) 三三〇
○ 同上	(調)陸軍第三十號(一〇) 三三三	○ 同上	(調)陸軍第三十五號(二〇) 三三〇
○ 同上	(調)陸軍第三十一號(一〇) 三三三	○ 同上	(調)陸軍第三十六號(二〇) 三三〇
○ 同上	(調)陸軍第三十二號(一一) 三三三	○ 同上	(調)陸軍第三十七號(二〇) 三三〇
○ 同上	(調)陸軍第三十三號(一一) 三三三	○ 同上	(調)陸軍第三十八號(二〇) 三三〇
○ 同上	(調)陸軍第三十四號(一二) 三三三	○ 同上	(調)陸軍第三十九號(二〇) 三三〇
○ 明治四十一年度歳入歳出及森林資金歳入歳出科目中増設	(調)陸軍第五號(三) 一九七	○ 同上	(調)陸軍第四十號(二〇) 三三〇
○ 同上	(調)陸軍第七號(三) 一九八	○ 同上	(調)陸軍第四十一號(二〇) 三三〇
○ 明治四十一年度歳入歳出及森林資金歳入歳出科目	(調)陸軍第九號(三) 二〇〇	○ 同上	(調)陸軍第四十二號(二〇) 三三〇
○ 同上中増設	(調)陸軍第十五號(五) 二〇七	○ 同上	(調)陸軍第四十三號(二〇) 三三〇
○ 同上	(調)陸軍第十八號(六) 二〇七	○ 同上	(調)陸軍第四十四號(二〇) 三三〇
○ 同上	(調)陸軍第十九號(七) 二〇九	○ 同上	(調)陸軍第四十五號(二〇) 三三〇
○ 同上	(調)陸軍第二十三號(八) 二二二	○ 同上	(調)陸軍第四十六號(二〇) 三三〇
○ 同上	(調)陸軍第二十四號(九) 二二六	○ 同上	(調)陸軍第四十七號(二〇) 三三〇
○ 同上	(調)陸軍第二十六號(九) 二二七	○ 同上	(調)陸軍第四十八號(二〇) 三三〇
○ 同上	(調)陸軍第三十五號(一二) 二四〇	○ 同上	(調)陸軍第四十九號(二〇) 三三〇
○ 同上	(調)陸軍第三十八號(一二) 二四〇	○ 同上	(調)陸軍第五十號(二〇) 三三〇
○ 在監	(調)司法第二號(八) 三二一	○ 在監人員監督日表改正及監所配置表中改正	(調)司法第三號(八) 三二一
○ 在監人員監督日表改正及監所配置表中改正	(調)司法第三號(八) 三二一		

○ 明治四十一年度歳入歳出科目表	(調)陸軍第八號(三) 一九八	○ 陸軍經理學校學生採用規程中改正	(調)陸軍第二十三號(五) 四〇五
○ 同上中増設	(調)陸軍第十二號(四) 三三三	○ 海軍中少軍醫及海軍少軍醫候補生採用ニ付テ出願方	(告)海軍第十一號(二) 二六九
○ 同上	(調)陸軍第二十二號(七) 三三三	○ 海軍中藥劑士採用ニ付テ出願方	(告)海軍第九號(七) 二五〇
○ 同上	(調)陸軍第三十號(一〇) 三三三	○ 海軍少主計候補生採用試験出願方	(告)海軍第三號(三) 三七〇
○ 同上	(調)陸軍第三十一號(一〇) 三三三	○ 海軍中少主計採用ニ付テ志願者出願方	(告)海軍第七號(五) 八五九
○ 同上	(調)陸軍第三十二號(一一) 三三三	○ 海軍中少主計海軍少主計候補生採用ニ付テ出願方	(告)海軍第十二號(九) 二八六
○ 明治四十一年度歳入歳出及森林資金歳入歳出科目中増設	(調)陸軍第五號(三) 一九七	○ 海軍中少主計海軍少主計候補生採用ニ付テ出願方	(告)海軍第七號(五) 八五九
○ 同上	(調)陸軍第七號(三) 一九八	[採用]	
○ 明治四十一年度歳入歳出及森林資金歳入歳出科目	(調)陸軍第九號(三) 二〇〇	○ 海軍採廢所官制中改正	(勅)第二百四十七號(一〇) 七七一
○ 同上中増設	(調)陸軍第十五號(五) 二〇七	[採廢]	
○ 同上	(調)陸軍第十八號(六) 二〇七	○ 韓國政府公布ノ砂礫業採取法施行細則附屬様式中改正譯文	(告)統監第二十一號(三) 四二二
○ 同上	(調)陸軍第十九號(七) 二〇九	○ 韓國政府公布ノ砂礫業採取法中改正譯文	(告)統監第七十號(五) 三三二
○ 同上	(調)陸軍第二十三號(八) 二二二	○ 韓國政府公布ノ礦業採取法中改正譯文	(告)統監第八號(二) 二七六
○ 同上	(調)陸軍第二十四號(九) 二二六	○ 韓國政府公布ノ礦業採取法施行細則、同附屬様式、砂礫採取法施行細則及同附屬様式中改正譯文	(告)統監第九號(二) 二七六
○ 同上	(調)陸軍第二十六號(九) 二二七	○ 韓國政府公布ノ國有土地石採取規程附屬譯文	(告)統監第二百二十四號(二) 二七六
○ 同上	(調)陸軍第三十五號(一二) 二四〇		
○ 同上	(調)陸軍第三十八號(一二) 二四〇		
○ 在監	(調)司法第二號(八) 三二一		
○ 在監人員監督日表改正及監所配置表中改正	(調)司法第三號(八) 三二一		

〔菜代〕

○臺灣監獄令施行規則制定臺灣監獄刑則施行細則及明治三十二年府令第十號(臺灣監獄在亞人來代ノ件)廢止 (府)臺灣總督第四十七號(九)一九二

〔材料〕

○陸軍衛生材料廠條例中改正 (勅)第二十二號(三) 九三
○醫務材料取扱規則中改正 (達)陸軍第三十七號(四) 八七

〔材木〕

○鴨綠江日清合同材木會社章程協定 (告)外務第三號(五) 八二

〔財務〕

○水利組合法ニ依ル豫算調製ノ式及費目流用其他財務ニ關スル件 (省)內務第十三號(八) 二九三
○韓國政府公布ノ帝室債務ニ關スル件、宮内府所管及慶善宮所屬財產ノ移屬及帝室財務ノ整理ニ關スル件 (告)統監第二百二十一號(八)二七五

〔財產〕

○神社財產ニ關スル件 (法)第二十三號(三) 二九
○明治四十一年法律第二十三號(神社財產ニ關スル件)施行期日 (勅)第七十六號(七) 三二五
○神社財產ノ登録ニ關スル件 (勅)第七十七號(七) 三二五
○神社ノ財產登錄及管理並ニ會計ニ關スル件 (省)內務第十二號(七) 二四八
○韓國政府公布ノ帝室債務ニ關スル件、宮内府所管及慶善宮所屬財產ノ移屬及帝室財務ノ整理ニ關スル件 (告)統監第二百二十一號(八)二七五

〔債券〕

○國庫債券整理規程 (省)大藏第八號(三) 四六
○明治二十七年省令第二號(政府第三債務者トシテ差押ハラシメタル債務額ノ仕拂停止仕拂執行及供託ニ關スル手續)中改正 (省)大藏第十二號(四) 九一
○郵便局國庫債券償還及引換取扱規則 (省)通信第二十號(四) 一四〇
○郵便官署保管國庫債券引換規則 (省)通信第二十一號(五) 一七九
○第一回國庫債券ノ第一次償還ニ關スル規程 (告)大藏第五十三號(三) 三六九
○第一回國庫債券ノ第二次償還ニ關スル規程 (告)大藏第七十號(四) 三八三
○第一回國庫債券ノ第三次償還ニ關スル規程 (告)大藏第八十五號(五) 八三二
○第一回國庫債券ノ第四次償還ニ關スル規程 (告)大藏第九十七號(七) 四〇三

○國庫債券整理規程ニ依リ發行スル大日本帝國政府五分利公債證書ノ様式 (告)大藏第六十三號(四) 四八〇
○國庫債券整理規程ニ依リ發行ノ公債額 (告)大藏第五十五號(二)〇〇一八
○本年四月中日本銀行ニ交付ノ國庫債券 (告)大藏第七十四號(五) 八二九
○日本銀行ニ交付ノ國庫債券 (告)大藏第九十三號(六) 三二五七
○同上 (告)大藏百三十八號(八)一八〇六

○同上

○日本銀行ニ交付ノ國庫債券額面金額 (告)大藏第四百十五號(一〇)〇二四

○同上 (告)大藏第五百十九號(一)三三八一

○第一回國庫債券償還 (告)大藏第七十六號(三)三二四八

○第一回國庫債券償還額ノ内償還 (告)大藏第五十二號(三) 三六九

○第一回國庫債券償還 (告)大藏第二百二十二號(八)二六七五

○第一回國庫債券償還 (告)大藏第六十八號(一)三三八六

○國庫假債券紛失 (告)大藏第九號(一) 一八

○同上 (告)大藏第十七號(三) 一六八

○同上 (告)大藏第二十五號(三) 一七〇

○同上 (告)大藏第三十八號(三) 三六〇

○同上 (告)大藏第四十一號(三) 三六三

○減失紛失ノ國庫假債券 (告)大藏第六十一號(四) 五七九

○同上 (告)大藏第六十九號(四) 五八二

○消滅無記名國庫債券中取消 (告)大藏第五十五號(四) 五七七

○消滅ノ國庫債券中取消 (告)大藏第六十二號(四) 五八〇

○明治三十九年告示第七百五十三號(國庫假債券記番號訂正ノ件)中更正 (告)大藏第二百二號(三)二二二

○明治三十九年告示第八百四十一號(代國庫債券交付ノ件)中取消 (告)大藏第六號(七)二五〇

○明治三十九年告示第三百三十二號(代國庫債券交付ノ件)中取消 (告)大藏第二百二十五號(八)二六六

○明治三十九年告示第七十一號(代國庫債券交付)中取消 (告)大藏第四百十四號(一〇)〇二四

○郵便局所ニ於ケル第二十六回勸業債券購買取扱期間 (告)通信第五百九十三號(六)二四四四

○郵便局所ニ於ケル第二十七回勸業債券購買取扱期間 (告)通信第七百七十六號(八)二七三三

○郵便局所ニ於ケル第二十八回勸業債券購買取扱期間 (告)通信第九百二十八號(一)三三八八

○郵便局國庫債券償還及引換取扱規則韓國ニ適用セス (府)統監第十四號(五) 六九

○韓國政府公布ノ帝室債務ニ關スル件、宮内府所管及慶善宮所屬財產ノ移屬及帝室財務ノ整理ニ關スル件 (告)統監第二百二十一號(八)二七五

○郵便局國庫債券償還及引換取扱規則中所轄一等局ノ事務ハ臺北郵便局ヲシテ取扱ハシム (省)臺灣總督第六十九號(五)二二三九

○皇室祭祀令 (皇)第一號(九) 一

○明治三十七八年戰役及韓國暴徒襲撃事件等ノタメ死歿ノ軍人軍屬靖國神社(臨時合祀)ニ付テ祭式執行 (告)陸軍(海軍)四月二十一日(四) 五八五

○砂糖消費稅法中改正 (法)第一號(三) 一

○煉乳原料砂糖戻税法	(法)第二十七號(三) 三三
○煉乳原料砂糖戻税法施行規則	(勅)第四十九號(三) 一七七
○砂糖消費税法施行細則中改正	(府)臺灣總督第五十三號(乙) 二二六
○砂糖(〇)ノ部ニ盡ス	
○サルツアトル	
○ニカラガ、白炭、サルツアトル及藥劑雜羅馬結語條約ニ加入	(告)逓信第九百九十六號(二)三四三
○操法(操式)	
○艦砲操法ハ艦砲操式草案ニ依リ實施	(達)海軍第五十九號(四) 一〇〇
○造兵	
○海軍造兵廠條例中改正	(勅)第五十號(三) 一七六
○海軍造兵生徒及造兵生徒條例中改正	(勅)第二百二十三號(九) 四八
○海軍軍醫學生、藥劑學生、造船學生、造兵學生、主計學生條例中改正	(勅)第二百九十五號(二) 五七
○海軍造船造兵生徒規則中改正	(省)海軍第十三號(一〇) 九〇
○海軍造兵廠庶務規則中改正	(達)海軍第四十一號(四) 九一
○海軍造兵廠購買ノ兵器及海軍工廠海軍造兵廠海軍工廠火藥製造所購買ノ材料物品報告方	(達)海軍第二十七號(三) 三六
○明治四十一年造兵第二十七號(海軍造兵廠購買ノ兵器及海軍工廠海軍造兵廠海軍工廠火藥製造所購買ノ材料物品報告方)中改正	(達)海軍第二十七號(一〇) 一九八
○造幣	
○造幣局運搬運轉實木増加及設備擴張費ニ關スル件	(法)第十一號(三) 一一
○造幣局ニ於テ施行スル明治四十一年度乃至四十三年度臨時ノ工場其他施設工事請負競争加入者資格	(省)大藏第二十九號(乙) 一八三
○造林	
○造林地租免除申請方	(省)大藏第一號(二) 一
○造林地租免除許可方	(勅)大藏第一號(一) 一
○造林地租免租ニ關スル取扱方	(訓)農商務第四號(三) 一九六
○明治三十三年訓令第三十號(特別經營造林成就表報告様式)中改正	(訓)農商務第二十九號(一〇) 三六〇
○關東州造林獎勵規則	(府)關東都府第四十五號(乙) 二五七
○造修	
○艦船造修試驗檢査規則中改正	(達)海軍第六號(二) 一六
○兵器造修試驗檢査規則中改正	(達)海軍第二十六號(三) 三八
○海軍造兵生徒及造兵生徒條例中改正	(勅)第二百二十三號(九) 四八
○海軍軍醫學生、藥劑學生、造船學生、造兵學生、主計學生條例中改正	(勅)第二百九十五號(二) 五七
○海軍造船造兵生徒規則中改正	(省)海軍第十三號(一〇) 九〇

○倉庫	
○内閣所屬倉庫及倉庫新設事務管理ニ關スル件	(勅)第四百十四號(五) 二四一
○保稅倉庫法ニ依リ道路設定明治三十四年省令第二十	
○五號(同件)廢止	(省)大藏第四十二號(二) 四二五
○供託法ニ依リ倉庫營業者指定	(告)司法第十三號(四) 六〇六
○同上	(告)司法第十九號(四) 六〇八
○同上	(告)司法第三十四號(六) 二六五
○同上	(告)司法第四十三號(七) 二五二
○指定倉庫營業者中廢業	(告)司法第四十二號(七) 二五二
○指定倉庫營業者中解散	(告)司法第三十號(五) 八四六
○同上	(告)司法第三十六號(六) 二六五
○同上	(告)司法第三十九號(七) 二五二
○倉庫	
○明治四十一年度陸國増殖獎勵費交付規則	(省)農商務第七號(四) 一三三
○明治四十年陸國増殖獎勵及別毛器類定數表	(達)陸軍第七十九號(二) 二四三
○改正	
○作業	
○臨時臺灣工部官制制定臨時臺灣基礎建設局官制	
○臺灣府府電氣作業所官制及明治四十年勅令第百二	
○十二號(增削改訂ノ事務ニ從事スル職員ニ關スル件)	(勅)第百八十七號(七) 三四一
○廢止	
○臨時臺灣工部官制制定臨時臺灣基礎建設局官制	
○臺灣府府電氣作業所官制及明治四十年勅令第百二	
○十二號(增削改訂ノ事務ニ從事スル職員ニ關スル件)	(勅)第百八十七號(七) 三四一
○廢止	
○臨時臺灣工部官制制定臨時臺灣基礎建設局官制	
○臺灣府府電氣作業所官制及明治四十年勅令第百二	
○十二號(增削改訂ノ事務ニ從事スル職員ニ關スル件)	(勅)第百八十七號(七) 三四一
○廢止	
○臨時臺灣工部官制制定臨時臺灣基礎建設局官制	
○臺灣府府電氣作業所官制及明治四十年勅令第百二	
○十二號(增削改訂ノ事務ニ從事スル職員ニ關スル件)	(勅)第百八十七號(七) 三四一
○廢止	

[産物]

- 北海道國有林野及産物處分令制定明治三十五年勅令第二百七號(北海道國有林野處分ニ關スル特別處分ノ件)廢止 (勅)第二百八十六號(二) 五〇七
- 明治三十二年勅令第三百六十三號(國有林野産物ノ隨意契約ニ依ル賣拂ニ關スル件)中改正 (勅)第二百五十六號(一〇) 四七七
- 國有林野産物製品年額賣拂規則 (省)農商務第十號(五) 一七〇
- 國有林野産物賣拂規則中改正 (省)農商務第二十三號(三) 四七六
- 國有林野産物製品賣拂規則中改正 (省)農商務第二十五號(三) 四七九
- 國有林野産物製品年額賣拂規則中改正 (省)農商務第二十六號(三) 四八〇
- 國有林野産物ノ賣拂ニシテ製材所ノ賣付ト共ニスル場合ニ適當セザル規定ノ件 (省)農商務第二十一號(三) 四七七
- [産牛]
 - 産牛獎勵規程 (省)農商務第十一號(五) 一七七
 - 同上中改正 (省)農商務第十四號(七) 二八〇
- [參謀本部]
 - 參謀本部條例改定 (軍)陸軍第十九號(三) 四四
- [山林]
 - 明治三十九年勅令第五十八號(山林事務ニ關スル臨時職員ノ件)中改正 (勅)第六十八號(七) 三〇一

[參事館]

- 海軍參事館規則 (達)海軍第六十二號(三) 一〇一
- [鑛通]
 - 鑛務院定期水壓試驗定期切開試驗並ニ鑛通試驗規則 (達)海軍第一號(一) 八
 - 鑛務院定期水壓試驗定期切開試驗並ニ鑛通試驗規則 (達)海軍第二號(二) 一五
 - 鑛務院定期水壓試驗並ニ鑛通試驗規則廢止 (達)海軍第三號(二) 一五
- [醫務]
 - 醫務院醫務所官制中改正 (勅)第四百四十七號(六) 二七六
- [疾病]
 - 醫務院防吏員檢定試驗規則 (省)農商務第一號(二) 一〇
 - 醫務院防吏員檢定試驗規則中改正 (省)農商務第十二號(六) 二六
- 牛ノ部
 - [議員]
 - 衆議院議員選舉法中改正 (法)第五十八號(四) 一七七
 - 刑法施行前ニ公布シタル命令ニ關スル件制定明治三十九年勅令第五百五十五號(刑ノ執行ヲ阻害セラレタル者ノ北海道及沖繩縣ニ於ケル區ノ公民法及區會議員選舉權ニ關スル件)廢止 (勅)第二百十七號(九) 四二五
 - 貴族院伯爵議員補選選舉 (勅)四月十八日(四) 七
 - 貴族院子爵議員補選選舉 (勅)一月七日(三) 一

同上

- 貴族院男爵議員補選選舉 (詔)三月十三日(三) 八
- 同上 (詔)四月二十九日(四) 八
- 貴族院多額納稅者議員補選選舉(愛知縣) (詔)二月二十八日(三) 九
- 同上(宮城縣) (詔)七月十一日(七) 九
- 同上(巖手縣) (詔)七月十三日(七) 九
- 同上(山梨縣) (詔)八月二十一日(八) 九
- 同上(新潟縣) (詔)十月八日(一〇) 九
- 同上(愛知縣) (詔)十一月五日(一一) 九
- 衆議院議員總選舉期日 (詔)四月十一日(四) 七
- 高等教育會議議員互選人名 (告)文部省第八十二號(六) 二六八
- [議會]
 - 帝國議會召集 (詔)十一月九日(二) 一五
 - 帝國議會開會 (詔)十二月二十四日(三) 一七
 - 帝國議會開院式日 (告)宮内省第二十號(三) 四九
- [記錄]
 - 砲術其他ノ報告書類及實驗考案事項ノ記錄送付方 (達)海軍第七十二號(六) 一三一
- [記號]
 - 郵便切手類記號規則 (省)逓信第四十一號(九) 三六一
 - 明治三十八年勅令第四十三號(逓信局事務取扱手續)同第七十一號(取納逓信等級記號附著方)同三十九年同第十九號(逓代金延納擔保殘額取扱手續)廢止 (勅)大藏第三十八號(七) 二七五

[記章]

- 勳章頒布令制定明治十六年太政官布告第二十二號(勳章ヲ有スル者榮譽汚辱ノ所為アル時及重罪輕罪ノ罪ヲ受ケ拘留若クハ保釋賣付ノ時處分方)明治三十二年勅令第三百九號(從軍勳章及佩用停止取扱手續ニ關スル件)廢止 (勅)第二百九十一號(三) 五二二
- 勳章記章及佩用取扱ニ關スル件制定明治二十八年勅令第五百十八號(勳章記章ニ類似ノ標章佩用禁止)廢止 (勅)第二百九十二號(三) 五二二
- 明治二十八年告示第十七號(海軍部内ニ於テ佩用スル記章圖式)中追加 (告)海軍第四號(三) 五七一
- [起重機]
 - 稅關所屬起重機使用料 (省)大藏第二號(二) 二
- [寄留]
 - 濱海寄留者演習召集規程中改正 (省)陸軍第二十號(二) 四三
- 明治三十八年告示第五百五十一號(寄留地動產徵收額召屆格式)中改正 (告)臺灣總督第十一號(二) 二六一
- [寄附]
 - 團體ノ費用徵收及寄附金品募集ニ關スル規則中改正 (府)臺灣總督第二十九號(七) 一〇〇
 - 同上 (府)臺灣總督第六十八號(三) 三〇三
 - [寄宿]
 - 學務院ニ寄宿舍設置 (省)宮内第六號(五) 一四三

〔器機器具〕

- 中央氣象臺氣象器檢定規程改正 (省)文部第二十七號(九) 三七八
- 明治四十年陸海軍第六十九號(機機)及別毛器檢定規程改正 (達)陸海軍第七十九號(三) 二四三
- 帝國政府公布ノ鑛業用器具檢定ノ輸入税並銅及金銀 銅鑛石ノ輸出税免除ニ關スル件附文 (告)統監第二百二十七號(二)七九〇

〔機機〕

- 統監府製造管理局ニ於テ機機其他ノ製作修理ヲ爲ス (省)統監第五十四號(四) 八〇八
- 帝國政府公布ノ鑛業用器具檢定ノ輸入税並銅及金銀 銅鑛石ノ輸出税免除ニ關スル件附文 (告)統監第二百二十七號(二)七九〇

〔機關〕

- 海軍機關少尉候補生実務練習規則改正 (達)海軍第三百七十七號(二) 二三四
- 艦艇機關取扱規程改正 (達)海軍第七十號(五) 二二五
- 機關用語 (達)海軍第三百三十三號(二) 二二九
- 機關年報並機關日誌取扱及記載規程 (達)海軍第五百五號(九) 一七七
- 明治四十年海軍第二百二十二號(軍艦、驅逐艦、水雷艦) (達)海軍第六號(九) 一七八

〔技師〕

- 明治四十年勅令第二十八號(帝國鐵道廳技師檢給ノ件)中改正 (勅)第三百零二號(三) 五三六

〔技師技手〕

- 陸軍所屬技師ノ官等ニ關スル件 (勅)第四百十號(四) 二三八
- 交通主簿ノ島嶼ニ設置ノ事實官署ニ在勤スル書記、技手及庶員ニ手當給與ノ件 (勅)第四百二十號(五) 二五二
- 臨時司法省ニ技師技手設置 (勅)第二百八十三號(二) 五〇五
- 明治四十年勅令第五十八號(樺太ニ於ケル技師職ノ技手増置並委託員履用ノ件)中改正 (勅)第七十九號(四) 二二〇

〔居留〕

- 居留規則 (府)統監第四十五號(一〇) 二四八
- 居留民團法施行規則中改正 (府)統監第十五號(三) 六九
- 同上 (府)統監第二十三號(五) 九六
- 新設州居留民團設置 (告)統監第八號(二) 三三八
- 釜山居留民團ノ地價變更規則 (告)統監第十六號(三) 五五〇
- 釜山居留民團設置ノ小學校中其兒童及卒業生ノ他ノ學校ニ入學時學費ニ關シテ之ヲ規定 (告)文部第三十九號(三) 一七九
- 京城居留民團立京城尋常高等小學校改稱認可 (告)統監第三十九號(三) 五五八
- 釜山居留民團立釜山高等小學校改稱認可 (告)統監第五十七號(四) 八〇九
- 釜山居留民團立釜山高等小學校改稱 (告)文部第四號(三) 三八三

- 京城居留民團立京城尋常高等小學校改稱 (告)文部第十六號(三) 三九一
- 大邱居留民團立大邱尋常高等小學校在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告)統監第三號(一) 一五六
- 京城居留民團立第二尋常高等小學校在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告)統監第五十六號(四) 八〇八

〔漁業〕

- 漁船職員試験規程中改正 (告)農商務第五十五號(四) 六五九
- 攝津國神戸港ニ於テ漁船探獲、船舶通航禁止期間並ニ區域 (告)海軍第十四號(二)三三六
- 漁業法ノ一部ヲ樺太ニ施行スルノ件 (勅)第二百五十一號(一〇) 四七四
- 樺太漁業令中改正 (勅)第二百五十二號(一〇) 四七四
- 同上 (勅)第三百十八號(三) 五〇八
- 樺太ニ於ケル漁業組合規則ハ漁業組合規則準用 (省)內務第十七號(一〇) 三九八
- 樺太ニ於ケル漁業組合經營費算書及經費決算書ノ方式 (告)內務第十七號(一〇)三〇七
- 遼洋漁業獎勵法施行細則中改正 (省)農商務第九號(四) 一三五
- 專用漁業權登錄 (告)農商務第四號(二) 一〇五
- 同上 (告)農商務第七號(二) 一〇九

- 同上 (告)農商務第十八號(三) 一九五
- 同上 (告)農商務第二十六號(三) 二七一
- 同上 (告)農商務第三十四號(三) 三〇六
- 同上 (告)農商務第三十五號(三) 三〇三
- 同上 (告)農商務第三十七號(三) 三〇四
- 同上 (告)農商務第四十一號(四) 六一九
- 同上 (告)農商務第五十三號(四) 六四五
- 同上 (告)農商務第六十一號(四) 六六五
- 同上 (告)農商務第七十四號(五) 八七四
- 同上 (告)農商務第八十四號(五) 八九六
- 同上 (告)農商務第八十八號(五) 九〇〇
- 同上 (告)農商務第九十六號(五) 九三〇
- 同上 (告)農商務第百號(五) 九六五
- 同上 (告)農商務第百三號(五) 九八四
- 同上 (告)農商務第百一十一號(五)二二八
- 同上 (告)農商務第百二十五號(六)二七四
- 同上 (告)農商務第百四十三號(六)三三三
- 同上 (告)農商務第百六十一號(六)四一九
- 同上 (告)農商務第百七十三號(七)五六一
- 同上 (告)農商務第百七十五號(七)五六一
- 同上 (告)農商務第百九十一號(七)二六〇七
- 同上 (告)農商務第百九十六號(八)二六八七
- 同上 (告)農商務第二百一十二號(八)二六九六

○同上	(告)農商務第二百七十七號(二)二八〇	○同上	(告)農商務第二百六十九號(〇)二一一
○同上	(告)農商務第二百十九號(九)二八五	○同上	(告)農商務第二百九十五號(一)二二二
○同上	(告)農商務第二百三十號(二)二八七	○同上	(告)農商務第三百十五號(一)二二六
○同上	(告)農商務第二百三十三號(二)二八五	○同上	(告)農商務第三百四十號(一)二二五
○同上	(告)農商務第二百三十五號(九)二八五	○同上	(告)農商務第三百五十七號(二)二六七
○同上	(告)農商務第二百四十二號(〇)二八六	○同上	(告)農商務第二百五十七號(一)二六九
○同上	(告)農商務第二百五十一號(〇)二七五	○同上	(告)農商務第二百六十一號(〇)二九〇
○同上	(告)農商務第二百五十七號(〇)二八三	○同上	(告)農商務第三百三十八號(二)二五三
○同上	(告)農商務第二百六十號(〇)二九九	○入漁事項登録	(告)農商務第十四號(〇)一八九
○同上	(告)農商務第二百七十七號(〇)二九九	○同上	(告)農商務二十七號(〇)二七七
○同上	(告)農商務第二百八十二號(一)二九九	○同上	(告)農商務第三十二號(五)四〇〇
○同上	(告)農商務第二百八十九號(一)二九九	○同上	(告)農商務第八十三號(五)八九九
○同上	(告)農商務第二百九十三號(一)三〇〇	○同上	(告)農商務第三百三十五號(六)二二九
○同上	(告)農商務第三百零四號(一)三〇五	○同上	(告)農商務第三百九十五號(七)二二九
○同上	(告)農商務第三百零八號(二)三〇五	○同上	(告)農商務第三百五十四號(二)二五二
○同上	(告)農商務第三百一十號(二)三〇九	○同上	(告)農商務第三百五十四號(二)二五二
○同上	(告)農商務第三百二十八號(二)三二〇		
○同上	(告)農商務第三百三十號(二)三二〇		
○同上	(告)農商務第三百四十一號(二)三二六		
○同上	(告)農商務第三百四十五號(二)三二七		
○同上	(告)農商務第三百五十五號(二)三二九		
○同上	(告)農商務第三百五十六號(二)三三〇		
○同上	(告)農商務第三百五十六號(二)三三〇		
○同上	(告)農商務第二百八十六號(七)二六〇		
○同上	(告)農商務第二百六十八號(〇)二一一		

○危險物沈匿ニ付手船舶ノ通航ニ及漁業禁止區域	(告)海軍第十號(七)二五〇	○供用	○供用軍事情報命令改正	(勅)第三百九號(三)二二二
○危險物沈匿ニ付手船舶ノ通航、碇泊及漁業禁止期間	(告)海軍第十五號(三)二四八	○供託	○明治三十七年省令第三號(政府第三債務者トレテテ 押ハラレタル債務額ノ仕拂停止仕務執行及供託ニ關 スル手續)中改正	(省)大藏第十二號(四) 九一
○日韓兩國臣民ノ漁業ニ關スル協定	(告)統監第八十六號(二)二四四	○預金、保管物及供託物金庫事務規程中改正		(訓)大藏第六號(三) 六五
○韓國政府公布ノ漁業法附文	(告)統監第八十七號(二)二四四	○供託法ニ依リ倉庫營業者指定		(省)司法第十三號(四) 六〇八
○韓國政府公布ノ漁業法施行細則附文	(告)統監第九十三號(二)二四一	○同上		(省)司法第十九號(四) 六〇八
[共犯]		○同上		(省)司法第三十四號(六)二二六
○共犯名簿、接見簿及死亡帳簿式改正	(訓)司法第五號(八) 三三三	○同上		(省)司法第四十三號(七)二二二
[共濟]		○歸隊、歸休	○明治三十六年陸軍第九十二號(下士以下赴任、候補 生及生徒入校又ハ歸隊ノトキ刀四ツ佩用セシメス)	(達)陸軍第六十七號(〇) 一八九
○明治四十年勅令第二百二十七號(帝國鐵道現業員ノ 共濟組合ニ關スル件)中改正	(勅)第三百五號(三) 五三〇	○軌道	○明治三十九年以後徴集ノ看手現役二年ノ終ニ於 テ歸休	(達)陸軍第十號(三) 三二
○專賣局現業員ノ共濟組合ニ關スル件	(勅)第三百五十七號(六) 二九三	○軌道條例及明治四十一年勅令第二百六十六號ニ依リ 願出方		(省)達第四百十五號(〇) 四〇四
○專賣局現業員共濟組合規則	(省)大藏第三十五號(七) 二五三	○明治三十四年內務省令第十七號(軌道條例取極方 心得命令書體形)中改正		(訓)通信第一號(〇) 三六一
[共進會]		○貴族院	○貴族院伯爵議員補選案	(詔)四月十八日(附) 七
○道府縣聯合共進會褒賞授與規程及明治三十六年訓 令第十四號(府縣聯合共進會褒賞授與規程)廢止	(省)農商務第十五號(七) 二八一			
○共進會及品評會褒賞授與規則	(府)臺灣總督第四十三號(九) 一八五			

○ 貴族院子爵議員補選	(詔)一月七日(三)	一	○ 同上	(告)選信第四百八十一號(四) 七七五
○ 同上	(詔)二月二十五日(三)	二	○ 同上	(告)選信第五百七十一號(五) 二一九四
○ 貴族院男爵議員補選	(詔)三月十三日(三)	三	○ 同上	(告)選信第六百三號(六) 二四八
○ 同上	(詔)四月二十九日(四)	四	○ 同上	(告)選信第六百六十八號(七) 二六三〇
○ 貴族院多額納稅者議員補選(愛知縣)	(詔)二月二十八日(三)	五	○ 同上	(告)選信第八百一號(八) 二八七五
○ 同上(宮城縣)	(詔)七月十一日(七)	六	○ 關東都督府管内ニ於テ「支那」符號ノ印紙ノ使用ヲ禁止	(府)關東都督府第七號(三) 二四
○ 同上(巖手縣)	(詔)七月十三日(七)	七	○ 關東都督府通信官署及郵便切手賣捌所ニ於テ收入印紙ノ賣捌ヲ爲サシム	(告)關東都督府第二十九號(四) 八二七
○ 同上(山梨縣)	(詔)八月二十一日(八)	八	○ 臺灣總督府始政第十三回紀念ノタメ郵便局所ニ於テ特殊日附印使用	(告)臺灣總督府第七十五號(六) 二四八七
○ 同上(新潟縣)	(詔)十月八日(一〇)	九	○ 海軍紀念日當日旅順郵便局及同局新設出張所ニ於テ特殊日付印使用	(告)關東都督府第五十四號(六) 二四九一
○ 同上(愛知縣)	(詔)十一月五日(一一)	一〇	○ 牛疫發生ニ付牛乳ノ運送ニ注意	(告)農商務省第七十四號(七) 二五八
○ 切符			○ 臺灣總督府始政第十三回紀念ノタメ郵便局所ニ於テ特殊日附印使用	(告)臺灣總督府第七十五號(六) 二四八七
○ 明治三十二年訓令第七十號(雜部案内引出切符及同引出切符符式)中追加	(訓)大藏第十一號(三) 一一五		○ 牛疫發生ニ付牛乳ノ運送ニ注意	(告)農商務省第七十四號(七) 二五八
○ 切手			○ 輸入韓國牛牛疫發生傳播ノ虞アルニ付牛乳所在調査檢査施行及處分方	(訓)農商務省第二十一號(七) 二九一
○ 郵便切手類賣捌規則中改正	(省)選信第二十三號(五) 一八〇		○ 牛疫發生ニ付牛乳ノ運送ニ注意	(告)農商務省第七十四號(七) 二五八
○ 郵便切手類記號規則	(省)選信第四十一號(九) 三八一			
○ 五圓及拾圓郵便切手發行	(省)選信第五號(三) 四一			
○ 在清國本邦郵便局所及郵便切手賣捌所ニ於テ賣捌切手ノ符號指定明治三十二年省令第四十八號同件廢止	(省)選信第八號(三) 四三			
○ 本邦ト國際返信切手券ヲ交換スル同名表追加	(告)選信第一百十號(三) 二八七			
○ 同上	(告)選信第三百九十五號(三) 五三三			

○ 宮中衛生會規程	(省)宮内第三號(三) 一七	○ 明治四十年度糧食供給基金國庫補助	(告)大藏第四十五號(三) 三六五
○ 清國皇帝位ニ太皇太后兩陛下崩御ニ付牛乳中喪	(告)宮内第十四號(三) 三三五	○ 汽船	
○ 休職		○ 明治三十三年選信第六十五號(一)「ルビール」式汽船取扱法(規定)及明治三十七年選信第八十六號(一)「ニコロ」式水管採取取扱法(廢止)	(選)海軍第七十一號(五) 二二五
○ 陸軍軍人休暇規則	(軍)陸軍第二十一號(三) 五七	○ 陸軍特別大演習御統統成ニ海軍大演習御親臨ノタメ陸軍兵隊兩縣下ノ行幸	(告)宮内第十號(三) 三三五
○ 海軍軍人軍屬休暇規則中改正	(選)海軍第二十九號(三) 六八	○ 海軍下士奉養行幸行狀條例施行細則中改正	(選)海軍第五十八號(三) 三三二
○ 陸軍軍中休職	(告)內閣第四號(七) 四九五	○ 行政裁判法ヲ修正スルノ件	(勅)第二百五十四號(一〇) 四七六
○ 省中官員等中休職	(告)宮内第九號(七) 四九七	○ 關稅行政ノ施行ニ關スル注意	(訓)大藏第四十六號(一〇) 四九四
○ 休職		○ 戰爭	
○ 明治二十七年勅令第四百一十一號(公立學校職員休職ノ件)中改正	(勅)第九十五號(四) 三三四	○ 大藏稅關稅島出取所及稅關部廳舍新築工事請負競争加入者資格	(省)大藏第二十七號(五) 一五〇
○ 水難救護法ニ依リ關庫ノ取得ト爲ルヘキ收入金收納方	(訓)選信第三號(一〇) 三六四	○ 明治四十年省令第三十號(海軍牧場、種馬育成所及種馬所建設工事請負競争者資格ニ關スル件)中改正	(省)大藏第四十一號(一〇) 五九九
○ 救護		○ 遺精局ニ於テ施行スル明治四十一年度乃至四十三年度繼續ノ工場其他擴張工事請負競争加入者資格	(省)大藏第二十九號(六) 一八五
○ 救急			
○ 明治三十年陸軍第百二十三號(軍隊教育順次勅令ニ據リ教育スヘキ救急法及衛生法大意)廢止	(選)陸軍第六十一號(八) 一六一		
○ 救助			
○ 明治三十八年訓令第二十七號(北海道地方費ニ關シタル備災救助費與金取扱要項)中改正	(訓)大藏第四十五號(九) 三三三		

- 明治三十年省令第十七號(工事購買競争加入者資格)改正同二十七年省令第五號(軍馬飼養手草供給競争加入者資格)同三十三年省令第二十六號(陸軍本省ニ於テスル印刷購買競争加入者資格)及同四十年省令第八號(臨時陸軍總務部擔任工事購買競争加入者資格)廢止 (省)陸軍第十三號(一) 一八八
- 陸軍工事購買物件買賣規則制定明治二十三年陸軍第三十三號(工事物品買賣競争加入、契約締結者保證金制限)同三十五年陸軍第四十一號(陸軍工事購買物件購買規則)廢止 (省)陸軍第四十七號(六) 一二七
- 逓信省所管各屬用品供給競争加入者資格指定明治三十三年省令第十九號(逓信省用品供給競争者資格)件)廢止 (省)逓信第二十四號(五) 一八一
- [危險物] 危險物沈置ニ付キ船舶ノ運航碇泊及流業禁止區域 (省)海軍第十號(七) 二五〇九
- [給與] 明治二十三年法律第二十七號(陸軍給與ニ關スル委任經理ノ件)中改正 (法)第三十九號(三) 六九
- 明治三十六年勅令第十九號(清國駐在製鐵所官吏給與ニ關スル件)中改正 (勅)第百十二號(四) 二二九
- 島嶼在勤者月手當給與規則中改正 (省)內務第七號(四) 九〇
- 交通至離ノ島嶼ニ設置ノ專賣官署ニ在勤スル書記、技手及雇員ニ手當給與ノ件 (勅)第百二十號(五) 二二二
- 島嶼在勤ノ專賣局吏員月手當給與規則 (省)大藏第二十四號(五) 二二四
- 陸軍給與令中改正 (勅)第六十二號(三) 一九〇
- 同上 (勅)第百四號(〇) 三六〇
- 陸軍給與令細則中改正 (省)陸軍第二十七號(三) 五〇
- 同上 (省)陸軍第七十二號(二〇) 一八八
- 同上 (省)陸軍第八十一號(三) 二五三
- 同上 (省)陸軍第八十四號(三) 二五三
- 外國駐在陸軍武官給與令中改正 (勅)第百六十二號(六) 二九七
- 清國駐劄陸軍部隊給與令中改正 (勅)第百六十四號(三) 一九四
- 清國駐劄陸軍部隊給與令細則中改正 (省)陸軍第二十九號(三) 六六
- 滿洲韓國樺太駐劄陸軍部隊給與令細則中改正 (省)陸軍第三十號(三) 六八
- 臺灣島及澎湖島駐劄陸軍部隊給與規則中改正 (勅)第六十三號(三) 一九五
- 臺灣島及澎湖島駐劄陸軍部隊給與規則中改正 (省)陸軍第二十八號(三) 六一
- 陸軍士官ニ外國語研究獎勵金ヲ給與スルノ件 (勅)第百十一號(四) 二二九
- 陸軍士官ノ候補者及陸軍衛生徒死傷手當金給與ノ件 制定明治二十五年勅令第百十八號(陸軍衛生徒手當金給與方)廢止 (勅)第百七十三號(七) 三三三
- 陸軍給與令細則中改正 (省)陸軍第七號(四) 一一四
- 憲兵科志願ノ豫備役後備役下士兵卒ニ係ル給與及ニ關スル支取取扱方 (省)陸軍第十一號(三) 三二

- 明治四十一年陸軍第十一號(憲兵科志願ノ豫備役後備役下士兵卒ニ係ル給與及ニ關スル支取取扱方)中改正 (省)陸軍第十五號(三) 四一
- 海軍給與令中改正 (勅)第百八十五號(七) 三三九
- 同上 (勅)第百五號(八) 三六一
- 同上 (勅)第百九號(九) 三九五
- 同上 (勅)第六十五號(三) 一九五
- 同上 (勅)第三百十三號(三) 五五五
- 海軍給與令施行細則中改正 (省)海軍第三十六號(三) 七一
- 同上 (省)海軍第四十五號(四) 九三
- 同上 (省)海軍第九十五號(七) 一五三
- 同上 (省)海軍第百四號(八) 一六三
- 同上 (省)海軍第百八號(九) 一七八
- 同上 (省)海軍第百十四號(九) 一八三
- 同上 (省)海軍第百四十六號(二) 二二九
- 同上 (省)海軍第百五十九號(二) 二二五
- 關東州在勤者海軍給與令中改正 (勅)第六十六號(三) 一九六
- 關東州在勤者海軍給與令施行細則中改正 (省)海軍第三十七號(三) 七六
- 同上 (省)海軍第九十三號(七) 二五二
- 同上 (省)海軍第百二十六號(〇) 一九八
- 海軍候補生及海軍衛生徒死傷手當金給與ノ件 (勅)第百九十五號(八) 三三八
- 明治四十一年勅令第百九十五號ニ依ル疾病病者ノ等差用方 (省)海軍第百三號(八) 二六三
- 雇員傭人給與規則追加 (省)海軍第百四十八號(三) 二五七
- 職工人夫給與規則中改正 (省)海軍第八十六號(七) 二四六
- 明治三十一年勅令第九十三號(臺灣島及澎湖島ニ於テ傭役スル雇員傭人給與ニ關スル件)中改正 (省)海軍第九十一號(七) 二五二
- 明治三十一年勅令第九十三號(臺灣島及澎湖島ニ於テ傭役スル雇員傭人給與ニ關スル件)中改正 (省)海軍第百四十九號(三) 二五八
- 關東州派遣職工給與規則中改正 (省)海軍第三十八號(三) 七七
- 同上 (省)海軍第六十七號(三) 二三四
- 同上 (省)海軍第八十七號(七) 一四七
- 清津樺太派遣職工人工夫給與規則中改正 (省)海軍第百號(八) 二六三
- 交通至離ノ島嶼ニ在勤スル林區警備員及雇員ニ手當給與ノ件 (勅)第百六十一號(〇) 四八一
- 交通至離ノ島嶼在勤ノ林區警備員及雇員月手當給與細則 (省)農商務第十九號(〇) 四〇五
- 在外國郵務局職員手當給與規則中改正 (省)逓信第四號(三) 四〇
- 明治三十四年勅令第六十四號(東京府下及神戶縣下ノ島嶼ニ在勤スル地方官廳ノ責任官判任官及巡查雇員ニ手當給與ノ件)中改正 (勅)第九十二號(四) 三三三

- 逕查給與品及貨品規則中改正 (勅)第百三十五號(五) 二六三
- 統監府法務院職員官等給與令中改正 (勅)第百三十二號(七) 四三五
- 統監府臨時島派出所職員官等給與令 (勅)第八十七號(四) 二二八
- 統監府臨時島派出所職員ニ特別手當給與ノ件 (勅)第九十一號(四) 三三三
- 理事廳看守任用及給與規則設定明治四十年府令第十九號(理事廳看守ノ任用及給與ニ關スル規定ノ件)廢止 (府)統監第四十二號(七) 一八三
- 關東都府府職員官等給與令中改正 (勅)第百三十一號(三) 三三三
- 同上 (勅)第百七十八號(一〇) 五〇〇
- 關東都府府郵便所長手當、退官賜金及死亡賜金給與令 (勅)第百七十九號(一〇) 五〇二
- 〔給費〕
- 逕信省給費學生規則 (省)逕信第十五號(三) 八二
- 臺灣總督府國語學校生徒學費支給規則設定臺灣總督府國語學校國語傳習所給費生及師範學校生徒支給規則廢止 (府)臺灣總督第二十三號(六) 八七
- 〔給水〕
- 彰化水道ノ給水ニ關スル規則 (府)臺灣總督第十六號(三) 一六
- 旅順及大連水道給水規則中改正 (府)關東都府第十八號(四) 五八
- 同上 (府)關東都府第六十號(一〇) 二八九
- 旅順水道船給水料金額 (府)關東都府第六十七號(一〇) 三三九
- 大連埠頭貯留船給水ノ給水ハ南滿洲鐵道株式會社ツテ取扱ハシム (府)關東都府第九十三號(一〇) 三五四
- 大連大廣場及市場ニ於ケル給水所閉鎖 (府)關東都府第六號(一) 一六三
- 〔偽造〕
- 明治三十八年法律第六十六號(外國ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券匯券偽造及模造ニ關スル件)第十條ノ官沒手續 (府)臺灣總督第五號(三) 六
- 玖巴共和國ニ於ケル小包郵便物取扱地廢止 (省)逕信第九號(一) 二一六
- 〔汽車汽船〕
- 統監府鐵道管理局小燕汽船釜山港内運航規則廢止 (府)統監第八號(五) 一一
- 北海道移住民汽車汽船特別取扱方中改正 (省)內務第十五號(三) 一六六
- 帝國鐵道院所管汽船汽船汽船間乘客貨金、營業規則、手小荷物貨金、運送取扱貨物貨金 (省)逕信第八十號(三) 三二五

- 帝國鐵道院所管汽船汽船間大貨物通常秤扱及生獸類車輛貨金 (省)逕信第八十一號(三) 三二六
- 汽船干島號淡水港口ニ沈没ニ付キ航海者注意 (告)臺灣總督第四十六號(四) 八二三
- 〔氣象〕
- 氣象臺測候所條例施行細則中改正 (省)文部第十二號(三) 七三
- 中央氣象臺氣象器械檢定規程改正 (省)文部第二十七號(九) 三七八
- 海軍氣象信規程改正 (海)海軍第五十七號(四) 一〇〇
- 同上 (海)海軍第六十四號(三) 二六四
- 〔徽章〕
- 鐵道院所屬將校以下鐵道院所管鐵道ニ於テ業務ニ從事スル者腕章及徽章附者方 (達)陸軍第八十八號(三) 二五六
- 戰時陸軍赤十字臂章設定明治二十二年陸軍第六十五號(陸軍)中衛生部員及衛生ノ事務ニ服スル各兵各部隊員並ニ擔架卒徽章廢止 (達)陸軍第六十二號(九) 一六五
- 臨時臺灣工事部職員徽章備用規程 (省)臺灣總督第六十七號(二) 二九四
- 〔銀、銀貨〕
- 銀貨幣並ニ粗銀ノ移入及輸入禁止ニ關スル件設定明治三十六年府令第五號(輸入粗銀ノ課税ニ關スル件)同三十七年府令第五號(外國補助貨幣ノ輸入禁止ニ關スル件)廢止 (府)第十五號(一〇) 一九
- 一圓銀貨及一圓銀貨幣價格改正 (告)臺灣總督第七十一號(五) 三二四
- 銀ノ價格改正 (告)關東都府第一號(一) 一六二
- 同上 (告)關東都府第四號(二) 一六五
- 同上 (告)關東都府第七號(二) 一六三
- 同上 (告)關東都府第十九號(一) 三二七
- 同上 (告)關東都府第二十三號(三) 五五七
- 同上 (告)關東都府第三十五號(四) 八一九
- 同上 (告)關東都府第四十六號(五) 二四九
- 同上 (告)關東都府第四十八號(五) 二五〇
- 同上 (告)關東都府第五十五號(六) 二四九
- 同上 (告)關東都府第五十八號(六) 二四九
- 同上 (告)關東都府第六十二號(七) 二六六
- 同上 (告)關東都府第六十四號(七) 二六六
- 同上 (告)關東都府第六十六號(七) 二六六
- 同上 (告)關東都府第七十五號(八) 二七九
- 同上 (告)關東都府第七十八號(八) 二七九
- 同上 (告)關東都府第八十號(八) 二七九
- 同上 (告)關東都府第九十一號(九) 三三三
- 同上 (告)關東都府第九十六號(九) 三三三
- 同上 (告)關東都府第九十九號(九) 三三三
- 同上 (告)關東都府第一百號(九) 三三三
- 同上 (告)關東都府第一百零七號(九) 三三三
- 同上 (告)關東都府第一百零九號(九) 三三三
- 同上 (告)關東都府第一百十四號(九) 三三三
- 同上 (告)關東都府第一百十九號(九) 三三三

〔銀行〕

- 臺灣銀行ニ於テ發行シタル一圓銀貨ヲ以テ引換フハ
半銀行券ノ通用期限ニ關スル件 (律)第十九號(三) 三三
- 官廳又ハ國庫金若ハ地方税金ヲ取扱フ銀行業者臺灣
島内ニ於テ電信爲替ニ依リ高額ノ金員送付方
(府)臺灣總督第六十三號(一〇)二六一
- 明治三十八年法律第六十六號(外國ニ於テ流通スル
貨幣紙幣銀行券証券爲造毀遺及模造ニ關スル件)第
十條ノ官沒手續 (府)臺灣總督第五號(三) 六
- 韓國ニ於ケル銀行業ニ關スル規則中改正 (府)統監第七號(三) 一一
- 官廳、銀行業者 韓國内ニ於ケル高阻電信爲替申請方
等 (府)統監第二十二號(七) 九五
- 日本銀行ニ交付ノ大日本帝國政府五分利公債證書額
面金額 (告)大藏第八號(二) 一八
- 同上 (告)大藏第二十二號(三) 一六九
- 日本銀行ニ交付ノ國庫債券 (告)大藏第七十四號(五) 八二九
- 同上 (告)大藏第九十三號(六)二二五七
- 同上 (告)大藏第九十三號(七)七二五〇五
- 同上 (告)大藏第九十三號(九)二八〇六
- 同上 (告)大藏第四百五十五號(一〇)三〇三四
- 同上 (告)大藏第四百五十九號(一二)三三八一
- 同上 (告)大藏第四百七十六號(一三)三三八一
- 貯金ノ當座勘定口振替ヲ請求シ得ル銀行指定 (告)逓信第四百五十五號(一二)三四二六

〔金貨〕

- 官廳又ハ國庫金若ハ地方税金ヲ取扱フ銀行業者臺灣
島内ニ於テ電信爲替ニ依リ高額ノ金員送付方
(府)臺灣總督第六十三號(一〇)二六一

〔金庫〕

- 金庫出納事務規程中改正明治三十五年訓令第二號
(官廳幣社寶物及貴重書畫什器類管理方振替ノ件)廢
止 (訓)大藏第五號(三) 三二
- 金庫出納事務規程中改正 (訓)大藏第二十六號(五) 三三九
- 同上 (訓)大藏第三號(三) 一六
- 金庫出納事務規程及各特別會計金庫出納事務規程ニ
依リ大藏省へ提出スル各金庫毎月出納計算表格式
(訓)大藏第九號(三) 六四
- 帝國大學特別會計位ニ學校及圖書館特別會計金庫出
納事務規程中改正 (訓)大藏第二號(三) 八
- 預金保管物及供託物金庫出納事務規程中改正 (訓)大藏第六號(三) 六五
- 金庫所在地外ニ在リテ稅務署取扱ニ係ル租稅及租稅
外收入金拂込方 (訓)大藏第三十二號(六) 二二五
- 明治二十三年訓令第五百五十九號(陸軍臨時召集給費金
庫支出取扱順序)同二十七年訓令第三十九號(海軍
臨時召集給費支出取扱方)廢止 (訓)大藏第四十九號(一〇) 三五〇
- 廣島本金庫所屬三原金庫運出所廢止 (告)大藏第二十八號(三) 一七一

〔勳章〕

- 關東都府府通信官署ニ於テ現業ニ従事スル者ニ勳章
手當ヲ給スル件 (勳)第四百六號(四) 二三五

〔勳務〕

- 豫備艦隊職員勳務令 (達)海軍第五百十號(三) 二五八
- 明治三十八年告示第五百五十一號(留地勤務改訂勳務
屆格式中改正 (告)臺灣總督第十一號(一) 一六一

〔勳倫〕

- 上下一心忠實勳倫自強タルハキノ件 (訓)十月十三日(一〇) 一五

〔勳功章〕

- 陸軍下士勳功章付與規則 (軍)陸第十四號(六) 三五
- 明治三十七年陸軍第四十八號(各隊ニ於テ付與レ得
ル勳功章ノ員數)廢止 (達)陸軍第四十六號(六) 二二七

〔名簿〕

- 陸軍士名簿登錄ニ關スル件 (府)陸軍部第五十四號(一〇) 二八一

〔名簿〕

- 明治三十九年省令第十八號(郵便爲替證書額引續設
規則)郵便爲替貯金簿出取書ニ準用スルノ件)廢止
(省)逓信第四百七十七號(一〇) 四五〇

〔名簿〕

- 陸軍士名簿登錄ニ關スル件 (府)陸軍部第五十四號(一〇) 二八一

- 明治三十五年告示第二十五號(金庫位置及出納區域)
中改正 (告)大藏第六十七號(四) 五八二
- 小樽本金庫所屬神太支金庫移轉改稱及同員同支金庫
設置 (告)大藏第四百二十四號(八)二六七八
- 京都本金庫所屬龜岡支金庫並ニ水戸本金庫所屬宗道
支金庫及同本金庫所屬下妻金庫常設派派出所廢止及水
戸本金庫及宇都宮本金庫改正等 (告)大藏第四百二十六號(八)二六七八
- 在韓國各金庫開庫時間 (告)大藏第三十六號(三) 三六〇
- 一圓銀貨幣ノ引換ハ臺北本金庫並ニ其所屬各支金庫
ニ於テ取扱フ (告)臺灣總督第四百二十五號(一〇)三三三三
- 臨時陸軍中央金櫃部閉鎖 (達)陸軍第四十三號(五) 二二六
- 臨時陸軍中央金櫃部閉鎖 (達)陸軍第四十三號(五) 二二六
- 國庫ノ費用徴收及寄附金品募集ニ關スル規則中改正 (府)臺灣總督第二十九號(七) 一〇〇
- 同上 (府)臺灣總督第六十八號(三) 三三〇三
- 同上 (達)陸軍第八十二號(三) 二二五
- 沒收及領置金銀出納規程中改正 (達)海軍第五百十七號(一〇) 一五三

○ 共犯名簿、接見簿及死亡帳簿式改正 (訓)司法第五號(八) 三三	○ 同上 (達)海軍第七十五號(六) 二五二
[命令] ○ 刑法施行前ニ公布シタル命令ニ關スル件制定明治三十九年勅令第五百五十五號(刑)ノ施行ヲ論議セラレタル者ノ北海道及沖繩縣ニ於ケル區ノ公民權及國會議員選舉權ニ關スル件(廢止) (勅)第二百十七號(九) 四三三	○ 同上 (達)海軍第八十二號(七) 一四三
○ 陸軍刑法施行前ニ公布シタル命令ニ關スル件 (勅)第二百十八號(九) 四二五	○ 明治三十四年內務省訓令第十七號(軌道條例取扱い方心得命令)附錄形(中改正) (訓)通信第一號(一〇) 五六一
○ 海軍刑法施行前ニ公布シタル命令ニ關スル件 (勅)第二百十九號(九) 四二五	○ 明治二十六年訓令第二十九號(仕務命令)集合仕務命令發付等ニ關スル取扱い手續(廢止) (訓)通信第二號(一〇) 五六一
○ 明治三十三年訓令第六號(仕務命令)集合仕務命令發付等ニ關スル取扱い手續(中改正) (訓)內務第十號(二) 三六七	[命令] ○ 菊慶王殿下ノ王男子御命名 (告)宮內第六號(五) 八三二
○ 明治二十六年省令第三十二號(諸計算書仕務命令)領收證及諸帳簿格式(中改正) (省)大藏第五號(二) 二〇	○ 長崎三護道船所ニ於テ製造ノ第二號通船船名 (達)海軍第三十三號(三) 六九
○ 同上 (省)大藏第十七號(四) 九九	[明細帳] ○ 明治十二年乙第三十一號達(神社明細帳書式)中附錄 (訓)內務第七號(〇) 五〇九
○ 明治二十六年訓令第四十號(仕務命令)仕務請求書集合命令及集合仕務請求書發付等ニ關スル取扱い手續(中改正) (訓)大藏第五十號(一〇) 三五二	[墨西哥] ○ 墨西哥國ニ於ケル小包郵便物取扱局名義中追加 (告)通信第一號(二) 二八五
○ 明治三十七年陸軍第二十八號(仕務命令)官及法入職收官區分ノ件(中改正) (達)陸軍第三十五號(四) 八七	
○ 同上 (達)陸軍第二十號(五) 四四	
○ 明治三十六年通令第三百一十一號(通船物品出納命令)會計官吏表(中改正) (達)海軍第三十一號(三) 六九	
○ 同上 (達)海軍第四十二號(四) 九二	

○ 同上 (告)通信第二百六十五號(三) 四八四	○ 免因保護事業獎勵費受領者出願方 (告)司法第三十五號(六) 二六五
○ 同上 (告)通信第四百號(三) 五三四	[免稅] ○ 日本大博覽會出品外國貨物免稅ニ關スル件 (法)第五號(三) 五
○ 同上 (告)通信第七百七十一號(八) 二七〇	ミノ部 ○ 北海道有未開地處分法改正 (法)第五十七號(四) 一七五
○ 同上 (告)通信第九百三十一號(一〇) 三二七	[未開地] ○ 北海道有未開地處分法施行期日 (勅)第四百九十九號(六) 二八〇
○ 同上 (告)通信第一千二百九十七號(三) 五九〇	○ 北海道有未開地處分法施行規則 (他)第五百五十號(六) 二八〇
[免除] ○ 造林地租免除申請方 (省)大藏第一號(二) 一	○ 韓國政府公布ノ法部令第十三號(未開地處分)所名稱改正ノ件(中改正)ノ件附文 (告)統監第七十九號(二) 三三二
○ 造林地租免除許可方 (訓)大藏第一號(二) 一	[水先] ○ 水先法施行細則中改正 (省)通信第十一號(三) 七六
○ 旅館電燈取付工費免除方 (告)關東都督第八號(二) 一六三	○ 長崎海軍局ニ於テ島原海軍水先區水先人試驗執行 (告)通信第三百三十號(三) 五〇七
[免租] ○ 造林地免租ニ關スル取扱方 (訓)農商務第四號(三) 一九六	[身分] ○ 軍法會議ニ於テ刑ノ執行證據ノ首級ヲ受ケタル者ニシテ其ノ身分ヲ失ハタル場合ニ關スル取扱手續 (達)海軍第二百二十二號(一〇) 一九六
[免許] ○ 明治二十六年勅令第七十四號(取引所ノ資本金總額保證金格式手数料積立金及買取引ノ方法ニ關スル規程並ニ仲買人免許料金額)中改正 (勅)第二百六十七號(一〇) 四八六	
○ 教員免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ教員ニ充テラルコトヲ得ル規定中改正 (省)文部第一號(二) 八	
○ 師範學校中學校女子師範學校師範學校女子師範高等女學校ノ教員免許狀效力 (省)文部第七號(三) 七〇	
○ 第四十二回歐醫免許試驗並ニ第三十二回師範工免許試驗執行地及期日 (省)農商務第二號(二) 九七	
○ 日宗火災保險株式會社ノ事業免許取消 (告)農商務第八十號(五) 八八四	

- 海軍監獄ニ於テ假出獄ヲ許サレタル軍人軍屬等ニシテ其身分ヲ失ヒタル者ニ對スル取締細則 (省)海軍第十二號(二) 三九九
- 身分証樣式 (訓)司法第四號(八) 三三三
- 明治三十五年訓令第四號(懲罰官吏身分帳其他檢表等檢式)中改正 (訓)司法第九號(二) 三七五
- 身元 (身元)
- 水利組合吏員ノ賠償責任及身元保證ニ關スル件 (勅)第九十一號(六) 三四五
- 民法 (民法)
- 明治三十二年律令第二十四號(本島人及清國人ニ民法第二百四十四條及第二百四十一條適用ニ關スル件)同四十年律令第八號(本島人及清國人ニ民法中適用ニ關スル件)廢止 (律)第十一號(九) 一五
- 民事 (民事)
- 明治二十四年勅令第三號(民事訴訟法第十四條ニ依リ圖ヲ代表スルノ件)中改正 (勅)第六十號(六) 二九五
- 同上 (勅)第三十三號(三) 三三八
- 明治三十五年省令第三號(民事訴訟ニ就キ圖ヲ代表スル件)中改正 (省)陸軍第十四號(八) 三〇一
- 各一等郵便局ハ其司事事務ニ係ル民事訴訟ニ付圖ヲ代表スル件設定明治三十五年省令第三號(各通信管理局及一等郵便局民事訴訟ニ付圖ヲ代表スル件)廢止 (省)通傳第十二號(三) 七六
- 關東州裁判事務取扱令制定關東州刑罰令、關東民事審理規則及關東州民事審理規則廢止 (勅)第二百十三號(九) 五九九
- 新潟地方裁判所新種田支部外四支部ニ於テ民事刑事第一審事務取扱 (省)司法第十一號(四) 二一八
- 臺灣民事令設定明治三十一年律令第八號(民事刑事及刑事ニ關スル律令)同律令第九號(民事刑事及刑事ニ關スル律令施行規則)同三十二年律令第八號(本島人及清國人ニ刑事訴訟法民事訴訟法及其附屬法律適用ニ關スル件)廢止 (律)第十一號(九) 一四
- 臺灣民事令第一條ニ定メタル附屬法律指定明治三十一年府令第五十四號(民事刑事及刑事ニ關スル律令規定ノ附屬法律指定)廢止 (府)臺灣總督第四十八號(九) 二二四
- 明治三十九年府令第二十四號(統監府所屬官署ノ司事事務ニ係ル民事訴訟ニ付圖ヲ代表スル件)中改正 (府)統監第三十二號(八) 二二四
- 韓國政府公布ノ刑事裁判費用規則、民事訴訟手数料規則及民事訴訟費用規則廢止 (省)統監第九十六號(八) 二七二
- 關東州裁判手数料令設定關東州民事訴訟用印紙規則廢止 (府)統監第五十二號(二) 二六五
- 關東州民事訴訟用印紙規則 (府)關東都督第二十三號(四) 六〇

- 普蘭店及鏡子窓民政支署長ハ其管轄區域内ニ於ケル拘留、科料ノ刑ニ該ルハ其罪ノ裁判及民事訴訟調停ヲ取扱フ (府)關東都督第五十號(一〇) 二六三
- 大連民政署金州支署長裁判事務ヲ取扱フ (省)關東都督第六十四號(二) 二九七
- 普蘭店及鏡子窓民政支署長ハ其管轄區域内ニ於ケル拘留、科料ノ刑ニ該ルハ其罪ノ裁判及民事訴訟調停ヲ取扱フ (府)關東都督第五十號(一〇) 二六三
- 關東州小學校規則設定明治三十九年關東州民政署令第十三號(關東州小學校規則)廢止 (府)關東都督第五號(三) 二六
- 關東都督府民政部土木課大連出張所規程 (府)關東都督第二十四號(四) 六一
- 明治四十年府令第二十六號(關東州外南滿洲鐵道附屬地ニ適用スル關東都督府令及關東州民政署令)中追加 (府)關東都督第二十二號(四) 六〇
- 關東都督府民政署名稱位置管轄區域改正 (府)關東都督第六十二號(二) 二九六
- 大連民政署金州支署設置 (省)關東都督第六十三號(二) 二九七
- 明治三十八年關東州民政署令第七號(關東州雜糧稅規則)中改正 (府)關東都督第三十號(五) 八〇
- 明治三十八年關東州民政署令第十二號(貨座敷取締規則)中改正 (府)關東都督第九號(三) 三五
- 關東州裁判事務取扱令制定關東州刑罰令、關東民事審理規則及關東州民事審理規則廢止 (勅)第二百十三號(九) 五九九
- 大連民政署移轉 (省)關東都督第四十四號(二) 二四八
- 關東都督府民政部土木課大連出張所移轉 (省)關東都督第三十七號(四) 八〇
- 臺灣總督府民政部殖産局附屬博物館規程 (省)臺灣總督第九十六號(九) 二〇〇
- 臺灣總督府民政部殖産局附屬博物館規程 (省)臺灣總督第九十八號(二〇) 三三九
- 臺灣總督府民政部殖産局附屬博物館規程停止期間 (省)臺灣總督第六十號(二) 三三九
- 臺灣總督府民政部殖産局附屬博物館規程停止期間 (省)臺灣總督第五十八號(四) 八五
- 市町村ニ於テ條例ヲ定メ民衆ノ調査ヲ爲スニ當リ故意ニ申告ヲ拒ミ虛偽ノ申告ヲ爲シ、調査ヲ愚弄シタル者處罰方 (省)內務第十五號(八) 二九九
- 指定圖書籍本著色一編上人繪卷十二卷所有ノ寺院合併改稱 (省)內務第十一號(二) 九

〔任拂〕

- 明治三十三年訓令第六號(任拂命令集合仕拂命令發付等ニ關スル取扱手續)中改正 (訓)内務第十號(一) 三六七
- 明治二十三年省令第十七號(特任以上文官ノ俸給支給ニ係ル仕拂命令仕拂請求書及金額氏名表仕拂命令官ヨリ交付スル通知書格式)中改正 (省)大藏第四十四號(二) 四二六

- 明治二十七年省令第二號(政府第三債務者トシテ差押ヘラレタル債務ノ仕拂停止仕拂執行及供託ニ關スル手續)中改正 (省)大藏第十二號(四) 九一
- 明治二十六年省令第三十二號(請許算計仕拂命令領收證及請帳簿格式)中改正 (省)大藏第五號(三) 二〇
- 同上 (省)大藏第十七號(四) 九九

- 明治二十六年訓令第四十號(任拂命令仕拂請求書集合命令及集合仕拂請求書發付等ニ關スル取扱手續)中改正 (訓)大藏第五十號(一〇) 三二二
- 稅關長ニ對シ專賣局作業責任拂還算ノ執行ヲ命ジタル場合ニ於テ該算經理ニ係ル取扱力 (訓)大藏第十八號(三) 一八七

- 明治三十七年陸軍第二十八號(任拂命令官及職入徵收官所管區分ノ件)中改正 (達)陸軍第二十號(三) 四四
- 同上 (達)陸軍第三十五號(四) 八七
- 明治三十六年達第百三十四號(委任仕拂命令官職入徵收官收入官吏表)中改正 (達)海軍第八十二號(七) 一四三
- 同上 (達)海軍第六十五號(三) 二六五

- 明治二十六年訓令第二十九號(仕拂命令集合仕拂命令發付等ニ關スル取扱手續)中追加 (訓)農商務第三十七號(二) 四〇九
- 明治二十六年訓令第二號(電信柱敷地手當金仕拂取扱順序)及同第六號(仕拂命令集合仕拂命令發付等ニ關スル取扱手續ノ件)廢止 (訓)通傳第二號(一〇) 四六一
- 關東都府郵便所長手當、退官賜金及死亡賜金給與令 (勅)第二百七十九號(一〇) 五〇二
- 明治三十七八年戰役ニ於テ戰死死亡ノ陸軍軍人軍團等増國神社(合祀未済者)届出方 (告)陸軍第十九號(六) 三六三
- 共犯名簿控見傳及死亡帳簿式改正 (訓)司法第五號(八) 三二二

- 明治三十七八年戰役及韓國暴徒鎮壓事件等ノタメ死没ノ軍人軍團増國神社(臨時合祀ニ付キ)祭式執行 (告)陸軍四月二十一日(四) 五八五
- 明治三十七八年戰役ノタメ死没ノ陸軍軍人軍團増國神社(臨時合祀人名) (告)陸軍第十二號(四) 五八五
- 明治三十七八年戰役及韓國暴徒鎮壓事件ノタメ死没ノ陸軍軍人軍團増國神社(臨時合祀人名) (告)陸軍第十四號(四) 五九九
- 明治四十年告示第七號(明治三十七八年戰役ニ於テ戰死若クハ戰傷後死没シタル軍人軍團増國神社(臨時合祀人名)中削除 (告)陸軍第十六號(五) 八三七

〔死没〕

- 明治三十七八年戰役ノタメ死没ノ海軍軍人軍團増國神社(臨時合祀人名) (告)海軍第五號(四) 六〇五
- 同上 (告)陸軍第九號(三) 三七〇
- 同上 (告)陸軍第十七號(三) 八三七
- 同上 (告)陸軍第二十三號(七) 二〇九

- 明治三十七八年戰役ノタメ死没ノ海軍軍人軍團増國神社(臨時合祀人名) (告)海軍第五號(四) 六〇五
- 臺灣總督府職員死没傷病規則施行細則中改正 (府)臺灣總督第五十五號(二) 三三〇

〔死傷〕

- 陸軍士官ノ候補者及陸軍衛生徒死傷手當金給與ノ件 (勅)第百九十五號(八) 三三八
- 陸軍士官ノ候補者及陸軍衛生徒死傷手當金給與ノ件 (勅)第百七十三號(七) 三三三
- 海軍候補生及海軍衛生徒死傷手當金給與ノ件 (勅)第百九十五號(八) 三三八
- 明治四十一年勅令第九十五號ニ依ル傷病疾病程度ノ等差適用方 (達)海軍第百三號(八) 一六三

〔司法〕

- 臨時司法省ニ技師技手設置 (勅)第二百八十三號(二) 五〇五

〔司令〕

- 明治四十年勅令第四十一號(關東都府府所在地及陸軍駐劄軍司令部所在地ニ設置スル陸軍醫院ノ管理ニ關スル件)廢止 (勅)第二百三十七號(九) 四五五
- 旅團司令部條例改定 (軍)陸軍第一號(一) 一
- 要務司令部條例改定 (軍)陸軍第二號(二) 二
- 對馬警備隊司令部條例改定 (軍)陸軍第三號(一) 四
- 陸軍軍醫部服務規則改定(明治三十四年陸軍第四十三號(發津守備混成旅團司令部附衛生部員服務規則)廢止 (達)陸軍第四十五號(五) 二二六

- 聯隊司令部位置中改正 (告)陸軍第三號(二) 二五
- 同上 (告)陸軍第七號(三) 一七二
- 同上 (告)陸軍第九號(三) 三七〇
- 同上 (告)陸軍第十七號(三) 八三七
- 同上 (告)陸軍第二十三號(七) 二〇九

〔司書〕

- 帝國大學事務官、帝國大學司書官及帝國大學附屬特別任用令 (勅)第百五十四號(六) 二八八
- 陸軍官法中改正 (法)第五十九號(四) 一七八
- 明治四十一年法律第五十九號附則第二項ニ依ル醫官買業者ノ申告並ニ同第三項ニ依ル遺囑執行人ノ指定ヲ受ケサル買業者ノ申告及轉讓調製力 (省)大藏第二十六號(五) 一四七
- 陸軍官法施行細則中改正 (省)大藏第二十一號(四) 一二二
- 軍費特別定價賣渡及交付金下付規則中改正 (勅)第百五十二號(六) 二八五
- 鹽賣規則 (省)大藏第二十號(四) 一〇四
- 同上中改正 (省)大藏第三十八號(六) 三〇〇
- 鹽同送賣規則廢止 (省)大藏第二十三號(四) 一一四
- 明治三十九年省令第二十一號(鹽賣業者ノ販賣メカニ關シ)廢止 (省)大藏第二十二號(四) 一一四
- 明治三十八年訓令第四十三號(鹽務局事務取扱手續)同第七十一號(取納鹽等取扱用者方)同三十九年同第十九號(鹽代金延納擔保規則)廢止 (訓)大藏第三十八號(七) 二七五

- 鹽百斤當價價格變更 (告)大藏第八十九號(三) 八三六
- 政府ノ賣渡ス鹽ノ百斤當價格 (告)大藏第九十號(三) 二五九
- 同上中改正 (告)大藏第九十一號(三) 二七九
- 鹽ノ百斤當價格 (告)大藏第九十三號(三) 二八四
- 鹽販賣官署區域 (告)大藏第八十六號(五) 八三三
- (資本)
- 造船局揚置運轉資本增加及設備擴張費ニ關スル件 (法)第十一號(三) 二
- 明治三十八年法律第十七號(煙草專賣局及製鐵所揚置運轉資本補正ニ關スル件)中改正 (法)第十二號(三) 二
- (紙幣)
- 臺灣紙幣類似紙券取締規則 (律)第八號(八) 二
- 明治三十八年法律第六十六號(外國ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券證券偽造鑄造及模造ニ關スル件)第十條ノ官沒手續 (府)臺灣總督第五號(三) 六
- (紙貨)
- 郵便袋封皮角形及長形紙質改正 (省)通信第三號(三) 四〇
- (輸重)
- 明治三十六年陸軍第八十五號(二輪馬車及同軌具ノ制式)中三式輕便車軌具制式廢止 (達)陸軍第十四號(三) 三三
- (市町村)
- 人口二十萬以上ノ市ニ於ケル兵事事務ニ關スル件 (勅)第九十三號(三) 三三
- 徵兵事務條例施行細則外十四件中東京市京都市大阪府ニ關スル規定ハ區長ヲ戶籍吏ト爲シタル人口二十萬以上ノ市ニ準用 (省)陸軍第八號(四) 一一五
- 東京市京都市大阪府ニ關スル規定ハ區長ヲ戶籍吏ト爲シタル人口二十萬以上ノ市ニ準用ス (省)海軍第一號(四) 一一七
- 市町村ニ於テ條例ヲ定メ民勢ノ調査ヲ爲スニ當リ故意ニ申告ヲ拒ミ、虛偽ノ申告ヲ爲シ、調査ヲ忌避シタル者處罰方 (省)內務第十五號(八) 二九九
- 名古屋市ニ於テ各區ノ區長ヲ戶籍吏ニ充テ從前ノ身分登記ニ關スルモノハ中區戶籍吏取扱フ (告)司法第十二號(四) 六〇六
- 市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料支給規則中改正 (省)文部第十七號(二) 一三三
- 明治三十二年省令第二十六號(船員法ニ依リ管海官廳ノ事務ヲ行ハシムル)市町村長戶籍吏及之ニ關スル者指定ノ件)中改正 (省)通信第五十三號(三) 四九〇
- (所有權)
- 土地建物所有權證明規則 (府)統監第二十四號(八) 一一五
- 韓國政府公布ノ土地家屋所有權證明規則、土地家屋所有權證明規則施行細則(告)統監第九十三號(八)二七五
- 露國租借時代ニ於テ一定ノ期限經過後露國市街市有ニ附屬スル條件ヲ以テ建築許可ノ家屋ニ對シ所有權證明期限延期 (告)關東都督第六十六號(七)二六八
- (所得税)
- (〇)ノ部租税ノ項ニ關ス
- (處罰)
- 陸軍中隊又ハ海軍中隊在隊中一時解放シタル者ノ處罰ニ關スル件 (勅)第二百八十一號(二) 五〇四

- 徵集ノ期ニ後レタル陸海軍現役兵決定者處罰ノ件 (勅)第八十六號(七) 三四〇
- 警察犯處罰令 (省)內務第十六號(九) 三三七
- 市町村ニ於テ條例ヲ定メ民勢ノ調査ヲ爲スニ當リ故意ニ申告ヲ拒ミ、虛偽ノ申告ヲ爲シ、調査ヲ忌避シタル者處罰方 (省)內務第十五號(八) 二九九
- 警察犯處罰令 (府)統監第四十四號(二〇) 二四三
- 警察犯處罰令設定軍政署違警罪目廢止 (府)關東都督第五十八號(二〇) 二八五
- (處理)
- 韓國政府公布ノ未開墾區域判所事務處理ニ關スル件(告)統監第九十五號(八)二七四
- 韓國政府公布ノ法部令第十三號(未開墾區域判所事務處理ノ件)中改正ノ件(告)統監第九十八號(二)二四三
- (處務)
- 海軍省處務規程中改正 (達)海軍第四十三號(四) 九二
- 同上 (達)海軍第四十九號(四) 九六
- 海軍工廠處務細則中改正 (達)海軍第五十二號(三) 二五九
- 海軍教育本部處務規程中改正 (達)海軍第二十二號(三) 三七
- 海軍造兵廠處務細則中改正 (達)海軍第四十一號(四) 九二
- 要港部處務規程中改正 (達)海軍第七十四號(六) 一三三
- 海軍監獄處務細則中改正 (達)海軍第五十五號(一〇) 一九二
- 海軍艦政本部處務規程中改正 (達)海軍第二十三號(三) 三七
- 同上 (達)海軍第四十四號(四) 九五
- 同上 (達)海軍第四十七號(二) 一〇一
- 鹽務總務規程廢止 (達)海軍第五十一號(三) 二五九
- 鹽務牧場處務規程設定種牛牧場處務規程及明治三十七年會社第九三號廢止 (訓)農商務第十一號(四) 三三三
- (處分)
- 間接國稅則者處分法中改正 (法)第八號(三) 七
- 間接國稅則者處分法施行規則中改正 (勅)第四十二號(三) 一五二
- 臺灣間接國稅則者處分規則中改正 (府)臺灣總督第三十號(七) 一〇〇
- 北海道國有未開地處分法改正 (法)第五十七號(四) 一七五
- 北海道國有未開地處分法施行規則 (勅)第九十九號(六) 二八〇
- 北海道國有未開地處分法施行規則 (勅)第五十號(六) 二八〇
- 北海道國有林野及產物處分令制定明治三十五年勅令第二百七號(北海道國有林野原野ニ關スル特別處分ノ件)廢止 (勅)第二百八十六號(二) 五〇七
- 明治三十九年勅令第六十號(沖繩縣神山處分調查ニ關スル臨時職員設置)廢止 (勅)第五十五號(三) 一八四
- 勸業獎勵令制定明治十六年太政官布告第二十二號(勸業ヲ有スル者獎勵等)所爲アル時及重罪等ノ訴ヲ受ケ拘留若クハ保釋費付ノ時處分方)廢止 (勅)第二百九十一號(三) 五二五
- 關東州罰金及管刑處分令 (勅)第二百三十六號(六) 四四三
- 關東州罰金及管刑處分令施行細則 (府)關東都督第五十七號(二〇) 二八四

〔證明〕

- 假出獄取締細則ニ依リ交付スル旅券及證明書類形 (訓)内務第九號(九) 三二五
- 明治三十八年訓令第四十三號(鹽務局事務取扱手續) 同第七十一號(收納等級記號附著方)同三十九年同第十九號(鹽代金延納擔保預證領取手續)廢止 (訓)大藏第三十八號(七) 二七五
- 土地建物所有權證明規則 (府)統監第二十四號(八) 二二五
- 韓國政府公布ノ土地建物證明規則中改正譯文 (告)統監第七十七號(五)二二五
- 韓國政府公布ノ土地家屋所有權證明規則、土地家屋所有權證明規則施行規則譯文 (告)統監第百十三號(八)二七四
- 船員ノ雇入雇止契約ノ公認其他ノ證明ニ關スル手續 (府)關東都督第三十五號(七) 二〇三
- 徵兵令ニ依リ徵集猶豫ノ許可ヲ受ケ引續キ猶豫ノ許可ヲ受ケントスル者其居住證明出願方 (告)關東都督第九號(二) 一六四
- 非常特別稅法ニ依ル歲入徵收證明規程中改正 (達)會計檢査院第一號(二) 二一九
- 歲入徵收證明規程、程式準據方 (達)會計檢査院第二號(二) 三〇〇
- 租稅徵收證明規程中改正 (達)會計檢査院第五號(二〇) 三二二
- 專賣局現業員共濟組合收入支出ニ關スル證明規程準據方 (達)會計檢査院第六號(二) 二四二

〔證書〕

- 帝國鐵道職員救濟組合收入支出證明規程 (達)會計檢査院第三號(四) 一〇五
- 帝國鐵道官署現金出納證明規程中改正 (達)會計檢査院第四號(七) 一五五
- 海軍監獄看守、海軍醫官補助證書授與規程 (達)海軍第百五十四號(三) 二六〇
- 明治三十九年省令第十八號(郵便爲替證書引渡規程)郵便爲替貯金簿出證書ニ準用スルノ件)廢止 (省)逓信第四十七號(〇) 四〇五
- 明治三十六年省令第四號(在清國及韓國郵便局所ニ於ケル通常爲替證書一枚ノ金額制限ノ件)同三十七年省令第六十二號(在清國牛莊郵便局出通常爲替證書一枚ノ金額ニ當分ノ内制限ヲ附セラルノ件)廢止 (省)逓信第五十號(三) 四八六

〔乘馬〕

- 陸軍將校乘馬令施行規則中改正 (達)陸軍第三十八號(四) 八七
- 將校同相當官各自乘馬ノ入政治煉ニ要スル藥物及消耗品自辨額 (達)陸軍第四十四號(五) 二二六
- 關東都督府醫院職員ニ任セラレタル陸軍將校相當官乘馬飼養停止 (達)陸軍第七十四號(二) 二二五
- 明治四十年逓信省告示第六百四十號(帝國鐵道職員管理規程及乘客賃金)中改正 (告)第十一號(三)四六七

〔乘車〕

- 明治三十六年告示第三號(陸軍軍人軍屬鐵道乘車位物品輸送手續)中改正 (告)陸軍第十八號(五) 八三七
- 同上 (告)陸軍第二十二號(七)一五〇八
- 同上 (告)陸軍第二十九號(三)二四八七
- 明治三十七年告示第二十八號(海軍軍人軍屬鐵道乘車位物品輸送手續)中改正 (告)海軍第六號(五) 八三九
- 帝國鐵道廳所管汽船青森函館間乘客賃金、營業規程、手小荷物賃金、運送取扱貨物賃金 (告)逓信第百八十號(三) 三二五

〔職員〕

- 府縣立師範學校校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法中改正 (法)第五十五號(四) 一六九
- 在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法中改正 (法)第五十六號(四) 一七二
- 鐵道院職員定員ノ件 (勅)第百九十七號(三) 三三二
- 帝國鐵道職員特別任用令中改正 (勅)第三百一號(三) 三二六
- 勅任待遇委任待遇准判任判任待遇等外宮内職員懲戒規程 (省)宮内第一號(二) 一
- 准判任判任待遇等外宮内職員職制中改正 (省)宮内第二號(三) 一七
- 同上 (省)宮内第七號(五) 一四三
- 同上 (省)宮内第九號(三) 四四三

- 在外公館職員定員令中改正 (勅)第百五十六號(〇) 二九二
- 稅務監督局及稅務署職員特別任用令制定明治三十五年勅令第百四十八號(稅務監督局事務官及稅務官特別任用令)同第百四十九號(稅務署特別任用ノ件)及明治三十六年勅令第一號(稅務監督局稅務署及專賣局職員特別任用ノ件)廢止 (勅)第百二號(四) 二五二
- 明治三十九年勅令第八十七號(關稅率調査ニ關スル職員設置)中改正 (勅)第百九十四號(八) 三四八
- 明治三十九年勅令第十九號(海軍省臨時職員増置ノ件)廢止 (勅)第百四十一號(六) 二七二
- 文部省直轄諸學校職員定員令中改正 (勅)第六十九號(五) 一九九
- 明治三十七年勅令第百四十一號(公立學校職員休職ノ件)中改正 (勅)第九十五號(四) 三三四
- 明治三十二年勅令第二百一號(公立學校職員退職料等ノ施行ニ關スル件)中改正 (勅)第十三號(三) 六八
- 公立學校職員退職料及遺族扶助料支給規則中改正 (省)文部第十六號(四) 二二〇
- 在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法中主務大臣及領事官ノ管理ニ關スル事項ニ關スル件 (勅)第百三十七號(五) 二六六
- 農商務省ニ臨時職員設置 (勅)第百二十八號(九) 四三三
- 明治三十九年勅令第五十八號(山林事務ニ關スル臨時職員ノ件)中改正 (勅)第百六十八號(七) 三〇一
- 明治三十九年勅令第五十九號(足尾銅毒害事件處理ニ關スル臨時職員設置)中改正 (勅)第百六十九號(七) 三〇二

- 明治三十九年勅令第六十號(沖繩縣神山島分關官) (勅)第二百五十五號(三) 一八四
- 關スル臨時職員設置ノ停止 (勅)第二百五十五號(三) 一八四
- 交通至難ノ島嶼ニ在動スル林區署職員及職員ニ手當給與ノ件 (勅)第二百六十一號(一〇) 四八一
- 交通至難ノ島嶼在動ノ林區署職員及職員月手當給與細則 (省)農商部第十九號(一〇) 四〇三
- 明治三十六年勅令第二百五十一號(通信官署及郵便爲替貯金管理所職員定員)中改正 (勅)第八十三號(四) 二二四
- 在外國郵便局職員手當給與細則中改正 (省)逓信第四號(三) 四〇〇
- 統監府法務院職員官等給與令中改正 (勅)第二百三十二號(九) 四三三
- 統監府特許局職員官等給與令 (勅)第二百三十三號(八) 四三三
- 統監府臨時島派出所職員官等給與令 (勅)第八十七號(四) 二二八
- 統監府臨時島派出所職員特別任用令 (勅)第八十八號(四) 二二九
- 統監府臨時島派出所職員ニ特別手當給與ノ件 (勅)第九十一號(四) 三三三
- 統監府及所屬官署職員服制中改正 (勅)第七十四號(四) 三〇六
- 臨時臺灣工部局制定臨時臺灣基隆港港務局官制、臺灣總督府電氣作業所官制及明治四十年勅令第二百一十二號(辨別改良)ノ事務ニ從事スル職員ニ關スル件 (勅)第八十七號(七) 三三二
- 臺灣總督府職員官等俸給令中改正 (勅)第八十八號(七) 三三三
- 同上 (勅)第二百六十八號(一〇) 四八七
- 臺灣總督府法務院職員官等俸給及定員令中改正 (勅)第四百四號(四) 二五三
- 臺灣ノ官租調査ノタメ臨時職員設置 (勅)第二百二十二號(三) 二五二
- 關東都府府職員官等給與令中改正 (勅)第三百三號(一) 四
- 同上 (勅)第二百七十八號(一〇) 五〇〇
- 關東都府府職員特別任用令中改正 (勅)第四百號(三) 四
- 同上 (勅)第二百七十六號(一〇) 四九九
- 關東都府府職員職員ニ明治四十年勅令第七十五號及第七十六號適用ノ件 (勅)第二百七十七號(一〇) 五〇〇
- 明治三十九年勅令第二百九號(南滿洲鐵道株式會社)ノ職員ト爲リタル官吏ニ關スル件)中改正 (勅)第二百三十三號(九) 四三六
- 同上 (勅)第三百十六號(三) 五〇六
- 統監府警備隊職員タル陸軍現役將校同相當官ノ陸軍省事務局ノ定員外トス (通)陸軍第九號(二) 八
- 關東都府府職員職員ニ任セラレタル陸軍現役將校同相當官ニ關スル件)停止 (通)陸軍第七十四號(二) 三三三
- 關東都府府職員職員タル陸軍現役將校同相當官ノ關東都府府陸軍部ノ定員外トス (通)陸軍第七十五號(二) 三三三
- 明治四十年勅令第九號(現役軍人ノ南滿洲鐵道株式會社)ノ職員ト爲リタル者)ノ件)中追加 (通)陸軍第九十號(三) 二五七
- 臺灣總督府職員官等俸給令 (通)海軍第五百五號(三) 二五八

- 流籠職員試驗規程中改正 (告)農商部第五十五號(四) 六九九
- 在外指定學校職員俸給規則制定在外指定學校職員俸給規則廢止 (府)統監第四十八號(二) 二九二
- 在外指定學校職員俸給規程 (府)統監第十九號(六) 八五
- 統監府鐵道管理局職員ニシテ現業ニ從事スル者ノ時服制 (府)統監第十七號(六) 八三
- 明治三十九年府令第二十三號(統監府及所屬官署職員ノ職掌)中改正 (府)統監第四十三號(一〇) 二四三
- 統監府鐵道管理局職員薪俸規程太旅費準據方 (訓)統監第二十號(二) 三七〇
- 明治四十年訓令第十八號(學事狀況)ニ關スル報告中職員及生徒兒童數申報方)中改正 (訓)統監第五號(三) 二二五
- 在外指定學校職員ノ採用解職、増減、減俸等報告方 (訓)統監第十號(六) 二七四
- 臨時臺灣工部局職員俸給規程 (府)臺灣總督第六十七號(二) 二九九
- 南滿洲鐵道株式會社設立在外指定學校職員ノ職務及服務及俸給ニ關スル件 (府)關東都府第四十三號(一〇) 二四三
- 帝國鐵道職員救濟組合收入支出證明規程 (通)會計檢査第三號(四) 一〇三
- 公立奉天小學校ヲ在外指定學校職員員退職料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告)文部第三十六號(三) 一七九
- 在清國天津日本居留民團立天津尋常高等小學校ヲ在外指定學校職員員退職料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告)文部第五十三號(四) 六二八
- 同上 (勅)第二百六十八號(一〇) 四八七
- 在清國上海居留民團立日本尋常高等小學校同上 (告)文部第八十號(六) 二二七
- 在清國鐵道居留民會公立鐵道小學校同上 (告)文部第八十八號(六) 二二七
- 牛莊居留民團立營口尋常高等小學校同上 (告)文部第二百一號(七) 二二七
- 大邱居留民團立大邱尋常高等小學校同上 (告)統監第三號(一) 一五六
- 龍山居留民團立龍山尋常高等小學校同上 (告)統監第四十六號(四) 七八九
- 京城居留民團立第二尋常高等小學校同上 (告)統監第五十六號(四) 八〇八
- 京城居留民團立高等女學校同上 (告)統監第三百三十八號(九) 二九二
- 在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法ニ依リ指定ノ小學校名 (告)關東都府第七十八號(八) 二七九
- 南滿洲鐵道株式會社設立五房店尋常小學校改稱在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告)關東都府第九十八號(二) 三四九
- 領事官職務規則中改正 (勅)第二百九十三號(三) 五二六
- 和蘭國ノ海外領地及殖民地ニ關スル日領領事職務條約 (條)第三號(八) 五九
- 醫術開業試驗、藥劑師試驗出願者中軍役者ノハ之ニ關スル職務ニ服スルヲ試驗ヲ受タルコトヲ得ザリトシ若シ試驗延期ノ件廢止 (告)文部第三十五號(三) 一七九

- 統監府郵便局長職務章程改正 (副) 統監第十六號(九) 三四三
- 南滿洲鐵道株式會社設立在外指定學校職員ノ職務並服務及俸給ニ關スル件 (府) 關東都督第四十三號(八) 一二四三
- 野戰砲廠並修理所職工卒業規則廢止 (達) 陸海軍第七十號(一〇) 一一八七
- 海軍職工規則中改正 (達) 海軍第七十六號(六) 一二三四
- 職工人夫給與規則中改正 (達) 海軍第八十六號(七) 一二四六
- 清韓樺太派遣職工人夫給與規則中改正 (達) 海軍第九十八號(八) 一二六二
- 關東州派遣職工給與規則中改正 (達) 海軍第三十八號(三) 七一七
- 同上 (達) 海軍第六十七號(五) 一二三四
- 同上 (達) 海軍第八十七號(七) 一二四七
- 明治四十年訓令第三號(國) 有林事業決定案實行ニ要スル印刷物ノ調製、職工人夫ノ雇傭工事、物件ノ買入、借入、運搬等ニ關スル規程中改正 (訓) 農商務第二十號(七) 二二八九
- 官役職工人夫扶助令施行細則中改正 (府) 臺灣總督第五十六號(九) 二二三一
- 帝室林野管理局出張所職制 (省) 宮内省第四號(四) 八九
- 進判任判任待遇等外宮内職員職制中改正 (省) 宮内省第二號(二) 一七
- 同上 (省) 宮内省第七號(三) 一二四三
- 同上 (省) 宮内省第九號(三) 一二四四
- 明治四十年勅令第五十八號(樺太) 於々々技術員技手補遺並監託職員雇入ノ件(中改正) (勅) 第七十九號(四) 一二四〇
- 明治三十五年省令第十三號(不勅) 監託ノ職制ニ付(省) 內務省第十九號(一〇) 三九八
- 明治三十五年省令第十號(不勅) 監託ノ職制ニ付(省) 大藏省第四十九號(三) 四七〇
- 明治四十年省令第三十二號(不勅) 監託官定給(省) 文部省第二十二號(六) 三三八
- 統監府鐵道管理局職員及僱人内國旅費支給方(訓) 統監第二十二號(三) 四二二
- 明治三十八年告示第八十四號(土地) 登記ノ職制ニ付(省) 臺灣總督第九十三號(八) 二九四
- 關東都督府海務局監託職員及雇員規程 (省) 關東都督百號(二) 二三四九〇
- 明治三十年訓令第二十四號(大森) 區區長官直及依夜者食料支給方(中追加) (訓) 農商務第十三號(五) 二四〇
- 和蘭國ノ海外領地及殖民地ニ關スル日蘭領事職務 (條) 第三號(八) 五九

- 臺灣小學校助教、臺灣公學校訓導員給與規則中改正 (府) 臺灣總督第十一號(三) 一三
- 臺北醫院ニ於テ助產練習開始 (告) 臺灣總督第八十五號(七) 二六六
- 明治三十一年勅令第三百十五號(稅務) 關及專賣局書記ノ俸給ニ關スル件(中改正) (勅) 第三百三十三號(三) 二二三
- 交通至難ノ島嶼ニ設置ノ專賣官署ニ在勤スル書記、技手及雇員ニ手當給與ノ件 (勅) 第三百二十號(五) 二二二
- 海軍監獄看守長、海軍監獄看守配置表並定海軍監獄看守同看守長同看守副配置表廢止 (達) 海軍第十六號(一〇) 一九三
- 裁判所書記長書記定員及俸給令中改正 (勅) 第三百三十三號(三) 二二〇
- 臺灣總督府覆審法院書記長特別任用ノ件 (勅) 第三百五號(四) 二三四
- 統監府臨時出所事務官官等ノ初級ニ關スル件 (勅) 第八十九號(四) 二二〇
- 明治四十一年度勸員上ノ召集事務ニ關スル第一乃至第四師團兵ノ管轄區域 (省) 陸軍第十六號(九) 三三三
- 陸軍軍醫服設規則並定師團軍醫服設規則廢止 (達) 陸軍第五十二號(七) 一三三
- 明治三十九年陸軍第三十二號(滿洲) 及韓國駐留部隊ニ關スル馬匹ノ糶料並其定額及代用飼料ノ換算率(廢止) (達) 陸軍第三十四號(四) 八六
- 明治二十七年省令第五號(軍馬) 飼養ノ手續供給等加入者資格(廢止) (省) 陸軍第十三號(六) 一八八
- 關東都督府醫院職員ニ任セラレタル陸軍將校相當官乘馬飼養停止 (達) 陸軍第七十四號(二) 二二五
- 明治四十一年勅令第七十三號(依) 傷疾疾病輕重ノ等差準據並ニ取扱方並定明治二十六年陸軍第三號(明治) 二十五年勅令第十八號(二) 傷疾疾病輕重ノ等差準據並ニ取扱方(廢止) (達) 陸軍第五十號(七) 一三五
- 臺灣總督府雇員雇員死傷傷疾疾病手續規則施行細則中改正 (府) 臺灣總督第五十五號(九) 二五〇
- 日本大博覽會ノ出品ニ對スル發明、意匠、實用新案及商標保護ニ關スル件 (法) 第二十二號(三) 二七
- 明治四十一年實業獎勵科職員及副科職員會關設 (告) 文部省百七十四號(五) 八五九

○學校病院ノ教員及海兵團ノ練習生五等卒ノ教員タル下士等ノ任用進級實役停年加算方
(達)海軍第五十三號(四) 九六

○同上中追加
(達)海軍第四十二號(二) 二三八

○執達吏懲戒令
(勅)第五百三十三號(六) 二六七

○事務官
○稅務監督局及稅務署職員特別任用令制定明治三十五年勅令第二百四十八號(稅務監督局事務官及稅務官特別任用令、同第二百四十九號(稅務署特別任用令)及明治三十六年勅令第一號(稅務監督局稅務官及事務官特別任用令)廢止
(勅)第五百三十二號(四) 二二二

○臨時警備工部事務官特別任用ノ件制定臨時警備工部事務官特別任用令及臺灣總督府電氣作業所事務官特別任用令廢止
(勅)第五百四十九號(七) 三四四

○帝國大學事務官、帝國大學司書官及帝國大學司書特別任用令
(勅)第五百五十四號(六) 二六六

○陸軍獸醫部條例
(勅)第二十八號(三) 一〇三

○獸醫材料取扱規則中改正
(達)陸軍第三十七號(四) 八七

○陸軍獸醫部服務規則制定陸軍獸醫部服務規則廢止
(達)陸軍第五十二號(七) 一三五

○第四十二回獸醫免許試驗並ニ第三十二回農工農林試驗舉行地及期日
(達)農商務第二號(二) 九七

○獸疫預防法中改正
(達)第四十四號(四) 七

○獸疫預防法施行細則中改正
(達)農商務第五號(四) 二六

○獸疫檢驗規則中改正
(達)農商務第六號(四) 二二

○同上
(達)農商務第十六號(七) 二八二

○收入
○明治三十三年告示第四十一號(領事館ノ豫收スル手数料及出張費用收入印紙ヲ以テ納付シタル地租定中追加
(達)外務第九號(三) 八二

○同上
(達)外務第九號(三) 八二

○明治三十三年勅令第七號(請收入取扱規程)附屬式の中改正
(達)內務第六號(五) 三三九

○滿洲及其他ノ清國領土ニ於テ使用スル輸入印紙ノ符號制定明治三十二年省令第四十九號(在清國及滿洲本邦領土ニ於テ輸入ヘキ輸入印紙符號ノ件)廢止
(達)大藏第七號(五) 四六

○請收入取扱規程中改正
(勅)大藏第二十三號(四) 三三〇

○關稅關稅及稅關雜收入取扱規程中改正
(勅)大藏第二十四號(四) 三三三

○納稅告知書、納入告知書ヲ發セサル收入金及納納ノタメ督促狀ヲ發スルニ方リ稅務署ニ納付スヘキコトヲ指定シタル稅金並ニ督促手数料
(勅)大藏第三十三號(三) 三二一

○明治三十六年連第百三十四號(海軍少將管收入及經費ニ係ル支出收入區分及委任仕務命令官、議入徵收管收入官吏ノ件)別表中改正
(達)海軍第六十五號(三) 二六五

○明治三十三年訓令第十六號(請收入取扱規程)中改正
(訓)農商務第二十八號(二) 三三七

○水難救護法ニ依リ國庫ノ取得ト爲ルヘキ收入金取納方
(訓)逓信第三號(二) 三六四

○明治三十四年訓令第三號(水難救護ニ關スル收入支出取扱順序)廢止
(訓)逓信第二號(二) 三六一

○收入印紙ヲ以テ納ムヘキ手数料ノ種目
(府)關東都督第二十五號(四) 六二

○同上追加
(府)關東都督第四十二號(一) 一四二

○收入印紙發給ニ關シ總務方(府)關東都督第十三號(四) 三三

○舟橋鐵道總務員救濟組合收入支出規程
(達)會計檢査院第三號(四) 一〇三

○海軍軍ニシテ陸軍軍醫治療ニ救護シタル者ノ懲罰ニ關スル件
(勅)第八十三號(七) 三三七

○海軍軍中懲治ノ案スル者ヲ陸軍軍醫治療ニ救護スル件
(軍)第一號(七) 一四一

○明治三十三年訓令第七號(請收入取扱規程)附屬式の中改正
(訓)內務第六號(五) 三三九

○專賣局收納所管轄區域及專賣局收納所出納所、專賣局製造所、分工場名稱位置中廢止
(省)大藏第三號(二) 二

○同上中改正
(省)大藏第二十五號(三) 一四六

○同上
(省)大藏第三十三號(七) 二五二

○同上
(省)大藏第四十八號(三) 四七〇

○請收入取扱規程中改正
(訓)大藏第二十三號(四) 三三〇

○專賣局赤穂收納所移轉
(省)大藏第八十二號(五) 八五二

○明治三十三年訓令第十六號(請收入取扱規程)中改正
(訓)農商務第二十八號(二) 三三七

○水難救護法ニ依リ國庫ノ取得ト爲ルヘキ收入金取納方
(訓)逓信第三號(二) 三六四

○明治二十三年訓令第三號(電柱敷地手當金ノ課稅及金取納ノ道廳長官府縣知事ニ委任及其取扱手續)廢止
(訓)逓信第二號(二) 三六一

○乘煙草收納場所及期日指定
(達)海軍總務第七十六號(六) 四八七

○乘煙草收納場所及期日中改正
(達)海軍總務第七十七號(九) 四一一

○野戰砲隊校要務處理所職工卒業成績規則廢止
(達)陸軍第七十號(二) 一八七

○要務部條例制定海軍修理工場條例廢止
(軍)第一號(六) 一五六

○陸軍府總務局ニ於テ總務課其職ノ製作修理ヲ爲ス
(達)陸軍第五十四號(四) 八〇八

〔修業〕

○高等學校大學預科入學者資格設定明治二十七年省令第十六號(高等學校修業年限及入學程度)廢止 (省)文部第九號(三) 七〇

○交通術修業員分遣規則 (達)陸軍第五號(一) 五

○第三臨時教員養成所修業年限延長認可 (告)文部第七十七號(三) 三七八

〔修技〕

○陸地測量部修技所生徒募集規則中改正 (省)陸軍第二號(三) 二八

○陸地測量部修技所生徒募集 (達)陸軍第二十一號(三) 四四

〔士官、准士官〕

○陸軍士官ノ候補者及陸軍諸生徒死傷手当金給與ノ件 制定明治二十五年勅令第百十八號(陸軍諸生徒手当金給與方)廢止 (勅)第百七十三號(七) 三三三

○陸軍士官ニ外國語研究獎勵金ヲ給與スルノ件 (勅)第百一十一號(四) 二五九

○上長官士官准士官ノ三十三年制第二種帽衣袴履履日履及外套着用停止 (達)陸軍第一號(一) 一

○陸軍軍備役後備役將校同相當准士官下士兵卒歸休兵補充兵演習召集教育召集年次及日數表制定明治三十五年告示第九號(歸休兵後備役兵補充兵第一補充兵演習召集年次區分及日數表)廢止 (告)陸軍第一號(一) 二二

○明治四十二年召集士官候補生、主計候補生、中央幼年學校預科生徒、地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心得 (告)陸軍第二十五號(九)二八〇七

〔志願〕

○憲兵轉科志願ノ豫備役後備役下士兵卒ニ係ル給與並ニ經費支出取扱方 (達)陸軍第十一號(三) 三一

○明治四十一年陸軍第十一號(憲兵轉科志願ノ豫備役後備役下士兵卒ニ係ル給與並ニ經費支出取扱方)中改正 (達)陸軍第十五號(三) 四一

○海軍志願兵徵募細則改正 (省)海軍第十號(七) 三四五

○海軍中少主計採用ニ付志願者出願方 (告)海軍第七號(五) 八三九

〔砂防〕

○砂防設備ノ要スル土地指定 (告)內務第七號(一) 七

○同上 (告)內務第十六號(三) 一六六

○同上 (告)內務第二十五號(三) 三三六

○同上 (告)內務第三十二號(四) 五六二

○同上 (告)內務第四十號(四) 五六五

○同上 (告)內務第七十二號(七)二四九八

○同上 (告)內務第七十四號(七)二四九九

○同上 (告)內務第四百四號(一〇)三〇二六

○同上 (告)內務第四百九號(一〇)三〇一九

○同上 (告)內務第四百十三號(一〇)三〇三三

○同上 (告)內務第四百十九號(一〇)三〇六一

○臺灣總督府雇員備員死傷傷病疾病手當規則施行細則中改正 (府)臺灣總督第五十五號(九) 二五〇

○陸地測量部ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル條約 (條)第一號(六) 一

〔商標〕

○日本大博覽會ノ出品ニ對スル發明、意匠、實用新案及商標保護ニ關スル件 (法)第二十二號(三) 二七

○韓國商標令 (勅)第百九十八號(八) 三五五

○韓國商標令施行規則 (府)統監第二十七號(八) 二二七

○韓國ニ於ケル發明、意匠、商標及著作權ノ保護ニ關スル日米條約 (條)第四號(八) 四六

○清國ニ於ケル發明、意匠、商標及著作權ノ相互保護ニ關スル日米條約 (條)第五號(八) 四九

○關東州及帝國カ治外法權ヲ行使スルコトヲ得ル外國ニ於ケル特許權、意匠權、商標權及著作權ノ保護ニ關スル件 (勅)第二百一號(八) 三五六

〔商號〕

○韓國商號令 (勅)第百九十九號(八) 三五四

○韓國商號令施行規則 (府)統監第二十九號(八) 二二三

〔商業〕

○橫濱地方裁判所管內商業登記事務取扱規則 (省)司法第四號(三) 三六

○小倉區裁判所管內出張所管轄商業事務取扱 (省)司法第五號(三) 三七

○砂防設備ノ要スル土地指定シタル土地區域中解除 (告)內務第一號(一) 一

○砂防工事施行區域 (告)內務第四十一號(四) 五六六

○治水上砂防ノタメ一定ノ行為ヲ禁止制限スヘキ土地指定 (告)內務第七十五號(七)二五〇〇

○同上 (告)內務第百二十號(二)三三六

○治水上砂防ノタメ一定ノ行為ヲ禁止若シハ制限スヘキ土地指定區域中解除 (告)內務第二號(二) 二

○砂防設備ノタメ指定シタル區域中解除並ニ治水上砂防ノタメ一定ノ行為ヲ禁止若シハ制限スヘキ土地指定 (告)內務第三號(二) 二

〔砂鑛〕

○韓國政府公布ノ砂鑛採取法施行細則附屬樣式中改正譯文 (告)統監第二十一號(三) 五四二

○韓國政府公布ノ砂鑛採取法中改正譯文 (告)統監第七十號(五)二二三

○韓國政府公布ノ鑛業法及砂鑛採取法中改正譯文 (告)統監第百八號(八)二七六

○韓國政府公布ノ鑛業法施行細則、同附屬樣式、砂鑛採取法施行細則及同附屬樣式中改正譯文 (告)統監第百九號(八)二七七

〔傷疾、傷者〕

○明治四十一年勅令第百七十三號ニ依ル傷疾疾病輕重ノ等差地檢定ニ取扱方設定明治二十六年陸軍第三號(明治二十五年勅令第百十八號ニ基テ傷疾疾病輕重ノ等差地檢定ニ取扱方)廢止 (達)陸軍第五十號(七) 一三五

○金澤地方裁判所管内輪島區裁判所字出出所所屬
商登記事務取扱 (省) 司法第六號(三) 六六

○小田原區裁判所管内出所所屬商登記事務取扱
(省) 司法第十號(四) 二二八

○鹿屋區裁判所内位鹿見兩出所所屬商登記事務取扱
(省) 司法第十五號(四) 二一九

○金澤地方裁判所管内輪島區裁判所西海出所所屬中
商登記事務取扱 (省) 司法第二十三號(三) 三〇三

○横濱地方裁判所管内商登記事務取扱
(省) 司法第二十七號(三) 四〇三

○松本商會所設立認可 (告) 農商務第三百三十六號(三) 三二七

〔商事〕

○臺灣民事令設定明治三十二年律令第八號(民事) 農
及刑事二關スル律令(同律令第九號(民事) 農及刑事
二關スル律令施行規則) 廢止 (律) 第十一號(九) 一四

○臺灣民事令第一條ニ定メタル附屬法律指定明治三十
一年府令第五十四號(民事) 農及刑事二關スル律令
規定ノ附屬法律指定) 廢止 (府) 臺灣總督第四十八號(二) 二四

〔商部〕

○農商務省商品陳列館規則中改正 (告) 農商務第九十九號(二) 二九〇

〔賞與〕

○明治三十七年陸軍第三號(在兵人名簿假出獄還軍)
難形位ニ大赦特赦減刑假出獄ノ申請及賞與規則(式)
中改正 (達) 陸軍第六十五號(二) 一七一

○在兵人名簿規程廢止 (訓) 司法第二號(八) 三二一

○關東都府警察官實施施行規則中改正 (府) 關東都府第四十一號(八) 一四二

〔將校〕

○鐵道機關所屬ノ將校以下ヲシテ鐵道院所屬ノ鐵道業
務ニ從事セシムルノ件 (勅) 第三百十號(二) 三三三

○陸軍將校生徒試驗委員會條例改定 (軍) 陸軍第十號(一) 二四

○陸軍將校團條例 (軍) 陸軍第十一號(三) 二七

○陸軍將校團條例施行規則 (達) 陸軍第二十六號(三) 三三

○陸軍將校團條例施行規則 (達) 陸軍第三十三號(四) 八五

○陸軍將校團令施行規則中改正 (達) 陸軍第三十八號(四) 八七

○陸軍衛生部將校相當官教育規則 (達) 陸軍第二十四號(三) 四四

○統監府森林隊職員タル陸軍現役將校同相當官ハ陸軍
省事務ノ定員外トス (達) 陸軍第九號(二) 八

○統監府臨時島嶼派出所長タル陸軍現役將校ハ陸軍省
軍務局ノ定員外トス (達) 陸軍第三十六號(四) 八七

○鐵道機關所屬將校以下鐵道院所屬鐵道ニ於ケル業務
施行規則 (達) 陸軍第八十七號(三) 三五

○同規程ニ依リ業務ニ從事スル者ノ訓練及教育附屬力
(達) 陸軍第八十八號(三) 三五六

○關東都府警察官職員ニ任セラレタル陸軍將校相當官
業務停止 (達) 陸軍第七十四號(二) 二二五

○關東都府警察官タル陸軍現役將校相當官ハ關東
都府陸軍部ノ定員外トス (達) 陸軍第七十五號(二) 三三

○將校同相當官各自發給スル乘馬ノ入帳治罪ニ要スル
藥物及消耗品自辨額 (達) 陸軍第四十四號(五) 二二六

○陸軍現役後備將校同相當官准士官下士官卒歸休
兵補充兵演習召集教育召集年次及日數表設定明治三
十五年告示第九號(歸休兵現役後備兵後備兵第一補
充兵演習召集年次區分及日數表) 廢止 (告) 陸軍第一號(一) 三

〔省令〕

○明治二十三年勅令第二百八號(省令) 府令及警
察令ニ關スル規則ノ件) 中改正 (勅) 第二百四十五號(九) 四六九

〔獎勵〕

○陸軍士官ニ外國語研究獎勵金ヲ給與スルノ件
(勅) 第一百十一號(四) 三三九

○外國語學獎勵規則 (達) 陸軍第四十號(四) 八八

○同上中改正 (達) 陸軍第八十三號(三) 三三三

○免因保護專業獎勵費受領者出願方
(告) 司法第三十五號(六) 三六五

○產牛獎勵規程 (省) 農商務第十一號(五) 一七七

○同上中改正 (省) 農商務第十四號(七) 二八〇

○遼洋漁業獎勵法施行細則中改正 (省) 農商務第九號(四) 一五五

○明治四十一年度耕地整理及土地改良獎勵規程
(省) 農商務第三號(四) 一三三

○明治四十一年度農商省補助費交付規則 (省) 農商務第七號(四) 一三三

○煙草耕作獎勵規程 (府) 臺灣總督第三十一號(七) 一〇一

○明治四十一年度ニ於テ下付スル農商補助金ノ抄合
(告) 臺灣總督百十一號(一〇) 三三八

○關東州造林獎勵規程 (府) 關東都府第四十五號(二) 二二七

〔權限〕

○事實局物品出納規程設定煙草專賣局所屬物品出納規
程及鹽務局物品出納規程其他鹽務專賣局ニ權限及權
限油專賣局所屬物品ノ出納保管ニ關スル規程廢止
(訓) 大藏第十七號(三) 一六五

○明治三十六年勅令第三十七號(權限) 事務取扱
手續) 廢止 (訓) 大藏第四十八號(二〇) 三五〇

○組製權權限補償金中改正 (告) 臺灣總督第五十三號(四) 八二四

○明治三十九年告示第四號(組製權) 權限) 補償
金) 中改正 (告) 臺灣總督第八十一號(七) 二六五七

○組製權權限補償金專賣法ニ依リ補償金改定 (告) 臺灣總督第八十四號(七) 二六六四

〔償還〕

○第一回國庫債券ノ第一次償還ニ關スル規程 (告) 大藏第五十三號(三) 五八九

○第一回國庫債券ノ第二次償還ニ關スル規程 (告) 大藏第七十號(四) 五八三

○第一回國庫債券ノ第三次償還ニ關スル規程 (告) 大藏第八十五號(三) 八三三

- 第一回國庫債券ノ第四次償還ニ關スル規程 (告)大藏第七號七二五〇三
- 舊房總督得島兩鐵道株式會社社債償還 (告)大藏第十四號(一) 二二
- 舊鐵道株式會社第二回社債中償還 (告)大藏第七十四號七二五〇六
- 舊鐵道株式會社第二回社債ノ内償還金額 (告)大藏第七十三號(一〇)〇三〇八
- 第一回國庫債券償還 (告)大藏第七十二號(三) 三六九
- 第一回國庫債券償還額ノ内償還 (告)大藏第七十二號(三) 三六九
- 郵便局國庫債券償還及引換取扱規則 (省)逓信第二十號(四) 一四〇
- 郵便局國庫債券償還及引換取扱規則(準用セズ) (府)統監第十四號(五) 六九
- 郵便局國庫債券償還及引換取扱規則中所轄一等局ノ事務ハ臺北郵便局ヲシテ取扱ハシム (告)海軍第六十九號(五)三三九
- 常備軍隊
- 陸軍常備軍隊配備表改定 (軍)陸軍第十二號(四) 二九
- 衛戍地名ト異ナル陸軍常備軍隊所在地名表示明治三十一年陸軍第二十八號(同件)廢止 (陸)陸軍第二十五號(三) 四六
- 同上中追加 (陸)陸軍第七十三號(一〇) 一九三
- 官有地調査執行ニ付キ借地人心得 (告)關東都督第五十二號(六)二四九〇

- 射擊
- 鹿嶋射擊及魚形水雷艇射擊授與手續規定廢止 (陸)海軍第三十一號(一) 二二九
- 授與手續廢止 (陸)海軍第三十一號(一) 二二九
- 社債
- 舊房總督得島兩鐵道株式會社社債償還 (告)大藏第十四號(一) 二二
- 舊鐵道株式會社第二回社債中償還 (告)大藏第七十四號七二五〇六
- 同上 (告)大藏第七十三號(一〇)〇三〇八
- 汚染又ハ毀損ノ引換、分合其他ノ事由ニ依リ交付スル舊北越鐵道株式會社社債券ノ契印押捺方 (告)大藏第五十一號(三) 三六八
- 試驗
- 衛生試驗所官制中改正 (勅)第七十六號(四) 二〇七
- 陸軍將校生徒試驗委員條例改定 (軍)陸軍第十號(一) 二四
- 海軍艦型試驗所條例 (勅)第三百十七號(三) 五四七
- 農事試驗所官制中改正 (勅)第二百二十七號(三) 四三三
- 臺灣總督府農事試驗場官制 (勅)第四百十六號(六) 二七八
- 衛生試驗所試驗手續料ニ關スル規定中改正 (省)內務第九號(三) 一四四
- 陸軍試驗委員設置規程中改正 (勅)內務第五號(三) 二一九
- 明治四十年省令第三十七號(臺灣局出張所、分工場、試驗場名稱位置)中追加 (省)大藏第三十六號(六) 三〇〇

- 陸軍一年志願兵志願者ニシテ學術試驗ヲ要スル者ノ試驗格 (告)陸軍第二號(一) 二四
- 兵器造修試驗檢査規則中改正 (陸)海軍第二十六號(三) 三八
- 艦船造修試驗檢査規則中改正 (陸)海軍第六號(一) 一六
- 海軍監獄看守長任用試驗規則 (陸)海軍第五十三號(三) 二五九
- 艦艇定期水壓試驗定期切開試驗並ニ鑄造試驗規則 (陸)海軍第一號(一) 八
- 艦艇定期水壓試驗並ニ鑄造試驗規則廢止 (陸)海軍第三號(一) 一五
- 雜役船舟羅水壓試驗、切開試驗並ニ鑄造試驗檢査施行方 (陸)海軍第二號(一) 一五
- 海軍少主計候補生採用試驗出願方 (告)海軍第三號(三) 三七〇
- 高等學校大學預科入學者選拔試驗規程廢止 (告)文部第七十八號(三) 三七八
- 本年各高等學校ニ入學セシムヘキ生徒ノ數及選拔試驗ニ關スル事項 (告)文部第四十八號(四) 六二五
- 明治三十六年告示第三十號(教員無試驗檢定ニ關スル指定)中訂正追加 (告)文部第二十六號(四) 一三三九
- 專門學校入學者檢定規定ニ依リ無試驗檢定ヲ受クルコトヲ得ル者指定 (告)文部第六十五號(五) 八四九
- 師範學校中學校高等女學校教員試驗檢定施行 (告)文部第二十八號(三) 一七七
- 醫術開業後期實地試驗執行 (告)文部第二十五號(三) 一七六

- 醫術開業試驗、藥劑師試驗出願者中軍役者ヲハ之ニ關スル職務ニ服スルタメ試験ヲ受ケルコトヲ得サリシ者試験延期ノ件廢止 (告)文部第三十五號(三) 一七九
- 本年第一回醫術開業試驗並ニ藥劑師試驗ハ東京市ノ外延期 (告)文部第二十三號(四) 六二一
- 東京市以外ノ地方ニ於テ施行スヘキ本年第一回醫術開業試驗並ニ藥劑師試驗開始期日 (告)文部第二十九號(四) 六二二
- 明治四十一年第二回定期醫術開業試驗施行地及期日 (告)文部第七十七號(六) 二六六
- 明治四十二年第二回定期醫術開業試驗施行地及期日 (告)文部第七十八號(六) 二六六
- 臨時東京醫術開業後期實地試驗執行ニ付キ願書提出方 (告)文部第二十五號(七) 二二九
- 明治四十二年第一回定期醫術開業試驗施行地及期日 (告)文部第二十六號(七) 二二九
- 明治四十二年第一回定期醫術開業試驗施行地及期日 (告)文部第二十六號(七) 二二九
- 醫術開業試驗附屬永樂病院移轉 (告)文部第八十六號(六) 二七四
- 地方農事試驗場及地方農事講習所規程府廳農事試驗場規程府廳農事講習所規程明治三十四年省令第八號(北海道地方農事講習所設立スル農事試驗場及農事講習所ニ付關農事試驗場規程及府廳農事講習所規程適用ノ件)廢止 (省)農務第二號(一) 二二
- 醫術開業後期實地試驗規則 (省)農務第一號(一) 一〇

○ 漁船職員試験規程中改正 (告)農商務第五十五號(四) 六五九
 ○ 第四十二回醫藥免許試験並ニ第三十二回師範工免許試験舉行地及期日 (告)農商務第二號(一) 九七
 ○ 長崎海軍局ニ於テ島原海灣水先區水先人試験執行 (告)逓信第三百三十號(三) 五〇七
 ○ 臺灣清涼飲料水營業取締規則中附則及錫ノ試験方法ハ明治三十四年内務省令第三十號ニ依ル (府)臺灣總督第四十號(八) 一四二
 ○ 關東都督府中央試驗所試験規程中改正 (府)關東都督第六十一號(二) 二九五
 ○ 關東都督府中央試驗所試験規程 (府)關東都督第三十六號(七) 一〇四
 ○ 關東都督府中央試驗所ノ保證又ハ試驗簿等ノ文字記入ニ關スル件 (府)關東都督第三十七號(七) 一一〇
 ○ 關東都督府中央試驗所移轉 (告)關東都督第十四號(二) 三三五
 ○ 關東都督府水産試驗場移轉 (告)關東都督第二十六號(四) 八二七

〔集會〕

○ 明治三十三年陸軍第十七號(各隊ニ於ケル下士積立金及酒保並ニ集會所ニ係ル金銀ノ保管收支計算ニ關スル規定制定報告ノ件)廢止 (達)陸軍第八十二號(三) 三三三

〔敷地〕

○ 逓信省所管經費取扱規程制定明治二十三年訓令第三號(電注敷地手當金ノ義務課金取納ノ道員長官府廳

知事ニ委任及其取扱手續)同第五號(電債性敷地手當金ニ係ル本國大臣ノ職務ハ道員長官府廳知事執行)同二十六年訓令第二號(電債性敷地手當金仕務取扱順序)廢止 (訓)逓信第二號(一〇) 三六一

○ 關東都督府所長手當、退官賜金及死亡賜金給與令 (勅)第二百七十九號(一〇) 三〇二

〔輸入輸出〕

○ 關稅定率法輸入稅表中改正 (法)第四號(三) 四
 ○ 明治四十一年法律第四號(關稅定率法輸入稅表中改正)施行期日 (勅)第十四號(三) 六九
 ○ 關稅定率法輸入稅表中改正 (法)第三十四號(三) 六三
 ○ 同上 (法)第四十一號(四) 七五
 ○ 明治四十一年法律第四十一號(關稅定率法輸入稅表中改正)施行期日 (勅)第九十三號(八) 三三七
 ○ 明治三十二年勅令第三百四十二號(關稅及開港ニ於テ輸出スルハキ貨物ノ指定ニ關スル件)中改正 (勅)第三十四號(三) 一一八
 ○ 臺灣輸出稅及出港稅規則中改正 (律)第六號(六) 七
 ○ 銀貨幣及組銀ノ移入及輸入禁止ニ關スル件制定明治三十六年法律第五號(輸入組銀ノ課稅ニ關スル件)同三十七年勅令第五號(外國組銀貨幣ノ輸入禁止ニ關スル件)廢止 (律)第十五號(一〇) 一九
 ○ 日本大博覽會ニ關スル外國貨物輸入、積戻及運轉規則 (省)大藏第三十二號(六) 一八五

○ 輸入輸出牛痘發生傳播ノ虞アルニ付キ所在國官廳診施行及處分方 (訓)農商務第二十一號(七) 二九一
 ○ 給葉書ノ包束物ヲ印刷物トシテ輸入スルヲ許シ又ハ許ササル國名指定 (告)逓信第三百十六號(三) 二九二
 ○ 同上追加 (告)逓信第二百十七號(三) 四三五
 ○ 同上 (告)逓信第四百四十號(四) 七五六
 ○ 同上 (告)逓信第五百九十七號(六) 一四三六
 ○ 陸軍政府公布ノ藥業用器具機械ノ輸入稅並錫及金銀鋼鐵石ノ輸出稅免除ニ關スル件譯文 (告)統監第三百二十七號(八) 二七九〇
 ○ 大連港稅出入貨物及滿洲内地ニ輸送スル貨物ニ就キテノ手續 (告)關東都督第五十六號(六) 二四九二
 ○ 關東州及滿洲内地輸出入貨物ニ就キテ手續提出手續 (告)關東都督第二百二十號(二) 三三〇五

〔輸送〕

○ 明治三十六年告示第三號(陸軍軍人軍醫運送乘車並物品輸送手續)中改正 (告)陸軍第十八號(五) 八三七
 ○ 同上 (告)陸軍第二十二號(七) 二五〇八
 ○ 同上 (告)陸軍第二十九號(三) 二四八七
 ○ 明治三十七年告示第二十八號(海軍軍人軍醫運送乘車並物品輸送手續)中改正 (告)海軍第六號(五) 八三九

〔酒保〕

○ 明治三十三年陸軍第十七號(各隊ニ於ケル下士積立金及酒保並ニ集會所ニ係ル金銀ノ保管收支計算ニ關スル規定制定報告ノ件)廢止 (達)陸軍第八十二號(三) 三三三

〔酒母〕

○ 酒母、醱及醱取辦法中改正 (法)第二十六號(三) 三一

〔酒類〕

○ 沖繩縣酒類出港稅則中改正 (法)第二十五號(三) 三一

〔酒造〕

○ 沖繩縣及東京府小笠原島伊豆七島ニ於ケル酒造稅ニ關スル件 (法)第二十四號(三) 三〇

〔酒精〕

○ 酒精及酒精含有飲料稅法中改正 (法)第十九號(三) 一九

〔種牡豚、種牛〕

○ 酒精及酒精含有飲料稅法施行規則中改正 (勅)第三十九號(三) 二二五

〔種痘〕

○ 明治四十年告示第三十七號(種痘令施行ノ拂下ニ關スル審判並ニ同第一百八號(種痘令施行ノ拂下ニ關スル種痘令)付ニ關スル願書送出力) (告)農商務第八十二號(五) 八九六
 ○ 種痘收場處務規程制定種牛牧場處務規程及明治三十七年會報第九三號廢止 (訓)農商務第十一號(四) 三三五

○ 内地ニ於テ痘毒發生シ流行蔓延ノ狀況アルニ付キ奉期種痘施行方 (府)關東都督第四號(三) 一〇

〔種畜種卵種禽〕

- 種畜收場官制定種牛收場官制廢止 (勅)第七十七號(四) 二〇八
- 種畜收場處務規程制定種牛收場處務規程及明治三十七年會發第九三號廢止 (訓)農商務第十一號(四) 三三五
- 七家原種畜收場ニ於テ種豚ノ拂下ヲ止ム (告)農商務第二百七十八號(三)三六三
- 種畜收場ノ名稱及位置 (告)農商務第五十二號(四) 六四五
- 明治四十年告示第三十七號(種畜種卵拂下規程ニ依リ拂下トシキ種畜及種卵ノ種類及其引渡場所)中追加 (告)農商務第四十四號(四) 六四一
- 明治四十年告示第三十七號種畜種卵ノ拂下ニ關スル符類並ニ同第百十八號遼谷分場保管ニ係ル種豚種付ニ關スル願書差出方 (告)農商務第八十二號(五) 八九六
- 臺灣總督府種畜食下規則 (府)臺灣總督第五十七號(九) 三三一
- 〔狩獵〕
- 狩獵法施行規則中改正 (省)農商務第十八號(九) 三七九
- 〔授業〕
- 艦砲射擊及魚形水雷發射發賣授與手續設定艦砲射擊發賣授與手續廢止 (達)海軍第三百三十一號(一) 三二九
- 道府縣聯合共進會發賣授與規程制定明治三十六年訓令第十四號(府)縣聯合共進會發賣授與規程(廢止) (省)農商務第十五號(七) 二八一
- 共進會及品評會發賣授與規則 (府)臺灣總督第四十三號(九) 一八五

〔授業〕

- 關東州小學校授業料規則 (府)關東都督第二十號(四) 五七
- 〔出版〕
- 明治二十三年省令第二號一枚摺略圖出版ノ規定中改正 (省)文部第二十九號(九) 三七九
- 出版物一種發賣頒布禁止 (告)內務第四號(一) 五
- 出版物二種同上 (告)內務第六號(一) 七
- 出版物一種同上 (告)內務第八號(一) 八
- 同上 (告)內務第九號(一) 八
- 同上 (告)內務第十號(一) 八
- 同上 (告)內務第十二號(一) 九
- 同上 (告)內務第十三號(一) 一六五
- 同上 (告)內務第十七號(一) 一六六
- 同上 (告)內務第十九號(三) 三五四
- 同上 (告)內務第二十三號(三) 三五六
- 同上 (告)內務第二十四號(三) 三五六
- 同上 (告)內務第三十號(四) 三六一
- 同上 (告)內務第三十三號(四) 三六一
- 同上 (告)內務第三十四號(四) 三六一
- 同上 (告)內務第三十六號(四) 三六一
- 同上 (告)內務第三十七號(四) 三六一
- 出版物二種同上 (告)內務第三十八號(四) 三六一
- 出版物五種同上 (告)內務第四十二號(四) 三六六
- 出版物一種同上

- 出版物二種同上
- 出版物一種同上
- 同上
- 同上
- 出版物四種同上
- 出版物二種同上
- 出版物一種同上
- 出版物五種同上
- 出版物二種同上
- 出版物一種同上
- 同上
- 同上
- 同上
- 出版物十二種同上
- 出版物四種同上
- 出版物一種同上
- 同上
- 同上禁止
- 出版物四種同上

- (告)內務第四十六號(四) 五七六
- (告)內務第四十七號(四) 五七六
- (告)內務第四十八號(四) 五七六
- (告)內務第四十九號(五) 八二四
- (告)內務第五十號(五) 八二四
- (告)內務第五十一號(五) 八二四
- (告)內務第五十二號(五) 八二四
- (告)內務第五十三號(五) 八二五
- (告)內務第五十四號(五) 八二五
- (告)內務第五十六號(五) 八二六
- (告)內務第五十八號(五) 八二七
- (告)內務第五十九號(六) 三三二
- (告)內務第六十一號(六) 三三二
- (告)內務第六十二號(六) 三三二
- (告)內務第六十三號(六) 三三二
- (告)內務第六十五號(六) 三三三
- (告)內務第六十六號(六) 三三四
- (告)內務第六十七號(六) 三三四
- (告)內務第七十一號(七) 四九七
- (告)內務第七十三號(七) 四九八
- (告)內務第七十八號(八) 六七三
- (告)內務第七十九號(八) 六七三

- 出版物一種同上
- 同上
- 同上
- 同上
- 出版物二種同上
- 出版物一種同上
- 同上
- 同上
- 同上
- 同上
- 同上
- 同上
- 同上
- 出版物二種同上
- 同上
- 同上
- 同上
- 同上
- 同上
- 同上

- (告)內務第八十號(八) 六七四
- (告)內務第八十二號(八) 六七四
- (告)內務第八十三號(八) 六七四
- (告)內務第八十五號(八) 六七五
- (告)內務第八十七號(九) 二七九
- (告)內務第九十一號(九) 二七九
- (告)內務第九十二號(九) 二七九
- (告)內務第九十三號(九) 二七九
- (告)內務第九十四號(九) 二七九
- (告)內務第九十五號(九) 二七九
- (告)內務第九十六號(九) 二七九
- (告)內務第九十七號(九) 二八〇
- (告)內務第九十八號(九) 二八〇
- (告)內務第一百號(一〇) 一〇一
- (告)內務第一百二號(一〇) 一〇一
- (告)內務第一百三號(一〇) 一〇一
- (告)內務第一百四號(一〇) 一〇一

○出版物一種同上	(告)內務部百十五號(一)三三三入
○同上	(告)內務部百十七號(一)三三三〇
○同上	(告)內務部百十八號(一)三三三〇
○同上	(告)內務部百二十一號(一)三三三九
○同上	(告)內務部百二十四號(一)三三三九
○出版物三種同上	(告)內務部百二十七號(一)三三三七
○出版物一種同上	(告)內務部百二十八號(一)三三三七
○出版物四種同上	(告)內務部百二十九號(一)三三三七
○出版物一種同上	(告)內務部百三十號(一)三三三七
○同上	(告)內務部百三十一號(一)三三三七
○同上	(告)內務部百三十二號(一)三三三七
○出港稅	(法)第二十五號(三) 三二
○沖繩縣酒類出港稅則中改正	(法)第二十五號(三) 三二
○臺灣稅出稅及出港稅規則中改正	(律)第六號(六) 七
○大崎市ニ市内出札所設置	(告)逓信第九百五十七號(一)〇三二八
○同上中改正	(告)逓信第九百五十七號(一)〇三二八
○出品	(法)第五號(三) 三
○日本大博覽會出品外國貨物免稅ニ關スル件	(法)第五號(三) 三
○日本大博覽會ノ出品ニ對スル發明、商標、實用新案及商標保護ニ關スル件	(法)第三十二號(三) 二七
○日本大博覽會出品部類目錄 (告)農商務部百六十號(一)〇三〇	(告)農商務部百六十號(一)〇三〇
○因徒	(法)第三十五號第七十三號(農務部軍法會議ニ於テ處斷シ地方監獄ニ拘禁スルハ因徒ニシテ軍法ニ在テ著手送方廢止 (法)第三十五號五十八號(一)九
○從軍	(法)第三十五號第七十三號(農務部軍法會議ニ於テ處斷シ地方監獄ニ拘禁スルハ因徒ニシテ軍法ニ在テ著手送方廢止 (法)第三十五號五十八號(一)九
○勳章勳章令制定明治十六年大政官制令第二十二號(勳章ヲ打スル者榮譽汚辱ノ所爲アル時及賞賜廢止ノ訴ヲ受ケ拘留若クハ保釋費付ノ時處分方) 明治三十二年勳令第三百九號(從軍記章授與及佩川停止取扱手續ニ關スル件)廢止 (勳)第二百九十一號(三) 三三	(勳)第二百九十一號(三) 三三
○武器	(法)第三十五號第七十三號(農務部軍法會議ニ於テ處斷シ地方監獄ニ拘禁スルハ因徒ニシテ軍法ニ在テ著手送方廢止 (法)第三十五號五十八號(一)九
○治安警察法ニ依リ武器其他ノ物件携帶禁止ノ件	(省)內務部第三號(三) 四
○治安警察法ニ依リ武器其他ノ物件携帶禁止地條	(省)內務部第十號(七) 二〇七
○銃器	(法)二十九號勳令第二百七十八號(農務部政府所屬機關官吏、巡查、看守、役所看守及其特別ニシテタル者銃器携帶ノ件)中改正 (勳)第二百三十一號(六) 四三
○衆議院	(法)第五十八號(四) 一七
○衆議院議員選舉法中改正	(法)第五十八號(四) 一七
○衆議院議員選舉法中改正	(法)五月十一日(四) 七

○宿直	○明治三十年勳令第二十四號(大林區署員宿直及徹夜者食料支給方)中追加 (勳)農商務部第十三號(五) 二四〇
○宿料	○陸軍監獄看守宿料支給細則中改正 (海)陸軍部第三十二號(四) 八
○同上	(海)陸軍部第三十九號(四) 八
○主計	○海軍軍醫學生、砲術學生、造船學生、造兵學生、主計學生條例中改正 (勳)第二百九十五號(三) 五七
○明治四十二年召集士官候補生、主計候補生、中央幼年學校理科生徒、地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心	(告)陸軍部第二十五號(九)一八〇七
○海軍少主計候補生採用試驗出願方 (告)海軍部第三號(三) 三七〇	(告)海軍部第三號(三) 三七〇
○海軍中少主計採用ニ付志願者出願方 (告)海軍部第七號(三) 八三九	(告)海軍部第七號(三) 八三九
○海軍中少主計、海軍少主計候補生採用ニ付出願方 (告)海軍部第十二號(九)一八二六	(告)海軍部第十二號(九)一八二六
○國有林野主產物年額賣拂規則中改正 (省)農商務部第二十四號(三) 四七九	(省)農商務部第二十四號(三) 四七九
○手工	○臺灣小學校規則ニ依リ尋常小學校各學年教科目中等工增加 (府)臺灣總督第十三號(三) 一四
○警備品運送規程中追加 (海)海軍部第二十號(三) 三六	(海)海軍部第二十號(三) 三六
○同上 (海)海軍部第五十號(四) 九六	(海)海軍部第五十號(四) 九六
○同上 (海)海軍部第一號(八) 一六二	(海)海軍部第一號(八) 一六二
○明治四十年勳令百一十一號(警備品中兵器ニ關入ノ物件)廢止 (海)海軍部第十七號(三) 三〇	(海)海軍部第十七號(三) 三〇
○准判任 (〇)ハノ部判任ノ項ニ關ス	(勳)第二百四十九號(一〇) 四七
○巡查	○明治二十九年勳令第四百四十八號(廳府縣巡查定員ノ件)中改正 (勳)第二百四十九號(一〇) 四七
○明治三十四年勳令第六十四號(東京府下及沖繩縣下ノ島嶼ニ在動スル地方官廳ノ責任官判任官及巡查員ニ手當給與ノ件)中改正 (勳)第九十二號(四) 三三三	(勳)第九十二號(四) 三三三
○巡查給與品及賞與品規則中改正 (勳)第三百三十五號(五) 二六二	(勳)第三百三十五號(五) 二六二
○外國在勤警部巡查任用及支給規則中改正 (勳)第六十一號(六) 二九六	(勳)第六十一號(六) 二九六
○巡查看守送還料及遣送扶助料法施行令中改正 (勳)第七號(三) 一〇	(勳)第七號(三) 一〇
○巡查服制改正 (勳)第八號(三) 四	(勳)第八號(三) 四
○巡查服制規則中改正 (勳)內務部第二號(三) 八	(勳)內務部第二號(三) 八
○明治二十九年勳令第二百七十八號(臺灣總督府所屬機關官吏、巡查、看守、役所看守及其特別ニシテタル者銃器携帶ノ件)中改正 (勳)第二百三十一號(六) 四三	(勳)第二百三十一號(六) 四三
○神太ニ於ケル巡查警約期限 (勳)內務部第十一號(二) 三七一	(勳)內務部第十一號(二) 三七一

- 韓國政府公布ノ巡査配置請願規則並ニ同規則第三條ノ費用ニ關スル件譯文 (告) 統監第二百四號(三)三八八
- 青森縣ニ於ケル縣費支辨市町村立小學校及實業補習學校教員幼稚團保母ノ巡査縣有給吏員退職料扶助料給與金扶助金受領手續 (告) 臺灣總督第七十號(五)三三九
- 關東都督府巡査看守手當支給規則中改正 (府) 關東都督第二號(三)一〇
- 同上 (府) 關東都督第三號(三)一〇
- 關東都督府巡査看守在勤手當支給規則中改正 (府) 關東都督第十四號(四)三三
- 巡査配置請願規則 (府) 關東都督第二十一號(四)五九
- 明治四十一年度請願巡査費 (告) 關東都督第三十三號(四)八一九
- 同上中追加 (告) 關東都督第五十九號(六)四九四
- 〔浚渫〕
- 打狗港浚渫浚渫作業ノタメ點燈 (告) 臺灣總督第七十四號(六)四八六
- 基隆港内浚渫區域圖別用浮標點燈及G號浚渫工事中撤去 (告) 臺灣總督第七十八號(六)四八九
- 〔私書函〕
- 郵便私書函使用規則 (府) 統監第三十三號(九)一四五
- 侍從武官府官制制定侍從武官官制廢止 (勅) 第三百十九號(三)五八八
- 〔人員〕
- 明治四十二年召集士官候補生、主計候補生、中央幼年學校豫科生徒、地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心得 (告) 陸軍第二十五號(九)二八〇七
- 〔人口〕
- 人口二十萬以上ノ市ニ於ケル兵事事務ニ關スル件 (勅) 第九十三號(三)三三三
- 徵兵事務條例施行細則外十四件中東京市京都市大阪府市ニ關スル規定ハ區長ヲ月籍吏ト爲シタル人口二十萬以上ノ市ニ準用 (省) 陸軍第八號(四)一一五
- 東京市京都市大阪府市ニ關スル規定ハ區長ヲ月籍吏ト爲シタル人口二十萬以上ノ市ニ準用ス (省) 海軍第一號(四)二二七
- 明治三十一年訓令第一號(人口統計材料統計表取扱手續及人口統計材料統計小票取扱手續)中改正 (訓) 內閣第一號(九)三二二
- 明治三十九年十二月三十一日調查北海道區劃及北海道一級町村制施行地ニ於ケル現住人口 (告) 內務第十四號(三)一六五
- 明治四十年十二月三十一日調查北海道區劃及北海道一級町村制施行地ニ於ケル現住人口 (告) 內務第八十六號(九)一七九七
- 〔人名〕
- 明治三十七八年戰役ノタメ死没ノ陸軍軍人軍屬增補 (告) 陸軍第十二號(四)五八五

- 明治四十年告示第七號(明治三十七八年戰役ニ於テ戰死若クハ戰傷後死没シタル軍人軍屬等增補神社ノ臨時合祀人名)中削除 (告) 陸軍第十六號(五)八三七
- 明治三十七八年戰役及韓國暴徒鎮壓事件ノタメ死没ノ陸軍軍人軍屬增補神社ノ臨時合祀人名 (告) 陸軍第十四號(四)五九九
- 明治三十七八年戰役ノタメ死没ノ海軍軍人軍屬增補神社ノ臨時合祀人名 (告) 海軍第五號(四)六〇五
- 高等教育會議議員互選人名 (告) 文部第八十二號(六)二六八
- 〔審理〕
- 關東州裁判事務取扱令制定關東州刑罰令、關東民事審理規則及關東州刑事審理規則廢止 (勅) 第二百十三號(九)三九九
- 〔審査〕
- 在外指定學校職員恩給審査規程 (府) 統監第十九號(六)八五
- 〔森林〕
- 韓國森林特別會計規則中改正 (勅) 第四百四號(六)二七〇
- 明治四十年省令第十六號(韓國森林特別會計規則ニ依リ同會計ニ要スル請書類帳簿等ノ様式)中追加 (省) 大藏第三十一號(六)一八三
- 森林組合登記取扱手續 (省) 司法第一號(二)四
- 森林組合登記簿ノ謄本、抄本交付ノ請求等ニ關スル手續料準據方 (省) 司法第二號(二)八
- 明治四十年年度購入積出及森林實金積入積出科目表中増設 (訓) 農商務第五號(五)一九七
- 同上 (訓) 農商務第七號(五)一九八
- 明治四十一年年度積入積出及森林實金積入積出科目表
- 同上中増設 (訓) 農商務第九號(五)二〇〇
- 同上 (訓) 農商務第十五號(五)二〇七
- 同上 (訓) 農商務第十八號(六)二一四
- 同上 (訓) 農商務第十九號(七)二一九
- 同上 (訓) 農商務第二十三號(八)二二二
- 同上 (訓) 農商務第三十五號(二)四〇九
- 同上 (訓) 農商務第三十八號(三)四一〇
- 同上 (告) 農商務第一號(二)四九
- 同上 (告) 農商務第三號(二)九七
- 同上 (告) 農商務第二十一號(三)二〇四
- 同上 (告) 農商務第二十三號(三)二二五
- 同上 (告) 農商務第二十四號(三)二二四
- 同上 (告) 農商務第二十五號(三)二二二
- 同上 (告) 農商務第三十三號(三)四〇五
- 同上 (告) 農商務第四十三號(四)六四九
- 同上 (告) 農商務第六十四號(四)六八四
- 同上 (告) 農商務第六十五號(四)六九九
- 同上 (告) 農商務第六十六號(四)七〇七
- 同上 (告) 農商務第六十七號(四)七二二

○同上	(告)農商務第六十九號(四)七三五	○同上	(告)農商務第二百二十九號(九)八五六
○同上	(告)農商務第七十號(四)七三〇	○同上	(告)農商務第二百三十七號(九)八五九
○同上	(告)農商務第七十一號(四)七三八	○同上	(告)農商務第二百四十九號(一〇)三〇〇
○同上	(告)農商務七十二號(五)八六〇	○同上	(告)農商務第二百六十七號(一〇)三〇〇
○同上	(告)農商務七十三號(五)八六八	○同上	(告)農商務第二百七十一號(一〇)三〇三
○同上	(告)農商務七十九號(五)九〇八	○同上	(告)農商務第二百七十二號(一〇)三〇三
○同上	(告)農商務第九十五號(五)九二六	○同上	(告)農商務第二百九十九號(一〇)三〇〇
○同上	(告)農商務第九十七號(五)九四九	○同上	(告)農商務第三百一十二號(一〇)三〇五
○同上	(告)農商務第九十九號(五)九五七	○同上	(告)農商務第三百三十三號(一〇)三〇五
○同上	(告)農商務第一百號(五)九六八	○同上	(告)農商務第三百三十三號(一〇)三〇五
○同上	(告)農商務第一百二號(五)九七六	○同上	(告)農商務第三百五十三號(一〇)三〇五
○同上	(告)農商務第一百四號(五)九八六	○同上	(告)農商務第四百十七號(一〇)三〇五
○同上	(告)農商務第九號(五)一一〇	○同上	(告)農商務第四百十八號(一〇)三〇五
○同上	(告)農商務第一百十號(五)一一〇	○同上	(告)農商務第四百十七號(一〇)三〇五
○同上	(告)農商務第一百十六號(五)一一〇	○同上	(告)農商務第四百十七號(一〇)三〇五
○同上	(告)農商務第一百二十一號(五)一一〇	○同上	(告)農商務第四百十七號(一〇)三〇五
○同上	(告)農商務第一百二十四號(五)一一〇	○同上	(告)農商務第四百十七號(一〇)三〇五
○同上	(告)農商務第一百二十七號(五)一一〇	○同上	(告)農商務第四百十七號(一〇)三〇五
○同上	(告)農商務第一百二十八號(五)一一〇	○同上	(告)農商務第四百十七號(一〇)三〇五
○同上	(告)農商務第一百二十九號(五)一一〇	○同上	(告)農商務第四百十七號(一〇)三〇五
○同上	(告)農商務第一百三十二號(五)一一〇	○同上	(告)農商務第四百十七號(一〇)三〇五
○同上	(告)農商務第一百三十三號(五)一一〇	○同上	(告)農商務第四百十七號(一〇)三〇五
○同上	(告)農商務第一百三十四號(五)一一〇	○同上	(告)農商務第四百十七號(一〇)三〇五

○改正增補萬國船舶信號書中改正	(告)通信第三百三十三號(一)三三九九	○明治四十年府令第十四號(新開電報規則)臺灣二處	(府)臺灣總督府第五十八號(一〇)二五〇
○軍艦安藤外五隻及驅逐艦浦波信號符字點附	(通)海軍第十六號(三) 三〇〇	○外國通商電報料金減中通知	(告)通信第六百九十五號(五)二六〇
○軍艦最上信號符字點付	(通)海軍第六十一號(四)一〇一	○同上	(告)通信第七百四十五號(五)二七〇
○驅逐艦信號符字點付	(通)海軍第六十一號(三)二六四	○同上	(告)通信第八百四十九號(五)二八九
○軍艦安藤外六隻信號符字點附	(告)通信第三百三十三號(一)二八九	○同上	(告)通信第九百二十九號(一〇)三〇三
○軍艦信號符字點附	(告)通信第五百六號(四)七八五	○全日日報發賣頒布禁止	(告)臺灣總督府第三十九號(五)五五五
○軍艦浦波外一隻信號符字點附	(告)通信第三百八十一號(三)三六五六	○全日日報第一千六百四十六號同上	(告)臺灣總督府第四十三號(三)三六六
○關東都督府天氣通報信號	(告)關東都督府第二十一號(三)五五五	○全日日報第一千六百五十五號頒布禁止	(告)臺灣總督府第四十四號(三)三六九
○身體	○身體検査ハケノ部検査ノ項ニ盡ス	○全日日報第一千六百五十五號頒布禁止	(告)臺灣總督府第五十四號(三)三六九
○明治四十二年新年式	(告)宮内第十九號(三)三三三七	○官省家庭申告規程	(府)關東都督府第四十號(七)二二〇
○新開電報規則中改正	(省)通信第三十八號(八)三二〇	○官廳、銀行業者對國內ニ於ケル高價電信料申請力	(府)統監府第二十二號(七) 九九
○豫約新開電報規則	(省)通信第三十九號(八)三二〇	○清國駐滬總領事部陳給與令中改正	(勅)第六十四號(三)一九一
○豫約新開電話規則中改正	(省)通信第三十九號(四)一三九	○明治三十六年勅令第十九號(清國駐在總領事官官制)	(勅)第六十二號(四)二五九
○明治三十三年省令第十七號(內地臺灣開新開電報)	(省)通信第四十號(八)三二二	○明治三十六年勅令第十九號(清國駐在總領事官官制)	(勅)第六十二號(四)二五九
○明治十六年府令第五十六號(新開電報)	(府)統監府第九十二號(七)一五二	○清國ニ於ケル發明、意匠商標及著作權ノ相互保護	(勅)第五號(八)四九
○新開電報規則	(府)統監府第十二號(五)六五		

- 明治三十二年律令第八號(本島人及清國人ニ刑事訴訟法民事訴訟法及其附屬法律適用ニ關スル件)同律令第二十四號(本島人及清國人ニ民法第二百四十條及第二百四十一條適用ニ關スル件)同四十年律令第八號(本島人及清國人ニ民法中適用ニ關スル件)廢止 (律)第十一號(九) 一五
- 清國皇帝敕ニ太皇太后兩陛下崩御ニ付キ宮中喪 (告)宮内第十四號(二)三三五
- 同上ニ付キ喪内者喪服用方 (告)宮内第十五號(二)三三五
- 在清國奉天帝國總領事館鐵嶺分館閉鎖鐵嶺ニ帝國領事館設置開館 (告)外務第七號(九)二七九七
- 在清國奉天帝國總領事館遼陽出張所閉鎖遼陽ニ帝國領事館設置開館 (告)外務第八號(九)二七九七
- 滿洲及其他ノ清國領土ニ於テ使用スル收入印紙ノ符號設定明治三十二年省令第四十九號(在清國及清國本邦郵便局ニ於テ賣下クヘキ收入印紙符號ノ件)廢止 (省)大藏第七號(三) 四六
- 清國駐劄陸軍部隊給與令規則中改正 (達)陸軍第二十九號(三) 六六
- 海軍清輝樺太旅費規則設定明治三十九年省令第三號(海軍軍人軍屬關東州、樺太島及在清國海軍ノ部隊官衙所在地ニ旅行スルトキ旅費等支給方)廢止 (省)海軍第四號(七) 二六〇
- 海軍清輝樺太旅費規則中改正 (省)海軍第七號(七) 二七九
- 清輝樺太派遣船工人夫給與規則中改正 (達)海軍第百號(八) 一六二

- 在清國本邦郵便局所及郵便切手賣捌所ニ於テ賣捌切手ノ符號推定明治三十二年省令第四十八號同件廢止 (省)逓信第八號(三) 四三
 - 帝國及在清國滿洲帝國通信官署間直接普通電報並ニ帝國船船局及在清國滿洲帝國通信官署間發着無線電報取扱方 (省)逓信第三十二號(六) 二四五
 - 在臺灣、樺太、韓國及其以外ノ郵便局所間取組電報寄料金並ニ在清國郵便局所間、同局所ト其以外ノ郵便局所間取組電報寄料金割合設定明治三十三年省令第六十五號(臺灣及清國間郵便電報寄料ノ件)廢止 (省)逓信第四十九號(三) 四八五
 - 明治三十六年省令第四號(在清國及韓國郵便局所ニ於ケル通常電報證書一枚ノ金額制限ノ件)同三十七年省令第六十二號(在清國牛莊郵便局出張所通常電報證書一枚ノ金額ニ當分ノ内額限ヲ附セサルノ件)廢止 (省)逓信第五十號(三) 四八六
 - 明治四十年府令第五號(韓國新義州清國安東縣間電話料及電話呼出料)中改正 (府)統監第十號(四) 二七
- 〔進級〕**
- 海軍高等武官進級條例中改正 (勅)第九十六號(四) 三三五
 - 陸軍兵卒進級規則中改正 (達)陸軍第十二號(三) 三三
 - 學校病院ノ教員及海兵團ノ練習生五等卒ノ教員タル下士卒ノ任用進級賞與等年加算方 (達)海軍第五十三號(四) 九九
 - 同上中追加 (達)海軍第百四十二號(二) 二三八

- 官國幣社神職俸給規則改正 (省)內務第二號(三) 一八
- 神社財產ニ關スル件 (法)第二十三號(三) 二九
- 明治四十一年法律第二十三號(神社財產ニ關スル件)施行期日 (勅)第百七十六號(七) 三三五
- 神社財產ノ登錄ニ關スル件 (勅)第百七十七號(七) 三三五
- 神社ノ財產登錄及管理並ニ會計ニ關スル件 (省)內務第十二號(七) 二四八
- 官國幣社神職俸給規則改正 (省)內務第二號(三) 一八
- 金庫出納事務規程中改正明治三十五年訓令第二號(官國幣社寶物及貴重書畫什器類管理方監督ノ件)廢止 (訓)大藏第五號(三) 三三
- 明治十二年乙第三十一號(神社明細帳書式)中刪除 (訓)內務第七號(八) 三〇九
- 明治三十七八年戰役及韓國暴徒鎮壓事件等ノタメ死歿ノ軍人軍屬靖國神社(臨時合祀ニ付キ祭式執行 (告)陸軍四月二十一日(四) 五八五
- 明治三十七八年戰役及韓國暴徒鎮壓事件ノタメ死歿ノ陸軍軍人軍屬靖國神社(臨時合祀人名 (告)陸軍第十四號(四) 五九九
- 明治四十年告示第七號(明治三十七八年戰役ニ於テ

- 戰死者ハ戰傷後死歿シタル軍人軍屬等靖國神社(臨時合祀人名)中刪除 (告)陸軍第十六號(五) 八三七
 - 明治三十七八年戰役ニ於テ戰死死亡ノ陸軍軍人軍屬等靖國神社(合祀未濟者屬出方 (告)陸軍第十九號(六) 三三二
 - 明治三十七八年戰役ノタメ死歿ノ海軍軍人軍屬靖國神社(臨時合祀人名 (告)海軍第五號(四) 六〇五
 - 官幣大社臺灣神社例祭執行當日參列者資格 (告)臺灣總督第百二十號(二〇)三三九
- 七ノ部**
- 〔火鉢〕**
- 各團體付ノ煙爐、煙房等及火鉢使用期間 (達)海軍第百四十三號(二) 二三八
 - 明治十年海軍省達第四十八號(カール、ハル、點火及火鉢煙草盒換用期限ノ件)同二十六年同達第百二十二號(カール、ハル、火鉢ノ併用ヲ止ムル件)廢止 (達)海軍第百四十四號(二) 二五九
- 〔費用〕**
- 在外公館費用條例中改正 (勅)第百十三號(五) 二四一
 - 同上 (勅)第百五十五號(六) 二六九
 - 同上 (勅)第百九十四號(二) 三五七
 - 在外公館費用條例施行規則中改正 (省)外務第一號(七) 二五五
 - 明治三十三年告示第四十一號(領事館ノ徵收スル手數料及出張費用收入印紙ヲ以テ納付セシムル地指(定)中追加 (告)外務第二號(五) 八二二

○明治三十一年陸軍第六十七號(陸軍總司令部)依リ
倉ニ送スヘキ豫備役屯田兵ノ費用支辨方ノ廢止
(達)陸軍第八十五號(二) 二五三

○陸軍政府公布ノ逓査配賦願規則並ニ同規則第三條
ノ費用ニ關スル件ノ廢止
(告)統監第二百四號(二)三六八

○陸軍政府公布ノ刑事裁判費用規則、民事訴訟手数料
規則及民事訴訟費用規則ノ廢止
(告)統監第八十二號(二)三三三

○團體ノ費用徵收及寄附金品募集ニ關スル規則中改正
(府)臺灣總督第二十九號(七) 一〇〇

○同上
(府)臺灣總督第六十八號(三) 三〇三

○關東州裁判費用令
(府)關東都督第五十三號(二) 二七九

○水利組合法ニ依リ豫算調製ノ式及費目流用其他財務
ニ關スル件
(省)內務第十三號(八) 二九三

○肥料取締法改正
(法)第五十一號(四) 一四八

○肥料取締法施行期日
(勅)第六十六號(六) 三〇〇

○肥料取締法施行規則改正
(省)農商務第十七號(八) 三〇三

○肥料検査ノタメ必要ナル分析、鑑定心得規定明治三
十四年勅令第二十二號(同件)廢止
(訓)農商務第二十五號(九) 三二六

○空溜活源飲料水管採取規則中試案及錫ノ試驗方法
(勅)第三百三十二號(三) 三二一

○明治三十四年内務省令第三十號ニ依リ
(府)臺灣總督第四十號(八) 二四一

○關東都府府院飼養ノ馬匹數目ニ關シ
(告)關東都督百十五號(三)三七〇

○普通通商郵便物中第三、四、五種ニ限リ對答日附印ヲ
押捺セザル場合
(告)臺灣總督第六號(二) 一六〇

○臺灣總督府始政第三十三回紀念ノタメ郵便局所ニ於テ
特殊日附印使用
(令)臺灣總督第七十五號(六)二四八七

○臺灣總督府鐵道全通紀念ノタメ、一等及二等車
所在地三等局等ニ於テ特殊日附印押捺
(告)臺灣總督百十七號(二)三三八

○海軍紀念日當日旅順郵便局及同局新設出張所ニ於
テ特殊日付印使用
(令)關東都督第五十四號(六)二四九二

○明治二十七年省令第五號(軍馬飼養)干草供給競爭加
入者資格ノ廢止
(省)陸軍第十三號(六) 一八八

○臨時臺灣工部官制制定臨時臺灣基隆港港務官制
臺灣總督府電氣局業務所官制及明治四十年勅令第百二
十二號(埤圳)改正ノ事務ニ從事スル職員ニ關スル件
(勅)第百八十七號(七) 三三一

○官設埤圳規則
(省)第四號(三) 三

〔病院〕

○新設病院條例改正
(勅)第二十五號(三) 九七

○學校病院ノ教員及海兵團ノ練習生五等卒ノ教員タル
下士卒ノ任用進級賞與停年加算方
(達)海軍第五十三號(四) 九九

○同上中追加
(達)海軍第四百四十二號(二) 三三八

○醫術開業試驗附屬永樂病院移轉
(告)文部第八十六號(六) 二七五

○戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル條
約
(條)第一號(六) 一

○陸軍被服廠條例改正
(勅)第二十三號(三) 九四

○營内居住下士以下階級用被服貨物及返納手續中改正
(省)陸軍第二十四號(三) 四七三

○陸軍監獄看守陸軍看守及陸軍傭人被服規則中改正
(達)陸軍第五十六號(八) 二五九

○被服特別積立金取扱手續
(達)陸軍第七十一號(一〇) 一八七

○郵便局國庫債券償還及引換取扱規則
(省)逓信第二十號(四) 一四〇

○郵便官署保管國庫債券引換規則
(省)逓信第二十一號(五) 一七九

○郵便局國庫債券償還及引換取扱規則施行規則
(府)統監第十四號(五) 六九

〔病院〕

○郵便局國庫債券償還及引換取扱規則中所稱一等局ノ
事務ハ臺北郵便局ヲシテ取扱ハシム
(告)臺灣總督第六十九號(五) 二五九

○鐵道院總裁秘書ノ任用及官等ニ關スル件
(勅)第三百三十二號(三) 三二一

○韓國政府公布ノ非訟事件手續規則廢止
(告)統監百七十五號(二) 三二七

○地方稅制限ニ關スル件制定非常特別稅法中地租、香
業稅及所得稅ノ地方稅制限ニ關スル規定廢止
(法)第三十七號(三) 六五

○明治三十八年省令第一號(非常特別稅法)施行規則ニ
依リ通行稅辦法(中)改正
(省)大藏第十九號(四) 一〇三

○非常特別稅法ニ依リ輸入徵收額證明規程中改正
(達)會計檢査院第一號(二) 二九

○陸軍醫官設定明治十九年陸軍省令乙第五十二號(衛
生其他ノ醫官)廢止
(達)陸軍第五十五號(七) 一五九

○戰時陸軍赤十字會章設定明治二十二年陸軍第六十五
號(中)衛生部員及衛生ノ事務ニ關スル各兵各部隊員位
ニ據テ章章廢止
(達)陸軍第六十二號(七) 一六五

○美術展覽會規程中改正
(告)文部第五十五號(三) 一八五

- 同上 (告) 文部第二百三十三號(二)八一九
- 第二回美術展覽會ニ關スル規定 (告) 文部第五十六號(三) 一八四
- 第二回美術展覽會會場 (告) 文部第二百二號(三) 三八三
- 第二回美術展覽會會場中改定 (告) 文部第二百十五號(八)二六八四
- 文部省第二回美術展覽會會場改定 (告) 文部第二百三十八號(一〇)三〇三四
- [品評會] (府) 臺灣總督府第四十三號(九) 一八五
- 共進會及品評會發給授與規則
- 七ノ部
- [廢]
- 酒母、醱及麹取締法中改正 (法) 第二十六號(三) 三二
- [戻稅]
- 煉乳原料砂糖戻稅法 (法) 第二十七號(三) 三三
- 煉乳原料砂糖戻稅法施行規則 (勅) 第四十九號(三) 一七七
- [目録]
- 日本大博覽會出品部類目録 (告) 農商務第六十號(六)二四〇四
- [文部]
- 文部省官制中改正 (勅) 第六十七號(三) 一九七
- 文部省直轄諸學校官制中改正 (勅) 第六十八號(三) 一九八
- 文部省直轄諸學校職員定員令中改正 (勅) 第六十九號(三) 一九九
- 文部省外國留學生規程中改正 (勅) 第八十一號(四) 二二二
- 七ノ部
- [生徒]
- 陸軍利法ヲ適用セサル陸軍所屬ノ學生、生徒ニ關スル件 (勅) 第二百五十五號(一〇) 四七六
- 海軍利法ヲ適用セサル海軍所屬ノ學生、生徒ニ關スル件 (勅) 第二百二十二號(九) 四二七
- 陸軍將校生徒試驗委員條例改定 (軍) 陸第十號(二) 二四
- 海軍造船生徒及造兵生徒條例中改正 (勅) 第二百二十三號(九) 四二八
- 陸軍士官ノ候補者及陸軍諸生徒死傷手当金給與ノ件 制定明治二十五年勅令第百十八號(陸軍諸生徒手当金給與方)廢止 (勅) 第百七十三號(七) 三三三
- 海軍候補生及海軍諸生徒死傷手当金給與ノ件 (勅) 第百九十五號(八) 三三八
- 陸軍測量部修技所生徒募集規則中改正 (省) 陸軍第二號(三) 二八
- 明治三十六年陸軍第九十二號(下士以下赴任、候補生及生徒入校又ハ歸隊ノトキ刀劔ヲ佩用セシメス)廢止 (達) 陸軍第六十七號(一〇) 一八五
- 陸軍砲工學校以下學校學生入學時期指定明治三十三年陸軍第八十五號(陸軍砲工學校以下學校學生入學生徒入學時期)廢止 (達) 陸軍第六號(二) 六
- 明治四十二年召集士官候補生、主計候補生、中央幼年學校豫科生徒、地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心 (告) 陸軍第二十五號(九)二八〇七

- 陸軍戸山學校軍樂生徒召集 (告) 陸軍第五號(二) 二五
- 陸軍測量部修技所生徒募集 (達) 陸軍第二十一號(三) 四四
- 海軍造船兵生徒規則中改正 (省) 海軍第十三號(一〇) 四〇一
- 明治四十一年勅令第百九十五號ニ依リ傷疾疾病補重ノ等差準用方 (達) 海軍第百三號(八) 一六二
- 海軍兵學校及海軍機關學校生徒召集 (告) 海軍第一號(二) 二五
- 學生生徒身體檢査規程中改正 (省) 文部第十三號(三) 七五
- 本年各高等學校ニ入學セシムヘキ生徒ノ數及選拔試驗ニ關スル事項 (告) 文部第百四十八號(四) 六一五
- 明治四十一年度工業教員養成所生徒募集員數 (告) 文部第五十八號(三) 一八六
- 明治四十年勅令第十八號(學事狀況ニ關スル報告中職員及生徒兒童數申報方)中改正 (訓) 統監第五號(三) 二二五
- 臺灣總督府國語學校生徒學費支給規則改定臺灣總督府國語學校國語傳習所給費生及師範學校生徒支給規則廢止 (府) 臺灣總督府第二十三號(六) 八七
- [整理]
- 國庫債券整理規程 (省) 大藏第八號(三) 四六
- 明治四十一年度耕地整理及土地改良獎勵規則 (省) 農商務第三號(四) 一二三
- 國庫債券整理規程ニ依リ發行スル大日本帝國政府五分利公債證書ノ格式 (告) 大藏第六十三號(四) 五〇〇
- 國庫債券整理規程ニ依リ發行ノ公債額 (告) 大藏第百五十五號(一〇)三〇一八
- 韓國政府公布ノ帝室債務ニ關スル件、官內府所管及慶祥宮所屬財產ノ移屬及帝室財產ノ整理ニ關スル件 (告) 統監第百二十一號(八)二七八五
- 管内市街官有土地家屋整理ノタメ調査執行ニ付中注 (告) 關東都督第七十六號(八)二七九五
- [請願]
- 逕賣團圓請願規則 (府) 關東都督第二十一號(四) 八九
- [製鐵]
- 明治三十八年法律第十七號(煙草專賣局及製鐵所煙草運送資本補足ニ關スル件)中改正 (法) 第十二號(三) 一一一
- 製鐵所官制中改正 (勅) 第百二十一號(三) 二五二
- 明治三十六年勅令第十九號(濟南駐在製鐵所官制)與ニ關スル件中改正 (勅) 第百十二號(四) 二五九
- 製鐵所ニ於テ販賣スル鋼鐵ノ加工請買ニ關スル請願契約ノ件 (勅) 第百四十八號(一〇) 四七二
- [製材]
- 國有製材所貸付ニ關スル請願契約ノ件 (勅) 第百三十一號(三) 四三三
- 國有林野產物ノ賣拂ニシテ製材所ノ貸付ト共ニスル場合ニ適當セサル規定ノ件 (省) 農商務第二十一號(三) 四七七
- [製紙]
- 千住製紙所官制改正千住製紙所長特別任用令廢止 (勅) 第百七號(四) 三三三

○ 砲兵工廠製品代金運納ニ關スル件 (勅)第二百六十九號(一〇) 四八七	○ 國有林野產物製品年額實拂規則 (省)農商務第十號(五) 一七〇	○ 國有林野產物製品交拂規則中改正 (省)農商務第二十五號(三) 四七九	○ 國有林野產物製品年額實拂規則中改正 (省)農商務第二十六號(三) 四八〇
〔稅務〕			
○ 稅務監督局官制中改正 (勅)第九十八號(四) 三二七	○ 稅務監督官制中改正 (勅)第九十九號(四) 三二九	○ 稅務監督局及稅務監督員特別任用令制定明治三十五年勅令第二百四十八號(稅務監督局事務官及稅務官特別任用令、同第二百四十九號(稅務監督特別任用)件)及明治三十六年勅令第一號(稅務監督局事務官及專賣局職員特別任用)件(廢止) (勅)第二百四號(四) 三三二	○ 明治三十一年勅令第三百十五號(稅務關及專賣局書記ノ俸給ニ關スル件)中改正 (勅)第三百三號(四) 三三三
○ 金庫所在地外ニ在リテ稅務署取扱ニ係ル租稅及租稅外收入金拂込方 (訓)大藏第三十二號(六) 二五二	○ 納稅告知書、納入告知書ヲ發セサル收入金及滯納ノタメ督促狀ヲ發スルニ方リ稅務署ニ納付スヘキコトヲ指定シタル稅金並ニ督促手數料領收方 (訓)大藏第三十三號(六) 二五三	○ 稅務統計彙編調製規程中改正 (訓)大藏第三十四號(六) 二五三	○ 明治三十六年勅令第三十九號(稅務統計彙編調製規程)中改正 (訓)大藏第三十五號(六) 二六八
○ 稅務統計彙編調製規程中改正 (訓)大藏第三十四號(六) 二五三	○ 稅務統計彙編調製規程中改正 (訓)大藏第三十四號(六) 二五三	○ 稅務統計彙編調製規程中改正 (訓)大藏第三十四號(六) 二五三	○ 稅務統計彙編調製規程中改正 (訓)大藏第三十四號(六) 二五三
○ 稅務統計彙編調製規程中改正 (訓)大藏第三十四號(六) 二五三	○ 稅務統計彙編調製規程中改正 (訓)大藏第三十四號(六) 二五三	○ 稅務統計彙編調製規程中改正 (訓)大藏第三十四號(六) 二五三	○ 稅務統計彙編調製規程中改正 (訓)大藏第三十四號(六) 二五三

○ 佐野稅務署移轉 (告)大藏第二百二十一號(七) 二五〇	○ 茂原稅務署移轉 (告)大藏第二百四十四號(九) 一八〇	○ 折尾稅務署移轉 (告)大藏第二百四十一號(九) 一八〇	○ 上京稅務署移轉 (告)大藏第二百四十二號(九) 一八〇	○ 宇和島稅務署移轉 (告)大藏第二百五十一號(一〇) 一七〇	○ 熊本稅務署移轉 (告)大藏第六十號(二) 三三二	○ 室積稅務署移轉 (告)大藏第六十四號(二) 三三三	○ 小樽稅務署移轉 (告)大藏第七十四號(二) 三三三	○ 大曲稅務署移轉 (告)大藏第七十五號(二) 三三三	○ 船場稅務署移轉 (告)大藏第七十八號(二) 三三三	○ 周山稅務署移轉 (告)大藏第八十一號(二) 三三三	○ 宮津稅務署移轉 (告)大藏第八十二號(二) 三三三	○ 上諏訪稅務署移轉 (告)大藏第八十六號(二) 三三三
〔稅關〕												
○ 稅關官制中改正 (勅)第四十八號(三) 一七六	○ 臺灣總督府稅關官制中改正 (勅)第七十四號(七) 三三三	○ 明治三十二年勅令第六十九號(稅關支署名稱位置及管轄區域)中改正 (勅)第三十五號(三) 二一八	○ 明治二十九年勅令第二百七十八號(臺灣總督府所屬稅關監督、巡查、看守、燈臺所看守及其特ニ定メタル者統籌攜帶ノ件)中改正 (勅)第二百三十一號(六) 四七五	○ 明治三十二年省令第十四號(稅關監督設置)中改正 (省)大藏第十三號(四) 九七	○ 稅關所屬起重機使用料 (省)大藏第二號(二) 二							
○ 大阪稅關棧島出張所及監視部廳舍新築工事請負競争加入者資格 (省)大藏第二十七號(五) 一五〇	○ 關稅噸稅及稅關雜收入取扱規程中改正 (訓)大藏第二十四號(四) 三三三	○ 稅關長ニ對シ專賣局作業費仕掛算ヲ執行ノ命ヲタル場合ニ於テ該課算經理ニ係ル取扱方 (訓)大藏第十八號(五) 一八七	○ 橫濱稅關假置地區改正 (告)大藏第六十六號(二) 三三三	○ 稅關監督所設置 (告)關東都督第二號(二) 一六二	○ 納稅告知書、納入告知書ヲ發セサル收入金及滯納ノタメ督促狀ヲ發スルニ方リ稅務署ニ納付スヘキコトヲ指定シタル稅金並ニ督促手數料領收方 (訓)大藏第三十三號(六) 二五二	○ 樽太ニ於ケル運賃暫約期限 (訓)內務第十一號(二) 七七一	○ 政府ニ納ムヘキ保證金其他ノ擔保ニ充用スル國債ノ價格ニ關スル件制定明治三十八年勅令第二十號(擔保トシテ政府ニ納ムヘキ國債證券ノ價格算定ニ關スル件)廢止 (勅)第二百八十七號(二) 一五〇	○ 明治二十七年省令第二號(政府第三債務者トシテ差押ヘラレタル債務額ノ仕務停止仕務執行及供託ニ關スル手續)中改正 (省)大藏第十二號(四) 九一	○ 政府ノ貸渡スルノ百斤當價格 (告)大藏第九號(六) 二五九			

<ul style="list-style-type: none"> ○ニカラガ、白鷺、サルワドル及塞爾維羅馬締結條約ニ加入 (告) 逕傳第千九百九十六號(二)(二四二) ○[接見簿] ○共犯名簿、接見簿及死亡帳簿式改正 (訓) 司法第五號(八) 三二二 	<ul style="list-style-type: none"> ○[少尉] ○海軍少尉候補生實務練習規則改正 (達) 海軍第百三十六號(二) 二二〇 ○海軍機關少尉候補生實務練習規則改正 (達) 海軍第百三十七號(二) 二三四 	<ul style="list-style-type: none"> ○[消防] ○警察官及消防官制服改正明治三十二年勅令第百二十二號(警察官及消防官帶圍ノ制) 廢止 (勅) 第七號(三) 七 ○警察官及消防官服裝規則中改正 (訓) 內務第一號(三) 七 ○[消耗] ○將校同相當官各自製着スル樂器ノ入取治染ニ要スル藥物及消耗品自辨願 (達) 陸軍第四十四號(五) 一二六 ○四季及小演習用消耗兵器年額表中改正 (達) 海軍第九十六號(七) 二五三 ○四季及小演習用消耗兵器年額表改正 (達) 海軍第百二十八號(一〇) 一九八 ○同上追加 (達) 海軍第百四十號(二) 二二七 	<ul style="list-style-type: none"> ○[消防栓] ○旅順及大連水道專用消防栓規則 (府) 關東都督第五十九號(一〇) 二八八 ○[消費] ○石油消費稅法 (法) 第二十一號(三) 二二四 ○石油消費稅法施行規則 (勅) 第四十一號(三) 二二七 ○石油消費稅法ヲ臺灣ニ施行スルノ件 (勅) 第百三十一號(五) 二五九 ○石油消費稅法施行規則 (府) 臺灣總督第三十五號(八) 二三五 ○石油消費稅ニ關スル臺帳、檢査簿、査定簿及現況報告書樣式準據方 (訓) 大藏第八號(三) 六四 ○砂糖消費稅法中改正 (法) 第一號(三) 一 ○砂糖消費稅法施行規則中改正 (府) 臺灣總督第五十三號(六) 二六 	<ul style="list-style-type: none"> ○[召募] ○砲兵工長候補者召募 (告) 陸軍第六號(三) 二七七 ○海軍兵學校及海軍機關學校生徒召募 (告) 海軍第一號(二) 二五 ○[召集] ○帝國議會召集 (昭) 十一月九日(二) 一五 ○陸軍召集諸費支辨ニ關スル件制定明治三十年法律第十三號(陸軍召集諸費支辨ニ關スル件) 廢止 (法) 第十七號(三) 二五
--	---	--	---	---

<ul style="list-style-type: none"> ○陸海軍召集諸費支辨方ニ關スル件 (勅) 第六十一號(三) 一八九 ○明治四十一年度勅令上ノ召集事務ニ關スル第一乃至第四號國令ノ管轄區域 (省) 陸軍第十六號(九) 三三三 ○陸軍召集諸費支出規程改正明治三十七年省令第二號(戰時若クハ奉還ニ際シ臺灣居住者ノ臺灣陸軍守備部隊ニ召集スル場合ニ於ケル召集諸費支出規程) 廢止 (省) 陸軍第十一號(五) 一五一 ○臺灣寄留者演習召集規程中改正 (省) 陸軍第二十號(二) 四三二 ○海軍召集諸費支出規程改正 (省) 海軍第二號(六) 一八九 ○海軍召集諸費例施行細則中召集令狀及旅費取計方 (省) 海軍第三號(六) 一九四 ○臺灣在籍陸軍軍人戰時召集規程中改正 (府) 臺灣總督第四號(三) 五 ○臺灣陸軍召集諸費支出規程 (府) 臺灣總督第四十四號(六) 一八六 ○明治二十三年勅令第百五十號(陸軍臨時召集諸費支庫支出取扱順序) 同二十七年勅令第三十九號(海軍臨時召集諸費支庫取扱方) 廢止 (訓) 大藏第四十九號(一〇) 三三〇 ○明治三十年陸軍第四十七號(現役滿期又ハ召集解除ノ際懲罰期中ニ在ル者取扱ノ件) 廢止 (達) 陸軍第八十五號(三) 二五三 ○陸軍軍備役後備將校同相當官准士官下士官卒歸休兵補充兵演習召集教育召集年次及日數表制定明治三十五年勅令第九號(歸休兵理備役兵按備役兵第一補 	<ul style="list-style-type: none"> ○充兵演習召集年次區分及日數表) 廢止 (告) 陸軍第一號(二) 二二 ○明治四十二年召集士官候補生、生計候補生、中央幼年學校理科生徒、地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心 (告) 陸軍第二十五號(九) 一八七 ○陸軍戸山學校軍樂生徒召募 (告) 陸軍第五號(二) 二五 ○[銷却] ○國債證券買入銷却 (告) 大藏第五十六號(四) 五七七 ○第一回國庫債券銷却 (告) 大藏第百六十八號(二) 三三六 ○[責任] ○水利組合吏員ノ賠償責任及身元保證ニ關スル件 (勅) 第百九十一號(八) 三四五 	<ul style="list-style-type: none"> ○[石花菜] ○内地移出石花菜檢査規則 (府) 臺灣總督第二十號(四) 二六 ○基隆澎湖兩内地移出石花菜檢査規則(内地區別) (告) 臺灣總督第六十四號(四) 八六 ○内地移出石花菜檢査手續料 (告) 臺灣總督第五十七號(四) 八二五 ○臺灣總督府民政部殖產局附屬内地移出石花菜檢査所名稱位置 (告) 臺灣總督第五十八號(四) 八二五 ○[石油] ○石油消費稅法 (法) 第二十一號(三) 二二四 ○石油消費稅法施行規則 (勅) 第四十一號(三) 二二七
--	---	--

○石油消費税法ヲ施行スルノ件 (勅)第百三十一號(五) 二五九	○山口縣警備隊長島村字船田沖屋密洲郡長村字宮崎沖津島間海底地其調査ニ關スル件 (告)内務第六十四號(六) 二五三
○右油消費税法施行規則 (府)臺灣總督第三十五號(八) 二三五	○危險物沈没ニ付テ船舶ノ運轉停止區域 (省)海軍第十號(七) 二五〇
○石油消費税ニ關スル臺灣検査簿、賣定簿及現況報告書様式推挙方 (勅)大藏第八號(三) 六四	○危險物沈没ニ付テ船舶ノ運轉、碇泊及運轉禁止勸告 (告)海軍第十五號(三) 二四八
○赤十字社 (陸)陸軍赤十字會章程制定明治二十二年陸軍第六十五號(陸)衛生部及衛生ノ事務ニ關スル各兵各部職員並ニ機材本隊等停止 (達)陸軍第六十二號(七) 一六五	○陸軍港内一般船舶運轉禁止區域 (省)海軍第十三號(一〇) 二四九
○明治三十二年省令第二十六號(船長法ニ依リ管海官ノ事務ヲ行ハシムル)市町村長戸長及之ニ準スル者指定ノ件(中改正) (省)通信第五十三號(三) 四九〇	○陸軍港内一般船舶運轉禁止勸告 (告)海軍第十四號(二) 二四八
○船長ノ雇入雇止契約ノ及認其他ノ證明ニ關スル手續 (府)關東都督第三十五號(七) 一〇五	○改正增補西國船舶信託書中改正 (告)通信第百三十三號(二) 二四八
○關東都督府海務局職員規則 (告)關東都督第一號(一) 二四二	○船舶信託書字點附 (省)通信第五十四號(一) 二五一
○船舶ノ登記ニ關スル件 (律)第十二號(九) 一六	○同上 (告)通信第六十八號(三) 二四〇
○船舶ノ登記ニ關スル取扱 (府)臺灣總督第四十九號(七) 二二五	○同上 (告)通信第三百一號(三) 四九五
○船舶登記簿ノ原本、抄本ノ交付、圖書證明等ノ請求手續料納付方 (府)臺灣總督第五十七號(七) 二二五	○同上 (告)通信第六百八十六號(七) 二六七
○帝國及在清國滿洲帝國通信官署間其發着電報手續ニ關スル件及在清國滿洲帝國通信官署間發着電報手續料 (省)通信第三十二號(六) 二四五	○同上 (告)通信第七百五十九號(七) 二七二
○電報取扱方 (省)通信第三十二號(六) 二四五	○同上 (告)通信第八百五十九號(七) 二八〇

○同上 (告)通信第百六十四號(二) 二九九	○陸軍官制中改正 (法)第五十九號(四) 一七八
○越後國直江津ヲ船舶検査臨時執行地トス (告)通信第百三十五十四號(二) 三〇〇	○陸軍官制中改正 (省)大藏第二十一號(四) 一三三
○遠江國舞坂ヲ船舶検査臨時執行地トス (告)通信第二百四十八號(三) 四七九	○明治三十一年勅令第三百十五號(稅務局及專賣局事務ノ條給ニ關スル件)中改正 (勅)第百三號(三) 二二三
○羽後國西田ヲ船舶検査臨時執行地トス (告)通信第六百三號(六) 二四八	○交通至難ノ島嶼ニ設置ノ專賣官署ニ在動スル書記技手及職員ニ手當給與ノ件 (勅)第百二十號(五) 二二二
○遠江國吉津ヲ船舶検査臨時執行地ニ指定 (告)通信第百二十四十六號(二) 三三七	○專賣特別定價賣渡及交付金下付規則中改正 (勅)第百五十二號(六) 二八四
○下關海峽西口六連島燈臺船舶通報ニ關スル事務取扱 (告)通信第五百五十七號(五) 二八九	○專賣局現業員ノ共濟組合ニ關スル件 (勅)第百五十七號(六) 二九四
○帝國無線電信船舶局ニ於テ外國主管國ノ定メタル通電料ノ換算ニ適用スル外外國特種換算割合 (告)通信第六百八十八號(七) 二九四	○專賣局現業員共濟組合規則 (省)大藏第三十五號(七) 二五三
○淡水港口ノ沈没汽船千鳥號撤去 (省)臺灣總督第六十四號(三) 三九九	○煙草專賣法施行細則中改正 (勅)第五十四號(三) 一八〇
○旅順水道船舶給水料金額 (告)關東都督第九十三號(一〇) 三三九	○臺灣烟草專賣規則中改正 (省)第一號(三) 一
○大連津頭留置船舶ノ給水ハ南滿洲鐵道株式會社ヲシテ取扱ハシム (告)關東都督第六號(二) 一六三	○明治三十九年省令第二十一號(因專賣業、販賣スル鹽ノ價格制限方)廢止 (省)大藏第二十二號(四) 二二四
○專賣 (專賣)	○專賣官更選出所名稱位置中改正 (省)大藏第四十號(二〇) 三九八
○明治三十八年法律第十七號(煙草專賣局及製煙所等)運轉資本額足ニ關スル件(中改正)(法)第十二號(三) 二	○專賣官更選出所名稱位置 (省)大藏第十一號(四) 九〇
	○專賣局檢査所名稱區域及專賣局檢査所檢査所、專賣局檢査所、分工場名稱位置中廢止 (省)大藏第三號(二) 二
	○專賣局製造所、分工場名稱位置中廢止 (省)大藏第六號(三) 二六

○明治四十七年大藏省令第三十七號(專賣局收納所管轄區域及專賣局收納所出張所、專賣局製造所分工場名稱位置)中改正同年省令第四十六號(帝國鐵道通商官署現金出納官吏ノ雜部保管金ニ關スル取扱手續廢止)
(省)大藏第九號(三) 四八

○明治四十年省令第三十七號(專賣局收納所管轄區域及專賣局收納所出張所、專賣局製造所分工場名稱位置)中改正
(省)大藏第二十五號(五) 一四六

○同上
(省)大藏第三十三號(七) 二五三

○同上
(省)大藏第三十六號(八) 三〇〇

○同上
(省)大藏第三十九號(九) 三三〇

○同上
(省)大藏第四十六號(三) 四五六

○專賣局作業諸入取扱規程設定明治三十三年海第八三一號廢止
(訓)大藏第十五號(三) 一三五

○同上中改正
(訓)大藏第二十七號(五) 二二〇

○專賣局旅費支給規則
(訓)大藏第十四號(三) 一三三

○同上中改正
(訓)大藏第二十九號(五) 二二三

○專賣局作業費算規程設定專賣局作業費算規程廢止
(訓)大藏第十六號(三) 一五二

○專賣局物品出納規程設定專賣局所屬物品出納規程及鹽務局物品出納規程其他鹽務專賣費並ニ鹽關及海關油專賣費所屬物品ノ出納保管ニ關スル規程廢止
(訓)大藏第十七號(三) 一六五

○稅關長ニ對シ專賣局作業費仕拂算ノ執行ヲ命ジタル場合ニ於テ該算規程ニ係ル取扱方
(訓)大藏第十八號(三) 一八七

○明治四十一年度專賣局作業諸入出科目
(訓)大藏第十三號(三) 一二五

○同上追加
(訓)大藏第四十一號(七) 二八六

○專賣局鹽販賣所移轉
(告)大藏第六十五號(五) 八八一

○專賣局本糖收納所移轉
(告)大藏第八十二號(五) 八三一

○專賣局古名鹽販賣所移轉
(告)大藏第五十四號(二) 一〇三〇

○專賣局酒類收納所及專賣局酒類販賣所移轉
(告)大藏第七十九號(二) 一三〇八

○韓國政府公布ノ紅參專賣法、人參稅法、紅參專賣法施行細則人參稅法施行細則、人參ノ特別耕作區域指定ノ件附文
(告)統監第二百二十號(二) 一七二四

○粗鹽稅關、樟腦油專賣法ニ依ル補償金改正
(告)海軍海軍第八十四號(七) 一六六四

○臺灣總督府專賣局布魯噴支那煙草出賣所設置
(告)臺灣總督府第四十四號(三) 五五九四

○專賣局現業員共濟組合收入支出ニ關スル證明規程手續方
(法)會計檢査院第六號(二) 一四二二

○聖彼得堡
(告)外務第一號(三) 八三二

○在聖彼得堡帝國公使館ヲ帝國大使館ニ改定
(告)外務第一號(三) 八三二

○戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル條約
(條)第一號(六) 一

○明治三十七八年戰役及韓國委任機關事件等ノタメ死傷ノ軍人軍屬等情事ニ關シ合記ニ付テ奉示執行
(告)海軍第四十一號(三) 八八五

○明治三十七八年戰役、タメ死傷ノ陸軍軍人軍屬等情事ニ關シ合記人名
(告)陸軍第十二號(四) 五八五

○明治三十七八年戰役及韓國委任機關事件ノタメ死傷ノ陸軍軍人軍屬等情事ニ關シ合記人名
(告)陸軍第十四號(四) 五九九

○明治四十年告示第七號(明治三十七八年戰役ニ於テ戰死者タハ戰傷後死シタル軍人軍屬等情事ニ關シ合記人名)中削除
(告)陸軍第十六號(五) 八三七

○明治三十七八年戰役ニ於テ戰死死亡ノ陸軍軍人軍屬等情事ニ關シ合記未清者届出方
(告)陸軍第十九號(六) 二二六二

○明治三十七八年戰役ノタメ死傷ノ海軍軍人軍屬等情事ニ關シ合記人名
(告)海軍第五號(四) 六〇五

○戰死
(戰時) 明治四十年告示第七號(明治三十七八年戰役ニ於テ戰死者タハ戰傷後死シタル軍人軍屬等情事ニ關シ合記人名)中削除
(告)陸軍第十六號(五) 八三七

○明治三十七八年戰役ニ於テ戰死死亡ノ陸軍軍人軍屬等情事ニ關シ合記未清者届出方
(告)陸軍第十九號(六) 二二六二

○戰時
(戰時) 陸軍召集諸費支出規程改正明治三十七年省令第二號(戰時若クハ戰傷後死シタル軍人軍屬等情事ニ關シ合記人名)ニ於ケル召集諸費支出規程廢止
(省)陸軍第十一號(五) 一一二

○戰時陸軍赤十字會章設定明治二十二年陸軍第六十五號(衛生部員及衛生ノ事務ニ服スル各兵各部隊員並

ニ酌量奉示廢止
(法)陸軍第六十二號(九) 一六九

○臺灣在鄉陸軍軍人戰時召集規程中改正
(府)臺灣總督第四號(三) 一

○善行
(法)海軍第五十八號(三) 二六二

○選舉
(法)第五十八號(四) 一七七

○衆議院議員選舉法中改正
(法)第五十八號(四) 一七七

○刑罰執行前ニ公布シタル命令ニ關スル件制定明治三十九年勅令第五十五號(刑ノ執行ヲ猶豫セラレタル者ノ北海道及沖繩縣ニ於ケル區ノ公民權及會議員選舉權ニ關スル件)廢止
(勅)第二百十七號(九) 四二五

○貴族院伯爵議員補選選舉
(勅)四月十八日(四) 七

○貴族院子爵議員補選選舉
(勅)一月七日(三) 一

○貴族院子爵議員補選選舉
(勅)二月二十五日(三) 三

○貴族院男爵議員補選選舉
(勅)三月十三日(三) 九

○貴族院男爵議員補選選舉
(勅)四月二十九日(四) 八

○貴族院多額納稅者議員補選選舉(愛知縣)
(勅)二月二十八日(三) 一

○同上(宮城縣)
(勅)七月十一日(七) 九

○同上(鹿手縣)
(勅)七月十三日(七) 九

○同上(山梨縣)
(勅)八月二十一日(八) 一一

○同上(新潟縣)
(勅)十月八日(一〇) 一五

- 金庫出納事務規程中改正 (訓) 大藏第二十六號 三三九
- 金庫出納事務規程及各特別會計金庫出納事務規程ニ依リ大藏省(提出ス、各金庫) 每月出納計算書様式 (訓) 大藏第九號 三六四
- 明治三十五年告示第二十五號(金庫位置及出納區域) 中改正 (告) 大藏第六十七號 四八三
- 預金、保管物及供託物金庫出納事務規程中改正 (訓) 大藏第六號 六三
- 帝國大學特別會計及圖書館特別會計金庫出納事務規程中改正 (訓) 大藏第二號 八
- 沒收及領置金銀出納規程中改正 (達) 海軍第十七號 一九三
- 海軍通常物品會計規程第十二號様式ノ物品出納原簿様式 (達) 海軍第二十五號 一九八
- 明治三十六年 達第百三十一號(通常物品出納命令) 會計官吏表) 中改正 (達) 海軍第三十一號 六九
- 同上 (達) 海軍第四十二號 九三
- 同上 (達) 海軍第七十五號 一三三
- 同上 (達) 海軍第八十一號 一三四
- 同上 (達) 海軍第八十八號 一九三
- 出納員現金取扱規則中改正 (省) 逓信第二號 一五
- 明治三十九年 統監府訓令第一號(理事出納官吏及物品會計官吏ノ件) 廢止 (訓) 統監第七號 三三八
- 統監府鐵道管理局出納官吏及出納員任命規程改正 (訓) 統監第四號 三二四
- 統監府通信官署韓國庫金出納受持區域指定表中改正 (告) 統監第六十六號 三三〇
- 同上 (告) 統監第七號 二六五
- 同上 (告) 統監第七號 二六五
- 同上 (告) 統監第七號 二六五
- 水原郵便局韓國庫金出納及保管事務ノ取扱廢止 (告) 統監第六十四號 三三三
- 帝國鐵道官署現金出納證明規程中改正 (達) 會計檢査院第四號 一五五
- 臺灣清涼飲料水營業取扱規則中磁素及錫ノ試驗方法 (錫) 八明治三十四年內務省令第三十號ニ依リ (府) 臺灣總督第四十號 八一

詔書

法令全書目錄

詔書

- 一月七日 貴族院子爵議員補選選舉
- 二月二十四日 同上
- 二月二十七日 貴族院多額納稅者議員(愛知縣)補選選舉
- 三月十二日 貴族院男爵議員補選選舉
- 四月十一日 衆議院議員總選舉期日
- 四月十八日 貴族院伯爵議員補選選舉
- 四月二十九日 貴族院男爵議員補選選舉
- 七月十一日 貴族院多額納稅者議員(宮城縣)補選選舉
- 七月十三日 同上(巖手縣)
- 八月二十一日 同上(山梨縣)
- 十月八日 同上(新潟縣)
- 十月十三日 上下一心忠實勤儉自強タルヘキノ件
- 十一月五日 愛知縣ニ於ケル貴族院多額納稅者議員補選選舉
- 十一月九日 帝國議會召集
- 十二月二十四日 帝國議會開會

(三) 三
 (二) 三
 (二) 三
 (〇) 三
 (〇) 三
 八 一
 七 九
 七 九
 七 八
 七 七
 五 七
 三 三
 三 一

皇室令

法令全書目錄

皇室令

- 第一號 皇室祭祀令
- 第二號 宮内傳染病豫防令

二〇 九月
三 一頁

法令全書目錄

皇室令

- 第一號 皇室祭祀令
- 第二號 宮内傳染病豫防令

(10) 2月
三 一頁

法
律

法令全書目錄

法律

第一號	砂糖消費稅法中改正	三月	一頁
第二號	府縣制中改正	三月	二頁
第三號	法律中府縣ノ負擔及國庫補助ニ關シ沖繩縣ニ付テ設ケル特例廢止	三月	二頁
第四號	關稅定率法輸入稅表中改正	三月	三頁
第五號	日本大博覽會出品外國貨物免稅ニ關スル件	三月	五頁
第六號	韓國ニ於ケル鐵道用品資金會計ニ關スル件	三月	六頁
第七號	國有林野法中改正	三月	七頁
第八號	間接國稅犯則者處分法中改正	三月	七頁
第九號	學校及圖書館資金所屬土地賣却代金ヲ一般會計ニ繰入ルル件	三月	九頁
第十號	裁判所構成法中改正	三月	一〇頁
第十一號	造幣局据置運轉資本增加及設備擴張費ニ關スル件	三月	一一頁
第十二號	明治三十八年法律第十七號(煙草專賣局及製鐵所据置運轉資本補足ニ關スル件)中改正	三月	一一頁
第十三號	事業公債條例中改正	三月	一二頁
第十四號	臺灣事業公債法中改正	三月	一三頁
第十五號	軍艦水雷艇補充基金組入ニ關スル件	三月	一三頁

勅令第十四號參

明治四十一年 法律 目錄

第十六號 鐵道敷設法中改正 (一四)

第十七號 陸海軍召集諸費替支辨ニ關スル件制定明治三十年法律第十三號 (一五)

(陸軍召集旅費支出ニ關スル件)廢止

第十八號 酒造稅法中改正 (一六)

第十九號 酒精及酒精含有飲料稅法中改正 (一九)

第二十號 麥酒稅法中改正 (二二)

第二十一號 石油消費稅法 (二四)

第二十二號 日本大博覽會ノ出品ニ對スル發明、意匠、實用新案及商標保護ニ關スル件 (二七)

第二十三號 神社財產ニ關スル件 (二九)

第二十四號 沖繩縣及東京府小笠原島伊豆七島ニ於ケル酒造稅ニ關スル件 (三〇)

第二十五號 沖繩縣酒類出港稅則中改正 (三一)

第二十六號 酒母、糖及麴取締法中改正 (三一)

第二十七號 煉乳原料砂糖戻稅法 (三一)

第二十八號 監獄法制定監獄則廢止 (三三)

第二十九號 刑法施行法制定刑法附則其他舊刑法施行ノメ公布ノ法令廢止 (三四)

第三十號 裁判所構成法中改正 (三五)

第三十一號 裁判所構成法施行條例中改正 (三五)

第三十二號 裁判所管轄區域變更ニ關スル件 (六一)

勅令第七十六號

第三十三號 同上 (六一)

第三十四號 關稅定率法輸入稅表中改正 (六二)

第三十五號 樺太廳立小學校教員退職料及遺族扶助料ニ關スル件 (六三)

第三十六號 地租條例中改正 (六四)

第三十七號 地方稅制限ニ關スル件制定非常特別稅法中地租、營業稅及所得稅ノ地方稅制限ニ關スル規定廢止 (六五)

第三十八號 明治四十年法律第三十一號(國庫出納上一錢未滿ノ繰數計算ニ關スル件)中改正 (六八)

第三十九號 明治二十三年法律第二十七號(陸軍給與ニ關スル委任經理ノ件)中改正 (六九)

第四十號 陸軍營繕費補充資金特別會計法 (七〇)

第四十一號 關稅定率法輸入稅表中改正 (七三)

第四十二號 軍人恩給法中改正 (七四)

第四十三號 感化法中改正 (七五)

第四十四號 獸疫豫防法中改正 (七七)

第四十五號 畜牛結核病豫防法中改正 (八〇)

第四十六號 陸軍刑法制定從前ノ同法廢止 (八一)

第四十七號 陸軍刑法施行法 (九八)

第四十八號 海軍刑法制定從前ノ同法廢止 (一〇三)

勅令第九十三號

勅令第六十四號

勅令第六十五號

勅令第九十號
勅令第六十六號
勅令第二百一十一號

勅令第四百十九號
勅令

第四十九號	海軍刑法施行法	(四)	一一一
第五十號	水利組合法制定水利組合條例廢止	(三)	一一六
第五十一號	肥料取締法改正	(四)	一四六
第五十二號	滿洲ニ於ケル領事裁判ニ關スル件	(四)	一四九
第五十三號	公證人法制定公證人規則廢止	(四)	一五〇
第五十四號	官吏恩給法中改正	(三)	一六八
第五十五號	府縣立師範學校校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法中改正	(四)	一六九
第五十六號	在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法中改正	(四)	一七二
第五十七號	北海道國有未開地處分法改正	(四)	一七三
第五十八號	衆議院議員選舉法中改正	(四)	一七七
第五十九號	鹽專賣法中改正	(四)	一七八
第六十號	明治三十年法律第三十九號(土地區劃改良ニ係ル地價ノ件)中改正	(五)	一八一
第六十一號	刑事訴訟法中改正	(七)	一八三
第六十二號	明治三十四年法律第三十九號(永代借地權ニ關スル件)中改正	(七)	一八六
第六十三號	東洋拓殖株式會社法	(八)	一九一

豫 算

法令全書目錄

豫算

二月十二日	明治四十年度歲入歲出總豫算追加	三	月	一
二月二十五日	同上	三		二
二月二十五日	明治四十年度各特別會計歲入歲出豫算追加	三		六
三月十四日	明治四十一年度歲入歲出總豫算並明治四十一年度各特別會計歲入歲出豫算	三		一
三月十六日	明治四十一年度歲入歲出總豫算追加	三		一五三
三月三十日	明治四十年度歲入歲出總豫算追加	三		一五四
三月三十日	明治四十年度特別會計歲入歲出豫算追加	三		一五七
三月三十日	明治四十一年度歲入歲出總豫算追加	三		一五八
三月三十日	同上	三		一六一

豫算外國庫ノ負擔
トナルヘキ契約

法令全書目錄

豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約

二月二十五日 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件
 三月十四日 同上
 八月二十七日 同上
 十月十六日 同上

三月 三頁
 八月 一五頁
 十月 一七頁

勅令

法令全書目錄

勅令

(第二百七十號ヲ以テ本令中改正)

第一號	明治四十年勅令第二百五十二號(帝國大學、文部省直轄諸學校又ハ商船學校高等官ノ官等ニ關スル件)中改正	三月	一頁
第二號	關東都督府官制中改正	三月	二頁
第三號	關東都督府職員官等給與令中改正	三月	三頁
第四號	關東都督府職員特別任用令中改正	三月	四頁
第五號	在南滿洲帝國領事館附警察官ニ關スル件	三月	五頁
第六號	豫備役後備役憲兵科下士上等兵補充ノ件	三月	六頁
第七號	警察官及消防官服制改正明治二十二年勅令第二百二十二號(警察官及消防官帶劔ノ制)廢止	三月	七頁
第八號	巡查服制改正	三月	四二頁
第九號	陸軍六週間現役兵條例改正	三月	六四頁
第十號	海軍豫備員條例中改正	三月	六五頁
第十一號	暴風雨標條例	三月	六六頁
第十二號	海軍工廠條例中改正	三月	六八頁
第十三號	明治三十二年勅令第二百一號(公立學校職員退職料等ノ施行ニ關スル件)中改正	三月	六八頁

第十四號	明治四十一年法律第四號(關稅定率法輸入稅表中改正)施行期日	三六九
第十五號	外交官及領事官大禮服用服制	三七一
第十六號	關東都督府警察官服制中改正	三七九
第十七號	軍馬補充部條例改正	三八四
第十八號	陸軍兵器廠條例中改正	三八五
第十九號	砲兵工廠條例中改正	三八八
第二十號	陸軍運輸部條例改正	三九〇
第二十一號	陸軍會計監督部條例中改正	三九二
第二十二號	陸軍衛生材料廠條例中改正	三九三
第二十三號	陸軍被服廠條例改正	三九四
第二十四號	陸軍糧秣廠條例改正	三九六
第二十五號	衛戍病院條例改正	三九七
第二十六號	陸軍經理部條例	三九九
第二十七號	陸軍軍醫部條例	四〇二
第二十八號	陸軍獸醫部條例	四〇三
第二十九號	陸軍法官部條例	四〇五
第三十號	陸軍經理學校條例改正	四〇六
第三十一號	陸軍軍醫學校條例改正	四一〇
第三十二號	陸軍獸醫學校條例改正	四一三

第三十三號	帝國大學經理委員會規則中改正	四一七
第三十四號	明治三十二年勅令第三百四十二號(開港及開港ニ於テ輸出スヘキ貨物ノ指定ニ關スル件)中改正	四一八
第三十五號	明治三十二年勅令第六十九號(稅關支署名稱位置及管轄區域)中改正	四二一
第三十六號	關東州防禦營造物地帶令	四一九
第三十七號	海軍大學校條例中改正	四二三
第三十八號	酒造稅施行規則中改正	四二四
第三十九號	酒精及酒精含有飲料稅法施行規則中改正	四二五
第四十號	麥酒稅法施行規則中改正	四二六
第四十一號	石油消費稅法施行規則	四二七
第四十二號	間接國稅犯則者處分法施行規則中改正	四三一
第四十三號	沖繩縣區制改正	四三二
第四十四號	臺灣總督府官制中改正	四三五
第四十五號	樺太ニ於ケル小學校ニ關スル件	四三六
第四十六號	陸軍服制中改正	四三七
第四十七號	陸軍軍服服制中改正	四六九
第四十八號	稅關官制中改正	四七六
第四十九號	煉乳原料砂糖戻稅法施行規則	四七七

第五十號	海軍造兵廠條例中改正	(三)	一七八
第五十一號	監獄官制中改正	(三)	一七九
第五十二號	明治三十七年勅令第二十一號(外交官領事官等臨時增員ノ件)廢止	(三)	一七九
第五十三號	臨時臺灣戶口調查部官制廢止	(三)	一八〇
第五十四號	專賣局作業會計規則中改正	(三)	一八〇
第五十五號	明治三十九年勅令第六十號(沖繩縣山處分調查ニ關スル臨時職員設置)廢止	(三)	一八四
第五十六號	統監府觀測所官制廢止	(三)	一八四
第五十七號	統監府鐵道管理局官制中改正	(三)	一八五
第五十八號	統監府鐵道管理局雇員使用ノ件	(三)	一八六
第五十九號	專賣局官制中改正	(三)	一八七
第六十號	明治三十三年勅令第四十七號(國稅徵收法ニ依ル公共團體指定ノ件)中改正	(三)	一八八
第六十一號	陸海軍召集諸費支辨方ニ關スル件	(三)	一八九
第六十二號	陸軍給與令中改正	(三)	一九〇
第六十三號	臺灣島及澎湖島駐衛陸軍部隊給與規則中改正	(三)	一九三
第六十四號	清國駐衛陸軍部隊給與令中改正	(三)	一九四
第六十五號	海軍給與令中改正	(三)	一九五
第六十六號	關東州在勤者海軍給與令中改正	(三)	一九六

第二百九十六號
ニ依リ消滅

第六十七號	文部省官制中改正	(三)	一九七
第六十八號	文部省直轄諸學校官制中改正	(三)	一九八
第六十九號	文部省直轄諸學校職員定員令中改正	(三)	一九九
第七十號	帝國鐵道廳官制中改正	(三)	二〇一
第七十一號	樺太廳立小學校教員退職料及遺族扶助料支給ニ關スル件	(三)	二〇三
第七十二號	大藏省官制中改正	(三)	二〇四
第七十三號	海軍省官制中改正	(三)	二〇五
第七十四號	統監府及所屬官署職員服制中改正	(三)	二〇六
第七十五號	開港港則中改正	(三)	二〇六
第七十六號	衛生試驗所官制中改正	(三)	二〇七
第七十七號	種畜牧場官制制定種牛牧場官制廢止	(三)	二〇八
第七十八號	統監府通信官署官制中改正	(三)	二一〇
第七十九號	明治四十年勅令第五十八號(樺太廳ニ於ケル技師屬技手増置並職託員雇員使用ノ件)中改正	(三)	二一〇
第八十號	東北帝國大學農科大學官制中改正	(三)	二一一
第八十一號	文部省外國留學生規程中改正	(三)	二一二
第八十二號	遞信省官制中改正	(三)	二二三
第八十三號	明治三十六年勅令第二百五十一號(通信官署及郵便爲替貯金管理所職員定員)中改正	(三)	二二四

第八十四號	航路樓閣管理所官制中改正	(四) 二二五
第八十五號	海軍局官制中改正	(四) 二二六
第八十六號	統監府臨時島派出所官制	(四) 二二七
第八十七號	統監府臨時島派出所職員官等給與令	(四) 二二八
第八十八號	統監府臨時島派出所職員特別任用令	(四) 二二九
第八十九號	統監府臨時島派出所事務官官等ノ初級ニ關スル件	(四) 二三〇
第九十號	統監府臨時島派出所長ニ明治四十年勅令第七十五號及第七十六號準用ノ件	(四) 二三一
第九十一號	統監府臨時島派出所職員ニ特別手当給與ノ件	(四) 二三一
第九十二號	明治三十四年勅令第六十四號(東京府下及沖繩縣下ノ島嶼ニ在勤スル地方官廳ノ委任官判任官及巡查員ニ手当給與ノ件)中改正	(四) 二三二
第九十三號	人口二十萬以上ノ市ニ於ケル兵事事務ニ關スル件	(四) 二三三
第九十四號	外務省官制中改正	(四) 二三四
第九十五號	明治二十七年勅令第四百一十一號(公立學校職員休職ノ件)中改正	(四) 二三四
第九十六號	海軍高等武官進級條例中改正	(四) 二三五
第九十七號	海軍高等武官補充條例中改正	(四) 二三六
第九十八號	稅務監督局官制中改正	(四) 二三七
第九十九號	稅務署官制中改正	(四) 二三九
第一百號	高等官官等俸給令中改正	(四) 二三〇

第一百一號	文武判任官等級表中改正	(四) 二三一
第一百二號	稅務監督局及稅務署職員特別任用令制定明治三十五年勅令第二百四十八號(稅務監督局事務官及稅務官特別任用令、同第二百四十九號(稅務署特別任用ノ件)及明治三十六年勅令第一號(稅務監督局稅務署及專賣局職員特別任用ノ件)廢止	(四) 二三一
第一百三號	明治三十一年勅令第三百十五號(稅務署及專賣局書記ノ俸給ニ關スル件)中改正	(四) 二三二
第一百四號	臺灣總督府法院職員官等俸給及定員令中改正	(四) 二三三
第一百五號	臺灣總督府覆審法院書記長特別任用ノ件	(四) 二三四
第一百六號	關東都督府通信官署ニ於テ現業ニ從事スル者ニ勤勉手当ヲ給スル件	(四) 二三五
第一百七號	千住製鐵所官制改正千住製鐵所長特別任用令廢止	(四) 二三五
第一百八號	高等官官等俸給令中改正	(四) 二三七
第一百九號	陸軍所屬特別文官俸給令中改正	(四) 二三七
第一百十號	陸軍所屬技師ノ官等ニ關スル件	(四) 二三八
第一百十一號	陸軍士官ニ外國語研究獎勵金ヲ給與スルノ件	(四) 二三九
第一百十二號	明治三十六年勅令第十九號(清國駐在製鐵所官吏給與ニ關スル件)中改正	(四) 二三九
第一百十三號	在外公館費用條例中改正	(五) 二四一

第百十四號	內閣所屬廳舍及倉庫新營事務整理ニ關スル件	(五) 二四一
第百十五號	明治四十一年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキ費途ノ件	(五) 二四二
第百十六號	明治二十六年勅令第九十三號(東京帝國大學各分科大學ニ於ケル講座ノ種類及其數ヲ定ムルノ件)中改正	(五) 二四八
第百十七號	明治三十六年勅令第六十八號(京都帝國大學法科大學醫科大學文科大學及理工科大學ニ於ケル講座ノ件)中改正	(五) 二四九
第百十八號	明治四十年勅令第二百四十號(東北帝國大學農科大學ノ講座ノ件)中改正	(五) 二四九
第百十九號	河川法ニ依ル河川ニ關スル工事ノヲメ不用ニ歸スル土地ノ處分ニ關スル件	(五) 二五〇
第百二十號	交通至難ノ島嶼ニ設置ノ專賣官署ニ在勤スル書記、技手及雇員ニ手當給與ノ件	(五) 二五一
第百二十一號	製鐵所官制中改正	(五) 二五二
第百二十二號	臺灣ノ官租調査ノメ、臨時職員設置ノ件	(五) 二五二
第百二十三號	臺灣總督府郵便局官制中改正	(五) 二五三
第百二十四號	臺灣總督府國語學校官制中改正	(五) 二五四
第百二十五號	臺灣總督府中學校官制中改正	(五) 二五四
第百二十六號	臺灣總督府ニ於テ鐵道事業ニ必要ナル物件ノ購入ニ關スル隨意契約ノ件	(五) 二五五

第百二十七號	北海道廳官制中改正	(五) 二五六
第百二十八號	地方官官制中改正	(五) 二五七
第百二十九號	明治三十七年勅令第二十八號(臨時取締ノメ、長崎縣ニ警視及警部設置)廢止	(五) 二五八
第百三十號	明治三十八年勅令第二百二十九號(臨時取締ノメ、廳府縣ニ警部設置)廢止	(五) 二五八
第百三十一號	石油消費稅法ヲ臺灣ニ施行スルノ件	(五) 二五九
第百三十二號	判事檢事官等俸給令中改正	(五) 二六〇
第百三十三號	裁判所書記長書記定員及俸給令中改正	(五) 二六〇
第百三十四號	明治三十九年勅令第四百十二號(南滿洲鐵道株式會社ニ關スル件)中改正	(五) 二六一
第百三十五號	巡查給與品及貸與品規則中改正	(五) 二六二
第百三十六號	臨時假名遣調査委員會官制	(五) 二六五
第百三十七號	在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法中主務大臣及領事官ノ管掌ニ屬スル事項ニ關スル件	(五) 二六六
第百三十八號	明治三十六年勅令第二十三號(郵便電信電話官署ノ現金受拂ニ關スル件)ヲ關東都督府通信官署ニ準用ノ件	(五) 二六六
第百三十九號	臨時脚氣病調査會官制	(六) 二六九
第百四十號	韓國森林特別會計規則中改正	(六) 二七〇

第三百十二號ヲ以テ廢止

- 第四百一十一號 明治三十九年勅令第十九號(海軍省臨時職員增置ノ件)廢止 (六) 二七二
- 第四百一十二號 東京帝國大學官制中改正 (六) 二七二
- 第四百一十三號 京都帝國大學官制中改正 (六) 二七四
- 第四百一十四號 帝國大學高等官官等俸給令中改正 (六) 二七六
- 第四百一十五號 文武判任官等級表中改正 (六) 三三七
- 第四百一十六號 工業試驗所官制中改正 (六) 二七八
- 第四百一十七號 蠶業講習所官制中改正 (六) 二七八
- 第四百一十八號 明治二十三年勅令第三十二號(在外公館經費中前金拂ノ件)中改正 (六) 二七九
- 第四百一十九號 北海道國有未開地處分法施行期日 (六) 二八〇
- 第四百二十號 北海道國有未開地處分法施行規則 (六) 二八〇
- 第四百二十一號 臺灣總督府地方官官制中改正 (六) 二八三
- 第四百二十二號 專賣鹽特別定價賣渡及交付金下付規則中改正 (六) 二八三
- 第四百二十三號 執達吏懲戒令 (六) 二八七
- 第四百二十四號 帝國大學事務官、帝國大學司書官及帝國大學司書特別任用令 (六) 二八八
- 第四百二十五號 在外公館費用條例中改正 (六) 二八九
- 第四百二十六號 在外公館職員定員令中改正 (六) 二九二
- 第四百二十七號 專賣局現業員ノ共濟組合ニ關スル件 (六) 二九三
- 第四百二十八號 帝國大學校ニ學校及圖書館資金所屬不動産賣渡ニ關スル隨意契約ノ件 (六) 二九三

- 第四百二十九號 臺灣總督府農事試驗場官制 (六) 二九四
- 第四百三十號 明治二十四年勅令第三號(民事訴訟法第十四條ニ依リ國ヲ代表スルノ件)中改正 (六) 二九五
- 第四百三十一號 外國在勤警部巡查任用及支給規則中改正 (六) 二九六
- 第四百三十二號 外國駐在陸軍武官給與令中改正 (六) 二九七
- 第四百三十三號 刑法施行期日 (六) 二九八
- 第四百三十四號 陸軍刑法施行期日 (六) 二九九
- 第四百三十五號 海軍刑法施行期日 (六) 二九九
- 第四百三十六號 肥料取締法施行期日 (六) 三〇〇
- 第四百三十七號 林區署官制中改正 (七) 三〇一
- 第四百三十八號 明治三十九年勅令第五十八號(山林事務ニ關スル臨時職員ノ件)中改正 (七) 三〇一
- 第四百三十九號 明治三十九年勅令第五十九號(足尾銅有林復舊事業ニ關スル臨時職員設置)中改正 (七) 三〇二
- 第四百四十號 海軍軍醫文官從軍服制中改正 (七) 三〇三
- 第四百四十一號 海軍監獄長海軍監獄看守服制 (七) 三〇四
- 第四百四十二號 陸軍補充條例中改正 (七) 三〇一
- 第四百四十三號 陸軍士官ノ候補者及陸軍諸生徒死傷手当金給與ノ件制定明治二十年勅令第百十八號(陸軍諸生徒手當金給與方)廢止 (七) 三〇三

第三百十六號ヲ以テ本令中改正

第七十四號	臺灣總督府稅關官制中改正	七三三
第七十五號	帝國大學經理委員會規則中改正	七三四
第七十六號	明治四十一年法律第二十三號(神社財產ニ關スル件)施行期日	七三五
第七十七號	神社財產ノ登錄ニ關スル件	七三二五
第七十八號	海軍服制中改正	七三二七
第七十九號	南滿洲鐵道株式會社ニ關スル事務主管ノ件	七三二九
第八十號	海軍現役軍人結婚條例制定海軍軍人結婚條例廢止	七三三〇
第八十一號	陸軍錄事、陸軍監獄看守長、陸軍監獄看守及陸軍警守服制	七三三〇
第八十二號	宮内高等官ヨリ高等文官ニ任用セラル者ニ關スル件	七三三七
第八十三號	海軍卒ニシテ陸軍懲治隊ニ收容シタル者ノ懲罰ニ關スル件	七三三七
第八十四號	海軍下士卒服役條例中改正	七三三八
第八十五號	海軍給與令中改正	七三三九
第八十六號	徵集ノ期ニ後レタル陸海軍現役兵決定者處罰ノ件	七三四〇
第八十七號	臨時臺灣工務部官制制定臨時臺灣基隆築港局官制、臺灣總督府電氣作業所官制及明治四十年勅令第二百二十二號(埤圳改良ノ事務ニ從事スル職員ニ關スル件)廢止	七三四一
第八十八號	臺灣總督府職員官等俸給令中改正	七三四三
第八十九號	臨時臺灣工務部事務官特別任用ノ件制定臨時臺灣基隆築港局事務官特別任用令及臺灣總督府電氣作業所事務官特別任用令廢止	七三四四

第九十號	水利組合法施行期日	八三四五
第九十一號	水利組合吏員ノ賠償責任及身元保證ニ關スル件	八三四五
第九十二號	刑法刑法施行法及監獄法ヲ樞本ニ施行	八三四七
第九十三號	明治四十一年法律第四十一號(關稅定率法輸入稅表中改正)施行期日	八三四七
第九十四號	明治三十九年勅令第八十七號(關稅率調查ニ關スル職員設置)中改正	八三四八
第九十五號	海軍候補生及海軍諸生徒死傷手當金給與ノ件	八三四八
第九十六號	韓國特許令	八三五〇
第九十七號	韓國意匠令	八三五一
第九十八號	韓國商標令	八三五三
第九十九號	韓國商號令	八三五四
第一百號	韓國著作權令	八三五五
第二百一號	關東州及帝國カ治外法權ヲ行使スルコトヲ得ル外國ニ於ケル特許權、意匠權、商標權及著作權ノ保護ニ關スル件	八三五六
第二百二號	統監府特許局官制	八三五八
第二百三號	統監府特許局職員官等俸給令	八三五九
第二百四號	陸軍給與令中改正	八三六〇
第二百五號	海軍給與令中改正	八三六一

第二百六號	臺灣總督府警察官服制	(八)	三六二
第二百七號	明治四十年勅令第百二號(日本大博覽會東京府下ニ開設ノ件)中改正	(九)	三九三
第二百八號	教科用圖書調查委員會官制	(九)	三九三
第二百九號	海軍給與令中改正	(九)	三九五
第二百十號	東洋拓殖株式會社設立委員長及委員ノ旅費支給ニ關スル件	(九)	三九五
第二百十一號	明治四十一年法律第五十二號(滿洲ニ於ケル領事裁判ニ關スル件)施行期日	(九)	三九六
第二百十二號	關東州裁判令制定關東都督府法院令廢止	(九)	三九七
第二百十三號	關東州裁判事務取扱令制定關東州刑罰令、關東民事審理規則及關東州刑事審理規則廢止	(九)	三九九
第二百十四號	關東州辯護士令	(九)	四一九
第二百十五號	特赦及減刑ニ關スル件	(九)	四二〇
第二百十六號	軍法會議ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ特赦及減刑ニ關スル件	(九)	四二二
第二百十七號	刑法施行前ニ公布シタル命令ニ關スル件制定明治三十九年勅令第百五十五號(刑ノ執行ヲ猶豫セラレタル者ノ北海道及沖繩縣ニ於ケル區ノ公民權及區會議員選舉權ニ關スル件)廢止	(九)	四二三
第二百十八號	陸軍刑法施行前ニ公布シタル命令ニ關スル件	(九)	四二五
第二百十九號	海軍刑法施行前ニ公布シタル命令ニ關スル件	(九)	四二五

第二百二十號	陸軍刑法、陸軍刑法施行法、海軍刑法及海軍刑法施行法ヲ臺灣ニ施行スルノ件	(九)	四二六
第二百二十一號	陸軍刑法、陸軍刑法施行法、海軍刑法及海軍刑法施行法ヲ樺太ニ施行スルノ件	(九)	四二六
第二百二十二號	海軍刑法ヲ適用セサル海軍所屬ノ學生、生徒ニ關スル件	(九)	四二七
第二百二十三號	海軍造船生徒及造兵生徒條例中改正	(九)	四二八
第二百二十四號	各省官制通則中改正	(九)	四二九
第二百二十五號	農商務省官制中改正	(九)	四三〇
第二百二十六號	鐵山監督署官制中改正	(九)	四三一
第二百二十七號	農事試驗場官制中改正	(九)	四三二
第二百二十八號	農商務省ニ臨時職員設置	(九)	四三二
第二百二十九號	高等官官等俸給令中改正	(九)	四三三
第二百三十號	明治四十一年勅令第百十五號ヲ韓國、臺灣、關東州及帝國カ治外法權ヲ行使スル地域ニ於ケル特赦及減刑ニ準用スルノ件	(九)	四三四
第二百三十一號	明治二十九年勅令第百七十八號(臺灣總督府所屬稅關監吏、巡查、看守、燈臺所看守及其特ニ定メタル者銃器携帯ノ件)中改正	(九)	四三五
第二百三十二號	統監府法務院職員官等給與令中改正	(九)	四三五
第二百三十三號	明治三十九年勅令第百九號(南滿洲鐵道株式會社ノ職員ト爲リタル官吏ニ關スル件)中改正	(九)	四三六

第二百二十四號	陸軍監獄令制定陸軍監獄條例廢止	(九) 四三七
第二百二十五號	海軍監獄令制定海軍監獄則廢止	(九) 四四五
第二百二十六號	關東州罰金及管刑處分令	(九) 四五三
第二百二十七號	陸軍監獄官制制定陸軍監獄官官制外二件廢止	(九) 四五五
第二百二十八號	陸軍所屬特別文官俸給令中改正	(九) 四五六
第二百二十九號	海軍懲罰令改正	(九) 四五七
第二百四十號	海軍監獄官制中改正	(九) 四六三
第二百四十一號	明治三十七年勅令第三十一號(海軍監獄ニ關スル件)中改正	(九) 四六四
第二百四十二號	旅順海軍監獄官制中改正	(九) 四六五
第二百四十三號	海軍監獄官特別任用令中改正	(九) 四六六
第二百四十四號	文武判任官等級表中改正	(九) 四六八
第二百四十五號	明治二十三年勅令第二百八號(省令廳令府縣令及警察令ニ關スル罰則ノ件)中改正	(九) 四六九
第二百四十六號	臨時鐵道國有準備局官制中改正	(九) 四七〇
第二百四十七號	海軍探炭所官制中改正	(一〇) 四七一
第二百四十八號	製鐵所ニ於テ販賣スル鋼鐵ノ加工請負ニ關スル隨意契約ノ件	(一〇) 四七一
第二百四十九號	明治二十九年勅令第四百四十八號(廳府縣巡查定員ノ件)中改正	(一〇) 四七二
第二百五十號	條約改正準備委員會官制	(一〇) 四七三
第二百五十一號	漁業法ノ一部ヲ樺太ニ施行スルノ件	(一〇) 四七四

第二百九十八號
ニ依リ消滅
第三百七號ヲ以
テ本令中改正

第二百五十二號	樺太漁業令中改正	(一〇) 四七四
第二百五十三號	訴願法ノ一部ヲ樺太ニ施行スルノ件	(一〇) 四七五
第二百五十四號	行政裁判法ヲ樺太ニ施行スルノ件	(一〇) 四七六
第二百五十五號	陸軍刑法ヲ適用セサル陸軍所屬ノ學生生徒ニ關スル件	(一〇) 四七六
第二百五十六號	明治三十二年勅令第三百六十三號(國有林野產物ノ隨意契約ニ依ル賣拂ニ關スル件)中改正	(一〇) 四七七
第二百五十七號	關東州ニ於ケル刑事ニ關スル件	(一〇) 四七七
第二百五十八號	陸軍監獄官特別任用令中改正	(一〇) 四七八
第二百五十九號	錄事任用令中改正	(一〇) 四七九
第二百六十號	海軍錄事特別任用令	(一〇) 四八〇
第二百六十一號	交通至難ノ島嶼ニ在勤スル林區署職員及雇員ニ手當給與ノ件	(一〇) 四八一
第二百六十二號	農商務省官制中改正	(一〇) 四八二
第二百六十三號	外交官及領事官官制中改正	(一〇) 四八三
第二百六十四號	陸軍一年志願兵條例中改正	(一〇) 四八四
第二百六十五號	遞信省官制中改正	(一〇) 四八四
第二百六十六號	二省以上交渉ノ事項ニ關スル件	(一〇) 四八五
第二百六十七號	明治二十六年勅令第七十四號(取引所ノ資本金營業保證金様式手數料積立金及賣買取引ノ方法ニ關スル規程並ニ仲買人免許料金額)中改正	(一〇) 四八六

第二百六十八號	臺灣總督府職員官等俸給令中改正	(一〇) 四八七
第二百六十九號	砲兵工廠製品代金延納ニ關スル件	(一〇) 四八七
第二百七十號	關東都督府官制中改正	(一〇) 四八八
第二百七十一號	關東都督府醫院官制	(一〇) 四九二
第二百七十二號	關東都督府海務局官制	(一〇) 四九三
第二百七十三號	關東都督府觀測所官制	(一〇) 四九四
第二百七十四號	關東都督府監獄署官制	(一〇) 四九五
第二百七十五號	關東都督府通信官署官制	(一〇) 四九六
第二百七十六號	關東都督府職員特別任用令中改正	(一〇) 四九九
第二百七十七號	關東都督府醫院職員ニ明治四十年勅令第七十五號及第七十六號 準用ノ件	(一〇) 五〇〇
第二百七十八號	關東都督府職員官等給與令中改正	(一〇) 五〇〇
第二百七十九號	關東都督府郵便所長手當退官賜金及死亡賜金給與令	(一〇) 五〇二
第二百八十號	關稅法ニ依ル通路ノ件制定明治三十一年勅令第三百八十三號(同 件)廢止	(一一) 五〇三
第二百八十一號	陸軍監獄又ハ海軍監獄在監中一時解放シタル者ノ處罰ニ關スル 件	(一一) 五〇四
第二百八十二號	明治四十年四十二年韓國暴徒鎮壓事件ニ從事シ功勞アル者ニ明 治二十八年勅令第三百十五號準用ノ件	(一一) 五〇五

第二百八十三號	臨時司法省ニ技師技手設置	(一一) 五〇五
第二百八十四號	林區署官制中改正	(一一) 五〇六
第二百八十五號	水産講習所官制中改正	(一一) 五〇七
第二百八十六號	北海道國有林野及產物處分令制定明治三十五年勅令第二百七號 (北海道國有森林原野ニ關スル特別處分ノ件)廢止	(一一) 五〇七
第二百八十七號	政府ニ納ムヘキ保證金其他ノ擔保ニ充用スル國債ノ價格ニ關ス ル件制定明治三十八年勅令第二十號(擔保トシテ政府ニ納ムヘ キ國債證券ノ價格算定ニ關スル件)廢止	(一一) 五一〇
第二百八十八號	海軍艦政本部條例中改正	(一一) 五一〇
第二百八十九號	監獄官吏ヲシテ筆統ヲ携帶セシムルノ件	(一一) 五一一
第二百九十號	明治三十年勅令第三百九十五號(北海道廳支廳名稱位置及管轄 區域)中改正	(一一) 五一二
第二百九十一號	勳章褫奪令制定明治十六年大政官布告第二十二號(勳章ヲ有ス ル者榮譽汚辱ノ所爲アル時及重罪輕罪ノ訴ヲ受ケ拘留若クハ保 釋責付ノ時處分方)外一件廢止	(一一) 五一三
第二百九十二號	勳章記章褫奪ノ佩用取締ニ關スル件制定明治二十八年勅令第百 十八號(勳章記章ニ類似ノ標章佩用禁止)廢止	(一一) 五一五
第二百九十三號	領事官職務規則中改正	(一一) 五一六
第二百九十四號	在外公館費用條例中改正	(一一) 五一七

第二百九十五號	海軍軍醫學生、藥劑學生、造船學生、造兵學生、主計學生條例中改正	(三) 五二七
第二百九十六號	鐵道院官制制定帝國鐵道廳官制廢止	(三) 五二八
第二百九十七號	鐵道院職員定員ノ件	(三) 五三一
第二百九十八號	遞信省官制中改正	(三) 五三二
第二百九十九號	高等官官等俸給令中改正	(三) 五三四
第三百號	明治四十年勅令第二十八號(帝國鐵道廳技監俸給ノ件)中改正	(三) 五三六
第三百一號	帝國鐵道廳職員特別任用令中改正	(三) 五三六
第三百二號	鐵道院總裁秘書ノ任用及官等ニ關スル件	(三) 五三八
第三百三號	明治二十四年勅令第三號(民事訴訟法ニ依リ國ヲ代表スルニ付キテノ規定)中改正	(三) 五三八
第三百四號	明治三十三年勅令第三百六十六號(外國ニ於テ鐵道ヲ敷設スル帝國會社ニ關スル件)中改正	(三) 五二九
第三百五號	明治四十年勅令第二百二十七號(帝國鐵道廳現業員ノ共濟組合ニ關スル件)中改正	(三) 五三〇
第三百六號	明治四十一年勅令第七十九號(南滿洲鐵道株式會社ニ關スル事務主管ノ件)中改正	(三) 五三〇
第三百七號	明治四十一年勅令第二百六十六號(二省以上交渉ノ事項ニ關スル件)中改正	(三) 五三一
第三百八號	鐵道會議規則中改正	(三) 五三二

第三百九號	鐵道軍事供用令中改正	(三) 五三三
第三百十號	鐵道聯隊所屬ノ將校以下ヲシテ鐵道院所管ノ鐵道業務ニ從事セシムルノ件	(三) 五三四
第三百十一號	國有製材所貸付ニ關スル隨意契約ノ件	(三) 五三四
第三百十二號	臨時假名遣調査委員會官制廢止	(三) 五三五
第三百十三號	海軍給與令中改正	(三) 五三五
第三百十四號	陸軍省官制改正	(三) 五三六
第三百十五號	陸軍軍屬ノ懲戒ニ關スル件	(三) 五四五
第三百十六號	明治三十九年勅令第二百九號(南滿洲鐵道株式會社ノ職員ト爲リタル官吏ニ關スル件)中改正	(三) 五四六
第三百十七號	海軍艦型試驗所條例	(三) 五四七
第三百十八號	樺太漁業令中改正	(三) 五四八
第三百十九號	侍從武官府官制制定侍從武官官制廢止	(三) 五四八

條約

法令全書目錄

條約

第一號	戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル條約	八月	一頁
第二號	國際無線電信條約	八月	二〇
第三號	和蘭國ノ海外領地及殖民地ニ關スル日蘭領事職務條約	八月	三九
第四號	韓國ニ於ケル發明、意匠、商標及著作權ノ保護ニ關スル日米條約	八月	四六
第五號	清國ニ於ケル發明、意匠、商標及著作權ノ相互保護ニ關スル日米條約	八月	四九
第六號	日米仲裁裁判條約	八月	五三
第七號	日哥兩國修好通商航海條約	八月	五七
第八號	日本遞信省及大不列顛及愛爾聯合王國郵政廳間郵便爲替業務約定	八月	六二

遞信省告示第千三百五十九號

軍 令

法令全書目錄

軍令

第一號	海軍中總治ヲ要スル者ヲ陸軍懲治隊ニ收容スルノ件	七月	四一
陸第一號	旅團司令部條例改定	二	一
陸第二號	要塞司令部條例改定	二	二
陸第三號	對馬警備隊司令部條例改定	二	四
陸第四號	臺灣總督府陸軍幕僚條例ヲ臺灣總督府陸軍部條例ニ改定	二	六
陸第五號	陸軍戶山學校條例改定	二	七
陸第六號	陸軍騎兵實施學校條例改定	二	一
陸第七號	陸軍野戰砲兵射擊學校條例改定	二	一
陸第八號	陸軍要塞砲兵射擊學校條例ヲ陸軍重砲兵射擊學校條例ニ改定	二	一七
陸第九號	陸軍士官學校條例改定	二	二〇
陸第十號	陸軍將校生徒試驗委員會條例改定	二	二四
陸第十一號	陸軍將校團條例	二	二七
陸第十二號	陸軍常備團隊配備表改定	二	二九
陸第十三號	陸軍大學校條例改定	二	三一
陸第十四號	陸軍下士勳功章付與規則	二	三五
陸第十五號	現役陸軍大將ニ副官附屬ノ件	二	四一